

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月7日 10:22

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (415 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日、内閣法制局に持込んだ資料を送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

よろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月7日 10:22

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (403 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日、内閣法制局に持込んだ資料を送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

よろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月7日 10:23

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (403 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日、内閣法制局に持込んだ資料を送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

よろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月7日 10:23

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (415 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日、内閣法制局に持込んだ資料を送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

よろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tei 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月7日 10:24

宛先: 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 淡路 恵介(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (403 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日、内閣法制局に持込んだ資料を送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

よろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月7日 10:24

宛先: 八幡 浩紀(官邸-副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (403 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日、内閣法制局に持込んだ資料を送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

よろしく願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月7日 10:25

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (403 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日、内閣法制局に持込んだ資料を送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

よろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

Tei 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307



資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月7日 10:27

宛先:

添付ファイル: 資料リスト.jtd (25 KB); 130606法案概要(3枚).jtd (55 KB); 130603 防衛、テロリズム等防止及び安全保障の
関係.pdf (252 KB); 別表用例.jtd (115 KB); 条文案・理由.jtd (160 KB); 読替表.jtd (172 KB); 別表に掲げる
例.jtd (63 KB); 「…項各号中」の例.jtd (24 KB); 読み替える規定の順番が前後する例.jtd (25 KB); 読み替える
規定が順になっている例.jtd (24 KB); 適性評価の対象外とする者に補佐官を加えることについて.jtd (31 KB);
配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記~1.jtd (32 KB); 業務知得者を適性評価の対象とし
ないことについて.jtd (36 KB); 130606 別表第3号に該当する具体的な事項の例.jtd (36 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日、内閣法制局に持込んだ資料を送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

よろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月7日 10:28

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (403 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日、内閣法制局に持込んだ資料を送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

よろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月7日 10:28

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (403 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日、内閣法制局に持込んだ資料を送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

よろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月7日 10:29

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (403 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日、内閣法制局に持込んだ資料を送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

よろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307



平成25年6月6日

秘密保全法制 法制局持込み資料

一 法案概要（3枚）

二 別表関係

- 1 我が国の防衛、テロリズム等防止及び安全保障の関係
- 2 別表第3号に該当する事項の具体例
- 3 用例集（別表関係）

三 条文案関係

- 1 条文案・理由
- 2 読替表
- 3 用例
 - 「別表に掲げる」の例
 - 「…項各号中」の例
 - 読み替える規定の順番が前後する例
 - 読み替える規定が順になっている例

四 論点ペーパー

- 1 内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象外とすることについて（案）
- 2 配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて（案）
- 3 業務知得者を適性評価の対象としないことについて（案）

特~~定~~別秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止~~国及び国民の安全の確保我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持~~に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特~~定~~別秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特~~定~~別秘密の管理に関する措置(1) 行政機関における特~~定~~別秘密の指定等

ア 行政機関(※)の長は、次の①～③に掲げる事項(公になっていないものに限る。)を特~~定~~別秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

① 別表第1号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

② 別表第2号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の我が国におけるテロリズム等防止等(※)に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「テロリズム等防止等」とは、⑦特定有害活動(国内外の組織によるテロ活動(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動)、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動)の抑止及び①テロリズム等緊急事態(国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態)による被害の発生・拡大の防止をいう。

③ 別表第3号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の防衛、テロリズム防止等その他の安全保障等(※)に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「我が国の安全保障等」とは、⑧我が国の安全保障平和と独立並びに国及び国民の安全の確保(国内治安の維持にとどまるものを除く。)をいい、

外交によるものを含む点で防衛より広く、テロリズム等防止のうち国外組織による活動に係るものを含むもの、④我が国の領域、排他的経済水域若しくは大陸棚の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題の解決、⑤外国における紛争（②に重要な影響を与えるものに限る。）の発生防止又は紛争の停止若しくはその維持をいう。

イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 特定別秘密の取扱いの業務に従事する者に対する適性評価の実施

ア 特定別秘密の取扱いの業務に従事する者ことができる者は、次に掲げる者とする。又は

- ・ 適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は若しくは契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。

- ・ 行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でないこれらに準じる官職を占める者

- ・ ~~特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であつて、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。）を講じたもの~~

イ 適性評価の有効期間は、原則として5年とする。

ウ 適性評価は、特定別秘密の取扱いの業務に従事する者が見込まれる職員等の同意を得て、①特定有害活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特定別秘密の取扱いの業務に従事した場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

エ 当該職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他のウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。

- オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。
- キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等がによる特**定**別秘密の取扱いの業務に従事することが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等がウの①～③についての調査の結果、特**定**別秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。
- ク 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応する。
- ケ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②適性を有するかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、欠格条項等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

2 特**定**別秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
- ア 特**定**別秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
- イ 業務により特**定**別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）
- (2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特**定**別秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。
- (3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 訓示的規定 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特**定**別秘密の取扱いの業務に従事することができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特**定**別秘密として指

定した事項とみなす等の経過措置を定める。

(4) 内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（公共の安全と秩序の維持に関するテロリズム等防止等に関する事項）】

- イ ~~テロリズム等緊急事態に対処する~~テロリズム等防止等のための措置又はこれに関する計画若しくは又は研究
- ロ ~~公共の安全と秩序の維持~~テロリズム等防止等に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム等防止等に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ ~~テロリズム等防止等公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号~~その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

【第3号（外交に関する安全保障等に関する事項）】

- イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容
- ロ 我が国の安全保障等に係る関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の

方針交渉の内容

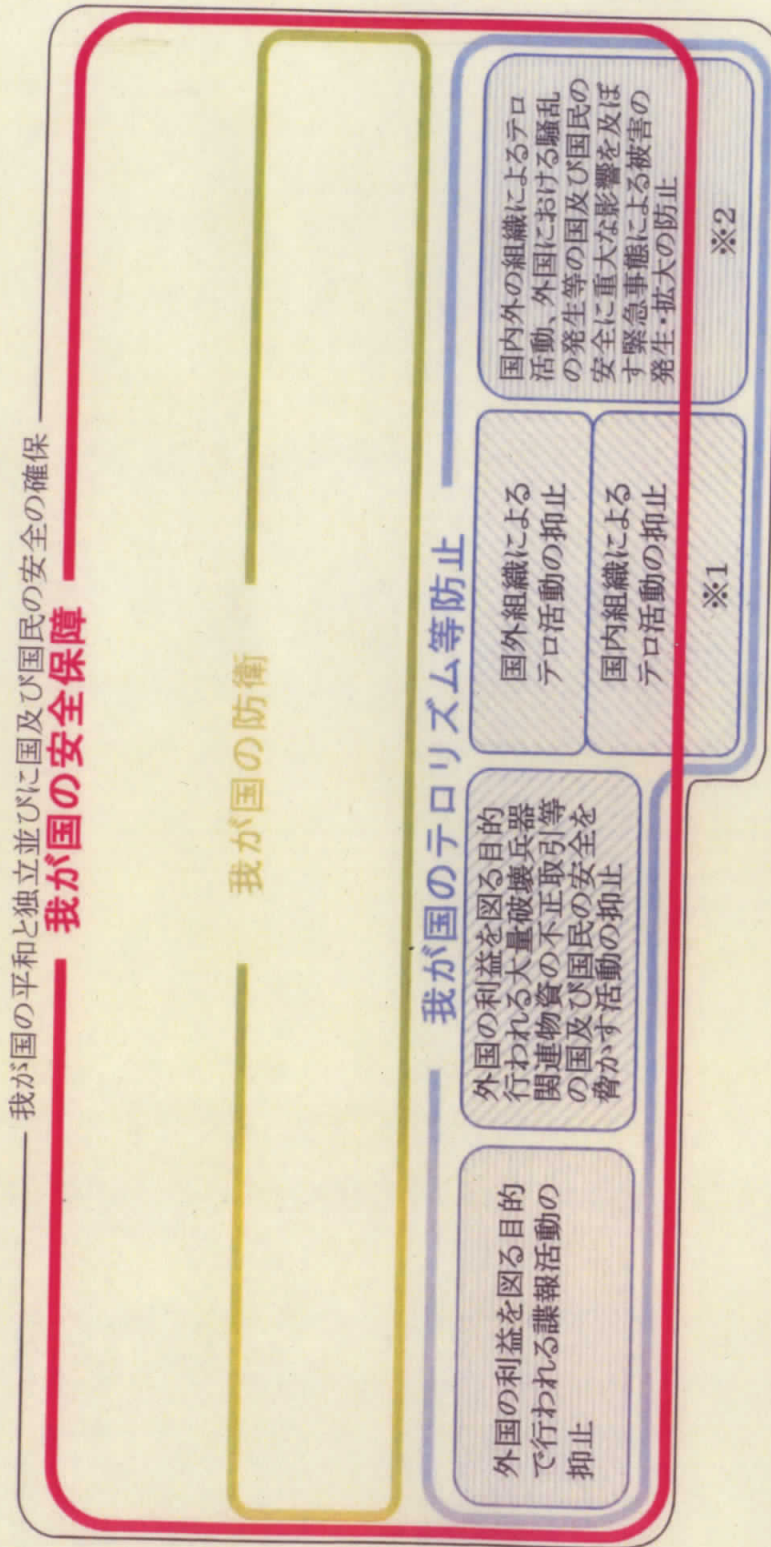
ハ 安全保障等のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）

ハニ 外交安全保障等に関し収集した我が国の安全保障等に関する条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）

ニホ ハニに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホハ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

我が国の防衛、テロリズム等防止及び安全保障の関係



- ※1 国内組織による我が国におけるテロ活動の抑止は、通常、国内治安の維持にとどまるものであり、我が国の安全保障には含まれない。
- ※2 国内組織による我が国におけるテロ活動による被害の発生・拡大の防止は、通常、国内治安の維持にとどまるものであり、我が国の安全保障には含まれない。

別表第3号に該当する事項の具体例（イメージ）

<p>イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容</p> <p>〈交渉の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北方領土問題や北朝鮮による拉致問題に関する交渉におけるやりとりの詳細 ○ 国連事務総長との会談での我が国の安全保障上の課題に関する同事務総長の発言 <p>〈協力の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国による核開発を放棄させるために当該国に対して他の関係国と協調して行う働きかけの実施状況 ○ 外国による核開発の動向に関し国際原子力機関に提供した情報
<p>ロ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針</p> <p>〈交渉の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 領域の保全に関する外国との交渉のための対処方針 ○ 国連安保理決議に基づく船舶検査活動の実施に際しての我が国の実施区域に関する交渉の方針 <p>〈協力の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日米安全保障条約に基づく米国との協力の方針 ○ 外国による核実験に関しての国連安保理決議への対応方針
<p>ハ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）</p> <p>〈措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 領域の保全のために関係省庁が実施する準備措置 ○ 戦略的に重要な物資の確保のための外国企業との調整 <p>〈措置の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国が弾道ミサイルを発射した場合に執る措置（入国禁止、貨物の輸出入の禁止、関係団体等の資産の凍結等）の方針 ○ 外国が軍事行動をとった場合に、これを支持又は非難する旨の声明の発出に関する方針 <p>〈除かれる事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の運用状況、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）第18条）（第1号イに該当） ○ 「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第8条及び第9条）（第1号ニに該当） ○ 重要施設の警備の実施状況、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領（第2号イに該当）
<p>ニ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の安全保障に影響を与える紛争当事国間の交渉の動向に関して情報保護協定に基づき外国の政府から提供を受けた情報 <p>〈除かれる事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国による軍事活動に関し自衛隊が収集した電波情報（第1号ロに該当） ○ 治安機関が外国情報機関等の諜報活動に関し収集した情報（第2号ロに該当） ○ 外国での邦人人質事件において外国の政府から入手した当該国の対処状況（第2号ロに該当）
<p>ホ ニに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>〈情報の収集整理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外務省の情報部局の活動状況、態勢及び方法等 <p>〈情報の収集整理の能力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集衛星の撮像能力
<p>ヘ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公電に用いる暗号

別表等に用いられている文言の用例

(テロリズム等防止関係)

〈1(1)ア②※ テロリズム等防止〉

⑦ 特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動）、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）の抑止

(用例)

「テロリズム」の例

○犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること(以下「犯罪による収益の移転防止」という。)が極めて重要であることにかんがみ鑑み、特定事業者による顧客等の本人確認本人特定事項(第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。)等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

○原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号) (抄)

第四条の二 国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で(…)人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊す

る行為」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一・二 （略）

2・3 （略）

「大量破壊兵器関連（…）物資」の例

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 北朝鮮特定貨物 次のいずれかに該当する貨物（我が国から輸出しようとする貨物で外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項の規定による許可を受けなければならないもの及び同条第三項の規定による輸出の承認を受ける義務を課せられているもの並びに我が国から輸出した貨物で当該許可又は当該承認を受けたもの並びに我が国に輸入しようとする貨物で同法第五十二条の規定による輸入の承認を受ける義務を課せられているもの及び我が国に輸入した貨物で当該承認を受けたものを除く。）をいう。

イ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であって政令で定めるもの

ロ （略）

二～四 （略）

「抑止」の例

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等

における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

○警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)(抄)

(武器の使用)

第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条(正当防衛)若しくは同法第三十七条(緊急避難)に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一・二 (略)

(安全保障関係)

〈1(1)ア③※ 安全保障〉

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保（国内治安の維持にとどまるものを除く。）をいい、外交によるものを含む点で防衛より広く、テロリズム等防止のうち国外組織による活動に係るものを含むものをいう。

(用例)

「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保」の例

- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

「我が国の平和と独立…国（…）の安全」の例

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（自衛隊の任務）

第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2・3 （略）

- 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄）

（任務）

第三条 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。）を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

2 （略）

① 国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止

(用例)

「外国における(…)騒乱」の例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

(在外邦人等の輸送)

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2 (略)

「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)(抄)

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)

「被害の発生(…)拡大の防止」の例

○消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)(抄)

(消費者への注意喚起)

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2・3 (略)

〈別表第2号〉

イ テロリズム等防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

(用例)

「…のための措置又は」の例

- 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)(抄)

(指導及び助言)

第二十二條 国及び都道府県は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、承認企業立地計画に係る企業立地のための措置又は承認事業高度化計画に係る事業高度化のための措置を適確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

「措置(…)に関する計画」の例

- 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)(抄)

(政府実行計画等)

第二十条の二 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「政府実行計画」という。)を策定するものとする。

2～7 (略)

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)(抄)

(事業の廃止に伴う措置)

第十二条の六 (略)

2 製錬事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3～9 (略)

- ロ テロリズム等防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズム等防止の用に供する暗号

(用例)

「国際機関…外国の行政機関」の例

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）

（国際課）

第十二条 国際課においては、次の事務をつかさどる。

一 （略）

二 所管行政に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
三 （略）

○防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）

（防衛政策局の所掌事務）

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六 （略）

七 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関すること。

八 （略）

「…から得た情報」の例

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）

（消費者委員会の勧告等）

第四十三条 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

2 （略）

〈別表第3号〉

- | |
|----------------------------------|
| イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容 |
| ロ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針 |

(用例)

「外国の政府…又は国際機関」の例

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）（抄）

（国際的協調のための施策）

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条（略）

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一～四（略）

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であって、これらの機関から委任されたものに従事する者

「外国（の）政府（…）との交渉…協力」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

三～二十九（略）

「国際機関との交渉」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ・ロ（略）

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等に移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ (略)

二～五 (略)

2・3 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）
（保有個人情報の開示義務）

第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一～三 (略)

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五～七 (略)

「国際機関との（…）協力」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）
（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関すること。

四～二十九 (略)

「交渉の内容」の例

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）
（保険契約の承継等の申込み）

第二百六十七条 (略)

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

3・4 (略)

「協力の内容」の例

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）

(抄)

(特定研究開発等計画の認定)

第四条 (略)

2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)その他の者(以下「協力者」という。)がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

四 (略)

3 (略)

「…の方針」の例

○会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)

第三百九十条 (略)

2 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第三号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

一・二 (略)

三 監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

3・4 (略)

○景観法(平成十六年法律第百十号)(抄)

(景観計画)

第八条 (略)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

四 (略)

3～11 (略)

ハ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）

（用例）

「貨物の輸出又は輸入の禁止」の例

○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一～三十一 (略)

三十二 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

三十三 (略)

2 (略)

「実施する(…)措置」の例

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「周辺事態」という。)に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

「措置…方針」の例

○官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号) (抄)

(保安上又は防火上危険である庁舎に対する措置)

第八条 (略)

2 各省各庁の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対して、これに対する措置の方針を通知し、且つ、その措置をしたときはその結果を通知しなければならない。

ニ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）
ホ ニに掲げる情報の収集整理又はその能力

（用例）

「条約その他の国際約束」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 （略）

四 条約その他の国際約束の締結に関すること。

五～二十九 （略）

「条約その他の国際約束に基づき」の例

○独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）（抄）

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 （略）

四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であつて、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号及び第四十二条第二項第三号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ （略）

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ・二 （略）

五～九 （略）

2・3 （略）

「保護することが必要な」の例

○環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）

（環境の保全上の支障を防止するための規制）

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一～三 （略）

四 採捕、損傷その他の行為であつて、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 （略）

2 （略）

へ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

(用例)

「外務省本省」の例

○外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号) (抄)

(大使及び公使の待命)

第十二条 (略)

2 (略)

3 待命の大使又は公使は、特別の必要がある場合には、臨時に、第二条第一項第三号から第六号までに掲げる者の任務又はこれらに準ずる任務(以下「特派大使等の任務」という。)その他外務省本省の事務に従事させることができる。

4～6 (略)

「在外公館」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) (抄)

(設置)

第六条 外務省に、在外公館を置く。

2・3 (略)

「…との間の通信」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号) (抄)

(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)

第十五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人又は宗教の職にある者(傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。)との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) (抄)

(船舶又は航空機に開設した外国の無線局)

第百三条の四 (略)

2 前項の無線局は、次に掲げる通信を行う場合に限り、運用することができる。

一 (略)

二 電気通信業務を行うことを目的とする無線局との間の通信

三 (略)

安全保障の用例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）
（所掌事務）

- 第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。
 - イ 日本国の安全保障
 - ロ～ニ （略）
 - 二～二十九 （略）

○外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）（抄）
（総合外交政策局の所掌事務）

- 第四条 総合外交政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 総合的な外交政策又は日本国の安全保障に係る基本的な外交政策その他の基本的な外交政策の企画及び立案に関すること。
 - 二～九 （略）
- 2 （略）

（安全保障政策課の所掌事務）

- 第三十一条 安全保障政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 第四条第一項第一号に規定する基本的な外交政策のうち日本国の安全保障に係るものの企画及び立案に関すること。
 - 二～七 （略）

（経済安全保障課の所掌事務）

- 第六十八条 経済安全保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 次に掲げる事項に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。
 - イ・ロ （略）
 - 二～六 （略）

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）（抄）
（労働契約）

第九条 （略）

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 一～三 （略）
 - 四 解雇その他の労働契約の終了の効力に関する訴え又は申立て（いずれも損害の賠償を求めるものを除く。）であつて、当該外国等の元首、政府の長又は外務大臣によつて当該訴え又は申立てに係る裁判手続が当該外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあるとされた場合
 - 五・六 （略）

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)(抄)
(委員の任命)

第九十五条 委員は、人格が高潔であつて、安全保障に関する識見を有し、かつ、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、防衛大臣が任命する。

○中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三号)(抄)
(外務省の編成方針)

第十九条 外務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。
一～六 (略)

七 安全保障について、外交政策と防衛政策を始めとした関係府省の政策との密接な連携を確保することにより、総合的な安全保障政策の構築を図ること。

八 (略)

○財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第百九号)(抄)
(防衛関係費に係る改革の基本方針)

第十九条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するものとする。

2 (略)

※国家安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(平成二十五年六月七日閣議決定予定)(抄)(注:下線部は改正部分)

○国家安全保障会議設置法
(設置)

第一条 我が国の安全保障(以下「国家安全保障」という。)に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議(以下「会議」という。)を置く。
(所掌事務等)

第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。

一 国防の基本方針

二 防衛計画の大綱

三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱

四 武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。)への対処に関する基本的な方針

五 武力攻撃事態等への対処に関する重要事項

六 周辺事態への対処に関する重要事項

七 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項

八 国防に関する重要事項(前各号に掲げるものを除く。)

九 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）

十 重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び次項の規定により第七号又は第八号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項

十一 その他国家安全保障に関する重要事項

2・3 （略）

表の項目名を表す際の用例

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)(抄)

(合衆国軍隊の機密を侵す罪)

第六条 合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

別表

一 防衛に関する事項

イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況

ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備

ハ 部隊の任務、配備又は行動

ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度

ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二 編制又は装備に関する事項

イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況

ロ 編制又は装備の現況

ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三 運輸又は通信に関する事項

イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況

ロ 軍用通信の内容

ハ 軍用暗号

特定秘密の保護に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定秘密の指定等（第三条・第四条）

第三章 特定秘密の取扱い（第五条・第六条）

第四章 適性評価等（第七条―第十二条）

第五章 雑則（第十三条―第十五条）

第六章 罰則（第十六条―第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が、防

衛その他の安全保障及びテロリズム等防止~~国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が~~
~~国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものにつ~~
 いて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であること
 に鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることによ
 り、その漏えいの防止を図り、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを
 目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定秘密」とは、防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止~~国及び国民の安~~
~~全の確保我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要で~~
 あるものとして次条第一項の規定により指定された事項をいう。

2 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規

定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

43 | この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の利益を図る目的で行われる活動であつて

、次に掲げるもの

イ 国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であつて、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

§4 この法律において「テロリズム等防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一 ~~テロリズム等緊急事態~~（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であつて、前項第一号に規定する行為が発生した事態、外国における騒乱が発生した事態その他これらに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二 特定有害活動の抑止

§5 この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。【P】

一 我が国の安全保障平和と独立並びに国及び国民の安全の確保

二 我が国の領域、排他的経済水域若しくは大陸棚の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じ

ている問題の解決

三 外国における紛争（第一号に掲げるものに重要な影響を与えるものに限る。以下この号において同じ。

）の発生防止又は紛争の停止若しくはその維持

6 この法律において「契約業者」とは、第五条第三項の規定により行政機関の長が当該行政機関との契約に基づき特定秘密の取扱いの業務を行わせる者をいう。

第二章 特定秘密の指定等

（特定秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第二項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。

一 別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の我が国におけるテロリズム等防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛、テロリズム防止その他の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 行政機関の長は、共有事項（当該行政機関が他の行政機関に提供し、若しくは他の行政機関から提供を

受けた事項~~Ⅱ~~又は当該行政機関及び他の行政機関が同一の機会に行政機関以外の者から提供を受けた事項をいう。次項及び次条第四項において同じ。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議し、その同意を得なければならない。

4 行政機関の長は、~~前項の規定による協議を経て当該共有事項について~~指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5 警察庁長官は、警察共有事項（警察庁が都道府県警察に提供し、若しくは都道府県警察から提供を受けた事項~~Ⅱ~~又は警察庁及び都道府県警察が同一の機会に都道府県警察以外の者から提供を受けた事項をいう。以下この項において同じ。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条 行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時ににおいて、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4 行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章 特定秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところに

より、都道府県警察の職員のうち別表各号第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき、特定秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者）をいう。以下同じ。）に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

（特定秘密の取扱いの業務に従事する者等）

第六条 行政機関において特定秘密の取扱いの業務に従事することができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 当該行政機関の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特定秘密の取扱いの業務に従事する適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの
 当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第四項第八条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該行政機関の職員であつて、第十条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当

該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第4項第8条第1項の規定による通知をした場合を除く。）。

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特定秘密の取り扱いの業務に従事することができるものとする。

一 当該行政機関の長

二 次に掲げる職を占める者

イ 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ 内閣官房副長官

ハ 内閣総理大臣補佐官

ニ 副大臣

ホ# 大臣政務官

ヘ# イからホ#までに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条

第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三 特定秘密に係る犯罪の捜査その他の特定秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であつて、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で、当該職員にわいて確認措置（次条第二項各号に掲げる事項）ごとに当該事項に関し特定秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたもの（当該事務を遂行するため必要最小限度の特定秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合は限る。）

三四 法令の規定により他の行政機関の職員をもつて充てることとされている当該行政機関の職員であつて、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特定秘密の取り扱いの業務に従事することができるもの

3 第一項及び前項第十一号（第二号及び第三号を除く。）第十二号及び第十四号を除く。の規定は、都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務について準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは

「都道府県警察の職員」と、同項第一号中「次条第一項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する次条第一項」と、同第十項各号並び及び前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第一項各号中「第八条第一項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第八条第一項」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特定秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するもののみが特定秘密の取扱いの業務に従事すべき旨の条件を付するものとする。

- 一 当該契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）であつて、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る同条第十項第八條第一項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該契約業者の役職員等であつて、第十条において準用する第十八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する次条第八条第一項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章 適性評価等

（行政機関の長による職員に係る適性評価の実施）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特定秘密の取り扱いの業務に従事した場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一 当該行政機関の職員又は当該行政機関の長が第五条第三項の規定により特定秘密の取扱いの業務を行わせる契約業者の役職員等として特定秘密の取り扱いの業務に従事するりことが見込まれることとなつた者

二 当該行政機関の長が第六次条第一項の規定による適性を有すると認めた旨の通知（その者について当

該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特定秘密のを取り扱ひの業務に従事するがことが引き続き見込まれるもの

三 当該行政機関の長が第本次条第一項の規定による適性を有すると認めたる旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特定秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
- 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
- 五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

- 3 行政機関の長は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）の家族（評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。以下この項において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所その他の前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者評価対象者に対し告知した上、その当該評価対象者の同意を得なければならない。

一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二 行政機関の長が前号に規定する事項について第六項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について前項の規定による同意をしなかつたときは、その者は前条第一項第一号又は前条第四項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同前条第一項又は前条第四項の規定を適用する。

6 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（適性評価の結果等の通知）

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定による通知をする場合において、当該評価対象者が契約業者の役職員等であるときは、当該前項の規定により通知の内容（当該評価対象者が前条第四項の規定による同意をしな

かつた場合にあつては、その旨を当該契約業者に対し通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた契約業者は、当該評価対象者が当該契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。第十二条第二項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4 前第一項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかつたときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

（苦情への対応）

第九条 行政機関の長は、前条第一項の規定により評価対象者に通知された結果その他の適性評価に関する

評価対象者の苦情について、政令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 評価対象者は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(仮の適性評価)

第十八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（第七前条第一項第一号に掲げる者であつて、

同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）がはよる特定秘密の取扱いの業務に従事することが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 第七前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特定秘密のを取扱いの業務に従事した場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情がないこと。

二 第七前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特定秘密のを取扱いの業務に従事した場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めるときは、その旨を評価対象者に対し通知

するものとする。この場合においては、第八条第二項及び第三項並びに前条の規定を準用する。

(警察本部長による都道府県警察の職員に係る適性評価の実施等)

第十一九条 前二条第七条から前条まで(第八条第二項及び第三項を除く。)の規定は、警察本部長が都道府県警察の職員に係る適性評価を実施する場合について準用する。この場合において、これらの規定(第七条第一項第一号を除く。)中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員又は当該行政機関の長が第五条第三項の規定により特定秘密の取扱いの業務を行わせる契約業者の役職員等」とあり、第十号及び同条第六五項中「当該行政機関の職員」とあるのは「当該都道府県警察の職員」と、同条第一項第二号及び第三号中「次条第一項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する次条第一項」と、同条第五項中「前条第一項第一号又は前条第四項第一号」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えて準用する同条第一項第一号」と、前項中「同前条第一項又は前条第四項」とあるのは「同項前条第三項の規定により読み替えて準用する同条第十項」と、第九条第一項中「前条第一項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する前条第一項」と、前条第一項中「第七条第一項第一号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する第七条第一項第一号」と、同条

第二項中「通知するものとする。この場合においては、第八条第二項及び第三項並びに前条の規定を準用する。」とあるのは、「通知するものとする。この場合においては、次条の規定により読み替えて準用する前条の規定を準用する。」と同条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条 第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号及び同条第五項中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

（適性評価に関するの実施に当たって取得する個人情報利用及び提供の制限）

第十二条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の取扱者の制限適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。評価対象者が第七条第四項（前条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと、評価対象者について適性を有すると認めるかどうかの結果又は適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によつて、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八条各号、第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八条各号、第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号、同条第二項各号若しくは第二十九条第一項各号のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

2 契約業者及び契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の取扱者の制限以外の目的のために、第八条第二項及び第三項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第十二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかつたこと又は適性評価により適性を有しないこと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の規定を適用しななければならない。

2 契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第一条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかつたこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由

として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(確認措置の実施についての準用)

第十三条 第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかつたこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかつたこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかつたこと」と、それぞれ読み替えるものとする。

第五章 雑則

(その他の保護措置)

第十三条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から前第十条までに定めるものの

ほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(この法律の解釈適用)

第十五条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第六章 罰則

第十六条 特定秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職

を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次に掲げる行為により行政機関、都道府県警察又は契約業者が保有する特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二 財物の窃取

三 施設への侵入

四 施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特定秘密を保有する者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくはせず行為

五 映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為

六 施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知してこれらの内部の音声に係る情報に変換する機能を有する機器を使用する行為

七 有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第六十八條の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による保有者の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十八条 第十六条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十九~~廿~~条 第十六~~廿~~条第三項若しくは第十七~~廿~~条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十六~~廿~~条第一項、第二項若しくは第十七~~廿~~条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十~~廿~~条 第十六~~廿~~条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第十七~~廿~~条及び第十八~~廿~~条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第六条の規定は、公布の日から起算して二~~廿~~年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等(第八十七~~条~~―第九十六~~条~~の二)」を「自衛隊の権限(第八十七~~条~~―第九十六

条)」に、「第二百二十六条」を「第二百五十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第二百二十二条を削り、第二百二十三条を第二百二十二条とし、第二百二十四条から第二百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

(防衛秘密に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法(次条において「旧自衛隊法」という。)第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特定秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であつて施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(内閣法の一部改正)

第六条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘

密の保護に関する法律(平成二十四年法律第 号)第二条第一項に規定する特定秘密の保護に関するもの及び」を加える。

別表(第三条、第五条関係)

一 防衛に関する事項~~であつて、次に掲げるもの~~

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達のに供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

- 其二 公共の安全と秩序の維持に関するテロリズム等防止等に関する事項であつて、次に掲げるもの
 イ サロリズム等緊急事態に対処するテロリズム等防止等のための措置又はこれに関する計画若しくは
 又は研究
 ロ 公共の安全と秩序の維持テロリズム等防止等に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その
 他のテロリズム等防止等に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 ニ テロリズム等防止等公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達のに
 供する暗号
 其三 外交に関する安全保障等に関する事項であつて、次に掲げるもの
 イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容
 ロ 我が国の安全保障等に係る関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針交渉の内容
 ハ 安全保障等のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第一
 号イ若しくはニ又は第二号イに掲げるものを除く。）

ホニ 外交安全保障等に関し収集した我が国の安全保障等に関する条約その他の国際約束に基づき保護
することが必要な情報その他の重要な情報（第一号口又は第二号口に掲げるものを除く。）

ホホ ホニに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホヘ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号その他ホに掲げる情報の伝達
の用に供する暗号

理由

防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止~~菌及び国民の安全の確保我が国の我が国の防衛、外交又は公~~
~~共の安全と秩序の維持~~に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特定秘密として保護する
ため、行政機関における特定秘密の指定、特定秘密の~~を取り扱いの業務に従事する者~~に対する適性評価の
実施等の特定秘密の管理に関する措置、特定秘密の漏えい等に対する罰則等について定める必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。

別表第3号に該当する事項の具体例（イメージ）

<p>イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容 〈交渉の内容〉 ○ 北方領土問題や北朝鮮による拉致問題に関する交渉におけるやりとりの詳細 ○ 国連事務総長との会談での我が国の安全保障上の課題に関する同事務総長の発言 〈協力の内容〉 ○ 外国による核開発を放棄させるために当該国に対して他の関係国と協調して行う働きかけの実施状況 ○ 外国による核開発の動向に関し国際原子力機関に提供した情報</p>
<p>ロ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針 〈交渉の方針〉 ○ 領域の保全に関する外国との交渉のための対処方針 ○ 国連安保理決議に基づく船舶検査活動の実施に際しての我が国の実施区域に関する交渉の方針 〈協力の方針〉 ○ 日米安全保障条約に基づく米国との協力の方針 ○ 外国による核実験に関しての国連安保理決議への対応方針</p>
<p>ハ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。） 〈措置〉 ○ 領域の保全のために関係省庁が実施する準備措置 ○ 戦略的に重要な物資の確保のための外国企業との調整 〈措置の方針〉 ○ 外国が弾道ミサイルを発射した場合に執る措置（入国禁止、貨物の輸出入の禁止、関係団体等の資産の凍結等）の方針 ○ 外国が軍事行動をとった場合に、これを支持又は非難する旨の声明の発出に関する方針 〈除かれる事項〉 ○ 自衛隊の運用状況、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）第18条）（第1号イに該当） ○ 「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第8条及び第9条）（第1号ニに該当） ○ 重要施設の警備の実施状況、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領（第2号イに該当）</p>
<p>ニ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。） ○ 我が国の安全保障に影響を与える紛争当事国間の交渉の動向に関して情報保護協定に基づき外国の政府から提供を受けた情報 〈除かれる事項〉 ○ 外国による軍事活動に関し自衛隊が収集した電波情報（第1号ロに該当） ○ 治安機関が外国情報機関等の諜報活動に関し収集した情報（第2号ロに該当） ○ 外国での邦人人質事件において外国の政府から入手した当該国の対処状況（第2号ロに該当）</p>
<p>ホ ニに掲げる情報の収集整理又はその能力 〈情報の収集整理〉 ○ 外務省の情報部局の活動状況、態勢及び方法等 〈情報の収集整理の能力〉 ○ 情報収集衛星の撮像能力</p>
<p>ヘ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号 ○ 公電に用いる暗号</p>

別表等に用いられている文言の用例

(テロリズム等防止関係)

〈1 (1)ア②※ テロリズム等防止〉

⑦ 特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動）、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）の抑止

(用例)

「テロリズム」の例

○犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること(以下「犯罪による収益の移転防止」という。)が極めて重要であることにかんがみ鑑み、特定事業者による顧客等の本人確認本人特定事項(第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。)等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

○原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号) (抄)

第四条の二 国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で(…)人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊す

る行為」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一・二 （略）

2・3 （略）

「大量破壊兵器関連（…）物資」の例

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 北朝鮮特定貨物 次のいずれかに該当する貨物（我が国から輸出しようとする貨物で外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項の規定による許可を受けなければならないもの及び同条第三項の規定による輸出の承認を受ける義務を課せられているもの並びに我が国から輸出した貨物で当該許可又は当該承認を受けたもの並びに我が国に輸入しようとする貨物で同法第五十二条の規定による輸入の承認を受ける義務を課せられているもの及び我が国に輸入した貨物で当該承認を受けたものを除く。）をいう。

イ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であって政令で定めるもの

ロ （略）

二～四 （略）

「抑止」の例

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等

における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

○警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号) (抄)

(武器の使用)

第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条(正当防衛)若しくは同法第三十七条(緊急避難)に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一・二 (略)

(安全保障関係)

〈1 (1)ア③※ 安全保障〉

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保（国内治安の維持にとどまるものを除く。）をいい、外交によるものを含む点で防衛より広く、テロリズム等防止のうち国外組織による活動に係るものを含むものをいう。

(用例)

「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保」の例

- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

「我が国の平和と独立…国（…）の安全」の例

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（自衛隊の任務）

第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2・3 （略）

- 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄）

（任務）

第三条 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。）を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

2 （略）

④ 国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止

(用例)

「外国における(…)騒乱」の例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

(在外邦人等の輸送)

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2 (略)

「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)(抄)

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)

「被害の発生(…)拡大の防止」の例

○消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)(抄)

(消費者への注意喚起)

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2・3 (略)

〈別表第2号〉

イ テロリズム等防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

(用例)

「…のための措置又は」の例

- 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)(抄)

(指導及び助言)

第二十二條 国及び都道府県は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、承認企業立地計画に係る企業立地のための措置又は承認事業高度化計画に係る事業高度化のための措置を適確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

「措置(…)に関する計画」の例

- 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)(抄)

(政府実行計画等)

第二十条の二 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「政府実行計画」という。)を策定するものとする。

2～7 (略)

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)(抄)

(事業の廃止に伴う措置)

第十二条の六 (略)

2 製錬事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3～9 (略)

- | |
|--|
| ロ テロリズム等防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報 |
| ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 |
| ニ テロリズム等防止の用に供する暗号 |

(用例)

「国際機関…外国の行政機関」の例

- 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）
（国際課）

第十二条 国際課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 所管行政に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 （略）

- 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）
（防衛政策局の所掌事務）

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～六 （略）
- 七 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関すること。
- 八 （略）

「…から得た情報」の例

- 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）
（消費者委員会の勧告等）

第四十三条 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

- 2 （略）

〈別表第3号〉

- | |
|----------------------------------|
| イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容 |
| ロ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針 |

(用例)

「外国の政府…又は国際機関」の例

- 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）（抄）

（国際的協調のための施策）

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条（略）

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一～四（略）

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であって、これらの機関から委任されたものに従事する者

「外国（の）政府（…）との交渉…協力」の例

- 外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

三～二十九（略）

「国際機関との交渉」の例

- 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ・ロ（略）

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等に移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ (略)

二～五 (略)

2・3 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）
（保有個人情報の開示義務）

第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一～三 (略)

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五～七 (略)

「国際機関との（…）協力」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）
（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関すること。

四～二十九 (略)

「交渉の内容」の例

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）
（保険契約の承継等の申込み）

第二百六十七条 (略)

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

3・4 (略)

「協力の内容」の例

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）

(抄)

(特定研究開発等計画の認定)

第四条 (略)

2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)その他の者(以下「協力者」という。)がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

四 (略)

3 (略)

「…の方針」の例

○会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)

第三百九十条 (略)

2 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第三号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

一・二 (略)

三 監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

3・4 (略)

○景観法(平成十六年法律第百十号)(抄)

(景観計画)

第八条 (略)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

四 (略)

3～11 (略)

ハ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）

（用例）

「貨物の輸出又は輸入の禁止」の例

○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一～三十一 (略)

三十二 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

三十三 (略)

2 (略)

「実施する(…)措置」の例

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「周辺事態」という。)に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

「措置…方針」の例

○官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号) (抄)

(保安上又は防火上危険である庁舎に対する措置)

第八条 (略)

2 各省各庁の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対して、これに対する措置の方針を通知し、且つ、その措置をしたときはその結果を通知しなければならない。

- ニ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）
ホ ニに掲げる情報の収集整理又はその能力

(用例)

「条約その他の国際約束」の例

- 外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) (抄)
(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 条約その他の国際約束の締結に関すること。

五～二十九 (略)

「条約その他の国際約束に基づき」の例

- 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号) (抄)
(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの(以下この号及び第四十二条第二項第三号において「国民等の協力活動」という。)を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ (略)

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ・ニ (略)

五～九 (略)

2・3 (略)

「保護することが必要な」の例

- 環境基本法(平成五年法律第九十一号) (抄)
(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 (略)

2 (略)

へ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

(用例)

「外務省本省」の例

○外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)(抄)

(大使及び公使の待命)

第十二条 (略)

2 (略)

3 待命の大使又は公使は、特別の必要がある場合には、臨時に、第二条第一項第三号から第六号までに掲げる者の任務又はこれらに準ずる任務(以下「特派大使等の任務」という。)その他外務省本省の事務に従事させることができる。

4～6 (略)

「在外公館」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)

(設置)

第六条 外務省に、在外公館を置く。

2・3 (略)

「…との間の通信」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)(抄)

(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)

第十五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人又は宗教の職にある者(傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。)との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)(抄)

(船舶又は航空機に開設した外国の無線局)

第百三条の四 (略)

2 前項の無線局は、次に掲げる通信を行う場合に限り、運用することができる。

一 (略)

二 電気通信業務を行うことを目的とする無線局との間の通信

三 (略)

安全保障の用例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

ロ～ニ （略）

二～二十九 （略）

○外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）（抄）

（総合外交政策局の所掌事務）

第四条 総合外交政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合的な外交政策又は日本国の安全保障に係る基本的な外交政策その他の基本的な外交政策の企画及び立案に関すること。

二～九 （略）

2 （略）

（安全保障政策課の所掌事務）

第三十一条 安全保障政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四条第一項第一号に規定する基本的な外交政策のうち日本国の安全保障に係るものの企画及び立案に関すること。

二～七 （略）

（経済安全保障課の所掌事務）

第六十八条 経済安全保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる事項に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。

イ・ロ （略）

二～六 （略）

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）（抄）

（労働契約）

第九条 （略）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一～三 （略）

四 解雇その他の労働契約の終了の効力に関する訴え又は申立て（いずれも損害の賠償を求めるものを除く。）であつて、当該外国等の元首、政府の長又は外務大臣によつて当該訴え又は申立てに係る裁判手続が当該外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあるとされた場合

五・六 （略）

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)(抄)
(委員の任命)

第九十五条 委員は、人格が高潔であつて、安全保障に関する識見を有し、かつ、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、防衛大臣が任命する。

○中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三号)(抄)
(外務省の編成方針)

第十九条 外務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。
一～六 (略)

七 安全保障について、外交政策と防衛政策を始めとした関係府省の政策との密接な連携を確保することにより、総合的な安全保障政策の構築を図ること。

八 (略)

○財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第百九号)(抄)
(防衛関係費に係る改革の基本方針)

第十九条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するものとする。

2 (略)

※国家安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(平成二十五年六月七日閣議決定予定)(抄)(注:下線部は改正部分)

○国家安全保障会議設置法
(設置)

第一条 我が国の安全保障(以下「国家安全保障」という。)に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。

一 国防の基本方針

二 防衛計画の大綱

三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱

四 武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。)への対処に関する基本的な方針

五 武力攻撃事態等への対処に関する重要事項

六 周辺事態への対処に関する重要事項

七 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項

八 国防に関する重要事項(前各号に掲げるものを除く。)

九 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）

十 重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び次項の規定により第七号又は第八号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項

十一 その他国家安全保障に関する重要事項

2・3 （略）

表の項目名を表す際の用例

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)(抄)

(合衆国軍隊の機密を侵す罪)

第六条 合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

別表

一 防衛に関する事項

イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況

ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備

ハ 部隊の任務、配備又は行動

ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度

ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二 編制又は装備に関する事項

イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況

ロ 編制又は装備の現況

ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三 運輸又は通信に関する事項

イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況

ロ 軍用通信の内容

ハ 軍用暗号

特定秘密の保護に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定秘密の指定等（第三条・第四条）

第三章 特定秘密の取扱い（第五条・第六条）

第四章 適性評価等（第七条―第十二条）

第五章 雑則（第十三条―第十五条）

第六章 罰則（第十六条―第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が增大している中で、政府が防

読替表（法律案）

〇都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務（第六条第三項関係）

<p>行政機関（読替之前）</p>	<p>（特定秘密の取扱いの業務に従事する者等）</p> <p>第六条 行政機関において特定秘密の取扱いの業務に従事することができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。</p> <p>一 当該行政機関の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特定秘密の取扱いの業務に従事する適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る第八条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。</p>
<p>都道府県警察（読替之後）</p>	<p>（特定秘密の取扱いの業務に従事する者等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>3 第一項及び前項（第二号及び第三号を除く。）の規定は、都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務について準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同項第一号中「次条第一項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する次条第一項」と、同項各号及び前項第一号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第一項各号中「第八条第一項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第八条第一項」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>【以下第六条第一項及び第二項第一号の準用部分（傍線部分が読替え部分）】</p> <p>（特定秘密の取扱いの業務に従事する者等）</p> <p>第六条 都道府県警察において特定秘密の取扱いの業務に従事することができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。</p> <p>一 当該都道府県警察の職員であつて、その者についての第十一条の規定により読み替えて準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特定秘密の取扱いの業務に従事する適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの 当該警察本部長がその者に対し当該評価に係る第十一条の規定により読み替</p>

- 二 当該行政機関の職員であつて、第十条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し第八条第一項の規定による通知をした場合を除く。）。
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特定秘密の取扱いの業務に従事することができるものとする。
 - 一 当該行政機関の長
 - 二 (略)
- 3・4 (略)

- 二 当該都道府県警察の職員であつて、第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該警察本部長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該警察本部長がその者に対し第十一条の規定により読み替えて準用する第八条第一項の規定による通知をした場合を除く。）。
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特定秘密の取扱いの業務に従事することができるものとする。
 - 一 当該警察本部長

○警察本部長が都道府県警察の職員に適性評価を実施する場合（第十一条関係）

<p>行政機関（読替え前）</p>	<p>都道府県警察（読替え後）</p>
<p>（行政機関の長による適性評価の実施） 第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特定秘密の取扱いの業務に従事した場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一 当該行政機関の職員又は当該行政機関の長が第五条第三項の規</p>	<p>（警察本部長による適性評価の実施等） 第十一条 第七条から前条まで（第八条第二項及び第三項を除く。）の規定は、警察本部長が都道府県警察の職員に適性評価を実施する場合について準用する。この場合において、これらの規定（第七条第一項第一号を除く。）中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員又は当該行政機関の長が第五条第三項の規定により特定秘密の取扱いの業務を行わせる契約業者の役職員等」とあり、同条第六項中「当該行政機関の職員」とあるのは「当該都道府県警察の職員」と、同条第一項第二号及び第三号中「次条第一項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する次条第一項」と、同条第五項中「前条第一項第一号又は第四項第一号」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えて準用する同条第一項第一号」と、「同条第一項又は第四項」とあるのは「同項」と、第九条第一項中「前条第一項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する前条第一項」と、前条第一項中「第七条第一項第一号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する第七条第一項第一号」と、同条第二項中「通知するものとする。この場合においては、第八条第二項及び第三項並びに前条の規定を準用する。」とあるのは、「通知するものとする。この場合においては、次条の規定により読み替えて準用する前条の規定を準用する。」と、それぞれ読み替えるものとする。 【以下第七条から第十条まで（第八条第二項及び同条第三項を除く。）の規定の準用部分（傍線部分が読替え部分）】 （行政機関の長による適性評価の実施） 第七条 警察本部長は、次に掲げる者の適性について、特定秘密の取扱いの業務に従事した場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一 当該都道府県警察の職員として特定秘密の取扱いの業務に従事</p>

定により特定秘密の取扱いの業務を行わせる契約業者の役員等として特定秘密の取扱いの業務に従事することが見込まれることとなった者

二 当該行政機関の長が次条第一項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務に従事することが引き続き見込まれるもの

三 当該行政機関の長が次条第一項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特定秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認められるもの

2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）の家族（評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。以下この項において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有して

することが見込まれることとなった者

二 当該警察本部長が第十一條の規定により読み替えて準用する次条第一項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務に従事することが引き続き見込まれるもの

三 当該警察本部長が第十一條の規定により読み替えて準用する次条第一項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該警察本部長が特定秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認められるもの

2 警察本部長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 警察本部長は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）の家族（評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。以下この項において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有して

いた国籍を含む。)及び住所その他の前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上、当該評価対象者の同意を得なければならぬ。

一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二 行政機関の長が前号に規定する事項について第六項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について前項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号又は第四項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同条第一項又は第四項の規定を適用する。

6 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(適性評価の結果等の通知)

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該

た国籍を含む。)及び住所その他の前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上、当該評価対象者の同意を得なければならぬ。

一 警察本部長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二 警察本部長が前号に規定する事項について第六項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について前項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第三項の規定により読み替えて準用する同条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

6 警察本部長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該都道府県警察の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(適性評価の結果等の通知)

第八条 警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

4 第一項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該

該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

(苦情への対応)

第九条 行政機関の長は、前条第一項の規定により評価対象者に通知された結果その他の適性評価に関する評価対象者の苦情について、政令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 評価対象者は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(仮の適性評価)

第十条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（第七条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）が特定秘密の取扱いの業務に従事することが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 第七条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特定秘密の取扱いの業務に従事した場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 第七条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特定秘密の取扱いの業務に従事した場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたとときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。この場合において、第八条第二項及び第三項並びに前条の規定を準用する。

理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

(苦情への対応)

第九条 警察本部長は、第十一条の規定により読み替えて準用する前条第一項の規定により評価対象者に通知された結果その他の適性評価に関する評価対象者の苦情について、政令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 評価対象者は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(仮の適性評価)

第十条 警察本部長は、適性評価を実施中の評価対象者（次条の規定により読み替えて準用する第七条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）が特定秘密の取扱いの業務に従事することが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 第七条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特定秘密の取扱いの業務に従事した場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 第七条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特定秘密の取扱いの業務に従事した場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 警察本部長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたとときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。この場合において、次条の規定により読み替えて準用する前条の規定を準用する。

「別表に掲げる」の例

○構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定事業」とは、地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業のうち、別表に掲げる事業で、規制の特例措置の適用を受けるものをいう。

3・4 (略)

別表 (第二条関係)

番号	事業の名称	関係条項
一	削除	第十一条
二	学校設置会社による学校設置事業	第十二条
三	学校設置非営利法人による学校設置事業	第十三条
四	削除	第十四条
五	条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業	第十五条
六	削除	第十六条
七	削除	第十七条
八	病院等開設会社による病院等開設事業	第十八条
九	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	第十九条
十	公私協力学校設置事業	第二十条
十一	削除	第二十一条
十二	削除	第二十二条
十三	市町村による狂犬病予防員任命事業	第二十三条
十四	地方公務員に係る臨時的任用事業	第二十四条
十五	削除	第二十五条
十六	削除	第二十六条
十七	削除	第二十七条
十八	特定農業者による特定酒類の製造事業	第二十八条
十八の二	特定酒類の製造事業	第二十八条の二
十九	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	第二十九条
二十	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業	第三十条
二十一	協議会を活用した特定水力発電事業	第三十一条
二十二	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業	第三十二条
二十三	再生資源を利用したアルコール製造事業	第三十三条
二十四	政令等規制事業で第三十四条の規定による政令又は主務省令で定めるもの	第三十四条
二十五	地方公共団体事務政令等規制事業で第三十五条の規定による政令又は主務省令で定めるもの	第三十五条

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

- 一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

二～四 (略)

3～7 (略)

別表(第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十九條関係)

- 一 第三条(組織的な殺人等)、第四条(未遂罪)若しくは第六条第一項第一号(組織的な殺人の予備)の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項(団体の不正権益に係る殺人の予備)の罪又は第十条第一項(犯罪収益等隠匿)若しくは第二項(未遂罪)の罪

二

イ 刑法第九十六条の五(加重封印等破棄等)の罪

ロ 刑法第一百八条(現住建造物等放火)、第一百九条第一項(非現住建造物等放火)若しくは第一百十条第一項(建造物等以外放火)の罪、同法第一百五十五条の規定により同法第一百九条第一項若しくは第一百十条第一項の例により処断すべき罪又はこれらの罪(同法第一百十条第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く。)の未遂罪

ハ 刑法第三百七条(あへん煙吸食器具輸入等)若しくは第三百九条第二項(あへん煙吸食のための場所提供)の罪又はこれらの罪の未遂罪

ニ 刑法第四百八条(通貨偽造及び行使等)若しくは第四百九条(外国通貨偽造及び行使等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第五十三条(通貨偽造等準備)の罪

ホ 刑法第一百五十五条第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印公文書変造)の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第一百五十七条第一項(公正証書原本不実記載)の罪若しくはその未遂罪若しくはこれらの罪(同法第一百五十七条第一項の罪の未遂罪を除く。)に係る同法第五十八条(偽造公文書行使等)の罪、同法第五十九条第一項(有印私文書偽造)若しくは第二項(有印私文書変造)の罪若しくはこれらの罪に係る同法第六十一条(偽造私文書等行使)の罪又は同法第六十一条の二(電磁的記録不正作出及び供用)の罪

ヘ 刑法第六十二条(有価証券偽造等)又は第六十三条(偽造有価証券行使等)の罪

ト 刑法第六十三条の二から第六十三条の五まで(支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪)の罪

チ 刑法第七十五条(わいせつ物頒布等)の罪

- リ 刑法第八十六条(常習賭博及び賭博場開張等凶利)の罪
- ヌ 刑法第九十七条から第九十七条の四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄)の罪
- ル 刑法第九十九条(殺人)の罪又はその未遂罪
- ヲ 刑法第二百四条(傷害)又は第二百五条(傷害致死)の罪
- ワ 刑法第二百二十条(逮捕及び監禁)又は第二百二十一条(逮捕等致死傷)の罪
- カ 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪
- ヨ 刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで(窃盗、不動産侵奪、強盗)、第二百三十八条から第二百四十一条まで(事後強盗、昏こん酔強盗、強盗致死傷、強盗強姦かん及び同致死)又は第二百四十三条(未遂罪)の罪
- タ 刑法第二百四十六条から第二百五十条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪
- レ 刑法第二百五十三条(業務上横領)の罪
- ソ 刑法第二百五十六条第二項(盗品有償譲受け等)の罪
- ツ 刑法第二百六十条(建造物等損壊及び同致死傷)の罪又は同条の例により処断すべき罪
- 三 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条から第六条まで(爆発物の使用、製造等)の罪
- 四 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律(明治三十八年法律第六十六号)第一条(偽造等)、第二条(偽造外国流通貨幣等の輸入)、第三条第一項(偽造外国流通貨幣等の行使等)若しくは第四条(偽造等準備)の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 五 印紙犯罪処罰法(明治四十二年法律第三十九号)第一条(偽造等)又は第二条(偽造印紙等の使用等)の罪
- 六 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条ノ二第一項(加重傷害)若しくは第二項(未遂罪)又は第一条ノ三(常習傷害等)の罪
- 七 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第二条から第四条まで(常習特殊強窃盗、常習累犯強窃盗、常習強盗致傷等)の罪
- 八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十八条第二号(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十九条の六第一号(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 十 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三条(暴行等による職業紹介等)の罪
- 十一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一項(児童淫行)の罪
- 十二 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第八十五条第一項(切手類の偽造等)の罪又はその未遂罪
- 十三 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七条(虚偽有価証券届出

- 書等の提出等)、第九十七條の二第十一号から第十三号まで(内部者取引等)又は第二百條第十四号(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 十四 風俗營業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百十二号)第四十九條第一号(無許可營業)の罪
- 十五 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第二十四條の三(使用等)の罪
- 十六 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第一百一十一條(暴行等による職業紹介等)の罪
- 十七 競馬法(昭和二十三年法律第五百十八号)第三十條(無資格競馬等)又は第三十二條の二後段(加重収賄)の罪
- 十八 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十八條の四(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 十九 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十一條の七から第七十一條の十まで(役員の特例背任、代表社会医療法人債権者等の特別背任、未遂罪、虚偽文書行使等)又は第七十一條の十二第一項(社会医療法人債権者の権利の行使に関する収賄)の罪
- 二十 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第五十六條(無資格自転車競走等)又は第六十條後段(加重収賄)の罪
- 二十一 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百二十九條の三第一号(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 二十二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第一百二十二條の三(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 二十三 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第十條の二の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 二十四 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十七條第三号(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(業として行う譲り受けた権利の実行)の罪
- 二十五 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六十九條の六(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪
- 二十六 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第六十一條(無資格小型自動車競走等)又は第六十五條後段(加重収賄)の罪
- 二十七 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第三百六十三條第九号(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 二十八 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第三條の違反行為に係る同法第二十四條第一号(無登録販売等)の罪又は同法第二十四條の二第一号(興奮等の作用を有する毒物等の販売等)の罪
- 二十九 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二百二十八條(執行役員等の特別背任)、第二百二十八條の二(代表投資法人債権者等の特別背任)、第二百三十條(虚偽文書行使等)、第二百三十四條第一項(投資主等の権利の行使に関する収賄)、第二百三十六條第二項(投資主の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為)又は第二百四十三條第二号(損失補填に係る利益の収

- 受等)の罪
- 三十 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第九十条の四の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 三十一 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第六十五条(無資格モーターボート競走等)又は第七十二条後段(加重収賄)の罪
- 三十二 覚せい剤取締法第四十一条の三(覚醒剤の使用、覚醒剤原料の輸入等)、第四十一条の四(管理外覚醒剤の施用等)、第四十一条の七(覚醒剤原料の輸入等の予備)、第四十一条の十(覚醒剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)又は第四十一条の十三(覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋)の罪
- 三十三 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項(不法就労助長)、第七十三条の三(在留カード偽造等)、第七十三条の四(偽造在留カード等所持)、第七十三条の五(在留カード偽造等準備)、第七十四条(集団密航者を不法入国させる行為等)、第七十四条の二(集団密航者の輸送)、第七十四条の四(集団密航者の收受等)若しくは第七十四条の六(不法入国等援助等)の罪又は同法第七十四条の八第二項(営利目的の不法入国者等の蔵匿等)の罪若しくはその未遂罪
- 三十四 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二十五条の二の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 三十五 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条の三(ジアセチルモルヒネ等の施用等)又は第六十六条の二(麻薬の施用等)の罪
- 三十六 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)第三十一条(銃砲の無許可製造)、第三十一条の二(銃砲弾の無許可製造)若しくは第三十一条の三第一号(銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造)の罪又は猟銃の製造に係る同条第四号(猟銃の無許可製造)の罪
- 三十七 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第百条の四の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 三十八 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百八条の四から第百九条の二まで(輸出してはならない貨物の輸出、輸入してはならない貨物の輸入、輸入してはならない貨物の保税地域への蔵置等)の罪
- 三十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条(高金利等)、第五条の二第一項(高保証料)、第五条の三(保証料がある場合の高金利等)若しくは第八条第一項(高金利等の脱法行為)若しくは第二項(業として行う著しい高金利の脱法行為)の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪
- 四十 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第三十七条第一項後段(加重収賄)の罪
- 四十一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十九条(不正の手段による補助金等の受交付等)の罪
- 四十二 売春防止法第六条第一項(周旋)、第七条(困惑等による売春)、第八条第一項(対償の收受等)、第十条(売春をさせる契約)、第十一条第二項(業として行う場所

- の提供)、第十二条(売春をさせる業)又は第十三条(資金等の提供)の罪
- 四十三 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで(拳銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の七から第三十一条の九まで(拳銃実包の輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで(猟銃の所持等、拳銃等の輸入の予備、拳銃等の輸入に係る資金等の提供)、第三十一条の十五(拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋等)、第三十一条の十六第一項第一号(拳銃等及び猟銃以外の銃砲等の所持)、第二号(拳銃部品の所持)若しくは第三号(拳銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)、第三十一条の十七(拳銃等としての物品の輸入等)、第三十一条の十八第一号(拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋)又は第三十二条第一号(拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等)の罪
- 四十四 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百九十六条又は第百九十六条の二(特許権等の侵害)の罪
- 四十五 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第七十八条又は第七十八条の二(商標権等の侵害)の罪
- 四十六 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十三条の九(業として行う指定薬物の製造等)又は第八十四条第五号(業として行う医薬品の販売等)の罪
- 四十七 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和三十四年法律第八十六号)第七十一条(設立委員の特別背任)又は第七十三条第一項(株主等の権利の行使に関する収賄)の罪
- 四十八 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第百十九条第百十九条第一項又は第二項(著作権等の侵害等)の罪
- 四十九 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強取等)、第二条(航空機強取等致死)又は第四条(航空機の運航阻害)の罪
- 五十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二十五条第一項第一号(無許可廃棄物処理業)、第七号(名義貸し)、第八号(廃棄物処理施設の無許可設置)、第十三号(産業廃棄物の処理の受託)若しくは第十四号(不法投棄)の罪又は同号に掲げる罪に係る同条第二項(不法投棄の罪に係る未遂罪)の罪
- 五十一 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条から第五条まで(航空危険、航行中の航空機を墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み、未遂罪)の罪
- 五十二 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪
- 五十三 無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十三年法律第百一号)第五条(開設等)の罪
- 五十四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条第一号(無免許営業)又は第六十三条の二の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 五十五 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条(生物兵器等の使用等)又は第十条(生物兵器等の製造等)の罪

- 五十六 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第二号(無登録営業)の罪
- 五十七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十八条(有害業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四十条第一項に係る同法第五十九条第一号(禁止業務についての労働者派遣事業)の罪
- 五十八 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十六条から第二十八条まで(特別永住者証明書偽造等、偽造特別永住者証明書所持、特別永住者証明書偽造等準備)の罪
- 五十九 麻薬特例法第六条第一項(薬物犯罪収益等隠匿)又は第二項(未遂罪)の罪
- 六十 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第五十七条(虚偽文書行使等)の罪
- 六十一 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十三条第五号(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 六十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条から第四十条まで(化学兵器の使用、製造等)の罪
- 六十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条(発散)又は第六条第一項から第三項まで(製造等)の罪
- 六十四 保険業法(平成七年法律第百五号)第三百七条の二第二号(損失補填に係る利益の收受等)、第三百二十二条(取締役等の特別背任)、第三百二十三条(代表社債権者等の特別背任)、第三百二十五条(虚偽文書行使等)、第三百二十九条第一項(社員等の権利の行使に関する収賄)又は第三百三十一条第二項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為)の罪
- 六十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百四十九条(詐欺更生)の罪
- 六十六 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)第二十条第一項(臓器売買等)の罪
- 六十七 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十二条(無資格スポーツ振興投票)又は第三十七条後段(加重収賄)の罪
- 六十八 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二百九十七条第一号(損失補填に係る利益の收受等)、第三百二条(取締役等の特別背任)、第三百三条(代表特定社債権者等の特別背任)、第三百五条(虚偽文書行使等)、第三百九条第一項(社員等の権利の行使に関する収賄)又は第三百十一条第三項(社員等の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第六項(社員等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為)の罪
- 六十九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六十七条(一種病原体等の発散)、第六十八条第一項から第三項まで(一種病原体等の輸入)、第六十九条(一種病原体等の所持等)又は第七十条(二種病原体等の輸入)の罪

- 七十 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五条(児童買春周旋)、第六条第二項(業として行う児童買春勧誘)、第七条第四項から第六項まで(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等)又は第八条(児童買春等目的人身売買等)の罪
- 七十一 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条(詐欺再生)の罪
- 七十二 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第百四十六号)第十六条(人クローン胚等の人又は動物の胎内への移植)の罪
- 七十三 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百八十八条第一項(加入者の権利の行使に関する収賄)の罪
- 七十四 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十九条の二の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 七十五 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律第二条(資金提供)又は第三条(資金収集)の罪
- 七十六 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二百六十六条(詐欺更生)の罪
- 七十七 仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第五十条から第五十二条まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄)の罪
- 七十八 破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条(詐欺破産)の罪
- 七十九 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第九十四条第七号(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 八十 会社法第九百六十条から第九百六十二条まで(特別背任、未遂罪)、第九百六十四条(虚偽文書行使等)、第九百六十八条第一項(株主等の権利の行使に関する収賄)又は第九百七十条第二項(株主の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為)の罪
- 八十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十四条(理事等の特別背任)の罪
- 八十二 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)第三条から第七条まで(放射線の発散等、原子核分裂等装置の製造、原子核分裂等装置の所持等、放射性物質等の使用の告知による脅迫、特定核燃料物質の窃取等の告知による強要)の罪
- 八十三 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第七十三条第一項第二号(損失補填に係る利益の收受等)の罪
- 八十四 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項から第三項まで(船舶の強取等)又は第四条(船舶強取等致死傷)の罪

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(抄)
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二～八 (略)

別表(第二条関係)

- 一 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)に規定する罪
- 二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第五章、第七章、第二十二章、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章から第三十三章まで、第三十五章から第三十七章まで及び第四十章に規定する罪
- 三 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)に規定する罪
- 四 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)に規定する罪
- 五 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十三章に規定する罪
- 六 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第五章に規定する罪
- 七 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第八章に規定する罪
- 八 金融商品取引法第八章に規定する罪
- 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七章に規定する罪
- 十 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第六章に規定する罪
- 十一 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第六章に規定する罪
- 十二 競馬法(昭和二十三年法律第五百十八号)第五章に規定する罪
- 十三 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第六章に規定する罪
- 十四 建設業法第八章に規定する罪
- 十五 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第十章に規定する罪
- 十六 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第五章に規定する罪
- 十七 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第七章に規定する罪
- 十八 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)に規定する罪
- 十九 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第五章に規定する罪
- 二十 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第五編に規定する罪
- 二十一 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第七章に規定する罪
- 二十二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第八章に規定する罪
- 二十三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に規定する罪
- 二十四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第九章に規定する罪
- 二十五 宅地建物取引業法第八章に規定する罪
- 二十六 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第九章に規定する罪
- 二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第七章に規定する罪
- 二十八 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)第五章に規定する罪
- 二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)に規定する罪
- 三十 売春防止法(昭和三十一年法律第一百十八号)第二章に規定する罪
- 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五章に規定する罪

- 三十二 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第五章に規定する罪
- 三十三 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第八章に規定する罪
- 三十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第五章に規定する罪
- 三十五 火炎びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)に規定する罪
- 三十六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第八章に規定する罪
- 三十七 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第九章に規定する罪
- 三十八 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第五章に規定する罪
- 三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五章に規定する罪
- 四十 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第七章に規定する罪
- 四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)第三章に規定する罪
- 四十二 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第七章に規定する罪
- 四十三 保険業法(平成七年法律第百五号)第六編に規定する罪
- 四十四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第五編に規定する罪
- 四十五 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)第六章に規定する罪
- 四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)に規定する罪
- 四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)第二章に規定する罪
- 四十八 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第七章に規定する罪
- 四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第八章に規定する罪
- 五十 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第八章に規定する罪
- 五十一 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)第六章に規定する罪
- 五十二 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第五章に規定する罪
- 五十三 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第七章に規定する罪
- 五十四 会社法第八編に規定する罪
- 五十五 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)に規定する罪
- 五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)に規定する罪
- 五十七 電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第五章に規定する罪

五十八 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第八章に規定する罪

○障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)(抄)

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 身体障害者 障害者のうち、身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。

三～七 (略)

別表 障害の範囲(第二条、第四十八条関係)

一 次に掲げる視覚障害で永続するもの

イ 両眼の視力(万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。)がそれぞれ〇・一以下のもの

ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの

ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの

ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの

イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの

ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの

ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの

ニ 平衡機能の著しい障害

三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害

イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失

ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの

ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの

ハ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの

ホ 両下肢のすべての指を欠くもの

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

「別表各号に掲げる」の例

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)
(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表(第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵かん養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

「…項各号中」の例

●例1

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年五月二日法律第四十号）（抄）

第三条（略）

2 前項の規定により国が事業費の一部を補助する場合における当該災害復旧事業費に対する国の補助率（特定被災地方公共団体である県に係るものに限る。）は、第六項の規定により決定された前項各号に掲げる事業ごとの当該県の災害復旧事業費の総額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。

一 平成二十三年度における当該県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第四項に規定する標準税収入をいい、次号において「標準税収入」という。）の百分の四十までに相当する額については、百分の八十

二 前号に規定する標準税収入の百分の四十を超える額に相当する額については、百分の九十

3 前項の規定は、特定被災地方公共団体である市町村の災害復旧事業費の総額に係る国の補助率の算定方法について準用する。この場合において、同項各号中「百分の四十」とあるのは、「百分の二十」とする。

4～9（略）

●例2

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）

（認定の取消し等に伴う贈与に関する特則）

第百十四条 第百六条第一項の登記をした公益法人については、公益法人認定法第三十条第二項各号中「公益認定を受けた日」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第百六条第一項の登記をした日」とする。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（抄）

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第三十条（略）

2 前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。

一 当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産（第十八条第六号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）

- 二 当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産
- 三 公益目的事業財産以外の財産であって当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの額の合計額

3～5 (略)

●例3

○信託法（平成十八年法律第百八号）（抄）

（帳簿等の閲覧等の請求）

第三十八条 受益者は、受託者に対し、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

- 一 前条第一項又は第五項の書類の閲覧又は謄写の請求
- 二 前条第一項又は第五項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2～6

（帳簿等の作成等、報告及び保存の義務等の特例）

第二百二十二条 (略)

2～8 (略)

9 限定責任信託における第三十八条の規定の適用については、同条第一項各号中「前条第一項又は第五項」とあるのは「第二百二十二条第二項又は第七項」と、同条第四項第一号及び第六項各号中「前条第二項」とあるのは「第二百二十二条第三項又は第四項」とする。

●例4

○会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）（抄）

（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第八百一条 (略)

4 吸収合併存続株式会社の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項第一号の書面の閲覧の請求
- 二 前項第一号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項第一号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項第一号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併存続株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

5 (略)

6 第四項の規定は、株式交換完全親株式会社について準用する。この場合において、同項中「株主及び債権者」とあるのは「株主及び債権者（株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合（第七百六十八条第一項第四号ハに規定する場合を除く。）にあつては、株式交換完全親株式会社の株主）」と、同項各号中「前項第一号」とあるのは「前項第三号」と読み替えるものとする。

読み替える規定の順番が前後する例

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）（抄） （準用）

第十六条 第七条から第九条までの規定は、供託宅地建物取引業者について準用する。
この場合において、第七条第一項中「前条第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、「基準額」とあるのは「第十一条第二項に規定する基準額（以下単に「基準額」という。）」と、同条第二項及び第九条第二項中「建設業法第三条第一項の許可」とあるのは「宅地建物取引業法第三条第一項の免許」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（第二条第三項に規定する信託会社等にあつては、国土交通大臣）」と、第七条第三項及び第八条第三項中「第三条第五項」とあるのは「第十一条第五項」と、第九条第一項及び第二項中「建設業者であつた者」とあるのは「宅地建物取引業者であつた者」と、同条第一項中「第三条第一項」とあるのは「第十一条第一項」と読み替えるものとする。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄） （業務の執行）

第二百十三条

4 第八十一条から第八十五条まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、清算人（同条の規定については、第二百九条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）について準用する。この場合において、第八十一条中「第七十七条第四項」とあるのは「第二百十四条第七項において準用する第七十七条第四項」と、同条、第八十四条第一項及び第八十九条中「社員総会」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、第八十二条中「代表理事」とあるのは「代表清算人（第二百十四条第一項に規定する代表清算人をいう。）」と、第八十三条中「並びに社員総会の決議」とあるのは「（清算一般社団法人にあつては、法令及び定款並びに社員総会の決議）」と、第八十五条及び第八十八条第一項中「社員」とあるのは「社員又は評議員」と、第八十五条及び第八十八条第二項中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人（第二百十四条第六項に規定する監事設置清算法人をいう。）」と読み替えるものとする。

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（抄） （準用）

第二十条 前二款の規定は、特別支給手続について準用する。この場合において、第九条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十一条第一項中「支給申請期間」とあるのは「特別支給申請期間」と、第十条第一項中「経過したとき（その時点において、第五条第一項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分が確定していないときは、当該処分が確定したとき）」とあるのは「経過したとき」と、第十四条第二項及び第四項中「給付資金」とあるのは「残余給付資金」と読み替えるもの

とする。

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（信書の発受の禁止等）

第百三十八条 第百二十八条から第百三十三条まで及び第百三十五条の規定は、未決拘禁者としての地位を有する受刑者が発受する信書について準用する。この場合において、第百二十九条第一項中「第百二十七条」とあるのは「第百三十八条において準用する第百三十五条」と、同項第六号中「生ずる」とあるのは「生じ、又は罪証の隠滅の結果を生ずる」と、同条第二項中「場合」とあるのは「場合又は信書の発受によって罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるものである場合」と、第百三十条第一項中「申請する信書」とあるのは「申請する信書（弁護人等に対して発するものを除く。）」と、第百三十二条第五項第二号及び第七項中「第五十四条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項第一号又は第二号」と、同条第六項中「第五十四条第一項」とあるのは「第五十四条第一項（第三号を除く。）」と読み替えるものとする。

読み替える規定が順になっている例

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）（抄）

（予定納税）

第十六条（略）

2 所得税法第二編第五章第一節（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。この場合において、同法第百四条第一項中「控除した金額」とあるのは「控除した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、「所得税を」とあるのは「所得税及び復興特別所得税を」と、同法第百七条第一項中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同法第百十一条第四項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、同法第百十四条第一項から第三項までの規定及び第百十五条中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と読み替えるものとする。

3・4（略）

○株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）

（更生手続についての準用）

第三十七条 前条の規定は、機構が再生支援対象事業者に係る買取決定等の時から当該再生支援対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該再生支援対象事業者について更生手続開始の申立てが行われた場合（当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該再生支援対象事業者の債務を免除している場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「再生事件」とあるのは「更生事件（会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第三項に規定する更生事件をいう。）と、「再生債権と他の再生債権」とあるのは「更生債権（同法第二条第八項に規定する更生債権をいう。以下同じ。）とこれと同一の種類他の更生債権」と、「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と、「民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百五十五条第一項ただし書」とあるのは「同法第百六十八条第一項ただし書」と、同条第二項中「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と読み替えるものとする。

○牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年六月十一日法律第七十二号）（抄）

（特定料理提供業者による個体識別番号の表示等）

第十六条（略）

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、「一の特定牛肉」とあるのは「一の特定料理」と、「特定牛肉の販売」とあるのは「特定牛肉を主たる材料とする特定料理の提供」と、同条第三項中「販売業者」とあるのは「特

定料理提供者」と、同条第四項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供者」と、
「当該特定牛肉の販売の相手方、消費者」とあるのは「当該特定料理の提供の相手方」と読み替えるものとする。

○不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）（抄）

（筆界特定の事務）

第二百二十四条（略）

- 2 第六条第二項及び第三項の規定は、筆界特定の事務について準用する。この場合において、同条第二項中「不動産」とあるのは「対象土地」と、「登記所」とあるのは「法務局又は地方法務局」と、「法務局若しくは地方法務局」とあるのは「法務局」と、同条第三項中「登記所」とあるのは「法務局又は地方法務局」と読み替えるものとする。

内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象外とすることについて（案）

本法においては、特定秘密の漏えいの防止を徹底する観点から、特定秘密の取扱いの業務に従事することができる者を適性評価により適性を有すると認められたものに原則として限定しているが、行政機関の長、国务大臣、内閣官房副長官、副大臣その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者については、例外的に適性評価を実施することなく、特定秘密の取扱いの業務に従事することとしている。

内閣総理大臣補佐官についても、これらの者と同様に、次のとおり、「職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者」に該当することから、適性評価の対象外とすることが適当である。

内閣総理大臣補佐官については、内閣法（昭和22年法律第5号）第19条第2項において、「内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する」と規定され、内閣総理大臣のブレーンとして、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣の思考及び判断を助けるものとされている。したがって、その職務は内閣総理大臣との一体性が強く、職務の遂行に当たっては内閣総理大臣の直接の指揮監督を受け、また、取り扱う内容は内閣の重要政策であることが前提となっており、仮に、適性評価により適性を有しないと認められ特定秘密の取扱いの業務に従事することができないこととなる場合、内閣総理大臣に対する補佐を十分に全うことができなくなる。

また、内閣総理大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う（内閣法第19条第4項）とされており、上記のような内閣総理大臣補佐官の職責の重大性から、内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の任命の申出を行うに当たって、特定秘密の取扱いの業務に従事する蓋然性を考慮することが合理的に期待される。

さらに、内閣が任命又は任免する職には、内閣総理大臣補佐官のほか、副大臣、大臣政務官、内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官、内閣法制局長官、検査官、人事官、国家公務員倫理審査会会長及び委員、特命全権大使等の外務公務員、検事総長等があり、このうち、内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官^{※1}、特命全権大使等の外務公務員^{※2}以外の職は全て、行政機関の長等のほか、職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者として、適性評価の対象外とされている。これらの職との整合性の観点からも、内閣総理大臣補佐官については、適性評価の対象外とすることに合理性がある。

なお、内閣総理大臣補佐官については、特定秘密の取扱いの業務に従事する場合にこれを漏らす蓋然性があるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、これにより漏えいの防止を図ることとする。

※1 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち

危機管理に関するものを統理する（内閣法第15条第2項）と、内閣官房副長官補は、内閣官房長官及び内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務を掌理する（内閣法第16条第2項）と、内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、広報に関する事務を掌理する（内閣法第17条第2項）と、内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌理する（内閣法第18条第2項）と、それぞれ規定されており、その職務はいずれも、内閣官房長官等の補佐とされている。したがって、これらの職の任免は、内閣総理大臣補佐官と同様、内閣総理大臣の申出により内閣において行うこととされているが、内閣総理大臣を補佐する内閣総理大臣補佐官と内閣官房長官等を補佐するこれらの職とは、内閣総理大臣に対する直接の補佐という点で、職務の特性等を異にしている。

- ※2 特命全権大使等の外務公務員には、特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員及び政府代表又は全権委員の代理等がある。その任免は、内閣が行うこととされているが、外務大臣の申出により行うものであり、任免への内閣総理大臣の関与という点で、内閣総理大臣の申出により内閣が任免する内閣総理大臣補佐官とは異なっている。

【参照条文】

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十五条 （略）

2 （略）

3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

4・5 （略）

第十九条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置くことができる。

2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。

3 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

4 第十五条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。

配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて（案）

本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項として、第7条第2項において、

- ・ 特定有害活動との関係に関する事項
- ・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ・ 精神疾患に関する事項
- ・ 飲酒についての節度に関する事項
- ・ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

を明記した上で、同条第3項において、特定有害活動に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施するものとしている。

これは、特定有害活動との関係に関する事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいの蓋然性と結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうでない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

第7条第3項により政令で定めるものとして、

- ・ 学歴及び職歴に関する事項
- ・ 過去に有していた国籍に関する事項
- ・ 評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項
- ・ 国外との関連を有する事情に関する事項（国外に保有する資産、国外への渡航の経歴等）

が考えられるところ、これらのうち、評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項は、調査対象者本人に対する調査の一環として調査するものではあるものの、評価対象者本人以外の者に関する事項を調査するものでもあり、評価対象者本人の特定有害活動との関係に関する事項を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として、配偶者、家族等に関する一定の事項が調査対象となることを法文上明確にすることが適切であると考えられる。そこで、評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項を「前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるもの」の例示として法律に明記することとする。

【用例】

- ・ 「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の例

○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律
第百四号）（抄）

第五条（略）

一～三（略）

四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、
事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は子であつて政令で
定めるもの

2（略）

・「家族（…）」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（介護休業給付金）

第六十一条の六 介護休業給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところによ
り、対象家族（当該被保険者の配偶者、父母及び子（これらの者に準ずる者として
厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。以下この条におい
て同じ。）を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年
間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由
により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者につい
ては、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算し
た期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算
して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2～6（略）

・「同居人」の例

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律
第七十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～5（略）

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行
為をいう。

一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ～ハ（略）

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居
人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠るこ
と。

二（略）

7・8

・「有していた…国籍」の例

○戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）

第百二条 (略)

② 届書には、次の事項を記載し、国籍取得を証すべき書面を添付しなければならない。

一 (略)

二 国籍取得の際に有していた外国の国籍

三～五 (略)

・「氏名、生年月日、国籍…住所」の例

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）（抄）

（承認の申請）

第九条 第七条の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、氏名、生年月日、国籍、住所、外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国（次条において「資格取得国」という。）の国名、当該外国弁護士の名称その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出しなければならない。

業務知得者を適性評価の対象としないことについて（案）

1 現行自衛隊法における取扱い

自衛隊法（昭和29年法律第165号）は、防衛秘密の取扱いの業務に関し規定を設ける一方、防衛秘密の取扱いの業務に該当しない、業務による防衛秘密の取扱いについては何ら規定を設けていない。

まず、自衛隊法第96条の2第3項は、「防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」と規定し、防衛秘密の取扱いの業務について、これを部外の者に行わせることを可能としている。本規定は、「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高まることになる。）に防衛秘密をわたすことができなくなることから、「自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、」国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能とし、「同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである」（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」54-55頁）とされている。一方、捜査等の業務により防衛秘密を伝達する場合については、自衛隊法には何ら規定はなく、この場合には、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいに当たらない」（同「防衛秘密制度の解説」54頁）として、他の行政機関の職員に防衛秘密が伝達されることとなる。（防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）第29条は「法第96条の2第3項に規定する場合のほか、防衛省以外の者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。」とし、自衛隊法第96条の2第3項に規定する場合以外で、法益の比較衡量によって、防衛秘密文書等の交付又は防衛秘密の伝達をする必要がある場合の例外的な措置を規定している。）

次に、自衛隊法は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」による防衛秘密の漏えい行為のみを処罰の対象とし（自衛隊法第122条第1項）、それ以外の業務により防衛秘密を取り扱う者による防衛秘密の漏えい行為については、処罰の対象とはしていない。ここにいう「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、「防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。「業務」とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。この「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には、防衛秘密を取り扱う①防衛省の職員、②

国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者、が該当する」(同「防衛秘密制度の解説」71頁)とされている。一方、「①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員については、それぞれ、①司法目的、②立法目的、③④行政目的で防衛秘密に接する者であり、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することになった米
国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」(同「防衛秘密制度の解説」71頁)とされている。

上記のとおり、自衛隊法は、防衛秘密の取扱いの業務に関してのみ規定しており、これに該当しない業務による防衛秘密の取扱いについては、防衛秘密の取扱いが想定されているにもかかわらず、何ら規定を設けていない。

2 本法における取扱い

自衛隊法の防衛秘密の制度を参考に検討を行っている本法においても、特定秘密を取り扱うことを業務とする者(以下「取扱業務者」という。)とそれ以外の業務により特定秘密を取り扱う者(以下「業務知得者」という。)について、自衛隊法と同様に、次のとおり区別して取り扱うこととしている。

まず、他の行政機関の職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合について、本法第5条は、「行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密(当該事項に該当するものに限る。)の取扱いの業務を行わせることができる。」などと規定し、自衛隊法第96条の2第3項と同様に、取扱業務者のみを規定の対象としており、業務知得者は規定の対象としていない。

また、罰則については、自衛隊法と同様に取扱業務者による故意・過失の漏えい罪を設けることに加え、業務知得者のうち、行政機関の職員と都道府県警察の職員に限って、故意・過失の漏えい罪を新たに設けることとしている。自衛隊法とは異なり、取扱業務者のみならず、業務知得者についても行政機関の職員と都道府県警察の職員に限って、故意・過失の漏えい罪を設けることとしているのは、そもそも自衛隊の任務等を定めることを目的とする自衛隊法とは異なり、本法が広く行政機関等を対象として特定秘密の漏えいの防止を図るために制定するものであり、取扱業務者以外の業務知得者についても、その漏えいについて処罰対象とすることが適当と考えられることから、業務知得者のうち、本法の対象とする行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については、処罰対象とすることとしたものである。

3 業務知得者を対象とする適性評価の要否

特定秘密を取り扱う場合に特定秘密を漏えいしてはならないという義務を負うこと

については、取扱業務者であっても業務知得者であっても変わるところはない。しかしながら、取扱業務者は、特定秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者であり、こうした業務の性格から、特定秘密を秘匿することが自己の業務の遂行のために本来的に必要であると考えられるのに対し、業務知得者は、特定秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者ではなく、捜査等他の正当な業務を遂行する必要から特定秘密を知得し、領有することとなる点で両者は異なる。そして、漏えいの法定刑についても、取扱業務者が職務上特定秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に、特定秘密を厳格に保全することがその職務上強く求められる者であるため、業務知得者に比べてより厳格な秘密保全義務を負う者であることを前提に、取扱業務者による故意・過失の漏えいの法定刑が、業務知得者による場合よりも重いものとされているところである。

そこで、業務知得者を適性評価制度の対象とすべきか否か検討すると、適性評価は、評価対象者のプライバシーに深く関わる個人情報を取得して実施するものであり、適性評価の対象とする者をいたずらに広くするのは適切ではないと考えられるところ、業務知得者として考えられる行政機関等の職員（特定秘密に係る犯罪の捜査等に従事する者、予算編成等を担当する財務省主計官等、許認可権限に基づき特定秘密の提出を受ける国家公務員等）の範囲は広範囲に及び、また、これらの者が特定秘密を実際に取り扱うこととなるのか、取り扱うとしてもその具体的な時期等を想定することには困難を伴うにもかかわらず、特定秘密を取り扱うことが抽象的に排除できないことをもって、適性評価を実施することは適切ではないし、現実的ではないと考えられる。

また、本法は、特定秘密を「適確に保護する体制を確立した上で」、「活用すること」が重要であるとしており、特定秘密を省庁間で共有し活用するために必要な事項を定めることとしており、特定秘密を取り扱うこと自体を業務とする取扱業務者について適性評価を実施することとすれば、特定秘密を行政機関相互で共有するための体制が整備されていると言うことができ、本法の目的を十分に達することができる。

したがって、適性評価は、取扱業務者についてのみ実施し、業務知得者については、適性評価の対象とはしないこととする。

なお、業務知得者については、適性評価の対象とはしないものの、漏えい行為に関する罰則を今般設けることとしており、これにより漏えいの防止が十分に図られるものと考えられる。

「秘密保全法制に係る意見等の提出について」に対する回答について

標記について、貴庁からの6月7日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

- 貴室からの平成24年5月7日付け事務連絡によれば、(特定有害活動の定義のうち、「我が国の利益のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」を「国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」と修正したのは、)「純粋に経済的な利益のための活動を排除する規定ぶりに修正したものであり、いわゆる諜報活動を本号の対象とする考え方に変更はない。」とある。
- いわゆる諜報活動には、例えばTPP交渉に係る我が国の対処方針を入手するための中国公館員による諸工作のように、国家的な意志の下に行われ、経済的な国益を侵害するものではあるものの、国及び国民の生命及び身体に危険を及ぼすものではない活動も含まれる。前記事務連絡を踏まえれば、このような活動は、「特定有害活動」(国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動)には含まれないのか。

他方で、もしこのような活動が「特定有害活動」に含まれるのであれば、必然的に「安全保障」(「平和と独立並びに国及び国民の安全の確保」)の枠組みにも含まれることとなる。従って、「国及び国民の安全の確保」の概念には、「国及び国民の財産の保護」も含まれることとなるのか。

(回答) 平成25年6月4日に貴庁に照会した「我が国のテロリズム等防止等及び安全保障の関係」ペーパー(以下、「本ペーパー」という。)における「諜報活動」は、現在の法案(同月7日送付の「条文案・理由」参照。)第2条第3項第2号イに該当する活動、すなわち、「国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」を簡潔に述べたものであり、当該活動についての考え方は平成24年5月7日付け当室回答から変更はない。また、平成25年6月7日の内閣法制局参事官の指摘を受け、当方で作成した「「安全保障」の意義について」ペーパー(関係各省照会中)において、「安全保障」と「国及び国民の安全の確保」の意義を整理し、経済的な事項についての考え方も示しているので、参照されたい。

これを踏まえ、ご指摘の「国家的な意志の下に行われ、経済的な国益を侵害するものではあるものの、国及び国民の生命及び身体に危険を及ぼすものではない活動」について、回答すると、ご指摘は、通常、我が国の基本的な経済秩序の平穩を害するものにはあたらないものと考えられることから、本ペーパーにいう「諜報活動」にも、法案第2条第3項の「特定有害活動」にも含まれないと考えられる。

(以上)

平成25年6月12日

秘密保全法制 法制局持込み資料

一 法案概要（3枚）

- 1 昨年末のものからの見え消し版
- 2 修正点反映版

二 用例集（法案概要関係）

三 参照条文集

四 説明資料

- 1 我が国の防衛、テロリズム等防止及び安全保障の関係
- 2 「安全保障」の意義について（案）
- 3 別表に該当する事項の具体例（イメージ）
- 4 業務知得者を適性評価の対象としないことについて（案）
- 5 内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象外とすることについて（案）
- 6 配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて（案）
- 7 国務大臣等を処罰の対象とすることについて（案）
- 8 立法府及び司法府を本法の対象としないことについて（案）
- 9 特定秘密と情報公開との関係について（案）

五 新聞等資料

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、次の①～③に掲げる事項（公になっていないものに限る。）を特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

① 別表第1号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

② 別表第2号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国のテロリズム等防止（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「テロリズム等防止」とは、⑦特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動）、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）の抑止及び⑧国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止をいう。

③ 別表第3号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の安全保障（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「安全保障」とは、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保（国内治安の維持にとどまるものを除く。）をいい、外交によるものを含む点で防衛より広く、国外組織によるテロ活動等を含む点で、テロリズム等防止と重複がある。

イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しよ

うとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価の実施

ア 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- ・ 適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）
- ・ 行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

イ 適性評価の有効期間は、原則として5年とする。

ウ 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる職員等の同意を得て、①特定有害活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

エ 当該職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他のウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。

オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。

キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等が特定秘密の取扱いの業務を行うことが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等がウの①～③についての調査の結果、特定秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

ク 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応する。

ケ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②適性を有するかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、欠格条項等に

該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
 - ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
 - イ 業務により特定秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）
- (2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。
- (3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

(4) 内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。千及び百において同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（テロリズム等防止に関する事項）】

- イ テロリズム等防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズム等防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズム等防止の用に供する暗号

【第3号（安全保障に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容
- ロ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針
- ハ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）
- ニ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）
- ホ ニに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、次の①～③に掲げる事項（公になっていないものに限る。）を特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

- ① 別表第1号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
- ② 別表第2号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国のテロリズム等防止（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「テロリズム等防止」とは、⑦特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動）、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）の抑止及び⑧国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止をいう。

- ③ 別表第3号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の安全保障（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「安全保障」とは、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保（国内治安の維持にとどまるものを除く。）をいい、外交によるものを含む点で防衛より広く、国外組織によるテロ活動等を含む点で、テロリズム等防止と重複がある。

イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しよ

うとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価の実施

ア 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- ・ 適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）
- ・ 行政機関の長、国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

イ 適性評価の有効期間は、原則として5年とする。

ウ 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる職員等の同意を得て、①特定有害活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

エ 当該職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他のウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。

オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。

キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等が特定秘密の取扱いの業務を行うことが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等がウの①～③についての調査の結果、特定秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

ク 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応する。

ケ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②適性を有するかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、欠格条項等に

該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
 - ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
 - イ 業務により特定秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）
- (2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。
- (3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

(4) 内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（テロリズム等防止に関する事項）】

- イ テロリズム等防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズム等防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズム等防止の用に供する暗号

【第3号（安全保障に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容
- ロ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針
- ハ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）
- ニ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）
- ホ ニに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ヘ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

法案概要に用いられている文言の用例

第1 趣旨

防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資する。

「安全保障」の例

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律(平成二十一年法律第二十四号)(抄)
(労働契約)

第九条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一～三 (略)

四 解雇その他の労働契約の終了の効力に関する訴え又は申立て(いずれも損害の賠償を求めるものを除く。)であって、当該外国等の元首、政府の長又は外務大臣によって当該訴え又は申立てに係る裁判手続が当該外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあるとされた場合

五・六 (略)

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)(抄)
(委員の任命)

第九十五条 委員は、人格が高潔であって、安全保障に関する識見を有し、かつ、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、防衛大臣が任命する。

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)
(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

ロ～ニ (略)

二～二十九 (略)

○中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三号)(抄)
(外務省の編成方針)

第十九条 外務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一～六 (略)

七 安全保障について、外交政策と防衛政策を始めとした関係府省の政策との密接な連携を確保することにより、総合的な安全保障政策の構築を図ること。

八 (略)

○財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第百九号）（抄）

（防衛関係費に係る改革の基本方針）

第十九条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するものとする。

2 (略)

○外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）（抄）

（総合外交政策局の所掌事務）

第四条 総合外交政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合的な外交政策又は日本国の安全保障に係る基本的な外交政策その他の基本的な外交政策の企画及び立案に関すること。

二～九 (略)

2 (略)

（安全保障政策課の所掌事務）

第三十一条 安全保障政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四条第一項第一号に規定する基本的な外交政策のうち日本国の安全保障に係るものの企画及び立案に関すること。

二～七 (略)

（経済安全保障課の所掌事務）

第六十八条 経済安全保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる事項に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。

イ・ロ (略)

二～六 (略)

※国家安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（平成二十五年六月七日閣議決定）

（抄）（注：下線部は改正部分）

○国家安全保障会議設置法

（設置）

第一条 我が国の安全保障（以下「国家安全保障」という。）に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。

- 一 国防の基本方針
- 二 防衛計画の大綱
- 三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱
- 四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）への対処に関する基本的な方針
- 五 武力攻撃事態等への対処に関する重要事項
- 六 周辺事態への対処に関する重要事項
- 七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項
- 八 国防に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）
- 九 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）
- 十 重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び次項の規定により第七号又は第八号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項
- 十一 その他国家安全保障に関する重要事項

2・3 （略）

「テロリズム」の例

○犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること(以下「犯罪による収益の移転防止」という。)が極めて重要であることにかんがみ鑑み、特定事業者による顧客等の本人確認本人特定事項(第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。)等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

○原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号) (抄)

第四条の二 国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

「…が重要であることにかんがみ、ことにより、…を図り、もって…」の例

○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、特定水道利水障害を防止する上で水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることにかんがみ、水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めるとともに、特定水道利水障害の防止のための対策を実施しなければならない水道水源水域について、水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定、水質の保全に資する事業の実施、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、水道水源水域の水質の保全を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

「…に関し、…その他の必要な事項を定めることにより、…を図り、もって…」の例

○武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。

「特に秘匿することが必要であるもの」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 （略）

「…収集（し）、整理（し、）及び活用（する）」の例

○食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）

（国の内外の情報の収集、整理及び活用等）

第十七条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り

巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2・3 （略）

○地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）（抄）

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。

二～四 （略）

「…の保護に関し（…）必要な…」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（抄）

（文化財保護の特例）

第二百五条 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等（重要文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の重要文化財をいう。）、重要有形民俗文化財（同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財をいう。）、又は史跡名勝天然記念物（同法第九十条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該重要文化財等の所有者、管理責任者（同法第三十一条第二項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第一百十九条第二項の管理責任者をいう。）、管理団体（同法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第一百五十五条第一項の管理団体をいう。）又は同法第七十二条第一項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人（以下この条において「所有者等」という。）に対し、当該重要文化財等について、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。

2～7 （略）

「漏えいの防止」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 (略)

2 (略)

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

○日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）

第三十八条 (略)

2～7 (略)

8 厚生労働大臣及び機構は、第五項第三号又は第四号の規定に基づき、年金個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、年金個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る年金個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の年金個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

9・10 (略)

「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

「我が国の平和と独立…国（…）の安全」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（自衛隊の任務）

第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2・3 (略)

○防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）

(任務)

第三条 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。)を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

2 (略)

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関(※)の長は、次の①～③に掲げる事項(公になっていないものに限る。)を特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

① 別表第1号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

② 別表第2号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国のテロリズム等防止(※)に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

③ 別表第3号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の安全保障(※)に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

「公になつ(っ)ていないもの」の例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)
(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)(抄)
(定義)

第一条 (略)

2 (略)

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一・二 (略)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)(抄)
(合衆国軍隊の機密を侵す罪)

第六条 合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項

に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2 (略)

「…に該当する事項」の例

○判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（抄）
（弁護士職務従事職員の服務等）

第六条 (略)

2 (略)

3 最高裁判所又は法務大臣は、必要があると認めるときは、当該弁護士職務従事職員に対し、当該受入先弁護士法人等における勤務条件及び第四条の規定による弁護士の業務への従事の状態（弁護士法第二十三条に規定する職務上知り得た秘密に該当する事項を除く。）について、報告を求めることができる。

4・5 (略)

○地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

（関連事業計画に基く事業を実施した者に対する補助）

第四十六条 国は、都道府県が第二十四条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に該当する事項を除く。）までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第四百十九号）（抄）

（秘密区分）

第一条 (略)

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4 (略)

「に著しく支障を与える」の例

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）

（特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等）

第九条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の行為が、港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、同項の許可をしてはならない。

4～7 (略)

○漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）（抄）

（漁港の保全）

第三十九条 (略)

2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

3～8 (略)

「おそれがあるため」の例

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）

（緊急時における対応）

第三十七条 政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第四十条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2・3 (略)

「特に…ことが必要」の例

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）

（広域的地域活性化基盤整備計画）

第五条 (略)

2 広域的地域活性化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 拠点施設に関する事項（広域的地域活性化のために拠点施設の整備を特に促進することが必要な場合にあつては、その拠点施設に関する事項及び重点地区の区域）

二～四 (略)

3～11 (略)

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（観光振興計画の作成等）

第六条 (略)

2 (略)

3 観光振興計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。

一 観光の振興を図るため観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養

文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十八条において同じ。)の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光振興地域」という。)の区域

二・三 (略)

4～11 (略)

「秘匿する」の例

○租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(抄)

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 (略)

2 (略)

3 税務署長は、法人がした金銭の支出のうちその相手方の氏名等を当該法人の帳簿書類に記載していないものがある場合においても、その記載をしていないことが相手方の氏名等を秘匿するためでないとき、その金銭の支出を第一項に規定する使途秘匿金の支出に含めないことができる。

4～8 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第四百四十九号)

(抄)

(秘密区分の指定、変更及び解除)

第二条 (略)

2 (略)

3 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必要がなくなつたとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。

4 (略)

※ 「テロリズム等防止」とは、⑦特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動）、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）の抑止及び…

「テロリズム」の例

○犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること(以下「犯罪による収益の移転防止」という。)が極めて重要であることにかんがみ鑑み、特定事業者による顧客等の本人確認本人特定事項(第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。)等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

○原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号) (抄)

第四条の二 国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で(…)人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号) (抄)

(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社

会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一・二 (略)

2・3 (略)

「大量破壊兵器関連(…)物資」の例

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十三号)(抄)
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 北朝鮮特定貨物 次のいずれかに該当する貨物(我が国から輸出しようとする貨物で外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項の規定による許可を受けなければならないもの及び同条第三項の規定による輸出の承認を受ける義務を課せられているもの並びに我が国から輸出した貨物で当該許可又は当該承認を受けたもの並びに我が国に輸入しようとする貨物で同法第五十二条の規定による輸入の承認を受ける義務を課せられているもの及び我が国に輸入した貨物で当該承認を受けたものを除く。)をいう。

イ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であって政令で定めるもの

ロ (略)

二～四 (略)

「抑止」の例

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)
(抄)

(目的)

第一条 この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

○警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)(抄)

(武器の使用)

第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条(正当防衛)若しくは同法第三十七条(緊急避難)に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一・二 (略)

①国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止をいう。

「外国における（…）騒乱」の例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号) (抄)

(在外邦人等の輸送)

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2 (略)

「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号) (抄)

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)

「被害の発生（…）拡大の防止」の例

○消費者安全法(平成二十一年法律第五十号) (抄)

(消費者への注意喚起)

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2・3 (略)

※ 「安全保障」とは、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保（国内治安の維持にとどまるものを除く。）をいい、外交によるものを含む点で防衛より広く、国外組織によるテロ活動等を含む点で、テロリズム等防止と重複がある。

「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

「我が国の平和と独立…国（…）の安全」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（自衛隊の任務）

第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2・3 （略）

○防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄）

（任務）

第三条 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。）を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

2 （略）

イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

「行政機関の長は、…あらかじめ、…に協議し、その同意を得なければならない」の例

○公文書の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号) (抄)
(行政文書管理規則)

第十条 1・2 (略)

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 (略)

「指定をしようとするときは、あらかじめ、…に協議し、その同意を得なければならない」の例

○水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号) (抄)
(保護水面の指定)

第十五条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3～7 (略)

「当該他の行政機関の長」の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)(抄)
(事案の移送)

第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報^{が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等をする}ことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

「…は、…有効期間を定めるものとする」の例

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）

（認定の有効期間）

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2・3 （略）

「有効期間が満了する時において」の例

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（船舶保安証書）

第十三条 （略）

2 前項の船舶保安証書（以下「船舶保安証書」という。）の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある国際航海日本船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3～8 （略）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

（海洋汚染等防止証書）

第十九条の三十七 （略）

2 前項の海洋汚染等防止証書（以下「海洋汚染等防止証書」という。）の有効期間は、五年（平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間）とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3 （略）

「要件を満たす場合には、…」の例

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（資金の借入れ）

第二百十条 特定目的会社は、次に掲げる全ての要件を満たす場合には、取締役の決定

(取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定)により資金の借入れを行うことができる。

一・二 (略)

○卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)(抄)

(開設者の地位の承継の効果)

第十三条の四 前条第一項の規定による地位の承継後の中央卸売市場(以下この条において「新卸売市場」という。)に係る業務規程(以下この条において「新業務規程」という。)が次に掲げる要件を満たす場合には、同項の規定による地位の承継前の中央卸売市場(以下この条において「旧卸売市場」という。)の卸売業者(以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。)は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

一・二 (略)

2 新業務規程が次に掲げる要件を満たす場合には、旧卸売市場の仲卸業者(以下この条において「旧卸売市場仲卸業者」という。)は、新卸売市場において旧卸売市場における仲卸しの業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について仲卸しの業務を行う者として第三十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

一・二 (略)

3 (略)

「有効期間を延長するものとする」の例

○教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)(抄)

(有効期間の更新及び延長)

第九条の二 (略)

2~4 (略)

5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。

6 (略)

「…は、…ときは、…指定を解除しなければならない」の例

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)(抄)

(指定の解除)

第十七条 市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、

遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

2・3 (略)

「要件を欠くに至った」の例

○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

第二十六条 (略)

2 (略)

3 認定地方公共団体は、指定法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4・5 (略)

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（保証人の要件）

第四百五十条 (略)

2 保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。

3 (略)

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

「所掌事務の遂行上」の例

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）
（交流採用）

第十九条（略）

2～4（略）

5 交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、任命権者がその所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

6（略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）
（俸給の支給日等）

第八条（略）

2 次の各号のいずれかに掲げる場合に該当し、かつ、防衛大臣が特に必要と認めるときは、職員に対してその俸給の月額半額ずつを月二回に支給することができる。この場合において、俸給を支給する日は、法第十一条第一項ただし書の各期間内の日のうち防衛大臣の定める日とする。

一（略）

二 所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合

3～8（略）

「遂行上特段の必要がある場合に限り」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
（防衛秘密）

第九十六条の二（略）

2（略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4（略）

「契約業者」の例

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号（抄）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一～四 （略）

2 （略）

「役職員等」の例

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（抄）

（財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等）

第三十一条 （略）

2 （略）

3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一・二 （略）

三 役職員等名簿（役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。）

四～八 （略）

4～6 （略）

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価の実施

- ア 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、次に掲げる者とする。
- ・ 適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）
 - ・ 行政機関の長、国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

「取扱いの業務（を行わせる）」の例

- 自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）（抄）
（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

- 3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

「適性を有する」の例

- 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）（抄）

（臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等）

第十三条 環境大臣は、臭気指数等に係る測定の業務に従事するのに必要な知識及び適性を有するかどうかを判定するため、臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査を行う。

2～9 （略）

- 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（選考による採用）

第五十七条 選考による職員の採用は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官の規定順の例

- 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（公務員の立候補制限）

第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八

号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員(特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。)は、この限りでない。

一 内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官

二～五 (略)

2・3 (略)

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号)(抄)

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。

○国家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)(抄)

(一般職及び特別職)

第二条 (略)

2 (略)

3 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一 内閣総理大臣

二 國務大臣

三 人事官及び検査官

四 内閣法制局長官

五 内閣官房副長官

五の二 内閣危機管理監

五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官

六 内閣総理大臣補佐官

七 副大臣

七の二 大臣政務官

八 内閣総理大臣秘書官及び國務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

九～十七 (略)

4～7 (略)

「職務の特性」の例

○国家公務員制度改革基本法(平成二十年法律第六十八号)(抄)

(議院内閣制の下での国家公務員の役割等)

第五条 政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大

臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 (略)

二 国家戦略スタッフ及び政務スタッフ（以下この号において「国家戦略スタッフ等」という。）の任用等については、次に定めるところによるものとする。

イ (略)

ロ 国家戦略スタッフ等を有効に活用できるものとするため、給与その他の処遇及び退任後の扱いについて、それぞれの職務の特性に応じた適切なものとする。

2 政府は、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～四 (略)

五 幹部職員等の任用、給与その他の処遇については、任命権者が、それぞれ幹部職員又は管理職員の範囲内において、その昇任、降任、昇給、降給等を適切に行うことができるようにする等その職務の特性並びに能力及び実績に応じた弾力的なものとするための措置を講ずるものとする。

3・4 (略)

○総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）

（職務の特性への配慮）

第十二条 この法律の運用に当たっては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならない。

（審査委員会）

第二十九条 支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。

2～10 (略)

「対象とすることが適当でない」の例

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第九十八条 (略)

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

○清酒製造業等の安定に関する特別措置法施行令（昭和四十五年政令第百二十五号）（抄）

（単式蒸留しようちゆう製造業を廃止する者）

第四条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 前二号に掲げる者のほか、法第三条第二項第一号に掲げる事業の対象とすることが適当でないと認められる者として財務省令で定める者

「職を占める者」の例

○東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）（抄）

（現地対策本部）

第十七条 (略)

2 (略)

3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

4・5 (略)

○国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）（抄）

（一般職及び特別職）

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

5～7 (略)

ウ 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる職員等の同意を得て、①特定有害活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

「ことが見込まれる（者）」の例

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（抄）

（除染実施計画）

第三十六条（略）

2・3（略）

4 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。

5（略）

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（市町村都市再生整備協議会）

第四十六条の二（略）

2（略）

3 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、前条第二項第二号イからへまでに掲げる事業（これらの事業と一体となってその効果を増大させることとなる事業等を含む。）を実施し、又は実施することが見込まれる者及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4・5（略）

「犯罪…経歴」の例

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）
（指定）

第三条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

一（略）

二 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超えるものであること。

イ～へ （略）

三 （略）

「情報の取扱い」の例

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条 （略）

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

第百六十七条 （略）

2 （略）

3 前項に規定するもののほか、捕虜収容所における被収容者に関する情報の取扱いについては、防衛省令で定める。

「非違」の例

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（監察の指示等）

第四十三条の二 都道府県公安委員会は、都道府県警察の事務又は都道府県警察の職員の非違に関する監察について必要があると認めるときは、都道府県警察に対する第三十八条第三項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとする事ができる。

2・3 （略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

（勤務成績の証明等）

第六条の十二 （略）

2 法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項に規定する政令で定める事由は、懲戒処分を受けるべき行為（職員の非違に当たる行為であつて、その非違

の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことその他防衛大臣の定める事由とする。

「あるかどうかという観点から」の例

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）（抄）
（評価、調整及び確認）

第九条（略）

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、調整者としての全体評語を付すことにより調整（次項に規定する再調整を含む。）を行うものとする。この場合において、調整者は、当該全体評語を付す前に、評価者に再評価を行わせることができる。

3 （略）

エ 当該職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他のウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。

「家族」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（介護休業給付金）

第六十一条の六 介護休業給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、対象家族（当該被保険者の配偶者、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。以下この条において同じ。）を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2～6 （略）

「同居人」の例

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ～ハ （略）

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハマまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 （略）

7・8

「氏名、生年月日、国籍…住所」の例

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）（抄）

（承認の申請）

第九条 第七条の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、氏名、生年月日、国籍、住所、外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国（次条において「資格取得国」という。）の国名、当該外国弁護士の名称その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出しなければならない。

「効果的かつ効率的に行う（実施する）」の例

○職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（抄）

（学生生徒等の職業紹介等）

第十五条 （略）

② （略）

③ 公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

○文部科学省組織令（平成十二年政令第百五十一号）（抄）

（基礎研究振興課の所掌事務）

第六十三条 基礎研究振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 （略）

五 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助一般に関すること。

六～九 （略）

3～5 （略）

オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

「必要な範囲内において」の例

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）
（年金受給者の書類の提出等）

第七十五条 連合会は、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 （略）

○商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）（抄）
（問合せ等）

第十三条 商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 （略）

「資料の提出を求め」の例

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）
（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条 （略）

2～5 （略）

6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

7～9 （略）

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）
（指名医による診療）

第六十三条 （略）

2 刑事施設の長は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等（以下この条において「指名医」という。）の診療方法を確認するため、又はその後その被収容者に対して刑事施設において診療を行うため必要があるときは、刑事施設の職員をしてその診療に立ち合わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

3・4 (略)

「(公務所又は(若しくは))公私の団体(その他の関係者)に照会して必要な事項の報告を求めることができる」の例

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)(抄)

(調査)

第二十八条 検察官は、犯罪被害財産支給手続における事務を行うため必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

○弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)(抄)

(資料の要求等)

第五条の五 法務大臣は、認定に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、申請者に対し必要な資料の提出を求め、又は公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)(抄)

第九十七条 (略)

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等が特定秘密の取扱いの業務を行うことが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等がウの①～③についての調査の結果、特定秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

「特段の事情」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）
（その他の者との面会）

第八十一条 捕虜収容所長は、被収容者に対し、前条第一項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、面会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可することが捕虜収容所の管理運営上支障がないと認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これを許可することができる。

2～4 （略）

（防衛大臣による放免）

第四百九条 防衛大臣は、送還令書の発付を受けた被収容者について、送還実施計画に基づき送還することが当該被収容者の利益を著しく害すると認めると特段の事情があるときは、捕虜収容所長に当該被収容者を放免するよう命ずることができる。

2 （略）

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

第一百一条の二 機構は、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持に資するため、金融機関（破綻金融機関、承継銀行及び第百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行を除く。以下この条において同じ。）が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府令・財務省令で定める資産（以下この項において単に「貸付債権」という。）のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの（以下「特定回収困難債権」という。）の買取りを行うことができる。

2～5 （略）

「仮に…ことができる」の例

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）（抄）
（仮退院）

第四十条 第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一時退院させて経過を見ること

が適当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、六月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第七十四条 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄りの刑事施設にこれを留置することができる。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
- ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
 - イ 業務により特定秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

「取り扱うことを業務とする者」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 （略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 （略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2～6 （略）

「業務により知得」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 （略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 （略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2～6 （略）

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

「財物の（を）窃取」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（窃盗）

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

「施設への（に）侵入」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

「この法律の適用にあつて（当たって）は、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつて（あつて）はならない」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

「この法律（本法）の施行の日の前日において」の例

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）（抄）

附 則

第六条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものについては、当該市町村の区域のうち同条に規定する市町村の合併が行われた日の前日において旧過疎活性化法の規定に基づく過疎地域であった区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

「施行日の前日において…施行日に（おいて）……とみなす。」の例

○日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）（抄）

附 則

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 施行日の前日において総務省の職員である者のうち、施行日において引き続き公社の職員となったものであって、施行日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から第百五十四条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十五年四月から始める。

○日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）（抄）

附 則

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 施行日に前日において、日本国有鉄道の総裁又はその委任を受けた者から第百五条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けている者

が、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第百五条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和六十二年四月から始める。

「指定されている…は（を）、指定した…とみなす」の例

○戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

1～5 （略）

（指定医療機関に関する経過措置）

6 この法律の施行の際、現に旧未帰還者援護法の規定により指定されている病院又は診療所は、第十二条の規定により厚生大臣が指定した病院又は診療所とみなす。

7～34 （略）

別表の項目名を表す際の用例

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)(抄)

(合衆国軍隊の機密を侵す罪)

第六条 合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

別表

一 防衛に関する事項

- イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
- ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備
- ハ 部隊の任務、配備又は行動
- ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度
- ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二 編制又は装備に関する事項

- イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況
- ロ 編制又は装備の現況
- ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三 運輸又は通信に関する事項

- イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況
- ロ 軍用通信の内容
- ハ 軍用暗号

〈別表第2号〉

イ テロリズム等防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

「…のための措置又は」の例

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)(抄)

(指導及び助言)

第二十二條 国及び都道府県は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、承認企業立地計画に係る企業立地のための措置又は承認事業高度化計画に係る事業高度化のための措置を適確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

「措置(…)に関する計画」の例

○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)(抄)

(政府実行計画等)

第二十条の二 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「政府実行計画」という。)を策定するものとする。

2～7 (略)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)(抄)

(事業の廃止に伴う措置)

第十二条の六 (略)

2 製錬事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3～9 (略)

- | |
|--|
| ロ テロリズム等防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報 |
| ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 |
| ニ テロリズム等防止の用に供する暗号 |

「国際機関…外国の行政機関」の例

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）

（国際課）

第十二条 国際課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 所管行政に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 （略）

○防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）

（防衛政策局の所掌事務）

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～六 （略）
- 七 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関すること。
- 八 （略）

「…から得た情報」の例

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）

（消費者委員会の勧告等）

第四十三条 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

2 （略）

〈別表第3号〉

- | |
|----------------------------------|
| イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容 |
| ロ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針 |

「外国の政府…又は国際機関」の例

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）（抄）

（国際的協調のための施策）

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条 （略）

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一～四 （略）

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であって、これらの機関から委任されたものに従事する者

「外国（の）政府（…）との交渉…協力」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

三～二十九 （略）

「国際機関との交渉」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ・ロ （略）

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等に移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ (略)

二～五 (略)

2・3 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）
（保有個人情報の開示義務）

第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一～三 (略)

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五～七 (略)

「国際機関との（…）協力」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）
（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に關すること。

四～二十九 (略)

「交渉の内容」の例

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）
（保険契約の承継等の申込み）

第二百六十七条 (略)

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

3・4 (略)

「協力の内容」の例

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）

(抄)

(特定研究開発等計画の認定)

第四条 (略)

2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)その他の者(以下「協力者」という。)がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

四 (略)

3 (略)

「…の方針」の例

○会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)

第三百九十条 (略)

2 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第三号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

一・二 (略)

三 監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

3・4 (略)

○景観法(平成十六年法律第百十号)(抄)

(景観計画)

第八条 (略)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

四 (略)

3～11 (略)

ハ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）

「貨物の輸出又は輸入の禁止」の例

○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一～三十一 (略)

三十二 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

三十三 (略)

2 (略)

「実施する(…)措置」の例

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「周辺事態」という。)に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

「措置…方針」の例

○官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号) (抄)

(保安上又は防火上危険である庁舎に対する措置)

第八条 (略)

2 各省各庁の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対して、これに対する措置の方針を通知し、且つ、その措置をしたときはその結果を通知しなければならない。

- ニ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）
ホ ニに掲げる情報の収集整理又はその能力

「条約その他の国際約束」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) (抄)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 条約その他の国際約束の締結に関すること。

五～二十九 (略)

「条約その他の国際約束に基づき」の例

○独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第三百三十六号) (抄)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であつて、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの(以下この号及び第四十二条第二項第三号において「国民等の協力活動」という。)を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ (略)

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ・ニ (略)

五～九 (略)

2・3 (略)

「保護することが必要な」の例

○環境基本法(平成五年法律第九十一号) (抄)

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 採捕、損傷その他の行為であつて、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 (略)

2 (略)

へ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

「外務省本省」の例

○外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号) (抄)

(大使及び公使の待命)

第十二条 (略)

2 (略)

3 待命の大使又は公使は、特別の必要がある場合には、臨時に、第二条第一項第三号から第六号までに掲げる者の任務又はこれらに準ずる任務(以下「特派大使等の任務」という。)その他外務省本省の事務に従事させることができる。

4～6 (略)

「在外公館」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) (抄)

(設置)

第六条 外務省に、在外公館を置く。

2・3 (略)

「…との間の通信」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号) (抄)

(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)

第十五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人又は宗教の職にある者(傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。)との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) (抄)

(船舶又は航空機に開設した外国の無線局)

第百三条の四 (略)

2 前項の無線局は、次に掲げる通信を行う場合に限り、運用することができる。

一 (略)

二 電気通信業務を行うことを目的とする無線局との間の通信

三 (略)

特定秘密の保護に関する法律案参照条文

目次

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）	．．．．．	1
○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）	．．．．．	2
○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）	．．．．．	4

○自衛隊法（抄）

（昭和二十九年六月九日）
（法律第六十五号）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図面若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務

により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

別表第四（第九十六条の二関係）

一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量

六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七 防衛の用に供する暗号

八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

十 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

○自衛隊法施行令（抄）

（昭和二十九年六月三十日）

（政令第百七十九号）

第五節 防衛秘密

（標記の方法）

第百十三条の二 法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならぬ。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならぬ。

（通知の方法）

第百十三条の三 法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の四 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

- 一 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。
- 二 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。
- 三 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手續に関すること。
- 四 防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるもの）に限る。以下この節において同じ。）の手續に関すること。

- 五 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。
- 六 当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。
- 七 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

- 一 防衛秘密の保護上必要な措置に関し役員及び職員が遵守すべき規則を定めていること。
- 二 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。
- 三 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。
- 四 防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2 契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。
- 二 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手續に関すること。
- 三 防衛秘密の伝達の手続に関すること。
- 四 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。
- 五 当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。
- 六 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（防衛秘密管理者）

第一百三條の六 防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者(以下この節において「防衛秘密管理者」という。)を指名するものとする。

(防衛秘密の指定に伴う措置)

第一百三條の七 防衛大臣は、法第九十六條の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

(防衛秘密の表示)

第一百三條の八 防衛秘密管理者は、法第九十六條の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第一百三條の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

(防衛秘密の周知)

第一百三條の九 防衛秘密管理者は、法第九十六條の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

(職員の範囲の指定)

第一百三條の十 防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

(他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置)

第一百三條の十一 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2 前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して

行うものとする。

(防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置)

第一百三條の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六條の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第一百三條の二の規定による標記及び第一百三條の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

(防衛秘密の取扱いの管理のための措置)

第一百三條の十三 防衛秘密管理者は、第一百三條の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

(委任規定)

第一百三條の十四 この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

(昭和二十九年六月九日)

(法律第百六十六号)

(定義)

第一条 この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定をいう。

2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項
イ 構造又は性能
ロ 製作、保管又は修理に関する技術
ハ 使用の方法
ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

(特別防衛秘密保護上の措置)

第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。
一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な

方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 わが国の安全を害する目的をもって、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を實行した場合において、刑法(明治四十年法律第四十五号)総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

(自首減免)

第六条 第三条第一項第一号若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

(この法律の解釈適用)

第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人權を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三〇年七月三〇日法律第一〇二号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年一月二日法律第一一五号) 抄

(施行期日)

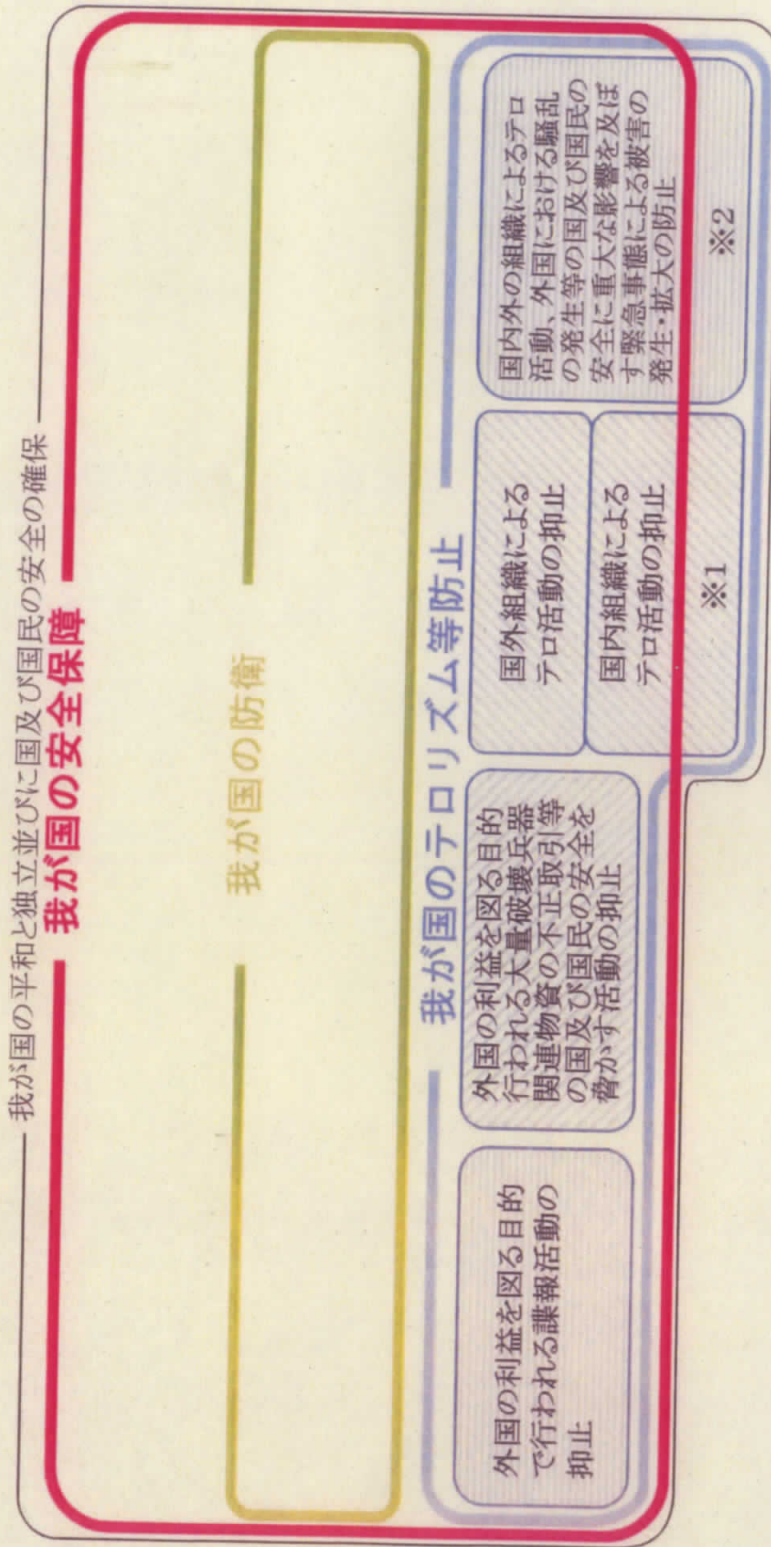
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章の章名の改正規定、第七章中第九十六条の次に一条を加える改正規定、第二百二十二条を第二百二十三条とし、第二百二十一条の次に一条を加える改正規定及び別表第三の次に一表を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成25年6月12日

説明資料

- 1 我が国の防衛、テロリズム等防止及び安全保障の関係
- 2 「安全保障」の意義について（案）
- 3 別表に該当する事項の具体例（イメージ）
- 4 業務知得者を適性評価の対象としないことについて（案）
- 5 内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象外とすることについて（案）
- 6 配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて（案）
- 7 国務大臣等を処罰の対象とすることについて（案）
- 8 立法府及び司法府を本法の対象としないことについて（案）
- 9 特定秘密と情報公開との関係について（案）

我が国の防衛、テロリズム等防止及び安全保障の関係



※1 国内組織による我が国におけるテロ活動の抑止は、通常、国内治安の維持にとどまるものであり、我が国の安全保障には含まれない。

※2 国内組織による我が国におけるテロ活動による被害の発生・拡大の防止は、通常、国内治安の維持にとどまるものであり、我が国の安全保障には含まれない。

平成25年6月12日
内閣情報調査室

「安全保障」の意義について（案）

本法案の「安全保障」は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保（国内治安の維持にとどまるものを除く。）をいうが、この「国及び国民の安全」との文言は、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第4条の「国及び国民の安全」を参考にしたものである。

同法第4条の「国及び国民」と言うときの「国」は、国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものであるとされており、また、ここにいう「国民」は「国」の概念に含まれるものではあるが、同法が国民の安全の確保を重視したものであることから、「国民」をあえて明示的に記述したものであるとされている（内閣官房編「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案逐条説明」）。

本法案も、武力攻撃事態対処法と同じく、国民の安全の確保を重視する観点から、あえて「国民」を明示して規定することとしているが、「国及び国民の安全」を更に明確化すると、その意義は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第3号及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第10条第2項第1号の「国の安全」と同じである。すなわち、「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいい、具体的には、「直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外の脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる」とされている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61頁、総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」35頁）。

したがって、本法案における「国及び国民の安全」には、領土の保全、独立、国民の生命・身体の安全の確保の他にも、経済・社会に関係する一定の事項が含まれ得るが、その範囲はあくまでも国としての基本的な秩序の平穏に関するものに限られ、例えば、サイバー攻撃により金融システムや水道等の重要インフラが機能しなくなるような事態が発生すれば「国及び国民の安全」が害されたと言い得るが、個々の国民や企業が経済的な利益を逸失したり、犯罪行為の被害に遭ったからといって、直ちに「国及び国民の安全」が害されたことにはならない。

また、安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するところ（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問主意書」（内閣衆質179第26号））、本法案の「安全保障」とは、外部からの脅威に対して、上述の意味での「国及び国民の安全」が保障されていることをいい、この点から「国及び国民の安全の確保」に係るものであっても、国内治安の維持にとどまるものは含まれない。

【参考条文】

〈国及び国民の安全〉

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)(抄)

(国の責務)

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

〈国の安全〉

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)(抄)

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第十条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一～十 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二～十一 (略)

3 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)(抄)

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・二 (略)

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四～六 (略)

○民事訴訟法(平成八年法律第九号)(抄)

(文書提出命令等)

第二百二十三条 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百二十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。

一 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

二 (略)

5～7 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)(抄)
(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 わが国の安全を害する目的をもって、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三・四 (略)

2・3 (略)

【参考資料】

〈国及び国民の安全〉

○内閣官房編「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案逐条説明」17頁

〈国及び国民〉

「国及び国民」と言うときの「国」とは、(中略)国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものである。したがって一般的には、「国民」も「国」の概念に含まれるものであるが、本法案が国民の安全の確保を重視したものであることから、「国民」をあえて明示的に記述することとしたものである。

〈国の安全〉

○総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」35頁

〈事前通知の適用除外〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60・61頁

〈国の安全が害されるおそれ〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

○秋山幹男、伊藤眞、加藤新太郎、高田裕成、福田剛久、山本和彦著「コンメンタール民事訴訟法Ⅳ」457頁

〈安全保障・外交関係情報〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民および統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略または間接侵略に対して独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式および経済・社会秩序の安定が保たれていることなどである。

○法制局参事官町田充著「防衛秘密保護法解説」42頁

〈わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもってすることが必要である。〉

「わが国の安全」とは、外国の武力行使を排除して守られるわが国土、国民の生命、身体若しくは財産又は基本的政治組織の維持存続をいうものと解される。従って、外国の直接の武力侵略又は外国がわが国に教唆干渉の手を伸ばして引き起こす内乱や大規模な騒擾に利益を与え、あるいはこれに対抗してわが国の安全を守るべき防衛力に不利益を与えることがわが国の安全を害することとなる。

〈安全保障〉

○衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質179第26号）

問一 安全保障の定義如何。

〈問一について〉

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

別表に該当する事項の具体例（イメージ）

<p>第1号</p> <p>イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 〈運用〉 ○ 自衛隊の運用状況 〈運用に関する見積り〉 ○ 防衛出動時等の自衛隊の対処に関する計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事項に関する分析又は予測 〈運用に関する計画〉 ○ 「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）第18条） 〈運用に関する研究〉 ○ 自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究</p>
<p>ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 ○ 防衛に関し自衛隊が収集した電波情報</p>
<p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 〈情報の収集整理〉 ○ 自衛隊における情報業務の実施状況、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等 〈収集整理の能力〉 ○ 自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所</p>
<p>ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 〈見積り若しくは計画〉 ○ 「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第8条及び第9条） 〈研究〉 ○ 現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究</p>
<p>ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量 ○ 各部隊や自衛隊全体が保有する武器、弾薬、船舶、航空機、戦車、装甲車等の種類や数量</p>
<p>ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 〈防衛の用に供する通信網の構成〉 ○ 自衛隊が作戦行動等において用いる自衛隊が所有し、使用する通信網の拠点、経路、その容量等 〈防衛の用に供する通信の方法〉 ○ 部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）</p>
<p>ト 防衛の用に供する暗号 ○ 自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号</p>
<p>チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法 〈仕様〉 ○ 潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚 〈性能〉 ○ 誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度 〈使用方法〉 ○ 機雷の敷設深度</p>

<p>リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの の製作、検査、修理又は試験の方法</p> <p>〈製作の方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法 <p>〈検査の方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機雷、レーダー等の検査の方法 <p>〈修理の方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 秘匿装置等の修理の方法 <p>〈試験の方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ レーダー等の試験の方法
<p>ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）</p> <p>〈施設の設計〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置 <p>〈施設の性能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 抗たん性能 <p>〈施設の内部の用途〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の特定の区画（部屋）の使用目的
<p>第2号</p>
<p>イ テロリズム等防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究</p> <p>〈措置の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重要施設の警備の実施状況 ○ サイバー攻撃に対処するために講じている防御措置 <p>〈措置に関する計画の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領 ○ 大量破壊兵器関連物資の不正取引を防止するための計画 <p>〈措置に関する研究の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国における騒乱発生時の邦人退避計画の研究 ○ テロ発生時の諸外国の対応要領の研究
<p>ロ テロリズム等防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報 ○ 外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた国際テロ組織関係者の動向 ○ 外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた大量破壊兵器関連物資の不正取引に関する情報 ○ 外国での邦人人質事件において外国の政府から入手した実行者・団体に関する情報、当該国の対処状況
<p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>〈情報の収集整理の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治安機関の情報部門の態勢 ○ 治安機関の情報収集活動の対象団体・個人 ○ 治安機関の情報収集活動の手法・技法 <p>〈情報の収集整理の能力の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治安機関の情報収集活動の情報源
<p>ニ テロリズム等防止の用に供する暗号</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治安機関の職員が、テロリズム等防止の用に供し通信内容を秘匿するために用いる暗号
<p>第3号</p>
<p>イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容</p> <p>〈交渉の内容〉</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 北方領土問題や北朝鮮による拉致問題に関する交渉におけるやりとりの詳細 ○ 国連事務総長との会談での我が国の安全保障上の課題に関する同事務総長の発言 <p>〈協力の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国による核開発を放棄させるために当該国に対して他の関係国と協調して行う働きかけの実施状況 ○ 外国による核開発の動向に関し国際原子力機関に提供した情報
<p>□ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針</p> <p>〈交渉の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 領域の保全に関する外国との交渉のための対処方針 ○ 国連安保理決議に基づく船舶検査活動の実施に際しての我が国の実施区域に関する交渉の方針 <p>〈協力の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日米安全保障条約に基づく米国との協力の方針 ○ 外国による核実験に関しての国連安保理決議への対応方針
<p>ハ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）</p> <p>〈措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 領域の保全のために関係省庁が実施する準備措置 ○ 戦略的に重要な物資の確保のための外国企業との調整 <p>〈措置の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国が弾道ミサイルを発射した場合に執る措置（入国禁止、貨物の輸出入の禁止、関係団体等の資産の凍結等）の方針 ○ 外国が軍事行動をとった場合に、これを支持又は非難する旨の声明の発出に関する方針 <p>〈除かれる事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の運用状況、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）第18条）（第1号イに該当） ○ 「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第8条及び第9条）（第1号ニに該当） ○ 重要施設の警備の実施状況、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領（第2号イに該当）
<p>ニ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の安全保障に影響を与える外国の政府の外交方針に関して情報保護協定に基づき外国の政府から提供を受けた情報 ○ 我が国の安全保障に影響を与える外国政府部内の同国指導者に対する支持状況に関して、外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた情報 ○ 我が国の安全保障に影響を与える外国の指導者の健康状態について外国の情報提供者から秘密の保全を前提に提供を受けた情報 <p>〈除かれる事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛に関し自衛隊が収集した電波情報（第1号ロに該当） ○ 外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報（第2号ロに該当） ○ 外国での邦人人質事件において外国の政府から入手した実行者・団体に関する情報、当該国の対処状況（第2号ロに該当）
<p>ホ ニに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>〈情報の収集整理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外務省の情報収集活動の状況、態勢及び方法等 ○ 外務省の情報収集活動の情報源 <p>〈情報の収集整理の能力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集衛星の撮像能力
<p>へ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公電に用いる暗号

業務知得者を適性評価の対象としないことについて（案）

1 現行自衛隊法における取扱い

自衛隊法（昭和29年法律第165号）は、防衛秘密の取扱いの業務に関し規定を設ける一方、防衛秘密の取扱いの業務に該当しない、業務による防衛秘密の取扱いについては何ら規定を設けていない。

まず、自衛隊法第96条の2第3項は、「防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」と規定し、防衛秘密の取扱いの業務について、これを部外の者に行わせることを可能としている。本規定は、「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高まることになる。）に防衛秘密をわたすことができなくなることから、「自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、」国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能とし、「同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである」（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」54-55頁）とされている。一方、捜査等の業務により防衛秘密を伝達する場合については、自衛隊法には何ら規定はなく、この場合には、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいに当たらない」（同「防衛秘密制度の解説」54頁）として、他の行政機関の職員に防衛秘密が伝達されることとなる。（防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）第29条は「法第96条の2第3項に規定する場合のほか、防衛省以外の者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。」とし、自衛隊法第96条の2第3項に規定する場合以外で、法益の比較衡量によって、防衛秘密文書等の交付又は防衛秘密の伝達をする必要がある場合の例外的な措置を規定している。）

次に、自衛隊法は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」による防衛秘密の漏えい行為のみを処罰の対象とし（自衛隊法第122条第1項）、それ以外の業務により防衛秘密を取り扱う者による防衛秘密の漏えい行為については、処罰の対象とはしていない。ここにいう「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、「防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。「業務」とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。この「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には、防衛秘密を取り扱う①防衛省の職員、②

国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者、が該当する」(同「防衛秘密制度の解説」71頁)とされている。一方、「①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員については、それぞれ、①司法目的、②立法目的、③④行政目的で防衛秘密に接する者であり、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することになった米
国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」(同「防衛秘密制度の解説」71頁)とされている。

上記のとおり、自衛隊法は、防衛秘密の取扱いの業務に関してのみ規定しており、これに該当しない業務による防衛秘密の取扱いについては、防衛秘密の取扱いが想定されているにもかかわらず、何ら規定を設けていない。

2 本法における取扱い

自衛隊法の防衛秘密の制度を参考に検討を行っている本法においても、特定秘密を取り扱うことを業務とする者(以下「取扱業務者」という。)とそれ以外の業務により特定秘密を取り扱う者(以下「業務知得者」という。)について、自衛隊法と同様に、次のとおり区別して取り扱うこととしている。

まず、他の行政機関の職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合について、本法第5条は、「行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密(当該事項に該当するものに限る。)の取扱いの業務を行わせることができる。」などと規定し、自衛隊法第96条の2第3項と同様に、取扱業務者のみを規定の対象としており、業務知得者は規定の対象としていない。

また、罰則については、自衛隊法と同様に取扱業務者による故意・過失の漏えい罪を設けることに加え、業務知得者のうち、行政機関の職員と都道府県警察の職員に限って、故意・過失の漏えい罪を新たに設けることとしている。自衛隊法とは異なり、取扱業務者のみならず、業務知得者についても行政機関の職員と都道府県警察の職員に限って、故意・過失の漏えい罪を設けることとしているのは、そもそも自衛隊の任務等を定めることを目的とする自衛隊法とは異なり、本法が広く行政機関等を対象として特定秘密の漏えいの防止を図るために制定するものであり、取扱業務者以外の業務知得者についても、その漏えいについて処罰対象とすることが適当と考えられることから、業務知得者のうち、本法の対象とする行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については、処罰対象とすることとしたものである。

3 業務知得者を対象とする適性評価の要否

特定秘密を取り扱う場合に特定秘密を漏えいしてはならないという義務を負うこと

については、取扱業務者であっても業務知得者であっても変わるところはない。しかしながら、取扱業務者は、特定秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者であり、こうした業務の性格から、特定秘密を秘匿することが自己の業務の遂行のために本来的に必要であると考えられるのに対し、業務知得者は、特定秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者ではなく、捜査等他の正当な業務を遂行する必要から特定秘密を知得し、領有することとなる点で両者は異なる。そして、漏えいの法定刑についても、取扱業務者が職務上特定秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に、特定秘密を厳格に保全することがその職務上強く求められる者であるため、業務知得者に比べてより厳格な秘密保全義務を負う者であることを前提に、取扱業務者による故意・過失の漏えいの法定刑が、業務知得者による場合よりも重いものとされているところである。

そこで、業務知得者を適性評価制度の対象とすべきか否か検討すると、適性評価は、評価対象者のプライバシーに深く関わる個人情報を取得して実施するものであり、適性評価の対象とする者をいたずらに広くするのは適切ではないと考えられるところ、業務知得者として考えられる行政機関等の職員（特定秘密に係る犯罪の捜査等に従事する者、予算編成等を担当する財務省主計官等、許認可権限に基づき特定秘密の提出を受ける国家公務員等）の範囲は広範囲に及び、また、これらの者が特定秘密を実際に取り扱うこととなるのか、取り扱うとしてもその具体的な時期等を想定することには困難を伴うにもかかわらず、特定秘密を取り扱うことが抽象的に排除できないことをもって、適性評価を実施することは適切ではないし、現実的ではないと考えられる。

また、本法は、特定秘密を「適確に保護する体制を確立した上で」、「活用すること」が重要であるとしており、特定秘密を省庁間で共有し活用するために必要な事項を定めることとしており、特定秘密を取り扱うこと自体を業務とする取扱業務者について適性評価を実施することとすれば、特定秘密を行政機関相互で共有するための体制が整備されていると言うことができ、本法の目的を十分に達することができる。

したがって、適性評価は、取扱業務者についてのみ実施し、業務知得者については、適性評価の対象とはしないこととする。

なお、業務知得者については、適性評価の対象とはしないものの、漏えい行為に関する罰則を今般設けることとしており、これにより漏えいの防止が十分に図られるものと考えられる。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 （略）

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

○自衛隊法施行令（昭和二十九年六月三十日政令第七十九号）（抄）

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の四 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

一～八 (略)

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一～四 (略)

2 (略)

平成25年6月12日
内閣情報調査室

内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象外とすることについて（案）

本法においては、特定秘密の漏えいの防止を徹底する観点から、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を適性評価により適性を有すると認められたものに原則として限定しているが、行政機関の長、国务大臣、内閣官房副長官、副大臣その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者については、例外的に適性評価を実施することなく、特定秘密の取扱いの業務を行うこととしている。

内閣総理大臣補佐官についても、これらの者と同様に、次のとおり、「職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者」に該当することから、適性評価の対象外とすることが適当である。

内閣総理大臣補佐官については、内閣法（昭和22年法律第5号）第19条第2項において、「内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する」と規定され、内閣総理大臣のブレーンとして、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣の思考及び判断を助けるものとされている。したがって、その職務は内閣総理大臣との一体性が強く、職務の遂行に当たっては内閣総理大臣の直接の指揮監督を受け、また、取り扱う内容は内閣の重要政策であることが前提となっており、仮に、適性評価により適性を有しないと認められ特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなる場合、内閣総理大臣に対する補佐を十分に全うことができなくなる。

また、内閣総理大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う（内閣法第19条第4項）とされており、上記のような内閣総理大臣補佐官の職責の重大性から、内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の任命の申出を行うに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。

さらに、内閣が任命又は任免する職には、内閣総理大臣補佐官のほか、副大臣、大臣政務官、内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官、内閣法制局長官、検査官、人事官、国家公務員倫理審査会会長及び委員、特命全権大使等の外務公務員、検事総長等があり、このうち、内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官^{※1}、特命全権大使等の外務公務員^{※2}以外の職は全て、行政機関の長等のほか、職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者として、適性評価の対象外とされている。これらの職との整合性の観点からも、内閣総理大臣補佐官については、適性評価の対象外とすることに合理性がある。

なお、内閣総理大臣補佐官については、特定秘密の取扱いの業務を行う場合にこれを漏らす蓋然性があるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、これにより漏えいの防止を図ることとする。

※1 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち

危機管理に関するものを統理する（内閣法第15条第2項）と、内閣官房副長官補は、内閣官房長官及び内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務を掌理する（内閣法第16条第2項）と、内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、広報に関する事務を掌理する（内閣法第17条第2項）と、内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌理する（内閣法第18条第2項）と、それぞれ規定されており、その職務はいずれも、内閣官房長官等の補佐とされている。したがって、これらの職の任免は、内閣総理大臣補佐官と同様、内閣総理大臣の申出により内閣において行うこととされているが、内閣総理大臣を補佐する内閣総理大臣補佐官と内閣官房長官等を補佐するこれらの職とは、内閣総理大臣に対する直接の補佐という点で、職務の特性等を異にしている。

※2 特命全権大使等の外務公務員には、特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員及び政府代表又は全権委員の代理等がある。その任免は、内閣が行うこととされているが、外務大臣の申出により行うものであり、任免への内閣総理大臣の関与という点で、内閣総理大臣の申出により内閣が任免する内閣総理大臣補佐官とは異なっている。

【参照条文】

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十五条 （略）

2 （略）

3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

4・5 （略）

第十九条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置くことができる。

2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。

3 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

4 第十五条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。

平成25年6月12日
内閣情報調査室

配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて(案)

本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項として、第7条第2項において、

- ・ 特定有害活動との関係に関する事項
- ・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ・ 精神疾患に関する事項
- ・ 飲酒についての節度に関する事項
- ・ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

を明記した上で、同条第3項において、特定有害活動に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施するものとしている。

これは、特定有害活動との関係に関する事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいの蓋然性と結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうでない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

第7条第3項により政令で定めるものとして、

- ・ 学歴及び職歴に関する事項
- ・ 過去に有していた国籍に関する事項
- ・ 評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項
- ・ 国外との関連を有する事情に関する事項（国外に保有する資産、国外への渡航の経歴等）

が考えられるところ、これらのうち、評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項は、調査対象者本人に対する調査の一環として調査するものではあるものの、評価対象者本人以外の者に関する事項を調査するものでもあり、評価対象者本人の特定有害活動との関係に関する事項を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として、配偶者、家族等に関する一定の事項が調査対象となることを法文上明確にすることが適切であると考えられる。そこで、評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項を「前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるもの」の例示として法律に明記することとする。

国務大臣等を処罰の対象とすることについて（案）

1 現行法制における守秘義務と特定秘密との差異

現行法制においては、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官（以下「国務大臣等」という。）については、官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第4条第1項の規定の適用があると解されており、同項においては「官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス」と規定され、また、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成13年1月6日閣議決定）1(8)において「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。（中略）これらについては、国務大臣等の職を退任した後も同様とする。」と規定されているが、これらの規定に違反した場合の罰則は定められていない。

他方、本法によって保護しようとしている特定秘密は、現行法制において広く保護することとしている職務の遂行に関連して知り得た秘密とは異なり、防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものであって、その漏えいが我が国の防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に著しく支障を与えるおそれのあるものに限定されている。これら特定秘密が漏えいした場合に国及び国民の安全に与える影響の大きさに鑑みれば、特定秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えいを防止することは不可欠であり、国務大臣等について取扱いを異にする理由はない。

2 適性評価制度の対象としていないこととの関係

国務大臣等は、その職務の性格から特定秘密の取扱いの業務を行うことが当然の前提とされ、また、仮に、適性評価の結果、特定の国務大臣等が特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなった場合には、閣議において重要な意思決定ができないなどの支障が生じる。また、国務大臣等の任命に当たっては、適性評価の対象外であることを踏まえ必要な考慮がなされるものと考えられる。このため、国務大臣等については、適性評価によって適性を有すると認められた者以外の者を特定秘密の取扱いの業務から除外し、特定秘密の漏えいを未然に防止しようとする適性評価制度の対象とはしていないが、国務大臣等が特定秘密を漏えいした場合に、これを処罰対象とすることについては、上記のような支障はなく、むしろ、特定秘密の保護を図るためにはその漏えいを罰則をもって防止する必要がある。

3 現行自衛隊法等における取扱い

現行自衛隊法（昭和29年法律第165号）においても、同法第59条に定める守秘義務は自衛隊員のみが対象となっており、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官（以下「防衛大臣等」という。）は守秘義務違反の処罰対象とされていない。一方、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による防衛秘密の漏えい行為については、防衛大臣等も処罰

対象となっている。また、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）においても、特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による特別防衛秘密の漏えいを処罰することとしており、防衛大臣等も処罰の対象となっている。

【参照条文】

○官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）（抄）

第四条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス
2 （略）

○國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範（平成十三年一月六日閣議決定）（抄）

1 國務大臣、副大臣及び大臣政務官の服務等

(8) 秘密を守る義務

職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表するには、國務大臣にあっては内閣の、副大臣等にあってはその上司である國務大臣の許可を要する。

これらについては、國務大臣等の職を退任した後も同様とする。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

(定義)

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

(秘密を守る義務)

第五十九条 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2・3 （略）

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 （略）

第一百八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に

処する。

一 第五十九条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二～四 (略)

2 (略)

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 (略)

立法府及び司法府を本法の対象としないことについて（案）

1 立法府を本法の対象としないことについて

- (1) 立法府は、国政調査権（憲法第62条）の行使として、行政府に対して特定秘密の提供を求めることがあり得る。

しかしながら、内閣又は官公署は、各議院又は各議院の委員会から求められた報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼすと認める場合には、内閣においてその旨の声明をして、これに応じないことができる（国会法（昭和22年法律第79号）第104条）ところ、特定秘密はその漏えいが我が国及び日本国民の安全に関わるものであるため、内閣等が特定秘密に係る報告又は記録の提出に応じることは相当程度限定されると考えられる¹。

- (2) また、憲法及び国会法には秘密会の規定があるが、国会議員はそもそも法律上、守秘義務を課されていない（別紙参照）。これは、国会議員による活動の重要性に配慮し、国会議員による秘密の漏えいを禁止するという選択肢をあえて選択していないものと考えられる。

そうすると、国会議員に対する本法の適用の是非を検討するためには、国会議員の活動の在り方も踏まえつつ、立法府における秘密会の在り方や秘密保全の在り方全般と特定秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わることから、一義的には立法府における議論に委ねることが適当と考えられる²。

なお、国会職員については、各議院議長の監督の下で議院の事務を行う立場であることや、特定秘密に触れる機会が国会議員よりも少ないと考えられることを考慮すると、国会議員と併せて立法府における議論に委ねることが適当と考えられる。

-
- 1 特定秘密に係る報告又は記録の提出に応じるかどうかは、秘匿することによって守られるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを比較衡量することにより決定されるべきであると解される（昭和49年12月23日参・予算委での上田哲委員の質問に対する三木総理大臣の答弁において、国家公務員法の守秘義務に係る秘密と国政調査権との関係について同様の説明がなされており、防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」46・54頁において、自衛隊法の防衛秘密の防衛省外への提供について同様の解釈がとられている。）。したがって、そのような比較衡量の結果、行政機関が特定秘密に係る報告又は記録の提出に応じた場合、その行為には正当な理由が認められ、「漏らした」に当たらず、漏えい罪は成立しない。
- 2 国会議員であっても、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官等が、行政機関の長又は幹部として特定秘密を取り扱う場合には、行政府の職員として本法の対象となる。

2 司法府を本法の対象としないことについて

(1) ア 司法府についても、例えば、特定秘密に係る文書等について、民事訴訟における原告が文書提出命令の申立てを行い、又は刑事訴訟における被告人・弁護人が証拠開示に係る裁定を請求した場合、裁判所がその必要性を判断するために国・検察官に対して当該文書等の提示を命じることがあり得る（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第6項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の2第1項）。しかしながら、文書等の秘匿性が極めて高い場合、裁判所は、実務上、提示命令を出すことなく文書提出命令の申立てや裁定請求を却下することが通常と考えられる。

また、国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の公判手続においては、いわゆる外形立証により、秘密の内容そのものを裁判官や裁判所職員に対して明らかにしないまま実質秘性を立証する方法が実務上確立しているところ、特定秘密の漏えい等事件についても当該方法によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

したがって、実際に裁判官及び裁判所職員が特定秘密に触れる機会は相当程度限定されると考えられる。

イ また、上記のような提示命令等の規定はあるが、裁判官には罰則を伴う守秘義務が設けられていない。これは、裁判官の高度の職業倫理や弾劾裁判等の制度による非違行為の抑制を踏まえ、裁判官による秘密の漏えいに対する刑事罰をあえて選択していないものと解される。

そうすると、裁判官に対する本法の適用の是非を検討するためには、裁判官の職業倫理の在り方も踏まえつつ、裁判官による秘密保全の在り方全般と特定秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する司法府の在り方に多大な影響を及ぼし得るため、一義的には司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

なお、裁判所職員については、裁判官の命に従い訴訟に関する事務を行う立場であることや、特定秘密に触れる機会が裁判官より少ないと考えられることを考慮すると、裁判官と併せて司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

(2) なお、司法府に関連して、裁判の過程で証拠開示を受けるなどして特定秘密を知得する可能性がある弁護士に対する本法の適用の是非も論点となり得ると考えられる。

しかしながら、弁護士は司法府に属する者ではなく、司法府において行われる裁判手続によって特定秘密を知得することがあるに過ぎない。加えて、弁護士は裁判

-
- 3 裁判所から特定秘密に係る文書等の提示を命じられた場合、これを拒む余地はないため、提示には正当な理由が認められ、「漏らした」に当たらず、漏えい罪は成立しない。
 - 4 提示命令に係る手続においては、裁判官が文書等の内容を確認すれば足りるため、裁判所職員が当該文書等に触れないような運用も可能と考えられる。

官よりも特定秘密を知得する機会が稀であると考えられることも考慮すると、司法府に対する本法の適用についての検討と併せて検討すべきと考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第一百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

4 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（文書提出義務）

第二百二十条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一～三 （略）

四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

イ 文書の所持者又は文書の所持者と第九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

ハ 第九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、

- 5 弁護士については、刑法（明治44年法律第45号）で秘密漏示罪が規定されているが（刑法第134条第1項）、同罪は国の秘密には適用がないと解されている（通説）。他方、弁護人が、検察官から開示を受けた証拠の複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で人に交付等した場合には、刑事罰が科され得る（刑事訴訟法第281条の5第2項）。

黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書(国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。)

ホ (略)

(文書提出命令等)

第二百二十三条 (略)

2～5 (略)

6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7 (略)

○刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)(抄)

第二百八十一条の五 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 弁護人(第四百四十条に規定する弁護人を含む。以下この項において同じ。)又は弁護人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

2・3 (略)

○刑法(明治四十年法律第四十五号)(抄)

(秘密漏示)

第三百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則（昭和22年議決）では院内の懲罰規定が整備されている（同規則第236条、国会法第63条）が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
		国会職員法（昭和22年法律第85号）第19条		
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手續が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。（平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。
	官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第4条第1項			
	裁判所職員	○	○	
		裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）		

【参照条文】

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号)(抄)

第六十三条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

○参議院規則(昭和二十二年参議院議定)(抄)

第二百三十六條 国会法第六十三條により公表しないものを他に漏した者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

○国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)(抄)

第十九條 国会職員は、本属長の許可がなければ、職務上知り得た秘密を漏らすことはできない。その職を離れた後でも同様である。

○官吏服務紀律(明治二十年勅令第三十九号)(抄)

第四條 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ間ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス
2 (略)

○裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(抄)

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第八条第二項の規定を除く。)中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。)」と、同法第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター(以下「センター」という。)」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法(第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第五十四条、第五十五条、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第百六条の七から第百六条の十三まで、第百六条の十四第三項から第五項まで、第百六条の十五、第百六条の二十五、第百六条の二十六及び第百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。)

二～九 (略)

○国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)(抄)

(秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 (略)

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 (略)

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 (略)

平成25年6月12日
内閣情報調査室

特定秘密と情報公開との関係について（案）

特定秘密に指定された事項が記録された行政文書も行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の開示請求の対象となり、開示請求があった場合には、同法第5条に基づき、行政機関の長は、当該行政文書に同条各号に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならない。

しかしながら、特定秘密は、行政機関の長が、防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものを指定するものであることから、特定秘密が記録された行政文書については、同条第3号の「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」又は第4号の「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」として、当該部分は不開示（情報公開法第8条の規定により開示請求を拒否するときを含む。）となる。

このような不開示の判断を、当該文書に記録された特定秘密を指定した行政機関の長が行う場合には、同一の行政機関の長が特定秘密の指定と不開示の判断の双方を行うことから、判断に齟齬が生じることはない。また、行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合には、他の行政機関の職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができるが、当該他の行政機関に対して当該特定秘密を記録した行政文書に係る開示請求がなされたとしても、当該特定秘密は、厳格な管理を行うとの前提の下、当該行政機関に取り扱わせることとされたものであり、この場合も、特定秘密が開示されることはない¹。

また、行政機関の長が行った不開示の判断について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会（当該行政機関の長が会計検査院の長である場合には、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならないが（情報公開法第18条）、仮に特定秘密に指定された事項が記録された行政文書に係る諮問に関し同審査会が開示すべき旨の答申をし、特定秘密の指定を行った行政機関の長が当該答申を

*1 情報公開法第12条第1項に基づき、「開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」には、両行政機関の長の間で協議の上、事案が移送され、特定秘密を指定した行政機関の長が開示決定を行うこともある。

尊重して”開示する旨の裁決（情報公開法第 17 条の規定により権限委任を受けた者が不開示決定等を行った場合には、審査請求がなされ、裁決が行われる）又は決定（当該行政機関の長が自ら不開示決定等を行った場合には、異議申立てがなされ、決定が行われる）を行うときは、当該行政機関の長は特定秘密の指定を解除した上で、当該文書を開示し、又は権限を委任した者に開示させることになる。

なお、これら特定秘密と情報公開法との関係については、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）の防衛秘密制度においても同様である。

*2 関係法令上、行政機関の長が答申を尊重すべき義務は特に規定していないが、情報公開審査会制度を設けた趣旨に鑑み、当然尊重されるべきものである（「詳解情報公開法」160 頁）。

【参考条文】

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・二 （略）

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五・六 （略）

（部分開示）

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 （略）

（行政文書の存否に関する情報）

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（事案の移送）

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

(権限又は事務の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(審査会への諮問)

第十八条 開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

○行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）（抄）

(処分についての審査請求)

第五条 行政庁の処分についての審査請求は、次の場合にすることができる。

一 処分庁に上級行政庁があるとき。ただし、処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときを除く。

二 前号に該当しない場合であつて、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に審査請求をすることができる旨の定めがあるとき。

2 前項の審査請求は、同項第一号の場合にあつては、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の直近上級行政庁に、同項第二号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に対してするものとする。

(処分についての異議申立て)

第六条 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合にすることができる。ただし、第一号又は第二号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、することができない。

一 処分庁に上級行政庁がないとき。

二 処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき。

三 前二号に該当しない場合であつて、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき。

(裁決の拘束力)

第四十三条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁

決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3・4 (略)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 (略)

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 (略)

国会議事録（平成25年4月16日 衆・予算委員会）

○島中委員

さて、インテリジェンス情報がふえてくると同時に、その保全をどうするかといった問題があわせ出てきます。我が国の政府部内はもとより、我が国と外国との間で、相互信頼に基づく情報共有ができていえると言えますでしょうか。また、IT技術の進展に伴って、サイバー分野における政府機関のセキュリティーも信頼に足るものでしょうか。

これまでも数々の情報漏えい事件がありましたけれども、この漏えいを防止する法令は十分とは言えません。もちろん、国民の知る権利との整合性上、国家の安全にかかわるなど、特に秘匿性の高いものに限定するべきかと思いますが、こういった件に関して、総理の御所見をお聞かせください。

○安倍内閣総理大臣

秘密保護法制については、これは私は極めて重要な課題だと思っております。海外との情報共有を進めていく、これは、海外とのインテリジェンスコミュニティの中において日本はさまざまな情報を手に入れているわけがございますし、また、日米の同盟関係の中においても高度な情報が入ってくるわけがございますが、日本側に、やはり秘密保全に関する法制を整備していないということについて不安を持っている国もあることは事実でございます。そういう意味において、情報取得について、それを進めていく上においても、この法制を考えていくことは重要なテーマだろうと思えます。

政府においては、国民の知る権利や取材の自由等を十分に尊重しつつ、お尋ねの秘密の範囲や罰則を含め、さまざまな論点についての検討を進めております。

秘密保全に関する法案を速やかに取りまとめて、早期に国会に提出をできるように努力をしていきたいと考えております。

NSCの「国家安全保障政策」

NSCの「国家安全保障政策」は、外交・安全保障政策の司令塔としての役割を担う。その中で、国家安全保障政策の司令塔としての役割を担う。その中で、国家安全保障政策の司令塔としての役割を担う。

「知る権利」制約の懸念

秋の臨時国会で、国家安全保障政策の司令塔としての役割を担う。その中で、国家安全保障政策の司令塔としての役割を担う。その中で、国家安全保障政策の司令塔としての役割を担う。

日本版NSCの

器をまねるだけでは

日本版NSCの司令塔としての役割を担う。その中で、国家安全保障政策の司令塔としての役割を担う。その中で、国家安全保障政策の司令塔としての役割を担う。

警察庁 担当者 殿

事務連絡
平成25年6月12日
内閣情報調査室

「特定秘密の保護に関する法律案について（質問及び意見）」に対する回答
について

標記について、貴庁からの6月11日付け質問及び意見に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 質問

「「安全保障」意義について（案）」中、「本法案における「国及び国民の安全」には、領土の保全、独立、国民の生命・身体の安全の確保の他にも、経済・社会に関係する一定の事項が含まれ」ており、例えば、サイバー攻撃による金融システム等の重要インフラが機能しなくなるような事態については「国及び国民の安全」が害されたと言い得るが、個々の国民や企業が経済的な利益を逸失した事態については「国及び国民の安全」が害されたことにはならない、と整理されている。

したがって、ある事項に関して、個別の情勢や背景等を踏まえて、行政機関の長が「国及び国民の安全」を害するおそれがあるものと認めた場合は、表面的には我が国の先端科学技術や経済交渉の対処方針等、個々の企業等の経済的な逸失に係るもののみが明らかになっているに過ぎないとしても、本法案で定義されているところの「テロリズム防止等」の枠組みに入るものと解してよろしいか。

(回答)

「表面的には我が国の先端科学技術や経済交渉の対処方針等、個々の企業等の経済的な逸失に係るもののみが明らかになっているに過ぎないとしても」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法案第3条第1項第2号及び別表第2号に基づく特定秘密の指定に当たり、ご指摘の「ある事項」が、「国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」（法案第2条第3項第2号イ）又は「国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動」（同号ロ）として、法案第2条第3項に規定する「特定有害活動」に該当し、その抑止が「テロリズム等防止」（同条第4項）に当たるものであるか否かは、指定を行う行政機関の長が、当該事項が、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態を害する活動に係るものであるか否かを様々な情報を基に総合的に勘案して判断することとなる。

2 意見

「別表に該当する事項の具体例（イメージ）」中、第2号ニに該当する具体例として、「○ 特殊部隊（SAT）が用いる暗号」とあるところを、「○ 治安機関の職員が、テロリズム等防止の用に供し通信内容を秘匿するために用いる暗号」と修正されたい。

【理由】「別表に該当する事項の具体例（イメージ）」中の「第1号ト」における具体例との平仄を合わせるため。

(回答)

ご意見の通り修正する。

(以上)

6/12 外務省意見

別表に該当する事項の具体例（イメージ）

第1号
イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 〈運用〉 <ul style="list-style-type: none">○ 自衛隊の運用状況 〈運用に関する見積り〉 <ul style="list-style-type: none">○ 防衛出動時等の自衛隊の対処に関する計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事項に関する分析又は予測 〈運用に関する計画〉 <ul style="list-style-type: none">○ 「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）第18条） 〈運用に関する研究〉 <ul style="list-style-type: none">○ 自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究
ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 <ul style="list-style-type: none">○ 外国による軍事活動に関し自衛隊が収集した電波情報
ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 〈情報の収集整理〉 <ul style="list-style-type: none">○ 自衛隊における情報業務の実施状況、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等 〈収集整理の能力〉 <ul style="list-style-type: none">○ 自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所
ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 〈見積り若しくは計画〉 <ul style="list-style-type: none">○ 「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第8条及び第9条） 〈研究〉 <ul style="list-style-type: none">○ 現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究
ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量 <ul style="list-style-type: none">○ 各部隊や自衛隊全体が保有する武器、弾薬、船舶、航空機、戦車、装甲車等の種類や数量
ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 〈防衛の用に供する通信網の構成〉 <ul style="list-style-type: none">○ 自衛隊が作戦行動等において用いる自衛隊が所有し、使用する通信網の拠点、経路、その容量等 〈防衛の用に供する通信の方法〉 <ul style="list-style-type: none">○ 部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）
ト 防衛の用に供する暗号 <ul style="list-style-type: none">○ 自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号
チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの 〈仕様〉 <ul style="list-style-type: none">○ 潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚 〈性能〉 <ul style="list-style-type: none">○ 誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度 〈使用方法〉 <ul style="list-style-type: none">○ 機雷の敷設深度

<p>リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの の製作、検査、修理又は試験の方法</p> <p>（製作の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 潜水艦の内設構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法 <p>（検査の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機雷、レーダー等の検査の方法 <p>（修理の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 曳航式パッシブソナーや秘匿装置等の修理の方法 <p>（試験の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ レーダー等の試験の方法
<p>ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）</p> <p>（施設の設計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置 <p>（施設の性能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 抗たん性能 <p>（施設の内部の用途）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の特定の区画（部屋）の使用目的
<p>第2号</p>
<p>イ テロリズム等防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究</p> <p>（措置の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重要施設の警備の実施状況 ○ サイバー攻撃に対処するために講じている防御措置 <p>（措置に関する計画の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領 ○ 大量破壊兵器関連物資の不正取引を防止するための計画 <p>（措置に関する研究の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国における騒乱発生時の邦人退避計画の研究 ○ テロ発生時の諸外国の対応要領の研究
<p>ロ テロリズム等防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治安機関が外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報 ○ 治安機関が外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた国際テロ組織関係者の動向 ○ 外国での邦人人質事件において外国の政府から入手した当該国の対処状況
<p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>（情報の収集整理の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治安機関の情報部門の態勢 ○ 治安機関の情報収集活動の対象団体・個人 ○ 治安機関の情報収集活動の手法・技法 <p>（情報の収集整理の能力の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治安機関の情報収集活動の情報源
<p>ニ テロリズム等防止の用に供する暗号</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊部隊（SAT）が用いる暗号

不正取引に関する情報
 支那籍の同種情報及び
 6.04

第3号

イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容

〈交渉の内容〉

- 北方領土問題や北朝鮮による拉致問題に関する交渉におけるやりとりの詳細
- 国連事務総長との会談での我が国の安全保障上の課題に関する同事務総長の発言

〈協力の内容〉

- 外国による核開発を放棄させるために当該国に対して他の関係国と協調して行う働きかけの実施状況
- 外国による核開発の動向に関し国際原子力機関に提供した情報

ロ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針

〈交渉の方針〉

- 領域の保全に関する外国との交渉のための対処方針
- 国連安保理決議に基づく船舶検査活動の実施に際しての我が国の実施区域に関する交渉の方針

〈協力の方針〉

- 日米安全保障条約に基づく米国との協力の方針
- 外国による核実験に関しての国連安保理決議への対応方針

ハ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）

〈措置〉

- 領域の保全のために関係省庁が実施する準備措置
- 戦略的に重要な物資の確保のための外国企業との調整

〈措置の方針〉

- 外国が弾道ミサイルを発射した場合に執る措置（入国禁止、貨物の輸出入の禁止、関係団体等の資産の凍結等）の方針
- 外国が軍事行動をとった場合に、これを支持又は非難する旨の声明の発出に関する方針

〈除かれる事項〉

- 自衛隊の運用状況、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）第18条）（第1号イに該当）
- 「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第8条及び第9条）（第1号ニに該当）
- 重要施設の警備の実施状況、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領（第2号イに該当）

ニ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）

- 我が国の安全保障に影響を与える紛争当事国間の交渉の動向に関して情報保護協定に基づき外国の政府から提供を受けた情報

〈除かれる事項〉

- 外国による軍事活動に関し自衛隊が収集した電波情報（第1号ロに該当）
- 治安機関が外国情報機関等の諜報活動に関し収集した情報（第2号ロに該当）
- 外国での邦人人質事件において外国の政府から入手した当該国の対処状況（第2号ロに該当）

ホ ニに掲げる情報の収集整理又はその能力

〈情報の収集整理〉

- 外務省の情報部局の活動状況、態勢及び方法等

〈情報の収集整理の能力〉

- 情報収集衛星の撮像能力

ヘ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

- 公電に用いる暗号

- 我が国の安全保障に影響を与える外国政府の外交方針の実態に関して、外国の情報機関が収集した保全と前記に提供を受けた情報
- 我が国用込国の紛争当事国間の交渉の動向に関して外国の情報機関が収集した保全と前記に提供を受けた情報

平成25年6月13日
内閣情報調査室

説明資料

- 1 法案概要（昨年末のものからの見え消し版）
- 2 法案概要（溶け込み版）
- 3 用例集（法案概要関係）
- 4 「安全保障」の意義について
- 5 我が国の防衛、テロリズム等防止及び安全保障の関係
- 6 別表に該当する事項の具体例（イメージ）
- 7 特定秘密と情報公開との関係について
- 8 国務大臣等を処罰の対象とすることについて
- 9 立法府及び司法府を本法の対象としないことについて
- 10 業務知得者を適性評価の対象としないことについて
- 11 内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象外とすることについて
- 12 配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関(※)の長は、次の①～③に掲げる事項(公になっていないものに限る。)を特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

① 別表第1号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

② 別表第2号に該当する事項であって、その漏えいが我が国のテロリズム等防止(※)に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「テロリズム等防止」とは、⑦特定有害活動(国内外の組織によるテロ活動(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動)、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動)の抑止及び④国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止をいう。

③ 別表第3号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間(上限5年)を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するも

のとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価の実施

ア 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

・ 適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）

・ 行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

イ 適性評価の有効期間は、原則として5年とする。

ウ 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる職員等の同意を得て、①特定有害活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

エ 当該職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他のウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。

オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。

キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等が特定秘密の取扱いの業務を行うことが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等がウの①～③についての調査の結果、特定秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

ク 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応する。

ケ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②適性を有するかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、欠格条項等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

- イ 業務により特定秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）
- (2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。
- (3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

(4) 内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（テロリズム等防止に関する事項）】

- イ テロリズム等防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズム等防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズム等防止の用に供する暗号

【第3号（安全保障に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容
- ロ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針
- ハ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）
- ニ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）
- ホ ニに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ヘ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関(※)の長は、次の①～③に掲げる事項(公になっていないものに限る。)を特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

- ① 別表第1号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
- ② 別表第2号に該当する事項であって、その漏えいが我が国のテロリズム等防止(※)に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「テロリズム等防止」とは、⑦特定有害活動(国内外の組織によるテロ活動(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動)、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動)の抑止及び⑧国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止をいう。

- ③ 別表第3号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間(上限5年)を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するも

のとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価の実施

ア 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- ・ 適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）
- ・ 行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

イ 適性評価の有効期間は、原則として5年とする。

ウ 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる職員等の同意を得て、①特定有害活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

エ 当該職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他のウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。

オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。

キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等が特定秘密の取扱いの業務を行うことが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等がウの①～③についての調査の結果、特定秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

ク 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応する。

ケ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②適性を有するかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、欠格条項等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

- イ 業務により特定秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）
- (2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。
- (3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

- (1) 拡張解釈の禁止に関する規定
本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。
- (2) 施行期日に関する規定
公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。
- (3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定
自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。
- (4) 内閣法の一部改正に関する規定
内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（テロリズム等防止に関する事項）】

- イ テロリズム等防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズム等防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズム等防止の用に供する暗号

【第3号（安全保障に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容
- ロ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針
- ハ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）
- ニ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）
- ホ ニに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ヘ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

法案概要に用いられている文言の用例

第1 趣旨

防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資する。

「安全保障」の例

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律(平成二十一年法律第二十四号)(抄)
(労働契約)

第九条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一～三 (略)

四 解雇その他の労働契約の終了の効力に関する訴え又は申立て(いずれも損害の賠償を求めるものを除く。)であつて、当該外国等の元首、政府の長又は外務大臣によつて当該訴え又は申立てに係る裁判手続が当該外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあるとされた場合

五・六 (略)

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)(抄)
(委員の任命)

第九十五条 委員は、人格が高潔であつて、安全保障に関する識見を有し、かつ、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、防衛大臣が任命する。

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)
(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

ロ～ニ (略)

二～二十九 (略)

○中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三号)(抄)
(外務省の編成方針)

第十九条 外務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一～六 (略)

七 安全保障について、外交政策と防衛政策を始めとした関係府省の政策との密接な連携を確保することにより、総合的な安全保障政策の構築を図ること。

八 (略)

○財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第百九号）（抄）

（防衛関係費に係る改革の基本方針）

第十九条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するものとする。

2 (略)

○外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号) (抄)

（総合外交政策局の所掌事務）

第四条 総合外交政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合的な外交政策又は日本国の安全保障に係る基本的な外交政策その他の基本的な外交政策の企画及び立案に関すること。

二～九 (略)

2 (略)

（安全保障政策課の所掌事務）

第三十一条 安全保障政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四条第一項第一号に規定する基本的な外交政策のうち日本国の安全保障に係るものの企画及び立案に関すること。

二～七 (略)

（経済安全保障課の所掌事務）

第六十八条 経済安全保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる事項に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。

イ・ロ (略)

二～六 (略)

※国家安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（平成二十五年六月七日閣議決定）
（抄）（注：下線部は改正部分）

○国家安全保障会議設置法

（設置）

第一条 我が国の安全保障（以下「国家安全保障」という。）に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。

- 一 国防の基本方針
- 二 防衛計画の大綱
- 三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱
- 四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）への対処に関する基本的な方針
- 五 武力攻撃事態等への対処に関する重要事項
- 六 周辺事態への対処に関する重要事項
- 七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項
- 八 国防に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）
- 九 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）
- 十 重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び次項の規定により第七号又は第八号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項
- 十一 その他国家安全保障に関する重要事項

2・3 （略）

「…が重要であることにかんがみ、ことにより、…を図り、もって…」の例

○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、特定水道利水障害を防止する上で水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることにかんがみ、水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めるとともに、特定水道利水障害の防止のための対策を実施しなければならない水道水源水域について、水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定、水質の保全に資する事業の実施、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、水道水源水域の水質の保全を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

「…に関し、…その他の必要な事項を定めることにより、…を図り、もって…」の例

○武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。

「特に秘匿することが必要であるもの」の例

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 （略）

「…収集（し）、整理（し、）及び活用（する）」の例

- 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）
（国の内外の情報の収集、整理及び活用等）

第十七条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2・3 （略）

- 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）（抄）

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。

二～四 （略）

「…の保護に関し（…）必要な…」の例

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（文化財保護の特例）

第二百五条 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等（重要文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の重要文化財をいう。）、

重要有形民俗文化財（同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財をいう。）又は史跡名勝天然記念物（同法第九十九条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該重要文化財等の所有者、管理責任者（同法第三十一条第二項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第九十九条第二項の管理責任者をいう。）、管理団体（同法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第一百五十一条第一項の管理団体をいう。）又は同法第七十二条第一項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人（以下この条において「所有者等」という。）に対し、当該重要文化財等について、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。

2～7 （略）

「漏えいの防止」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）
（特定歴史公文書等の保存等）

第十五条 （略）

2 （略）

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 （略）

○日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）

第三十八条 （略）

2～7 （略）

8 厚生労働大臣及び機構は、第五項第三号又は第四号の規定に基づき、年金個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、年金個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る年金個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の年金個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

9・10 （略）

「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。）以

下同じ。)への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

「我が国の平和と独立…国（…）の安全」の例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号) (抄)

(自衛隊の任務)

第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2・3 (略)

○防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号) (抄)

(任務)

第三条 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。)を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

2 (略)

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、次の①～③に掲げる事項（公になっていないものに限る。）を特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

① 別表第1号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

② 別表第2号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国のテロリズム等防止（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

③ 別表第3号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の安全保障（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

「公になつ（つ）ていないもの」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 （略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
（定義）

第一条 （略）

2 （略）

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一・二 （略）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）
（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条 合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項

に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2 (略)

「…に該当する事項」の例

○判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（抄）
（弁護士職務従事職員の服務等）

第六条 (略)

2 (略)

3 最高裁判所又は法務大臣は、必要があると認めるときは、当該弁護士職務従事職員に対し、当該受入先弁護士法人等における勤務条件及び第四条の規定による弁護士の業務への従事の状態（弁護士法第二十三条に規定する職務上知り得た秘密に該当する事項を除く。）について、報告を求めることができる。

4・5 (略)

○地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

（関連事業計画に基く事業を実施した者に対する補助）

第四十六条 国は、都道府県が第二十四条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に該当する事項を除く。）までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第四百九号）
（抄）

（秘密区分）

第一条 (略)

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4 (略)

「に著しく支障を与える」の例

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）

（特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等）

第九条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の行為が、港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、同項の許可をしてはならない。

4～7 (略)

○漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）（抄）

（漁港の保全）

第三十九条 (略)

2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

3～8 (略)

「おそれがあるため」の例

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）

（緊急時における対応）

第三十七条 政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第四十条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2・3 (略)

「特に…ことが必要」の例

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）

（広域的地域活性化基盤整備計画）

第五条 (略)

2 広域的地域活性化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 拠点施設に関する事項（広域的地域活性化のために拠点施設の整備を特に促進することが必要な場合にあつては、その拠点施設に関する事項及び重点地区の区域）

二～四 (略)

3～11 (略)

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（観光振興計画の作成等）

第六条 (略)

2 (略)

3 観光振興計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。

一 観光の振興を図るため観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養

文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十八条において同じ。)の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光振興地域」という。)の区域

二・三 (略)

4～11 (略)

「秘匿する」の例

○租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(抄)

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 (略)

2 (略)

3 税務署長は、法人がした金銭の支出のうちその相手方の氏名等を当該法人の帳簿書類に記載していないものがある場合においても、その記載をしていないことが相手方の氏名等を秘匿するためでないとき、その金銭の支出を第一項に規定する使途秘匿金の支出に含めないことができる。

4～8 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第四百十九号)

(抄)

(秘密区分の指定、変更及び解除)

第二条 (略)

2 (略)

3 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必要がなくなつたとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。

4 (略)

※ 「テロリズム等防止」とは、⑦特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動）、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）の抑止及び…

「テロリズム」の例

○犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること(以下「犯罪による収益の移転防止」という。)が極めて重要であることにかんがみ鑑み、特定事業者による顧客等の本人確認本人特定事項(第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。)等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

○原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号) (抄)

第四条の二 国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で(…)人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号) (抄)

(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社

会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一・二 (略)

2・3 (略)

「大量破壊兵器関連(…)物資」の例

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十三号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 北朝鮮特定貨物 次のいずれかに該当する貨物(我が国から輸出しようとする貨物で外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項の規定による許可を受けなければならないもの及び同条第三項の規定による輸出の承認を受ける義務を課せられているもの並びに我が国から輸出した貨物で当該許可又は当該承認を受けたもの並びに我が国に輸入しようとする貨物で同法第五十二条の規定による輸入の承認を受ける義務を課せられているもの及び我が国に輸入した貨物で当該承認を受けたものを除く。)をいう。

イ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であって政令で定めるもの

ロ (略)

二～四 (略)

「抑止」の例

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

○警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)(抄)

(武器の使用)

第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条(正当防衛)若しくは同法第三十七条(緊急避難)に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一・二 (略)

①国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止をいう。

「外国における（…）騒乱」の例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

(在外邦人等の輸送)

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2 (略)

「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)(抄)

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)

「被害の発生（…）拡大の防止」の例

○消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)(抄)

(消費者への注意喚起)

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2・3 (略)

イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

「行政機関の長は、…あらかじめ、…に協議し、その同意を得なければならない」の例

○公文書の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号) (抄)
(行政文書管理規則)

第十条 1・2 (略)

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。 これを変更しようとするときも、同様とする。

4 (略)

「指定をしようとするときは、あらかじめ、…に協議し、その同意を得なければならない」の例

○水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号) (抄)
(保護水面の指定)

第十五条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3～7 (略)

「当該他の行政機関の長」の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)(抄)
(事案の移送)

第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報^{が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、}当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

「…は、…有効期間を定めるものとする」の例

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）

（認定の有効期間）

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2・3 （略）

「有効期間が満了する時において」の例

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（船舶保安証書）

第十三条 （略）

2 前項の船舶保安証書（以下「船舶保安証書」という。）の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある国際航海日本船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3～8 （略）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

（海洋汚染等防止証書）

第十九条の三十七 （略）

2 前項の海洋汚染等防止証書（以下「海洋汚染等防止証書」という。）の有効期間は、五年（平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間）とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3 （略）

「要件を満たす場合には、…」の例

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（資金の借入れ）

第二百十条 特定目的会社は、次に掲げる全ての要件を満たす場合には、取締役の決定

(取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定)により資金の借入れを行うことができる。

一・二 (略)

○卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)(抄)

(開設者の地位の承継の効果)

第十三条の四 前条第一項の規定による地位の承継後の中央卸売市場(以下この条において「新卸売市場」という。)に係る業務規程(以下この条において「新業務規程」という。)が次に掲げる要件を満たす場合には、同項の規定による地位の承継前の中央卸売市場(以下この条において「旧卸売市場」という。)の卸売業者(以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。)は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

一・二 (略)

2 新業務規程が次に掲げる要件を満たす場合には、旧卸売市場の仲卸業者(以下この条において「旧卸売市場仲卸業者」という。)は、新卸売市場において旧卸売市場における仲卸しの業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について仲卸しの業務を行う者として第三十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

一・二 (略)

3 (略)

「有効期間を延長するものとする」の例

○教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)(抄)

(有効期間の更新及び延長)

第九条の二 (略)

2～4 (略)

5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。

6 (略)

「…は、…ときは、…指定を解除しなければならない」の例

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)(抄)

(指定の解除)

第十七条 市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、

遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

2・3 (略)

「要件を欠くに至った」の例

○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

第二十六条 (略)

2 (略)

3 認定地方公共団体は、指定法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4・5 (略)

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（保証人の要件）

第四百五十条 (略)

2 保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。

3 (略)

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

「所掌事務の遂行上」の例

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）
（交流採用）

第十九条 （略）

2～4 （略）

5 交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、任命権者がその所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

6 （略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）
（俸給の支給日等）

第八条 （略）

2 次の各号のいずれかに掲げる場合に該当し、かつ、防衛大臣が特に必要と認めるときは、職員に対してその俸給の月額半額ずつを月二回に支給することができる。この場合において、俸給を支給する日は、法第十一条第一項ただし書の各期間内の日のうち防衛大臣の定める日とする。

一 （略）

二 所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合

3～8 （略）

「遂行上特段の必要がある場合に限り」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 （略）

「契約業者」の例

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号（抄）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三條の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三條の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一～四 （略）

2 （略）

「役職員等」の例

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（抄）

（財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等）

第三十一條 （略）

2 （略）

3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一・二 （略）

三 役職員等名簿（役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。）

四～八 （略）

4～6 （略）

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価の実施

- ア 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、次に掲げる者とする。
- ・ 適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）
 - ・ 行政機関の長、国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

「取扱いの業務（を行わせる）」の例

○自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）（抄）
（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

「適性を有する」の例

○悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）（抄）

（臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等）

第十三条 環境大臣は、臭気指数等に係る測定の業務に従事するのに必要な知識及び適性を有するかどうかを判定するため、臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査を行う。

2～9 （略）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（選考による採用）

第五十七条 選考による職員の採用は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官の規定順の例

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（公務員の立候補制限）

第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八

号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員(特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。)は、この限りでない。

一 内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官

二～五 (略)

2・3 (略)

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号)(抄)

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。

○国家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)(抄)

(一般職及び特別職)

第二条 (略)

2 (略)

3 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一 内閣総理大臣

二 国务大臣

三 人事官及び検査官

四 内閣法制局長官

五 内閣官房副長官

五の二 内閣危機管理監

五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官

六 内閣総理大臣補佐官

七 副大臣

七の二 大臣政務官

八 内閣総理大臣秘書官及び国务大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

九～十七 (略)

4～7 (略)

「職務の特性」の例

○国家公務員制度改革基本法(平成二十年法律第六十八号)(抄)

(議院内閣制の下での国家公務員の役割等)

第五条 政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大

臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 (略)

二 国家戦略スタッフ及び政務スタッフ（以下この号において「国家戦略スタッフ等」という。）の任用等については、次に定めるところによるものとする。

イ (略)

ロ 国家戦略スタッフ等を有効に活用できるものとするため、給与その他の処遇及び退任後の扱いについて、それぞれの職務の特性に応じた適切なものとする。

2 政府は、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～四 (略)

五 幹部職員等の任用、給与その他の処遇については、任命権者が、それぞれ幹部職員又は管理職員の範囲内において、その昇任、降任、昇給、降給等を適切に行うことができるようにする等その職務の特性並びに能力及び実績に応じた弾力的なものとするための措置を講ずるものとする。

3・4 (略)

○総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）

（職務の特性への配慮）

第十二条 この法律の運用に当たっては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならない。

（審査委員会）

第二十九条 支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。

2～10 (略)

「対象とすることが適当でない」の例

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第九十八条 (略)

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第九十九条第二項後段の規定を準用する。

○清酒製造業等の安定に関する特別措置法施行令（昭和四十五年政令第二百二十五号）（抄）

（単式蒸留しようちゆう製造業を廃止する者）

第四条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 前二号に掲げる者のほか、法第三条第二項第一号に掲げる事業の対象とすることが適当でないと認められる者として財務省令で定める者

「職を占める者」の例

○東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）（抄）

（現地対策本部）

第十七条 (略)

2 (略)

3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

4・5 (略)

○国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）（抄）

（一般職及び特別職）

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

5～7 (略)

ウ 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる職員等の同意を得て、①特定有害活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

「ことが見込まれる（者）」の例

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（抄）

（除染実施計画）

第三十六条（略）

2・3（略）

4 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。

5（略）

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（市町村都市再生整備協議会）

第四十六条の二（略）

2（略）

3 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、前条第二項第二号イからへまでに掲げる事業（これらの事業と一体となってその効果を増大させることとなる事業等を含む。）を実施し、又は実施することが見込まれる者及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4・5（略）

「犯罪…経歴」の例

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）
（指定）

第三条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

一（略）

二 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超えるものであること。

イ～へ （略）

三 （略）

「情報の取扱い」の例

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条 （略）

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

第百六十七条 （略）

2 （略）

3 前項に規定するもののほか、捕虜収容所における被収容者に関する情報の取扱いについては、防衛省令で定める。

「非違」の例

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（監察の指示等）

第四十三条の二 都道府県公安委員会は、都道府県警察の事務又は都道府県警察の職員の非違に関する監察について必要があると認めるときは、都道府県警察に対する第三十八条第三項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとする事ができる。

2・3 （略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

（勤務成績の証明等）

第六条の十二 （略）

2 法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項に規定する政令で定める事由は、懲戒処分を受けるべき行為（職員の非違に当たる行為であつて、その非違

の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことその他防衛大臣の定める事由とする。

「あるかどうかという観点から」の例

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）（抄）
（評価、調整及び確認）

第九条（略）

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、調整者としての全体評語を付すことにより調整（次項に規定する再調整を含む。）を行うものとする。この場合において、調整者は、当該全体評語を付す前に、評価者に再評価を行わせることができる。

3 （略）

エ 当該職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他のウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。

「家族」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（介護休業給付金）

第六十一条の六 介護休業給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、対象家族（当該被保険者の配偶者、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。以下この条において同じ。）を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2～6 （略）

「同居人」の例

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ～ハ （略）

二 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 （略）

7・8

「氏名、生年月日、国籍…住所」の例

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）（抄）

（承認の申請）

第九条 第七条の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、氏名、生年月日、国籍、住所、外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国（次条において「資格取得国」という。）の国名、当該外国弁護士の名称その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出しなければならない。

「効果的かつ効率的に行う（実施する）」の例

○職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）（抄）

（学生生徒等の職業紹介等）

第十五条 （略）

② （略）

③ 公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（基礎研究振興課の所掌事務）

第六十三条 基礎研究振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 （略）

五 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助一般に関すること。

六～九 （略）

3～5 （略）

オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

「必要な範囲内において」の例

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）
（年金受給者の書類の提出等）

第七十五条 連合会は、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 （略）

○商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）（抄）
（問合せ等）

第十三条 商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 （略）

「資料の提出を求め」の例

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）
（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条 （略）

2～5 （略）

6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

7～9 （略）

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）
（指名医による診療）

第六十三条 （略）

2 刑事施設の長は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等（以下この条において「指名医」という。）の診療方法を確認するため、又はその後その被収容者に対して刑事施設において診療を行うため必要があるときは、刑事施設の職員をしてその診療に立ち合わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

3・4 (略)

「(公務所又は(若しくは))公私の団体(その他の関係者)に照会して必要な事項の報告を求めることができる」の例

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)(抄)

(調査)

第二十八条 検察官は、犯罪被害財産支給手続における事務を行うため必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

○弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)(抄)

(資料の要求等)

第五条の五 法務大臣は、認定に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、申請者に対し必要な資料の提出を求め、又は公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)(抄)

第九十七条 (略)

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等が特定秘密の取扱いの業務を行うことが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等がウの①～③についての調査の結果、特定秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

「特段の事情」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）
（その他の者との面会）

第八十一条 捕虜収容所長は、被収容者に対し、前条第一項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、面会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可することが捕虜収容所の管理運営上支障がないと認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これを許可することができる。

2～4 （略）

（防衛大臣による放免）

第一百四十九条 防衛大臣は、送還令書の発付を受けた被収容者について、送還実施計画に基づき送還することが当該被収容者の利益を著しく害すると認める特段の事情があるときは、捕虜収容所長に当該被収容者を放免するよう命ずることができる。

2 （略）

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

第一百一十二条の二 機構は、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持に資するため、金融機関（破綻金融機関、承継銀行及び第百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行を除く。以下この条において同じ。）が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府令・財務省令で定める資産（以下この項において単に「貸付債権」という。）のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの（以下「特定回収困難債権」という。）の買取りを行うことができる。

2～5 （略）

「仮に…ことができる」の例

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）（抄）
（仮退院）

第四十条 第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一時退院させて経過を見ること

が適当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、六月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第七十四条 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄りの刑事施設にこれを留置することができる。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
- ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
 - イ 業務により特定秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

「取り扱うことを業務とする者」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 （略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 （略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 （略）

「業務により知得」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 （略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 （略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 （略）

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

「財物の（を）窃取」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（窃盗）

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

「施設への（に）侵入」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない旨を定める。

「この法律の適用にあつて（当たって）は、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつて（あつて）はならない」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

「この法律（本法）の施行の日の前日において」の例

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）（抄）

附 則

第六条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものについては、当該市町村の区域のうち同条に規定する市町村の合併が行われた日の前日において旧過疎活性化法の規定に基づく過疎地域であった区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

「施行日の前日において…施行日に（おいて）……とみなす。」の例

○日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）（抄）

附 則

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 施行日の前日において総務省の職員である者のうち、施行日において引き続き公社の職員となったものであって、施行日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から第百五十四条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十五年四月から始める。

○日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）（抄）

附 則

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 施行日に前日において、日本国有鉄道の総裁又はその委任を受けた者から第百五条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けている者

が、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第百五条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和六十二年四月から始める。

「指定されている…は（を）、指定した…とみなす」の例

○戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

1～5 （略）

（指定医療機関に関する経過措置）

6 この法律の施行の際、現に旧未帰還者援護法の規定により指定されている病院又は診療所は、第十二条の規定により厚生大臣が指定した病院又は診療所とみなす。

7～34 （略）

別表の項目名を表す際の用例

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)(抄)

(合衆国軍隊の機密を侵す罪)

第六条 合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

別表

一 防衛に関する事項

- イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
- ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備
- ハ 部隊の任務、配備又は行動
- ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度
- ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二 編制又は装備に関する事項

- イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況
- ロ 編制又は装備の現況
- ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三 運輸又は通信に関する事項

- イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況
- ロ 軍用通信の内容
- ハ 軍用暗号

〈別表第2号〉

イ テロリズム等防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

「…のための措置又は」の例

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)(抄)

(指導及び助言)

第二十二條 国及び都道府県は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、承認企業立地計画に係る企業立地のための措置又は承認事業高度化計画に係る事業高度化のための措置を適確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

「措置(…)に関する計画」の例

○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)(抄)

(政府実行計画等)

第二十条の二 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「政府実行計画」という。)を策定するものとする。

2～7 (略)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)(抄)

(事業の廃止に伴う措置)

第十二条の六 (略)

2 製錬事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3～9 (略)

ロ テロリズム等防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報
ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
ニ テロリズム等防止の用に供する暗号

「国際機関…外国の行政機関」の例

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）
（国際課）

第十二条 国際課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 所管行政に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
三 （略）

○防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）
（防衛政策局の所掌事務）

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～六 （略）
- 七 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関すること。
- 八 （略）

「…から得た情報」の例

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）
（消費者委員会の勧告等）

第四十三条 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

2 （略）

〈別表第3号〉

- | |
|----------------------------------|
| イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容 |
| ロ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針 |

「外国の政府…又は国際機関」の例

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）（抄）

（国際的協調のための施策）

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条 （略）

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一～四 （略）

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であつて、これらの機関から委任されたものに従事する者

「外国（の）政府（…）との交渉…協力」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

三～二十九 （略）

「国際機関との交渉」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ・ロ （略）

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ (略)

二～五 (略)

2・3 (略)

○行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)(抄)
(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一～三 (略)

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五～七 (略)

「国際機関との(…)協力」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)
(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み(以下「国際機関等」という。)への参加並びに国際機関等との協力に関すること。

四～二十九 (略)

「交渉の内容」の例

○保険業法(平成七年法律第百五号)(抄)
(保険契約の承継等の申込み)

第二百六十七条 (略)

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

3・4 (略)

「協力の内容」の例

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)

(抄)

(特定研究開発等計画の認定)

第四条 (略)

2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)その他の者(以下「協力者」という。)がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

四 (略)

3 (略)

「…の方針」の例

○会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)

第三百九十条 (略)

2 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第三号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

一・二 (略)

三 監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

3・4 (略)

○景観法(平成十六年法律第百十号)(抄)

(景観計画)

第八条 (略)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

四 (略)

3～11 (略)

ハ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）

「貨物の輸出又は輸入の禁止」の例

○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一～三十一 (略)

三十二 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

三十三 (略)

2 (略)

「実施する(…)措置」の例

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「周辺事態」という。)に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

「措置…方針」の例

○官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号) (抄)

(保安上又は防火上危険である庁舎に対する措置)

第八条 (略)

2 各省各庁の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対して、これに対する措置の方針を通知し、且つ、その措置をしたときはその結果を通知しなければならない。

- ニ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号口又は第2号口に掲げるものを除く。）
ホ ニに掲げる情報の収集整理又はその能力

「条約その他の国際約束」の例

- 外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) (抄)
(所掌事務)

- 第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三 (略)
四 条約その他の国際約束の締結に関すること。
五～二十九 (略)

「条約その他の国際約束に基づき」の例

- 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号) (抄)
(業務の範囲)

- 第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一～三 (略)

- 四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの(以下この号及び第四十二条第二項第三号において「国民等の協力活動」という。)を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ (略)

- ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ・ニ (略)

五～九 (略)

2・3 (略)

「保護することが必要な」の例

- 環境基本法(平成五年法律第九十一号) (抄)
(環境の保全上の支障を防止するための規制)

- 第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一～三 (略)

- 四 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 (略)

2 (略)

へ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

「外務省本省」の例

○外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号) (抄)

(大使及び公使の待命)

第十二条 (略)

2 (略)

3 待命の大使又は公使は、特別の必要がある場合には、臨時に、第二条第一項第三号から第六号までに掲げる者の任務又はこれらに準ずる任務(以下「特派大使等の任務」という。)その他外務省本省の事務に従事させることができる。

4～6 (略)

「在外公館」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) (抄)

(設置)

第六条 外務省に、在外公館を置く。

2・3 (略)

「…との間の通信」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号) (抄)

(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)

第十五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人又は宗教の職にある者(傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。)との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) (抄)

(船舶又は航空機に開設した外国の無線局)

第百三条の四 (略)

2 前項の無線局は、次に掲げる通信を行う場合に限り、運用することができる。

一 (略)

二 電気通信業務を行うことを目的とする無線局との間の通信

三 (略)

「安全保障」の意義について

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味し（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問主意書」（内閣衆質179第26号））、このうち「国家及び国民の安全」の保障については、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第4条の「国及び国民の安全を保つ」ことと同義である。

同条の「国及び国民」と言うときの「国」は、国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものであるとされており、また、ここにいう「国民」は「国」の概念に含まれるものではあるが、同法が国民の安全の確保を重視したものであることから、「国民」をあえて明示的に記述したものであるとされている（内閣官房編「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案逐条説明」）。

本法案も、武力攻撃事態対処法と同じく、国民の安全の確保を重視する観点から、あえて「国民」を明示して規定することとしているが、「国及び国民の安全」を更に明確化すると、その意義は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第3号及び行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号）第10条第2項第1号の「国の安全」と同じである。すなわち、「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいい、具体的には、「直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外の脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる」とされている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61頁、総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」35頁）。

したがって、本法案における「国及び国民の安全」には、領土の保全、独立、国民の生命・身体の安全の確保の他にも、経済・社会に関係する一定の事項が含まれ得るが、その範囲はあくまでも国としての基本的な秩序の平穏に関するものに限られ、例えば、サイバー攻撃により金融システムや水道等の重要インフラが機能しなくなるような事態が発生すれば「国及び国民の安全」が害されたと言い得るが、個々の国民や企業が経済的な利益を逸失したり、犯罪行為の被害に遭ったからといって、直ちに「国及び国民の安全」が害されたことにはならない。

さらに、「安全保障」は、外部からの侵略等の脅威に対するものであるから、国民の安全に関わるものであっても、国内テロ組織による重大テロリズム等の国内治安の維持にとどまるものは含まれない。

【参考条文】

〈国及び国民の安全〉

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)(抄)

(国の責務)

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

〈国の安全〉

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)(抄)

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第十条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一～十 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二～十一 (略)

3 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)(抄)

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・二 (略)

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四～六 (略)

○民事訴訟法(平成八年法律第九号)(抄)

(文書提出命令等)

第二百二十三条 (略)

2・3 (略)

- 4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百二十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。
- 一 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - 二 (略)
- 5～7 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)(抄)
(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

- 一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者
- 二 わが国の安全を害する目的をもって、特別防衛秘密を他人に漏らした者
- 三・四 (略)

2・3 (略)

【参考資料】

〈安全保障〉

○衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定(TPP)の関係等に関する質問に対する答弁書(内閣衆質179第26号)

問一 安全保障の定義如何。

〈問一について〉

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

〈国及び国民の安全〉

○内閣官房編「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案逐条説明」17頁

〈国及び国民〉

「国及び国民」と言うときの「国」とは、(中略)国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものである。したがって一般的には、「国民」も「国」の概念に含まれるものであるが、本法案が国民の安全の確保を重視したものであることから、「国民」をあえて明示的に記述することとしたものである。

〈国の安全〉

○総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」35頁

〈事前通知の適用除外〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることな

く平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60・61頁

〈国の安全が害されるおそれ〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

○秋山幹男、伊藤眞、加藤新太郎、高田裕成、福田剛久、山本和彦著「コンメンタール民事訴訟法Ⅳ」457頁

〈安全保障・外交関係情報〉

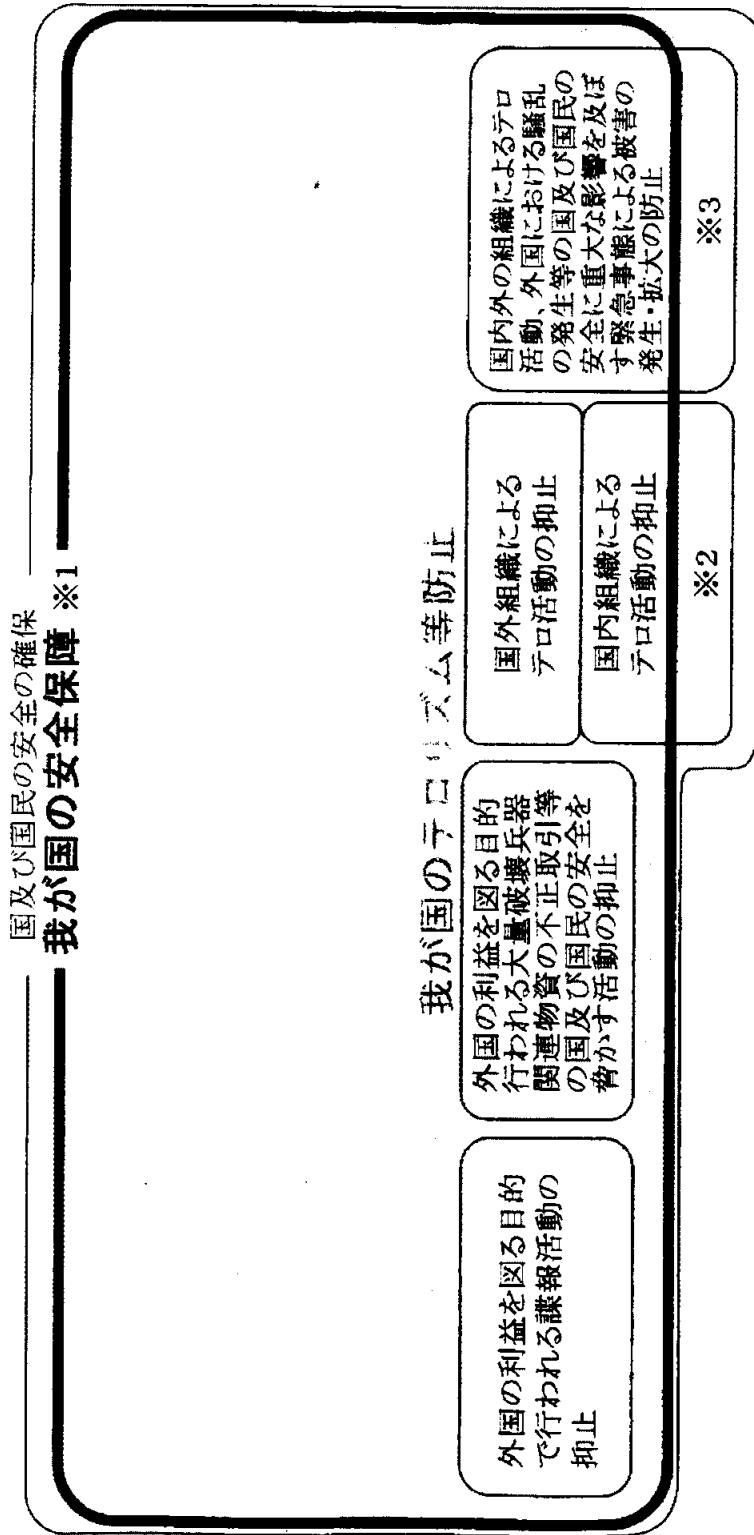
「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民および統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略または間接侵略に対して独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式および経済・社会秩序の安定が保たれていることなどである。

○法制局参事官町田充著「防衛秘密保護法解説」42頁

〈わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもってすることが必要である。〉

「わが国の安全」とは、外国の武力行使を排除して守られるわが国土、国民の生命、身体若しくは財産又は基本的政治組織の維持存続をいうものと解される。従って、外国の直接の武力侵略又は外国がわが国に教唆干渉の手を伸ばして引き起こす内乱や大規模な騒擾に利益を与え、あるいはこれに対抗してわが国の安全を守るべき防衛力に不利益を与えることがわが国の安全を害することとなる。

我が国の防衛、テロリズム等防止及び安全保障の関係



- ※1 安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。したがって、防衛を含むが、外交等によるものを含む点で防衛より広く、我が国のテロリズム等防止のうち国内治安の維持にとどまるもの以外を含む。
- ※2 国内組織による我が国におけるテロ活動の抑止は、通常、国内治安の維持にとどまるものであり、我が国の安全保障には含まれない。
- ※3 国内組織による我が国におけるテロ活動による被害の発生・拡大の防止は、通常、国内治安の維持にとどまるものであり、我が国の安全保障には含まれない。

別表に該当する事項の具体例（イメージ）

<p>第1号</p> <p>イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究</p> <p>〈運用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の運用状況 <p>〈運用に関する見積り〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛出動時等の自衛隊の対処に関する計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事項に関する分析又は予測 <p>〈運用に関する計画〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）第18条） <p>〈運用に関する研究〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究
<p>ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛に関し自衛隊が収集した電波情報
<p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>〈情報の収集整理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊における情報業務の実施状況、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等 <p>〈収集整理の能力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所
<p>ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究</p> <p>〈見積り若しくは計画〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第8条及び第9条） <p>〈研究〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究
<p>ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。子及びりにおいて同じ。）の種類又は数量</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各部隊や自衛隊全体が保有する武器、弾薬、船舶、航空機、戦車、装甲車等の種類や数量
<p>ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法</p> <p>〈防衛の用に供する通信網の構成〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動等において用いる自衛隊が所有し、使用する通信網の拠点、経路、その容量等 <p>〈防衛の用に供する通信の方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）
<p>ト 防衛の用に供する暗号</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号
<p>チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法</p> <p>〈仕様〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚 <p>〈性能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度 <p>〈使用方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機雷の敷設深度

<p>リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの の製作、検査、修理又は試験の方法 〈製作の方法〉 <input type="radio"/> 潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法 〈検査の方法〉 <input type="radio"/> 機雷、レーダー等の検査の方法 〈修理の方法〉 <input type="radio"/> 秘匿装置等の修理の方法 〈試験の方法〉 <input type="radio"/> レーダー等の試験の方法</p>
<p>ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。） 〈施設の設計〉 <input type="radio"/> 特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置 〈施設の性能〉 <input type="radio"/> 抗たん性能 〈施設の内部の用途〉 <input type="radio"/> 施設の特定の区画（部屋）の使用目的</p>
<p>第2号</p>
<p>イ テロリズム等防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 〈措置の内容〉 <input type="radio"/> 重要施設の警備の実施状況 <input type="radio"/> サイバー攻撃に対処するために講じている防御措置 〈措置に関する計画の内容〉 <input type="radio"/> 重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領 <input type="radio"/> 大量破壊兵器関連物資の不正取引を防止するための計画 〈措置に関する研究の内容〉 <input type="radio"/> 外国における騒乱発生時の邦人退避計画の研究 <input type="radio"/> テロ発生時の諸外国の対応要領の研究</p>
<p>ロ テロリズム等防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報 <input type="radio"/> 外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報 <input type="radio"/> 外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた国際テロ組織関係者の動向 <input type="radio"/> 外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた大量破壊兵器関連物資の不正取引に関する情報 <input type="radio"/> 外国での邦人人質事件において外国の政府から入手した実行者・団体に関する情報、当該国の対処状況</p>
<p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 〈情報の収集整理の内容〉 <input type="radio"/> 治安機関の情報部門の態勢 <input type="radio"/> 治安機関の情報収集活動の対象団体・個人 <input type="radio"/> 治安機関の情報収集活動の手法・技法 〈情報の収集整理の能力の内容〉 <input type="radio"/> 治安機関の情報収集活動の情報源</p>
<p>ニ テロリズム等防止の用に供する暗号 <input type="radio"/> 治安機関の職員が、テロリズム等防止の用に供し通信内容を秘匿するために用いる暗号</p>
<p>第3号</p>
<p>イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容 〈交渉の内容〉</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 北方領土問題や北朝鮮による拉致問題に関する交渉におけるやりとりの詳細 ○ 国連事務総長との会談での我が国の安全保障上の課題に関する同事務総長の発言 <p>〈協力の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国による核開発を放棄させるために当該国に対して他の関係国と協調して行う働きかけの実施状況 ○ 外国による核開発の動向に関し国際原子力機関に提供した情報
<p>□ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針</p> <p>〈交渉の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 領域の保全に関する外国との交渉のための対処方針 ○ 国連安保理決議に基づく船舶検査活動の実施に際しての我が国の実施区域に関する交渉の方針 <p>〈協力の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日米安全保障条約に基づく米国との協力の方針 ○ 外国による核実験に関しての国連安保理決議への対応方針
<p>ハ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）</p> <p>〈措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 領域の保全のために関係省庁が実施する準備措置 ○ 戦略的に重要な物資の確保のための外国企業との調整 <p>〈措置の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国が弾道ミサイルを発射した場合に執る措置（入国禁止、貨物の輸出入の禁止、関係団体等の資産の凍結等）の方針 ○ 外国が軍事行動をとった場合に、これを支持又は非難する旨の声明の発出に関する方針 <p>〈除かれる事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の運用状況、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）第18条）（第1号イに該当） ○ 「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第8条及び第9条）（第1号ニに該当） ○ 重要施設の警備の実施状況、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領（第2号イに該当）
<p>ニ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の安全保障に影響を与える外国の政府の外交方針に関して情報保護協定に基づき外国の政府から提供を受けた情報 ○ 我が国の安全保障に影響を与える外国政府部内の同国指導者に対する支持状況に関して、外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた情報 ○ 我が国の安全保障に影響を与える外国の指導者の健康状態について外国の情報提供者から秘密の保全を前提に提供を受けた情報 <p>〈除かれる事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛に関し自衛隊が収集した電波情報（第1号ロに該当） ○ 外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報（第2号ロに該当） ○ 外国での邦人人質事件において外国の政府から入手した実行者・団体に関する情報、当該国の対処状況（第2号ロに該当）
<p>ホ ニに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>〈情報の収集整理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外務省の情報収集活動の状況、態勢及び方法等 ○ 外務省の情報収集活動の情報源 <p>〈情報の収集整理の能力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集衛星の撮像能力
<p>ヘ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公電に用いる暗号

特定秘密と情報公開法との関係について

特定秘密に指定された事項が記録された行政文書も行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の開示請求の対象となり、開示請求があった場合には、情報公開法第5条に基づき、行政機関の長は、当該行政文書に同条各号に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならない。

しかしながら、特定秘密は、行政機関の長が、防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものを指定するものであることから、特定秘密が記録された行政文書については、同条第3号の「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」又は第4号の「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」として、当該部分は不開示（情報公開法第8条の規定により開示請求を拒否するときを含む。）となる。

このような不開示の判断を、当該文書に記録された特定秘密を指定した行政機関の長が行う場合には、同一の行政機関の長が特定秘密の指定と不開示の判断の双方を行うことから、判断に齟齬が生じることはない。また、行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合には、他の行政機関の職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができるが、当該他の行政機関に対して当該特定秘密を記録した行政文書に係る開示請求がなされたとしても、当該特定秘密は、厳格な管理を行うとの前提の下、当該行政機関に取り扱わせることとされたものであり、この場合も、特定秘密が開示されることはない¹。

また、行政機関の長が行った不開示の判断について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会（当該行政機関の長が会計検査院の長である場合には、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならないが（情報公開法第18条）、仮に特定秘密に指定された事項が記録された行政文書に係る諮問に関し同審査会が開示すべき旨の答申をし、特定秘密の指定を行った行政機関の長が当該答申を

*1 情報公開法第12条第1項に基づき、「開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」には、両行政機関の長の間で協議の上、事案が移送され、特定秘密を指定した行政機関の長が開示決定を行うこともある。

尊重して² 開示する旨の裁決（情報公開法第 17 条の規定により権限委任を受けた者が不開示決定等を行った場合には、審査請求がなされ、裁決が行われる）又は決定（当該行政機関の長が自ら不開示決定等を行った場合には、異議申立てがなされ、決定が行われる）を行うときは、当該行政機関の長は特定秘密の指定を解除した上で、当該文書を開示し、又は権限を委任した者に開示させることになる。

一方、本法案においては、行政機関の長は、特定秘密の指定の際には有効期間（上限 5 年）を定めるものとし、かつ、当該有効期間が満了する前においても指定の要件を欠くに至ったときは、速やかに指定を解除しなければならないこととされており、指定が解除された文書に対して開示請求があった場合には、情報公開法第 5 条に基づき、行政機関の長は、当該行政文書に同条各号に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならない。

なお、これら特定秘密と情報公開法との関係については、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）の防衛秘密制度においても同様である（ただし、防衛秘密制度においては指定の有効期間を定めることとしていない）。

*2 関係法令上、行政機関の長が答申を尊重すべき義務は特に規定していないが、情報公開審査会制度を設けた趣旨に鑑み、当然尊重されるべきものである（「詳解情報公開法」160 頁）。

【参考条文】

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・二 （略）

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五・六 （略）

（部分開示）

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 （略）

（行政文書の存否に関する情報）

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（事案の移送）

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

(権限又は事務の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(審査会への諮問)

第十八条 開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

○行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）（抄）

(処分についての審査請求)

第五条 行政庁の処分についての審査請求は、次の場合に行うことができる。

一 処分庁に上級行政庁があるとき。ただし、処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときを除く。

二 前号に該当しない場合であつて、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に審査請求をすることができる旨の定めがあるとき。

2 前項の審査請求は、同項第一号の場合にあつては、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の直近上級行政庁に、同項第二号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に対してするものとする。

(処分についての異議申立て)

第六条 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合に行うことができる。ただし、第一号又は第二号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、することができない。

一 処分庁に上級行政庁がないとき。

二 処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき。

三 前二号に該当しない場合であつて、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき。

(裁決の拘束力)

第四十三条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁

決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3・4 (略)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 (略)

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 (略)

国務大臣等を処罰の対象とすることについて

1 現行法制における守秘義務と特定秘密との差異

現行法制においては、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官（以下「国務大臣等」という。）については、官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第4条第1項の規定の適用があると解されており、同項においては「官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス」と規定され、また、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成13年1月6日閣議決定）1(8)において「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。（中略）これらについては、国務大臣等の職を退任した後も同様とする。」と規定されているが、これらの規定に違反した場合の罰則は定められていない。

他方、本法によって保護しようとしている特定秘密は、現行法制において広く保護することとしている職務の遂行に関連して知り得た秘密とは異なり、防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものであって、その漏えいが我が国の防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に著しく支障を与えるおそれのあるものに限定されている。これら特定秘密が漏えいした場合に国及び国民の安全に与える影響の大きさに鑑みれば、特定秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えいを防止することは不可欠であり、国務大臣等について取扱いを異にする理由はない。

2 適性評価制度の対象としていないこととの関係

国務大臣等は、その職務の性格から特定秘密の取扱いの業務を行うことが当然の前提とされ、また、仮に、適性評価の結果、特定の国務大臣等が特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなった場合には、閣議において重要な意思決定ができないなどの支障が生じる。また、国務大臣等の任命に当たっては、適性評価の対象外であることを踏まえ必要な考慮がなされるものと考えられる。このため、国務大臣等については、適性評価によって適性を有すると認められた者以外の者を特定秘密の取扱いの業務から除外し、特定秘密の漏えいを未然に防止しようとする適性評価制度の対象とはしていないが、国務大臣等が特定秘密を漏えいした場合に、これを処罰対象とすることについては、上記のような支障はなく、むしろ、特定秘密の保護を図るためにはその漏えいを罰則をもって防止する必要がある。

3 現行自衛隊法等における取扱い

現行自衛隊法（昭和29年法律第165号）においても、同法第59条に定める守秘義務は自衛隊員のみが対象となっており、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官（以下「防衛大臣等」という。）は守秘義務違反の処罰対象とされていない。一方、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による防衛秘密の漏えい行為については、防衛大臣等も処罰

対象となっている。また、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）においても、特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による特別防衛秘密の漏えいを処罰することとしており、防衛大臣等も処罰の対象となっている。

【参照条文】

○官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）（抄）

第四条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス
2 （略）

○国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範（平成十三年一月六日閣議決定）（抄）

1 国務大臣、副大臣及び大臣政務官の服務等

(8) 秘密を守る義務

職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表するには、国務大臣にあつては内閣の、副大臣等にあつてはその上司である国務大臣の許可を要する。

これらについては、国務大臣等の職を退任した後も同様とする。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

（秘密を守る義務）

第五十九条 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2・3 （略）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 （略）

第一百八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に

処する。

一 第五十九条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者
二～四 (略)

2 (略)

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 (略)

立法府及び司法府を本法の対象としないことについて

1 立法府を本法の対象としないことについて

- (1) 立法府は、国政調査権（憲法第62条）の行使として、行政府に対して特定秘密の提供を求めることがあり得る。

しかしながら、内閣又は官公署は、各議院又は各議院の委員会から求められた報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼすと認める場合には、内閣においてその旨の声明をして、これに応じないことができる（国会法（昭和22年法律第79号）第104条）ところ、特定秘密はその漏えいが我が国及び日本国民の安全に関わるものであるため、内閣等が特定秘密に係る報告又は記録の提出に応じることは相当程度限定されると考えられる¹。

- (2) また、憲法及び国会法には秘密会の規定があるが、国会議員はそもそも法律上、守秘義務を課せられていない（別紙参照）。これは、国会議員による活動の重要性に配慮し、国会議員による秘密の漏えいを禁止するという選択肢をあえて選択していないものと考えられる。

そうすると、国会議員に対する本法の適用の是非を検討するためには、国会議員の活動の在り方も踏まえつつ、立法府における秘密会の在り方や秘密保全の在り方全般と特定秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わることから、一義的には立法府における議論に委ねることが適当と考えられる。

なお、国会職員については、各議院議長の監督の下で議院の事務を行う立場であることや、特定秘密に触れる機会が国会議員よりも少ないと考えられることを考慮すると、国会議員と併せて立法府における議論に委ねることが適当と考えられる。

-
- 1 特定秘密に係る報告又は記録の提出に応じるかどうかは、秘匿することによって守られるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを比較衡量することにより決定されるべきであると解される（昭和49年12月23日参・予算委での上田哲委員の質問に対する三木総理大臣の答弁において、国家公務員法の守秘義務に係る秘密と国政調査権との関係について同様の説明がなされており、防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」46・54頁において、自衛隊法の防衛秘密の防衛省外への提供について同様の解釈がとられている。）。したがって、そのような比較衡量の結果、行政機関が特定秘密に係る報告又は記録の提出に応じた場合、その行為には正当な理由が認められ、「漏らした」に当たらず、漏えい罪は成立しない。
- 2 国会議員であっても、国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官等が、行政機関の長又は幹部として特定秘密を取り扱う場合には、行政府の職員として本法の対象となる。

2 司法府を本法の対象としないことについて

(1) ア 司法府についても、例えば、特定秘密に係る文書等について、民事訴訟における原告が文書提出命令の申立てを行い、又は刑事訴訟における被告人・弁護人が証拠開示に係る裁定を請求した場合、裁判所がその必要性を判断するために国・検察官に対して当該文書等の提示を命じることがあり得る（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第6項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の2第1項）。しかしながら、文書等の秘匿性が極めて高い場合、裁判所は、実務上、提示命令を出すことなく文書提出命令の申立てや裁定請求を却下することが通常と考えられる³。

また、国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の公判手続においては、いわゆる外形立証により、秘密の内容そのものを裁判官や裁判所職員に対して明らかにしないまま実質秘性を立証する方法が実務上確立しているところ、特定秘密の漏えい等事件についても当該方法によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

したがって、実際に裁判官及び裁判所職員が特定秘密に触れる機会は相当程度限定されると考えられる。

イ また、上記のような提示命令等の規定はあるが、裁判官には罰則を伴う守秘義務が設けられていない。これは、裁判官の高度の職業倫理や弾劾裁判等の制度による非違行為の抑制を踏まえ、裁判官による秘密の漏えいに対する刑事罰をあえて選択していないものと解される。

そうすると、裁判官に対する本法の適用の是非を検討するためには、裁判官の職業倫理の在り方も踏まえつつ、裁判官による秘密保全の在り方全般と特定秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する司法府の在り方に多大な影響を及ぼし得るため、一義的には司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

なお、裁判所職員については、裁判官の命に従い訴訟に関する事務を行う立場であることや、特定秘密に触れる機会が裁判官より少ないと考えられることを考慮すると、裁判官と併せて司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

(2) なお、司法府に関連して、裁判の過程で証拠開示を受けるなどして特定秘密を知得する可能性がある弁護士に対する本法の適用の是非も論点となり得ると考えられる。

しかしながら、弁護士は司法府に属する者ではなく、司法府において行われる裁判手続によって特定秘密を知得することがあるに過ぎない。加えて、弁護士は裁判

3 裁判所から特定秘密に係る文書等の提示を命じられた場合、これを拒む余地はないため、提示には正当な理由が認められ、「漏らした」に当たらず、漏えい罪は成立しない。
4 提示命令に係る手続においては、裁判官が文書等の内容を確認すれば足りるため、裁判所職員が当該文書等に触れないような運用も可能と考えられる。

官よりも特定秘密を知得する機会が稀であると考えられることも考慮すると、司法府に対する本法の適用についての検討と併せて検討すべきと考えられる⁵。

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第四百条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

4 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（文書提出義務）

第二百二十条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一～三 （略）

四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

イ 文書の所持者又は文書の所持者と第九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

ハ 第九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、

5 弁護士については、刑法（明治44年法律第45号）で秘密漏示罪が規定されているが（刑法第134条第1項）、同罪は国の秘密には適用がないと解されている（通説）。他方、弁護人が、検察官から開示を受けた証拠の複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で人に交付等した場合には、刑事罰が科され得る（刑事訴訟法第281条の5第2項）。

黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書(国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。)

ホ (略)

(文書提出命令等)

第二百二十三条 (略)

2～5 (略)

6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7 (略)

○刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)(抄)

第二百八十一条の五 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 弁護人(第四百四十条に規定する弁護人を含む。以下この項において同じ。)又は弁護人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

2・3 (略)

○刑法(明治四十年法律第四十五号)(抄)

(秘密漏示)

第一百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則（昭和22年議決）では院内の懲罰規定が整備されている（同規則第236条、国会法第63条）が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
		国会職員法（昭和22年法律第85号）第19条		
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手続が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。（平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。
			官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第4条第1項	
	裁判所職員	○	○	
		裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）		

【参照条文】

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号) (抄)

第六十三条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

○参議院規則(昭和二十二年参議院議定) (抄)

第二百三十六條 国会法第六十三条により公表しないものを他に漏した者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

○国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号) (抄)

第十九条 国会職員は、本属長の許可がなければ、職務上知り得た秘密を漏らすことはできない。その職を離れた後でも同様である。

○官吏服務紀律(明治二十年勅令第三十九号) (抄)

第四条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス
2 (略)

○裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号) (抄)

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第八条第二項の規定を除く。)中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。)」と、同法第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター(以下「センター」という。)」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法(第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第五十四条、第五十五条、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第百六条の七から第百六条の十三まで、第百六条の十四第三項から第五項まで、第百六条の十五、第百六条の二十五、第百六条の二十六及び第百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。)

二～九 (略)

○国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)(抄)

(秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 (略)

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 (略)

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 (略)

業務知得者を適性評価の対象としないことについて

1 現行自衛隊法における取扱い

自衛隊法（昭和29年法律第165号）は、防衛秘密の取扱いの業務に関し規定を設ける一方、防衛秘密の取扱いの業務に該当しない、業務による防衛秘密の取扱いについては何ら規定を設けていない。

まず、自衛隊法第96条の2第3項は、「防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」と規定し、防衛秘密の取扱いの業務について、これを部外の者に行わせることを可能としている。本規定は、「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高まることになる。）に防衛秘密をわたすことができなくなることから、「自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、」国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能とし、「同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである」（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」54-55頁）とされている。一方、捜査等の業務により防衛秘密を伝達する場合については、自衛隊法には何ら規定はなく、この場合には、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいに当たらない」（同「防衛秘密制度の解説」54頁）として、他の行政機関の職員に防衛秘密が伝達されることとなる。（防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）第29条は「法第96条の2第3項に規定する場合のほか、防衛省以外の者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。」とし、自衛隊法第96条の2第3項に規定する場合以外で、法益の比較衡量によって、防衛秘密文書等の交付又は防衛秘密の伝達をする必要がある場合の例外的な措置を規定している。）

次に、自衛隊法は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」による防衛秘密の漏えい行為のみを処罰の対象とし（自衛隊法第122条第1項）、それ以外の業務により防衛秘密を取り扱う者による防衛秘密の漏えい行為については、処罰の対象とはしていない。ここにいう「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、「防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。「業務」とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。この「防衛

秘密を取り扱うことを業務とする者」には、防衛秘密を取り扱う①防衛省の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者、が該当する」(同「防衛秘密制度の解説」71頁)とされている。一方、「①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員については、それぞれ、①司法目的、②立法目的、③④行政目的で防衛秘密に接する者であり、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することになった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」(同「防衛秘密制度の解説」71頁)とされている。

上記のとおり、自衛隊法は、防衛秘密の取扱いの業務に関してのみ規定しており、これに該当しない業務による防衛秘密の取扱いについては、防衛秘密の取扱いが想定されているにもかかわらず、何ら規定を設けていない。

2 本法における取扱い

自衛隊法の防衛秘密の制度を参考に検討を行っている本法においても、特定秘密を取り扱うことを業務とする者(以下「取扱業務者」という。)とそれ以外の業務により特定秘密を取り扱う者(以下「業務知得者」という。)について、自衛隊法と同様に、次のとおり区別して取り扱うこととしている。

まず、他の行政機関の職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合について、本法第5条は、「行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密(当該事項に該当するものに限る。)の取扱いの業務を行わせることができる。」などと規定し、自衛隊法第96条の2第3項と同様に、取扱業務者のみを規定の対象としており、業務知得者は規定の対象としていない。

また、罰則については、自衛隊法と同様に取扱業務者による故意・過失の漏えい罪を設けることに加え、業務知得者のうち、行政機関の職員と都道府県警察の職員に限って、故意・過失の漏えい罪を新たに設けることとしている。自衛隊法とは異なり、取扱業務者のみならず、業務知得者についても行政機関の職員と都道府県警察の職員に限って、故意・過失の漏えい罪を設けることとしているのは、そもそも自衛隊の任務等を定めることを目的とする自衛隊法とは異なり、本法が広く行政機関等を対象として特定秘密の漏えいの防止を図るために制定するものであり、取扱業務者以外の業務知得者についても、その漏えいについて処罰対象とすることが適当と考えられることから、業務知得者のうち、本法の対象とする行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については、処罰対象とすることとしたものである。

3 業務知得者を対象とする適性評価の要否

特定秘密を取り扱う場合に特定秘密を漏えいしてはならないという義務を負うこと

については、取扱業務者であっても業務知得者であっても変わるところはない。しかしながら、取扱業務者は、特定秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者であり、こうした業務の性格から、特定秘密を秘匿することが自己の業務の遂行のために本来的に必要であると考えられるのに対し、業務知得者は、特定秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者ではなく、捜査等他の正当な業務を遂行する必要から特定秘密を知得し、領有することとなる点で両者は異なる。そして、漏えいの法定刑についても、取扱業務者が職務上特定秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に、特定秘密を厳格に保全することがその職務上強く求められる者であるため、業務知得者に比べてより厳格な秘密保全義務を負う者であることを前提に、取扱業務者による故意・過失の漏えいの法定刑が、業務知得者による場合よりも重いものとされているところである。

そこで、業務知得者を適性評価制度の対象とすべきか否か検討すると、適性評価は、評価対象者のプライバシーに深く関わる個人情報を取得して実施するものであり、適性評価の対象とする者をいたずらに広くするのは適切ではないと考えられるところ、業務知得者として考えられる行政機関等の職員（特定秘密に係る犯罪の捜査等に従事する者、予算編成等を担当する財務省主計官等、許認可権限に基づき特定秘密の提出を受ける国家公務員等）の範囲は広範囲に及び、また、これらの者が特定秘密を実際に取り扱うこととなるのか、取り扱うとしてもその具体的な時期等を想定することには困難を伴うにもかかわらず、特定秘密を取り扱うことが抽象的に排除できないことをもって、適性評価を実施することは適切ではないし、現実的ではないと考えられる。

また、本法は、特定秘密を「適確に保護する体制を確立した上で」、「活用すること」が重要であるとしており、特定秘密を省庁間で共有し活用するために必要な事項を定めることとしているところ、特定秘密を取り扱うこと自体を業務とする取扱業務者について適性評価を実施することとすれば、特定秘密を行政機関相互で共有するための体制が整備されていると言うことができ、本法の目的を十分に達することができる。

したがって、適性評価は、取扱業務者についてのみ実施し、業務知得者については、適性評価の対象とはしないこととする。

なお、業務知得者については、適性評価の対象とはしないものの、漏えい行為に関する罰則を今般設けることとしており、これにより漏えいの防止が十分に図られるものと考えられる。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 (略)

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

○自衛隊法施行令（昭和二十九年六月三十日政令第七十九号）（抄）

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の四 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

一～八 (略)

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一～四 (略)

2 (略)

内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象外とすることについて

本法においては、特定秘密の漏えいの防止を徹底する観点から、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を適性評価により適性を有すると認められたものに原則として限定しているが、行政機関の長、国务大臣、内閣官房副長官、副大臣その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者については、例外的に適性評価を実施することなく、特定秘密の取扱いの業務を行うこととしている。

内閣総理大臣補佐官についても、これらの者と同様に、次のとおり、「職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者」に該当することから、適性評価の対象外とすることが適当である。

内閣総理大臣補佐官については、内閣法（昭和22年法律第5号）第19条第2項において、「内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する」と規定され、内閣総理大臣のブレーンとして、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣の思考及び判断を助けるものとされている。したがって、その職務は内閣総理大臣との一体性が強く、職務の遂行に当たっては内閣総理大臣の直接の指揮監督を受け、また、取り扱う内容は内閣の重要政策であることが前提となっており、仮に、適性評価により適性を有しないと認められ特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなる場合、内閣総理大臣に対する補佐を十分に全うことができなくなる。

また、内閣総理大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う（内閣法第19条第4項）とされており、上記のような内閣総理大臣補佐官の職務の重大性から、内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の任命の申出を行うに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。

さらに、内閣が任命又は任免する職には、内閣総理大臣補佐官のほか、副大臣、大臣政務官、内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官、内閣法制局長官、検査官、人事官、国家公務員倫理審査会会長及び委員、特命全権大使等の外務公務員、検事総長等があり、このうち、内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官^{※1}、特命全権大使等の外務公務員^{※2}以外の職は全て、行政機関の長等のほか、職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者として、適性評価の対象外とされている。これらの職との整合性の観点からも、内閣総理大臣補佐官については、適性評価の対象外とすることに合理性がある。

なお、内閣総理大臣補佐官については、特定秘密の取扱いの業務を行う場合にこれを漏らす蓋然性があるか否かの観点から評価を行う適性評価の対象とはしないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、これにより漏えいの防止を図ることとする。

※1 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち

危機管理に関するものを統理する（内閣法第15条第2項）と、内閣官房副長官補は、内閣官房長官及び内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務を掌理する（内閣法第16条第2項）と、内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、広報に関する事務を掌理する（内閣法第17条第2項）と、内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌理する（内閣法第18条第2項）と、それぞれ規定されており、その職務はいずれも、内閣官房長官等の補佐とされている。したがって、これらの職の任免は、内閣総理大臣補佐官と同様、内閣総理大臣の申出により内閣において行うこととされているが、内閣総理大臣を補佐する内閣総理大臣補佐官と内閣官房長官等を補佐するこれらの職とは、内閣総理大臣に対する直接の補佐という点で、職務の特性等を異にしている。

※2 特命全権大使等の外務公務員には、特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員及び政府代表又は全権委員の代理等がある。その任免は、内閣が行うこととされているが、外務大臣の申出により行うものであり、任免への内閣総理大臣の関与という点で、内閣総理大臣の申出により内閣が任免する内閣総理大臣補佐官とは異なっている。

【参照条文】

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十五条 （略）

2 （略）

3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

4・5 （略）

第十九条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置くことができる。

2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。

3 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

4 第十五条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。

平成25年6月13日
内閣情報調査室

配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて

本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項として、第7条第2項において、

- ・ 特定有害活動との関係に関する事項
- ・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ・ 精神疾患に関する事項
- ・ 飲酒についての節度に関する事項
- ・ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

を明記した上で、同条第3項において、特定有害活動に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施するものとしている。

これは、特定有害活動との関係に関する事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいの蓋然性と結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうでない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

第7条第3項により政令で定めるものとして、

- ・ 学歴及び職歴に関する事項
- ・ 過去に有していた国籍に関する事項
- ・ 評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項
- ・ 国外との関連を有する事情に関する事項（国外に保有する資産、国外への渡航の経歴等）

が考えられるところ、これらのうち、評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項は、調査対象者本人に対する調査の一環として調査するものではあるものの、評価対象者本人以外の者に関する事項を調査するものでもあり、評価対象者本人の特定有害活動との関係に関する事項を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として、配偶者、家族等に関する一定の事項が調査対象となることを法文上明確にすることが適切であると考えられる。そこで、評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項を「前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるもの」の例示として法律に明記することとする。

第四十八編 防衛（自衛隊法）

自衛隊法をここに公布する。

自衛隊法

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 指揮監督（第七条―第九条の二）
- 第三章 部隊
 - 第一節 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成（第十条―第十四条）
 - 第二節 海上自衛隊の部隊の組織及び編成（第十五条―第十九条）
 - 第三節 航空自衛隊の部隊の組織及び編成（第二十条―第二十一条）
 - 第四節 共同の部隊（第二十一条の二）
 - 第五節 部隊編成の特例及び委任規定（第二十二条・第二十三条）
- 第四章 機関（第二十四条―第三十条）
- 第五章 隊員
 - 第一節 通則（第三十一条―第三十四条）
 - 第二節 任免（第三十五条―第四十一条）
 - 第三節 分限、懲戒及び保障（第四十二条―第五十一条）
 - 第四節 服務（第五十二条―第六十五条）
 - 第五節 予備自衛官等
 - 第一款 予備自衛官（第六十六条―第七十五条）

一三五二

第二款 即応予備自衛官（第七十五条の二―第七十五条の十）

第三款 予備自衛官補（第七十五条の九―第七十五条の十）

第六章 自衛隊の行動（第七十六条―第八十六条）

第七章 自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）

第八章 雑則（第九十七条―第一百十七条の二）

第九章 罰則（第一百八条―第一百二十六条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官並びに防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）並びに陸上自衛

A [日法一〇〇二四・五] ㊟

る。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(昭三七法一三二・昭六一法一〇〇・一部改正)

(自衛隊の施設の警護のための武器の使用)

第九十五条の二 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に就合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(昭一三法一一五・追加)

(部内の秩序維持に専従する者の権限)

第九十六条 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 自衛官並びに統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学

生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補(以下この号において「自衛官等」という。)の犯した犯罪又は職務に従事中の自衛官等に対する犯罪その他自衛官等の職務に関し自衛官等以外の者の犯した犯罪

二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

2 前項の規定により司法警察職員として職務を行う自衛官のうち、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。

3 警察官職務執行法第七条の規定は、第一項の自衛官の職務の執行について準用する。

(昭三七法一三二・平九法四三・平一三法四〇・平一七法八八・平一八法

一一八・一部改正)

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限る、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(平一三法一一五・追加、平一八法一一八・一部改正)

第八章 雑則

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

第四十八編 防衛 (自衛隊法)

2 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

(平一一法八七・平一八法一一八・平二二法四四・一部改正)

(学資金の貸与)

第九十八条 防衛大臣は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(大学院を含む。)に在学する学生で、政令で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

2 前項の貸与金の額は、政令で定める。

3 第一項の貸与金には、利息を附さない。

4 防衛大臣は、学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、政令で定めるところにより、その貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

一 修学後政令で定める年数以上継続して隊員であつたとき。

二 修学後隊員であつた者が公務に因る災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 死亡又は心身障害により貸与金の返還ができなくなつたと

二 第六十四条第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者

三 第六十四条第二項の規定に違反した者

四 第七十条第一項第一号の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官又は第七十五条の四第一項第一号若しくは第三号の規定による防衛招集命令若しくは治安招集命令を受けた即応予備自衛官で、正当な理由がなくて指定された日から三日を過ぎたなお指定された場所に出頭しないもの

五 第七十七条又は第七十九条第一項の規定による出動待機命令を受けた者で、正当な理由がなくて職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて七日を過ぎてなお職務の場所につかないもの

六 第七十八条第一項又は第八十一条第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しないもの

七 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

八 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

2 前項第二号若しくは第四号から第六号までに規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第三号、第七号若しくは第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

(昭三七法一三三・平九法四三三・平一三法四〇・平一八法四五・一部改)

(正)

第四十八編 防衛 (自衛隊法)

第二百二十条 第七十八条第一項又は第八十一条第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 第六十四条第二項の規定に違反した者

二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者

三 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

2 前項第二号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号、第三号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

(昭三七法一三三・一部改正)

第二百二十一条 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機

その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三

万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

(平一三法一一五・追加)

第二百二十三條 第七十六條第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 第六十四條第二項の規定に違反した者

二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者

三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者

四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくははめいていして職務を怠つた者

2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

(昭三七法一三二・一部改正、平一三法一一五・旧第二百二十二條繰下)

第二百二十四條 第二百三條第十三項(第二百三條の二第三項において準用する場合を含む。)又は第十四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(平一五法八〇・追加)

第二百二十五條 第二百三條第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(平一五法八〇・追加)

第二百二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

(平一五法八〇・追加)

附則 抄

1 この法律は、防衛庁設置法施行の日から施行する。

(施行の日)昭和二十九年七月一日)

(昭三七法一三二・平一八法一一八・一部改正)

2 防衛大臣又はその委任を受けた者は、当分の間、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が自衛隊と隣接して所在する場合において他から入手するみちがないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省令で定めるところ

A (日法九三四〇・一) 88

により、これに対し、自衛隊のために設けられている施設による給水その他防衛省令で定める役務を適正な対価で提供することができる。

(昭三二法七八・追加、昭三五法二〇二・平一一法一六〇・一部改正、平一八法一一八・旧第十二項繰上・一部改正)

3 前項の規定に基づき防衛大臣が防衛省令を定める場合には、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

(昭三二法七八・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一八法一一八・旧第十三項繰上・一部改正)

4 自衛隊は、当分の間、防衛大臣の命を受け、陸上において発見された不発弾その他の火薬類の除去及び処理を行うことができる。

(昭三三法一六四・全改、平一八法一一八・旧第十四項繰上・一部改正)

5 第一百一条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社」とあるのは「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項に規定する新会社」と、及び西日本電信電話株式会社とあるのは「西日本電信電話株式会社及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第九十八号。以下この項において「改正法」という。)による改正前の日本電信電話株式

第四十八編 防衛 (自衛隊法)

A (日法九三四〇・一) 80

会社法(昭和五十九年法律第八十五号)第一条第二項の規定により日本電信電話株式会社が営んでいた国内電気通信業務のうち改正法附則第二条第二項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を改正法附則第七条の定めるところにより承継して営んでいる法人(当該法人が合併により消滅したときは、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人)とする。

(平九法九八・追加、平二三法六一・一部改正、平一八法一一八・旧第十五項繰上)

6 第二条の規定の適用については、平成二十五年五月十六日までの間、同条第一項中「第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第四条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の規定による特別給付金に関する事務」とする。

(平一一法一〇二・追加、平一五法三〇・一部改正、平一八法一一八・旧第十六項繰上・一部改正、平二〇法一七・一部改正)

7 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定めるところにより、当該各号に定める物品の提供を実施することができる。

- 一 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第三十七号) 対応措置としての物品の提供
- 二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する

二四五五

第四十八編 防衛 (自衛隊法)

特別措置法 (平成二十年法律第一号) 補給支援活動としての物品の提供

(平一八法一一八・追加、平二〇法一・一部改正)

8 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定めるところにより、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法 部隊等による対応措置としての役務の提供

二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法 部隊等による補給支援活動としての役務の提供

(平一八法一一八・追加、平一九法八〇・平二〇法一・一部改正)

9 次の各号に掲げる活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

一 前項第一号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員、当該職務に従事する内閣府本府の職員又は当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者

二 前項第二号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者

(平一八法一一八・追加、平二〇法一・一部改正)

10 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお、従前の例による。

二四五六

(昭三二法七八・旧第十二項繰下、昭三二法九九・旧第十四項繰下、昭三三法一六四・旧第十六項繰上、平九法九八・旧第十五項繰下、平一一法一〇二・旧第十六項繰下、平一三法一一三・旧第十七項繰下、平一五法一三七・旧第十九項繰下、平一八法一一八・旧第二十一項繰上)

14 この附則に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

(昭三二法七八・旧第二十六項繰下、昭三二法九九・旧第二十八項繰下、昭三三法一六四・旧第三十項繰上、昭三七法一三三・一部改正、平九法九八・旧第二十九項繰下、平一一法一〇二・旧第三十項繰下、平一三法一一三・旧第三十一項繰下、平一五法一三七・旧第三十三項繰下、平一八法一一八・旧第三十五項繰上)

附 則 (昭和三〇年八月一日法律第一〇七号)

1 この法律は、公布の日から起算して七月をこえない範囲内において各規定について政令で定める日から施行する。ただし、自衛隊法第三十六条、第四十条及び第四十五条第一項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(昭和三〇年政令第二二六号で第二十四条の改正規定は昭和三〇年一月一日から、第十条の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定並びに第十三条、第十四条及び第二十条の改正規定、第二十条の次に二条を加える改正規定第二十一条の改正規定別表第一の改正規定並びに別表第二の次に別表第三を加える改正規定は同年二月一日から、第二十八条及び第二十九条の改正規定並びに附則第二項の規定は昭和三十一年一月二十六日から施行)

A [日法九三四〇・一] 86

別表第四（第九十六条の二関係）（平二三法一一五・追加）

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

第四十八編 防衛（自衛隊法）

A [日法一〇〇二四・五] ⑧

〔次の法律は、この巻の編集時現在未施行〕

○船員法の一部を改正する法律（抄）

（平成二十四年九月十二日）
法律第八十七号

附 則（平成二十四年九月二日法律第八十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（自衛隊法の一部改正）

第十八条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「及び第七号」を「から第八号まで」に、「基く」を「基づく」に改める。

自衛隊法施行令をここに公布する。

自衛隊法施行令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章 総則

第一節 自衛隊から除かれる機関等（第一条）

第二節 自衛隊の旗（第一条の二）

第三節 表彰（第一条の三―第五条）

第二章 部隊

第一節 陸上自衛隊の部隊

第一款 組織及び編成（第六条―第十三条）

第二款 警備区域（第十四条）

第二節 海上自衛隊の部隊

第一款 組織及び編成（第十五条―第二十六条）

第二款 警備区域（第二十七条）

第三節 航空自衛隊の部隊（第二十八条―第三十条の十二）

第四節 共同の部隊（第三十条の十二―第三十条の十五）

第五節 補職の特例及び委任規定（第三十一条・第三十二条）

第三章 機関

第一節 学校（第三十三条―第三十八条の三）

第二節 補給処（第三十九条―第四十三条）

第三節 病院（第四十四条―第四十七条）

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

A [日法九八七〇・一] 86

第四節 地方協力本部（第四十八条―第四十八条の三）

第五節 研究本部（第四十八条の四）

第六節 補給統制本部（第四十八条の五・第四十八条の六）

第七節 補給本部（第四十八条の七―第四十八条の九）

第八節 委任規定（第四十九条）

第四章 駐屯地及び駐屯地司令並びに基地及び基地司令（第五十条―第五十一条の四）

第五章 隊員

第一節 非常勤隊員の服務の特例（第五十二条・第五十三条）

第二節 任免、分限等（第五十三条の二―第六十四条）

第三節 不服申立て（第六十五条―第八十五条）

第四節 政治的目的及び政治的行為（第八十六条・第八十七条）

第五節 私企業からの隔離（第八十七条の二）

第六節 予備自衛官

第一款 招集（第八十八条―第九十七条）

第二款 届出等（第九十八条―第一百二条）

第七節 即応予備自衛官

第一款 招集（第一百二条の二―第一百二条の六）

第二款 届出等（第一百二条の七）

第八節 予備自衛官補

第一款 招集（第一百二条の八―第一百二条の十二）

第二款 届出等（第一百二条の十三）

第六章 自衛隊の行動及び権限等

二五〇九

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

第一節 海上保安庁に対する指揮（第百三条）

第二節 治安出動及び災害派遣の要請手続等（第百四条―第百八条の二）

第三節 防衛出動時の緊急通行による損失の補償の申請（第百八条の三）

第四節 警務官等の権限等（第百九条―第百十三条）

第五節 防衛秘密（第百十三条の二―第百十三条の十四）

第七章 雑則（第百十四条―第百六十二条）

附則

第一章 総則（昭五九政二〇〇・改称）

第一節 自衛隊から除かれる機関等

（昭五九政二〇〇・追加）

（自衛隊から除かれる機関等）

第一条 自衛隊法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める防衛省の合議制の機関は、独立行政法人評価委員会、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。

2 法第二条第一項に規定する政令で定める部局及び職は、地方協力局労務管理課とする。

（昭五九政二〇〇・追加、平一一政三五九・平一二政二七四・平一二政三

〇三・平一四政二二四・平一六政三九三・平一九政三・平一九政二七〇・

一部改正）

第二節 自衛隊の旗（昭五九政二〇〇・旧第一節繰下）

（自衛隊旗を交付する自衛隊の部隊等）

第一条の二 自衛隊旗は、法第二条第二項に規定する陸上自衛隊（以下「陸上自衛隊」という。）の連隊に、自衛艦旗は、同条第三項に規定する海上自衛隊（以下「海上自衛隊」という。）の部隊の編成に加えられる自衛艦に交付するものとする。

2 自衛隊旗及び自衛艦旗の制式は、別表第一のとおりとする。

（昭三三政三三〇・一部改正、昭五九政二〇〇・旧第一条繰下・一部改

正）

第三節 表彰（昭五九政二〇〇・旧第二節繰下）

（表彰を受ける機関）

第一条の三 法第五条第一項に規定する政令で定める機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部及び地方防衛局（次条第四項において「防衛大学校等」という。）とする。

（昭五九政二〇〇・追加、昭六〇政八四・平一二政三〇三・平一八政四一

・平一八政二四三・平一九政二七〇・一部改正）

（表彰の種類）

第二条 自衛隊の表彰は、次の三種類とする。

一 賞詞

二 賞状

三 精勤章

2 賞詞は、特別賞詞、第一級賞詞、第二級賞詞、第三級賞詞、第四級賞詞及び第五級賞詞とし、功績があつた法第二条第五項に規

A（日法九八七〇・一）³⁶

中のこれらの職員に対する犯罪その他これらの隊員の職務に關しこれらの隊員以外の者の犯した犯罪

二 海上自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三 海上自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

3 法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のうち、次の各号の一に該当するものについては、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）である警務官等が司法警察職員としての職務を行うものとする。

一 航空自衛官並びに航空自衛隊に所屬する航空自衛官以外の隊員及び訓練招集命令により訓練招集に應じている航空自衛官の階級を指定されている予備自衛官の犯した犯罪又は職務に従事中のこれらの隊員に対する犯罪その他これらの隊員の職務に關しこれらの隊員以外の者の犯した犯罪

二 航空自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三 航空自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪
4 現行犯人を逮捕する場合その他防衛大臣が定める場合には、前各項の規定にかかわらず、法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のすべてについて陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行うことができる。

（昭三四政三七二・昭三六政二六〇・平九政三三七・平一二政三〇三・平

一三政四四三・平一八政四一・平一九政三・一部改正）

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

第一百二十二条 警務官等が法第九十六条第一項第一号に規定する自衛官等以外の隊員について、同条の規定により司法警察職員としての職務を行おうとする場合において、逮捕、押収、搜索その他強制の処分であると否とを問わず、捜査上必要な取調をしようとするときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

（平一九政三・一部改正）

（他の司法警察職員との連絡保持）

第一百十三条 警務官等は、法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪を捜査するに当つては、警察官、海上保安官その他の司法警察職員と密接な連絡を保たなければならない。

第五節 防衛秘密

（平一四政三一・追加、平一五政四五四・旧第四節繰下）

（標記の方法）

第一百十三条の二 法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（平一四政三一・追加）

（通知の方法）

第百十三条の三 法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（平一四政三一一・追加）

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の四 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

- 一 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。
- 二 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。
- 三 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手續に関すること。
- 四 防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手續に関すること。
- 五 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。
- 六 当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。
- 七 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に

関すること。

（平一四政三一一・追加、平一九政三一一部改正）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

- 一 防衛秘密の保護上必要な措置に関し役員及び職員が遵守すべき規則を定めていること。
 - 二 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。
 - 三 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行つていること。
 - 四 防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。
- 2 契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。
 - 二 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手續に関すること。
 - 三 防衛秘密の伝達の手続に関すること。
 - 四 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

D〔日法八三九六・七〕⁸⁶

五 当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に關すること。

(平一四政三二一・追加、平一九政三・一部改正)

(防衛秘密管理者)

第百十三条の六 防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者(以下この節において「防衛秘密管理者」という。)を指名するものとする。

(平一四政三二一・追加、平一九政三・一部改正)

(防衛秘密の指定に伴う措置)

第百十三条の七 防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

(平一四政三二一・追加、平一九政三・一部改正)

(防衛秘密の表示)

第百十三条の八 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事

第四十八編 防衛 (自衛隊法施行令)

A (日法九二二・三) 86

項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示することが困難である場合は、この限りでない。

(平一四政三二一・追加)

(防衛秘密の周知)

第百十三条の九 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

(平一四政三二一・追加、平一九政三・一部改正)

(職員の範囲の指定)

第百十三条の十 防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

(平一四政三二一・追加、平一九政三・一部改正)

(他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置)

第百十三条の十一 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2 前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

二六四一

第四十八編 防衛 (自衛隊法施行令)

二六四二

(平一四政三二一・追加、平一九政三・一部改正)

(防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置)

第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を体化する物件に付された第九十六条の二の規定による標記及び第九十六条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

(平一四政三二一・追加、平一九政三・一部改正)

(防衛秘密の取扱いの管理のための措置)

第九十六条の三 防衛秘密管理者は、第九十六条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

(平一四政三二一・追加、平一九政三・一部改正)

(委任規定)

第九十六条の四 この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護

上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

(平一四政三二一・追加、平一九政三・一部改正)

第七章 雑則

(募集期間の告示)

第九十七条 二等陸士として採用する陸上自衛官(第九十七条において「二等陸士」という。)又は陸上自衛隊の自衛官候補生の募集期間は、防衛大臣の定めるところに従い、都道府県知事が告示するものとする。

(平一九政三・平二二政六・一部改正)

(応募資格の調査及び受験票の交付)

第九十八条 市町村長は、前条の募集期間内にその管轄する市町村の区域内に現住所を有する者から志願票の提出があつたときは、その志願者が防衛省令で定める応募年齢に該当し、かつ、法第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しないかどうかを調査し、応募資格を有すると認められた者の志願票を受理するものとする。

2 市町村長は、前項の志願票を受理したときは、これを当該市町村を包括する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部の地方協力本部長に送付し、これらの者と試験期日及び試験場について協議の上、志願者に受験票を交付するものとする。

(昭二九政二九九・昭三一政一八〇・昭三六政二六〇・平二二政三〇三)

(平一八政二四三・平一九政三・一部改正)

(応募資格の調査の委嘱)

第九十九条 市町村長は、前条第一項の志願者の本籍が当該市町村

A (日法九二二二・三) 86

若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令若しくは同法第七十七条に規定する出動待機命令を解除された日」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。この場合において、当該更新申請書には、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は同法第七十七条の規定による出動待機命令を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならない」とする。

(平一五政四五四・追加)

(河川法施行令の特例)

第六十一条 法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十六条の八第一項(同令第五十七条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により許可を要するものをしようとするときは、同令第十六条の八第一項の規定にかかわらず、当該部隊等があらかじめ河川管理者にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の通知を受けた河川管理者は、河川の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べること

第四十八編 防衛 (自衛隊法施行令)

とができる。

(平一五政四五四・追加)

(事務の区分)

第六十二条 第十四条から第二十条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、第六十一条第二項の規定により河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川及び同法第五条第一項に規定する二級河川に関して都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が処理することとされている事務並びに第三百三十三条(第四百四十四条において準用する場合を含む。)、第三百三十四条、第三百三十五条(第四百四十四条において準用する場合を含む。)、第三百三十七条第二項、第四百零一条において準用する災害救助法施行令第十四条第二項第二号及び第四百零一条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一五政三五九・追加、平一五政四五四・旧第三百三十五条繰下・一部改)

正)

附則

1 この政令は、法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。ただし、第三十五条の規定中航空自衛隊幹部学校に係る部

二六八三

分は昭和二十九年八月一日から、第三十三条の規定中陸上自衛隊高射学校に係る部分は昭和二十九年八月二十日から、第三十四条の規定中海上自衛隊幹部学校に係る部分、第三十五条の規定中航空自衛隊整備学校及び航空自衛隊通信学校に係る部分並びに第四十条の規定は昭和二十九年九月一日から、第四十五条の規定は昭和二十九年十二月一日から施行する。

(昭三六政二六〇・一部改正)

2 保安庁法施行令(昭和二十七年政令第三百四号)は、廃止する。

3 昭和二十七年八月一日において旧警備隊の警備官であつた自衛官又は昭和二十七年十月十五日において旧保安隊の保安官であつた自衛官に対する第六十条の規定の適用については、その日ににおけるその者の年齢に二年を加えた年齢と別表第八に定める年齢といずれが多いものをもつてその者の停年とする。

(「」の部分は「別表第九」となるはずの誤り)

(昭三〇政一三・一部改正)

4 この政令(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の日前において、従前の規定によりその意に反して降任され、又は懲戒処分を受けた者の当該処分に係る長官に対する審査の請求の手続は、第六十五条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

(昭三六政二六〇・一部改正)

5 旧保安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号)第七十七条第一項各号に掲げる犯罪のうち、従前の規定により、保安官である警務官又は警務官補が司法警察職員としての職務を行うこととされてきたものについては陸上自衛官である警務官等が、警備官である警務官又は警務官補が司法警察職員としての職務を行うこととされてきたものについては海上自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行うものとする。ただし、長官が定める場合には、旧保安庁法第七十七条第一項各号に掲げる犯罪のすべてについて陸上自衛官又は海上自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行うことができる。

(昭三六政二六〇・一部改正)

6 警務官等が法第九十六条第一項第一号に規定する隊員以外の隊員について、法附則第十項の規定により司法警察職員としての職務を行おうとする場合において、逮捕、押収、搜索その他強制の処分であると否とを問わず、捜査上必要な取調をしようとするときは、あらかじめ長官の承認を受けなければならない。

7 この政令の施行の際、旧保安庁法施行令第八十五条の規定により読み替えられた火薬類取締法に基いて受けている通商産業大臣の承認その他の処分は、この政令の相当規定に基いて受けた通商産業大臣の承認その他の処分とみなす。

8 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛省の合議制の機関は、第一条第一項に規定するもののほか、駐留軍等の再編の円滑

D (日法八五六・七) ㊦

な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）の規定により置かれる駐留軍等再編関連振興会議とする。

（平一九政二六八・追加、平一九政二七〇・一部改正）

9 第三百三十条の規定の適用については、当分の間、同条第四号中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社」とあるのは、「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社」とする。

（平一五政四五四・全改、平一九政二六八・旧第八項繰下）

附 則 （昭和二十九年八月九日政令第二三五号）

この政令中、北千歳駐とん地及び東千歳駐とん地に係る部分は昭和二十九年八月二十五日から、真駒内駐とん地に係る部分は昭和二十九年九月一日から施行する。

附 則 （昭和二十九年九月二四日政令第二七二号）

この政令は、昭和二十九年九月二十五日から施行する。

附 則 （昭和二十九年一〇月一四日政令第二八三号）

この政令は、昭和二十九年十月十五日から施行する。

附 則 （昭和二十九年十一月六日政令第二八八号）

この政令は、昭和二十九年十一月八日から施行する。

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

D（日法八六五六・七）86

附 則 （昭和二十九年一月二三日政令第二九六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十九年一月三〇日政令第二九九号）

この政令中、第四十四条の改正規定並びに豊平駐とん地及び春日駐とん地にかかる部分は昭和三十年一月二十五日から、その他の部分は昭和二十九年十二月五日から施行する。

附 則 （昭和二十九年二月二八日政令第三三〇号）

この政令は、昭和三十年一月十日から施行する。

附 則 （昭和三〇年一月二日政令第六号）

この政令は、昭和三十年一月三十一日から施行する。

附 則 （昭和三〇年一月三十一日政令第一三三号）

この政令中、輸送航空隊にかかる部分は昭和三十年三月一日から、その他の部分は昭和三十年二月一日から施行する。

附 則 （昭和三〇年四月三〇日政令第六八号）

この政令は、昭和三十年五月一日から施行する。

附 則 （昭和三〇年七月二一日政令第一二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三〇年七月三〇日政令第一四二号）

この政令中、陸上自衛隊航空学校並びに浜松駐とん地及び明野駐とん地に係る部分は昭和三十年八月一日から、上富良野駐とん地及び倶知安駐とん地に係る部分は同年九月一日から施行する。

附 則 （昭和三〇年九月一日政令第二二八号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条、第三

二六八五

第五章 秘密保護

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

(昭和二十九年六月九日)
(法律第百六十六号)

改正 昭和三十一年 七月三〇日法律第一〇二号
平成二十三年十一月二日同 第一一五号

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法をここに公布する。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

(定義)

第一条 この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定をいう。

2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供

第四十八編 防衛 (日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)

A (日法九四三六・七) ㊟

与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

(昭三〇法一〇二・平一三法一一五・一部改正)

(特別防衛秘密保護上の措置)

第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(平一三法一一五・一部改正)

(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

九〇〇一

第四十八編 防衛（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）

九〇〇二

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

（平一三法一一五・一部改正）

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

（平一三法一一五・一部改正）

第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

（自首減免）

第六条 第三条第一項第一号若しくは第三項又は前条第一項若しくは

は第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

（この法律の解釈適用）

第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人權を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

附則

この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和二十九年政令第一四八号により昭和二十九年七月一日から施行）

附則（昭和三〇年七月三〇日法律第一〇二号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十三年一月二日法律第一一五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章の章名の改正規定、第七章中第九十六条の次に一条を加える改正規定、第二百二十二条を第二百二十三条とし、第二百二十一条の次に一条を加える改正規定及び別表第三の次に一表を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一四年政令第三二〇号で平成一四年一月一日から施行）

A（日法九四三六・七）
86

○日米相互防衛援助協定等に伴

う秘密保護法施行令

(昭和二十九年六月十八日)
政令第四百四十九号

改正 平成十二年 六月 七日政令第三〇三号
同 一四年一〇月一七日同 第三二一号

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令をここに公布す
る。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令

内閣は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九
年法律第百六十六号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

(秘密区分)

第一条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に
規定する特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要に応じて、機
密、極秘又は秘のいずれかに区分しなければならない。

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、そ
の漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれ
のあるものをいう。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、そ
の漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあ

るものをいう。

4 第一項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び極
秘に該当しないものをいう。

(平一四政三二一・一部改正)

(秘密区分の指定、変更及び解除)

第二条 国の行政機関（内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法
律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並び
に国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項
に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（以下「各省庁の長」
という。）で、アメリカ合衆国政府から特別防衛秘密に属する事
項又は文書、図画若しくは物件の供与を受けたものは、その特別
防衛秘密につき、前条に規定する秘密区分の指定を行わなければ
ならない。

2 前項の国の行政機関の長は、同項の規定により指定した秘密区
分を変更することができる。

3 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必
要がなくなつたとき、又は公になつたものがあるときは、その部
分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。
い。

4 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密について、前三項
の規定により秘密区分を指定し、変更し、又は解除したときは、
必要に応じ、その旨を関係行政機関に通知しなければならない。

(平一二政三〇三・平一四政三二一・一部改正)

(標記)

第三条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する文書、

図画又は物件につき、これらが特別防衛秘密に属し、かつ、機密、極秘又は秘のいずれかに区分されている旨の標記をしなければならない。

2 各省庁の長は、前条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、速やかに、前項の標記を変更し、又は抹消しなければならない。

3 第一項の標記の様式は、別記様式のとおりとする。

(平一四政三二一・一部改正)

(通知)

第四条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件であつて、前条の規定による標記ができないもの若しくは標記をすることが適当でないものについては、関係者に対し、文書又は口頭により、これが特別防衛秘密に属し、かつ、機密、極秘又は秘のいずれかに区分されている旨の通知をしなければならない。

2 各省庁の長は、第二条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、必要に応じ、速やかに、その旨を関係者に対し、文書により、通知しなければならない。

(平一四政三二一・一部改正)

(揭示)

第五条 各省庁の長は、その管理する施設内にある特別防衛秘密に属する物件について、必要があるときは、その物件に近接してはならない旨の揭示を行うものとする。

(平一四政三二一・一部改正)

(委託における特別防衛秘密保護上の措置)

第六条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密を製作、修理、実験、調査研究、複製等のため政府機関以外の者に委託する場合は、委託中における秘密の漏えいの危険を防止するため、契約条項に秘密保持に関する規定を設ける等必要な措置を講じなければならない。

(平一四政三二一・一部改正)

(特別防衛秘密保護上の措置の実施細目)

第七条 第二条から前条までに規定するもののほか、各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件の複製、送達、伝達、接受、保管、破棄等その取扱いに関し、特別防衛秘密の保護上必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する特別防衛秘密の保護上必要な措置の実施細目については、各省庁の長が定める。

(平一四政三二一・一部改正)

附則

A (日法九四三六・七) ㊟

この政令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行の日（昭和二十九年七月一日）から施行する。

附 則 （平成二年六月七日政令第三〇三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成十四年一〇月一七日政令第三二一号）

（施行期日）

1 この政令は、自衛隊法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十五号）の一部の施行の日（平成十四年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に第二条の規定による改正前の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「旧令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更は、それぞれ第二条の規定による改正後の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更とみなす。

3 旧令第三条の規定による標記は、新令第三条の規定による標記がされるまでの間は、新令第三条の規定による標記とみなす。

別記様式 （平一四政三二一・全改）

A、〔日法九四三六・七〕
⑧

二・五センチメートル

五センチメートル

特別防衛秘密
(秘)

備考

- 一 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。
- 二 図に示した大きさにより難しい場合には、適宜の大きさとする。

平成25年6月17日

秘密保全法制 法制局持込み資料

論点ペーパー

- 1 「テロリズム等防止に関する事項」について国家公務員法等を超える厳しい規制を課す理由について
- 2 NSC法案と本法案における「我が国の安全保障」を構成する要素の位置付けの相違について

「テロリズム等防止に関する事項」について国家公務員法等を超える厳しい規制を課す理由について

1 総論

本法案は、「防衛に関する事項」、「安全保障に関する事項」と並んで「テロリズム等防止」、すなわち、

- ① 国内外の組織によるテロ活動の抑止
- ② 外国の利益を図る目的で行われる諜報活動の抑止
- ③ 外国の利益を図る目的で行われる大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動の抑止
- ④ 国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止

に関する事項のうち特に秘匿することが必要なものを「テロリズム等防止に関する事項」として別表に限定列挙し、特定秘密に指定したものについて、適性評価により特定秘密の取扱者を制限し、漏えい等に厳罰を科すこととするなど、厳格な保護の下に置くこととしている。

これまで、「非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるもの」（徴税トラの巻事件最高裁決定）は「職務上知ることのできた秘密」として、公務員にはいわゆる守秘義務が課せられており、これに違反して秘密を漏らした者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとされるなど（国家公務員法第100条第1項及び第109条第12号等）とされてきたところであるが、本法案では、「テロリズム等防止に関する事項」に該当するものを特定秘密として指定し、厳格に管理するとともに、その漏えいには国家公務員法等よりも重い罰則を科すこととしている。これは、テロリズム等防止は、国及び国民の安全（国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態）の確保という政府の最も重要な責務に関するものであることから、その漏えいは、

○ 我が国が講じる措置等の手の内や、我が国が有する能力等を明らかにすることになり、外国等が、これを利用して攻撃等を行ったり、対抗措置を講じて我が国が効果的な措置を講じることができなくなったりする
あるいは、

○ 我が国と協力関係にある外国等からの信頼関係による協力が得られなくなり、我が国の対処能力等自体が低下したり、当該協力国の対処能力等が明らかとなり、また、国際的な協力・連携自体が阻害され、外国やテロ組織を利することとなり、我が国の安全保障に大きな影響をもたらす

という点で、「防衛に関する事項」や「安全保障に関する事項」と同様に、「テロリズム等防止に関する事項」は国家公務員法等の秘密とは質的に異なるものであると考えられるためである。

①から④までのそれぞれについて、本法案の対象事項とする理由を具体的に述べると以下の通りである。

2 国内外の組織によるテロ活動の抑止

本法案において、テロ活動は、「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」をいうが、このような活動は、近年のグローバル化や情報通信の高度化、人の移動の拡大等に伴い、我が国を含む国際社会に大きな脅威をもたらしており、9.11 同時多発テロにみられるように、その発生は外部からの武力攻撃と同様に国としての基本的な秩序の平穩を脅かすものである。したがって、テロ活動の抑止は、我が国の防衛等と同様に、国及び国民の安全の確保に係る政府の最も重要な責務の1つである。

政府としては、テロ活動の発生を抑止するため、当該活動に関する情報を収集するとともに、これを基に状況に応じて重要施設等の警戒警備を強化するなどの措置を講じ、また、テロが発生した場合に対処すべき計画を作成し、あるいは、その対処について不断に研究を行っているが、政府がいかなる情報を収集整理しているか、いかなる状況においていかなる警備の措置を講じているか等が明らかになれば、国内外のテロ組織が政府の隙をついてテロ活動を行うことが容易になる。

また、テロ活動の抑止に当たる関係機関は、外国の情報機関から関連情報の提供を受けたり、対象組織の内部情報を有する協力者等から情報収集を行い、また、政府内の他の関係機関と情報を共有して、協力・連携してテロ活動の抑止に当たっているが、当該情報が漏えいした場合、情報の提供元における情報収集活動に支障を来したり、関係者に危険が及ぶことから、厳格な秘密保全が図られていることが前提となる。特に、国際テロ対策を推進するには、世界各国の連携・協力が必要となるが、重要な情報の提供元となる外国政府や国際機関と同等の厳格な秘密保全措置が我が国において講じられていなければ、十分な情報提供を受けることができず、我が国のテロ対策に支障を来すおそれがある。さらには、外国から提供を受けた情報が漏えいした場合、当該国の情報収集能力がテロ組織に明らかになり、対抗措置を講じられ、また、各国の連携・協力が阻害され、国際テロ組織を利することになり、我が国を含む国際社会全体へのテロの脅威が増大することとなる。

3 外国の利益を図る目的で行われる諜報活動の抑止

本法案において、諜報活動は、「外国の利益を図る目的で行われる活動であって、」
「国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」をいう。一般に、国家は自国の安全保障上の利益を増進するために、他国の防衛態勢や外交活動等に関する情報の収集を図っているが、他国が収集する情報のうち、特定秘密を始めとする政府が管理する国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報や、政府以外の民間の保有する情報であっても、例えば、大量破壊兵器関連の技術情報といった「国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報」は、当該情報を他国が入手することにより、その情報の性格から、当該国がこれを直接的に利用して間隙をついた措置等を講じたり、技術情報を軍事的に転用し、我が国の安全保障に大きな影響を及ぼすおそれがある。特に、近年、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大し、また、情報化の進展に伴い、情報漏えいの影響が極めて大きくなっており、情報保護のために適確な保護措置が求められるところ、諜報活動の抑止は、我が国の安全保障を確保する上で大前提となるものであり、取組を強化すべき事項となっている。

政府としては、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動に関する情報を収集するとともに、秘密保全のための措置を講じ、諜報活動の抑止に努めているところであるが、政府がいかなる情報を収集整理しているか、いかなる秘密保全の措置を講じているか等が明らかになれば、外国情報機関等がその隙について諜報活動を行うことが容易となる。

また、我が国は、外国情報機関等の諜報活動について、同盟国や友好国の情報機関等から情報を得ることがあるが、重要な情報の提供元となる協力国等と同等の厳格な秘密保全措置が我が国において講じられていなければ、十分な情報提供を受けることができず、我が国の諜報活動の抑止に支障を来すこととなる。さらに、協力国から提供を受けた情報が漏えいした場合には、当該国の情報収集能力が関係国に明らかとなり、対抗措置が講じられ、さらには、我が国を含む協力国間の連携が阻害され、当該活動の抑止に関する国際的な協力にも支障が生じる。

4 外国の利益を図る目的で行われる大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動の抑止

(1) 外国の利益を図る目的で行われる大量破壊兵器関連物資の不正取引の抑止

大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにこれらの関連物資の無秩序な拡散は、国際社会の平和と安全にとって脅威であり、我が国にとっても、これらの兵器が、敵対する国やテロ組織の入手するところとなり、我が国に対して使用されれば、甚大な被害を被り、国としての基本的な秩序の平穏が脅かされることになる点で、他の兵器関連物資や一般の禁制品の不正取引と性質を異にする。したがって、大量破壊兵器関連物資の不正取引の抑止に関する事項を保護することは、我が国の防衛に関し、武器等の防衛の用に供するものの性能等について特定秘密として保護するのと同様に、我が国の安全保障を確保する上で不可欠なものである。

現在、大量破壊兵器関連物資については、いくつかの国際的枠組みによってその国際的取引が制限されており、これらの制限に反する取引が行われないう、国際的な協力の下、治安機関による監視等が行われているところ、我が国政府としてもこれら不正取引についての情報を収集し、関係国と情報を共有するとともに、関連する貨物の輸出入を阻止し、不正取引に従事する者を摘発する等により当該活動の抑止に努めているが、政府がいかなる情報を収集し、その抑止のためにいかなる措置を講じているか等が明らかになれば、不正取引に従事する者が各国による監視の隙について取引を行うことが容易になる。

また、これらの物資の不正取引の抑止のための国際的な協力を行うに当たっては、我が国において厳格な秘密保全のための措置が講じられていなければ、十分な情報提供を受けることができず、また、我が国のみならず国際社会全体への大量破壊兵器の拡散による脅威が増大することとなることは、テロ活動の抑止の場合と同様である。

(2) 外国の利益を図る目的で行われるその他の国及び国民の安全を脅かす活動の抑止

外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動であって、上記(1)と同程度に、国としての基本的な秩序の平穏を脅かすものの例としては、外国政府機関等による日本人の拉致が考えられるが、このような活動を抑止することは、国内外のテロ活動から国及び国民の安全を確保することと同様の事項であり、政府が取り組むべき最も重要な責務の1つである。

政府としては、関連情報を収集する等によりその活動の抑止に努めているが、政府がいかなる情報を収集整理し、その抑止のためにどのような活動を行っているかが明らかになれば、外国の工作人員等が政府の隙をついて活動を行うことが容易になる。

また、このような活動の抑止についても、他の外国の情報機関等から情報を得ることが重要であり、これに当たって我が国において厳格な秘密保全のための措置が講じられていることが前提となること、外国等の情報機関と協力して対処していくことが重要となることは、テロ活動の抑止の場合と同様である。

5 国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止

(1) 国内外の組織によるテロ活動による被害の発生・拡大の防止

テロ活動が国としての基本的な秩序の平穩を脅かすものであることは上記2で述べたとおりであるが、水源地に毒物が投入される場合、爆発物が空港に設置される場合、あるいは、重要施設に突入する目的でハイジャックが行われた場合等、テロ活動の実行に着手されたものの、それによる被害は未だ発生・拡大していない場合が考えられる。そのような場合、政府は被害の発生・拡大の防止のための措置を講じることとなるが、その際、政府がいかなる情報を収集し、いかなる措置を講じるのか等が明らかになれば、テロ組織が政府の隙をついてテロ活動の効果の極大化を図ることが容易になる。このため、テロ活動による被害の発生・拡大の防止に関する事項も、当該活動の抑止に関する事項と同様に特に秘匿することが必要である。

(2) 外国における騒乱の発生による被害の発生・拡大の防止

外国における邦人の保護は、一義的には当該国政府が行うものであるが、当該国において騒乱等が発生し、当該国の統治能力が低下したり、当該国から協力の求めがあったりした場合、我が国として、外交等あらゆる手段を用いて在留邦人の生命・身体の保護に努めることが必要となる。特に、グローバル化に伴い多くの邦人が海外渡航する現在、政情が不安定な海外において反政府組織や国際テロ組織から邦人が被害を受ける危険性が高まっているところ、外国における騒乱の発生による被害の発生・拡大を防止するために、平素から情報収集を行い、あらゆる事態を想定して計画・研究を行い、対処措置を検討し、また、事態発生時には関係国と協力して対処することが重要となっている。

外国において騒乱が発生した場合、我が国政府が在留邦人への被害の発生・拡大の防止のために、どのような情報収集を行っているか、同盟国等と協力していかなる措置を講じるか等が明らかになれば、在留邦人の救出等に支障が生じ、在留邦人自体の生命・身体に危険が及ぶ場合がある。

また、被害の発生・拡大の防止のためには当該国の政府から対処状況等の情報を得たり、関係国と協力して対処することが重要であるが、これに当たっては我が国において厳格な秘密保全のための措置が講じられていることが前提となることは、テロ活動の抑止の場合と同様である。

(3) その他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止

例えば、外形上テロリズムと同等な行為であるが、主義主張に基づくものではないためテロリズムに当たらない行為等が発生した場合の被害の発生・拡大の防止が想定されるが、これらの事態については、予め対象者を監視下に置いたり、重要施設の警

戒警備を強化したりするなどにより抑止することはできないものの、これらの事態が発生した場合の被害の発生・拡大の防止は、上記(1)の国内外の組織によるテロ活動による被害の発生・拡大の防止と同様であり、また、これらの事態の発生時に政府がいかなる措置等を講じるのかが明らかになれば、政府の隙をついての破壊活動等の効果の極大化を図ることが容易となる。また、これら緊急事態への対処に当たって、同盟国等から関連情報を得たりすることも考えられるが、その際に厳格な秘密保全のための措置が必要となることがあることは、テロ活動の抑止の場合と同様である。

【参照条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 （略）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 （略）

（参考） 徴税トラの巻事件最高裁決定（最決昭52年12月19日）（抜粋）

「(前略) 国家公務員法一〇〇条一項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうと解すべきところ、原判決の認定事実によれば、本件「営業庶業等所得標準率表」及び「所得業種目別効率表」は、いずれも本件当時いまだ一般に了知されてはおらず、これを公表すると、青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿されるべきものであるというのであつて、これらが同条項にいわゆる「秘密」にあたるとした原判決の判断は正当である。(後略)」

NSC法案と本法案における「我が国の安全保障」の用語について

本法案においては、安全保障に関する事項のうち、その漏えいが「我が国の安全保障」に特に支障があるものを特定秘密として指定し、厳格な保護の対象とすることとしている。一方、現在、国会に提出されている「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案」による改正後の国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号。以下「NSC法案」という。）においても、「我が国の安全保障」を国家安全保障と定義し、国家安全保障会議が国家安全保障に関する重要な事項を審議する機関として規定されている（NSC法案第1条）。

両法案において用いられている「我が国の安全保障」という用語の意味するところは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するもの（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問主意書」（内閣衆質179第26号））と考えられ、「我が国の」安全保障としていることから、その対象は、いずれも国の存立に関わる国家レベルのものである。しかしながら、両法案は、それぞれ、趣旨・目的を異にしていることから、NSC法案において国家安全保障会議の審議対象となる「我が国の安全保障」に関する重要事項と、本法案において特定秘密の指定対象となる「安全保障に関する事項であって、その漏えいが「我が国の安全保障」に著しく支障があるもの」については、次のとおり差異がある。

第一に、NSC法案においては、第2条第1項において、一連の「国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項」（NSC法案第2条第1項第1号～第9号）と、「重大緊急事態への対処に関する重要事項」（同項第10号）、「その他国家安全保障に関する重要事項」（同項第11号）について、国家安全保障会議が審議することとしているが、本法案では、安全保障に関する事項のうち特に秘匿すべきものとして、本法案別表に、「防衛に関する事項」、「テロリズム等防止に関する事項」及び「安全保障に関する事項」で、特に典型的に秘匿する必要性が高い事項を列挙し、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を及ぼすおそれがあるものを特定秘密として指定することとしている。このように「我が国の安全保障」に関して、NSC法案では、国家安全保障会議が我が国の外交・安全保障政策の司令塔として機能することが期待され、また、その中核が外交政策及び防衛政策に関する基本方針等であることから、一連の「国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項」を国家安全保障会議の審議事項として規定した上で、その他の国家安全保障に関する重要事項を審議事項として規定しているのに対し、本法案では、安全保障に関する事項として特に秘匿することが必要な事項は、自衛隊の運用や武器等の性能、あるいは防衛やテロリズム等防止のために収集される情報といった様々な事項に及ぶことから、別表で限定列挙している事項は、外交政策や防衛政策の基本方針といった政策レベルのものに限ることなく、また、重要事項等といった限定も付してい

ない。また、特定秘密を厳格に管理し、その漏えいには重罰を科すこととしている本法案では、典型的に特定秘密に該当する事項をできる限り具体的にかつ網羅的に規定することで、特定秘密の指定を行う行政機関の裁量の幅を狭め、特定秘密の客観化を図ることとしており、別表についても、安全保障に関する事項で特に秘匿を要する事項として考えられるもののまとまりごとに、「防衛に関する事項」、「テロリズム等防止に関する事項」及び「安全保障に関する事項」について事項を限定列挙している。具体的には、別表各号には、安全保障に含まれ、具体的事項としてまとまりのある「防衛に関する事項」及び「テロリズム等防止に関する事項」について、それぞれ第1号、第2号として事項を限定列挙した上で、第3号には、「安全保障に関する事項」として、安全保障の観点から総合的な判断の下に交渉や協力が行われることがあることから、安全保障に関する交渉・協力に関する事項を一括して規定するほか、その他、安全保障に関する事項を列挙している。ただし、第1号から第3号に規定する事項について、いずれも特定秘密として保護を要することの重要性に異なるところはない。

第二に、NSC法案では、重大緊急事態への対処に関する重要事項が国家安全保障会議の審議事項として規定されているところ（NSC法案第2条第1項第10号）、例えば、大規模自然災害や鳥インフルエンザ等の事案についても、大規模な事態に発展し、国家安全保障に重大な影響を及ぼすと判断されるような場合や、国全体にわたって国民生活の物的基盤が破壊されるような事態、暴動・騒擾を伴うなど通常の対処体制で適切に対処することが困難な事態となれば、国家安全保障会議の審議事項として、例えば、重大緊急事態への対処に関する重要事項になり得るものと考えられるとされている。このように、NSC法案においては、我が国の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態で、通常の緊急事態対処体制によっては適切に対処できない事態への対処に関する重要事項は、国家安全保障の司令塔たる国家安全保障会議の性格から当然に審議事項となるが、本法案では、安全保障会議設置法の審議事項となり得る自然災害等に該当するとしても、当該自然災害等への対処に関する事項そのものが、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるものとして特定秘密に指定されることはない。これは、人為的に発生するものではない自然災害等に関する事項は、その漏えいを防止したとしても、発生を防止できるものでなく、また、外国やテロ組織等が関係情報を入手したとしても、対抗措置が講じられ、自然災害等への対処に直ちに支障が生じるといった性格のものではないからである。

なお、自然災害等への対処そのものではなく、自然災害等への対処に伴って、例えば、警戒監視活動等の自衛隊等の運用に変更が生じたときのその内容や、自然災害等に関して収集された情報であって当該情報から安全保障に関する情報収集能力が判明するようなどときには、別表に規定する事項に該当し、特定秘密となるものもあると考えられるが、当該特定秘密の指定は、自然災害等への対処であることを理由に指定がなされるものではなく、指定される事項が別表各号に該当するためである。

【参照条文】

○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（平成二十五年六月七日閣議決定）による改正後の国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（抄）

(設置)

第一条 我が国の安全保障（以下「国家安全保障」という。）に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。

一 国防の基本方針

二 防衛計画の大綱

三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱

四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）への対処に関する基本的な方針

五 武力攻撃事態等への対処に関する重要事項

六 周辺事態への対処に関する重要事項

七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項

八 国防に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）

九 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）

十 重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び次項の規定により第七号又は第八号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項

十一 その他国家安全保障に関する重要事項

2・3 (略)

【参考資料】

○衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質百七十九第二十六号）

問一 安全保障の定義如何。

〈問一について〉

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

法案概要に用いられている文言の用例
(用例集)

法案概要に用いられている文言の用例（用例集）

目次

第1 趣旨

・ 「安全保障」の例 -----	1
・ 「防衛」が「安全保障」に含まれることを示す例 -----	2
・ 「…が重要であることにかんがみ、ことにより、…を図り、もって…」の例 -----	3
・ 「…に関し、その他の必要な事項を定めることにより、…を図り、もって…」の例 -----	3
・ 「特に秘匿することが必要であるもの」の例 -----	4
・ 「…収集（し）、整理（し、）及び活用（する）」の例 -----	4
・ 「…の保護に関し（…）必要な…」の例 -----	4
・ 「漏えいの防止」の例 -----	5
・ 「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保」の例 -----	5
・ 「我が国の平和と独立…国（…）の安全」の例 -----	6

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

・ 「公になつ（つ）ていないもの」の例 -----	7
・ 「…に該当する事項」の例 -----	8
・ 「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例 -----	8
・ 「に著しく支障を与える」の例 -----	8
・ 「おそれがあるため」の例 -----	9
・ 「特に…ことが必要」の例 -----	9
・ 「秘匿する」の例 -----	10
・ 「テロリズム」の例 -----	11
・ 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で（…）人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例 -----	11
・ 「大量破壊兵器関連（…）物資」の例 -----	12
・ 「抑止」の例 -----	12
・ 「外国における（…）騒乱」の例 -----	14
・ 「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」の例 -----	14
・ 「被害の発生（…）拡大の防止」の例 -----	14
・ 「行政機関の長は、…あらかじめ、…に協議し、その同意を得なければならない」の例 -----	15
・ 「指定をしようとするときは、あらかじめ、…に協議し、その同意を得なければならない」の例 -----	15

・ 「当該他の行政機関の長」の例	15
・ 「…は、…有効期間を定めるものとする」の例	16
・ 「有効期間が満了する時において」の例	16
・ 「要件を満たす場合には、…」の例	16
・ 「有効期間を延長するものとする」の例	17
・ 「…は、…ときは、…指定を解除しなければならない」の例	17
・ 「要件を欠くに至った」の例	18
・ 「所掌事務の遂行上」の例	19
・ 「遂行上特段の必要がある場合に限り」の例	19
・ 「契約業者」の例	19
・ 「役職員等」の例	20
(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価の実施	
・ 「取扱いの業務（を行わせる）」の例	21
・ 「適性を有する」の例	21
・ 国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官 の規定順の例	21
・ 「職務の特性」の例	22
・ 「対象とすることが適当でない」の例	23
・ 「職を占める者」の例	24
・ 「ことが見込まれる（者）」の例	25
・ 「犯罪…経歴」の	25
・ 「情報の取扱い」の例	26
・ 「非違」の例	26
・ 「あるかどうかという観点から」の例	27
・ 「家族」の例	28
・ 「同居人」の例	28
・ 「氏名、生年月日、国籍…住所」の例	28
・ 「効果的かつ効率的に行う（実施する）」の例	29
・ 「必要な範囲内において」の	30
・ 「資料の提出を求め」の例	30
・ 「（公務所又は（若しくは）公私の団体（その他の関係者）に照会して 必要な事項の報告を求めることができる）」の例	31
・ 「特段の事情」の例	32
・ 「仮に…ことができる」の例	32
2 特定秘密の漏えい等に対する罰則	
・ 「取り扱うことを業務とする者」の例	34
・ 「業務により知得」の例	34
・ 「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例	35
・ 「財物の（を）窃取」の例	35
・ 「施設への（に）侵入」の例	35
3 その他	
・ 「この法律の適用にあたって（当たって）は、これを拡張して解釈して、 国民の基本的な人権を不当に侵害することがあつて（あつて）はならない」の	

例	37
・ 「この法律（本法）の施行の日の前日において」の例	38
・ 「施行日の前日において…施行日に（おいて）…とみなす。」の例	38
・ 「指定されている…は（を）、指定した…とみなす」の例	39
別表	
・ 別表の項目名を表す際の用例	40
〈別表第2号〉	
イ テロリズム等防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究	
・ 「…のための措置又は」の例	41
・ 「措置（…）に関する計画」の例	41
ロ テロリズム等防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報	
ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力	
ニ テロリズム等防止の用に供する暗号	
・ 「国際機関…外国の行政機関」の例	42
・ 「…から得た情報」の例	42
〈別表第3号〉	
イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容	
ロ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針	
・ 「外国の政府…又は国際機関」の例	43
・ 「外国（の）政府（…）との交渉…協力」の例	43
・ 「国際機関との交渉」の例	43
・ 「国際機関との（…）協力」の例	44
・ 「交渉の内容」の例	44
・ 「協力の内容」の例	44
・ 「…の方針」の例	45
ハ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）	
・ 「貨物の輸出又は輸入の禁止」の例	46
・ 「実施する（…）措置」の例	46
・ 「措置…方針」の例	46
ニ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）	
ホ ニに掲げる情報の収集整理又はその能力	
・ 「条約その他の国際約束」の例	47
・ 「条約その他の国際約束に基づき」の例	47
・ 「保護することが必要な」の例	47
ヘ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号	
・ 「外務省本省」の例	48
・ 「在外公館」の例	48
・ 「…との間の通信」の例	48

法案概要に用いられている文言の用例

第1 趣旨

防衛その他の安全保障及びテロリズム等防止に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資する。

「安全保障」の例

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）（抄）
（労働契約）

第九条（略）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一～三（略）

四 解雇その他の労働契約の終了の効力に関する訴え又は申立て（いずれも損害の賠償を求めるものを除く。）であつて、当該外国等の元首、政府の長又は外務大臣によつて当該訴え又は申立てに係る裁判手続が当該外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあるとされた場合

五・六（略）

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）
（委員の任命）

第九十五条 委員は、人格が高潔であつて、安全保障に関する識見を有し、かつ、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、防衛大臣が任命する。

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）
（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

ロ～ニ（略）

二～二十九（略）

○財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第百九号）（抄）
（防衛関係費に係る改革の基本方針）

第十九条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防

衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するものとする。

2 (略)

○外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号)(抄)

(総合外交政策局の所掌事務)

第四条 総合外交政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合的な外交政策又は日本国の安全保障に係る基本的な外交政策その他の基本的な外交政策の企画及び立案に関すること。

二～九 (略)

2 (略)

(安全保障政策課の所掌事務)

第三十一条 安全保障政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四条第一項第一号に規定する基本的な外交政策のうち日本国の安全保障に係るものの企画及び立案に関すること。

二～七 (略)

(経済安全保障課の所掌事務)

第六十八条 経済安全保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる事項に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。

イ・ロ (略)

二～六 (略)

「防衛」が「安全保障」に含まれることを示す例

○中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三号)(抄)

(外務省の編成方針)

第十九条 外務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一～六 (略)

七 安全保障について、外交政策と防衛政策を始めとした関係府省の政策との密接な連携を確保することにより、総合的な安全保障政策の構築を図ること。

八 (略)

※国家安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(平成二十五年六月七日閣議決定)
(抄)(注:下線部は改正部分)

○国家安全保障会議設置法

(設置)

第一条 我が国の安全保障(以下「国家安全保障」という。)に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を

述べる。

一 国防の基本方針

二 防衛計画の大綱

三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱

四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）への対処に関する基本的な方針

五 武力攻撃事態等への対処に関する重要事項

六 周辺事態への対処に関する重要事項

七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項

八 国防に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）

九 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）

十 重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び次項の規定により第七号又は第八号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項

十一 その他国家安全保障に関する重要事項

2・3 （略）

「…が重要であることにかんがみ、ことにより、…を図り、もって…」の例

○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、特定水道利水障害を防止する上で水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることにかんがみ、水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めるとともに、特定水道利水障害の防止のための対策を実施しなければならない水道水源水域について、水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定、水質の保全に資する事業の実施、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、水道水源水域の水質の保全を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

「…に関し、…その他の必要な事項を定めることにより、…を図り、もって…」の例

○武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、もって対処措

置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。

「特に秘匿することが必要であるもの」の例

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 （略）

「…収集（し）、整理（し、）及び活用（する）」の例

- 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）
（国の内外の情報の収集、整理及び活用等）

第十七条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）
（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2・3 （略）

- 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）（抄）

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。

二～四 （略）

「…の保護に関し（…）必要な…」の例

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）
（文化財保護の特例）

第二百二十五条 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等（重要文化財（文化財

保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の重要文化財をいう。）、重要有形民俗文化財（同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財をいう。）又は史跡名勝天然記念物（同法第九十九条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該重要文化財等の所有者、管理責任者（同法第三十一条第二項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第九十九条第二項の管理責任者をいう。）、管理団体（同法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第一百五十一条第一項の管理団体をいう。）又は同法第七十二条第一項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人（以下この条において「所有者等」という。）に対し、当該重要文化財等について、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。

2～7 （略）

「漏えいの防止」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）
（特定歴史公文書等の保存等）

第十五条 （略）

2 （略）

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 （略）

○日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）

第三十八条 （略）

2～7 （略）

8 厚生労働大臣及び機構は、第五項第三号又は第四号の規定に基づき、年金個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、年金個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る年金個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の年金個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

9・10 （略）

「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

「我が国の平和と独立…国（…）の安全」の例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号) (抄)

(自衛隊の任務)

第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2・3 (略)

○防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号) (抄)

(任務)

第三条 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これ^がため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。)を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

2 (略)

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、次の①～③に掲げる事項（公になっていないものに限る。）を特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

- ① 別表第1号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
- ② 別表第2号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国のテロリズム等防止（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
- ③ 別表第3号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の安全保障（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

「公になつ（つ）ていないもの」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 （略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第一条 （略）

2 （略）

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一・二 （略）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条 合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項

に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2 (略)

「…に該当する事項」の例

○判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（抄）
（弁護士職務従事職員の服務等）

第六条 (略)

2 (略)

3 最高裁判所又は法務大臣は、必要があると認めるときは、当該弁護士職務従事職員に対し、当該受入先弁護士法人等における勤務条件及び第四条の規定による弁護士の業務への従事の状態（弁護士法第二十三条に規定する職務上知り得た秘密に該当する事項を除く。）について、報告を求めることができる。

4・5 (略)

○地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

（関連事業計画に基く事業を実施した者に対する補助）

第四十六条 国は、都道府県が第二十四条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に該当する事項を除く。）までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第四百十九号）（抄）

（秘密区分）

第一条 (略)

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4 (略)

「に著しく支障を与える」の例

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）

（特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等）

第九条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の行為が、港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、同項の許可をしてはならない。

4～7 (略)

○漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）（抄）

（漁港の保全）

第三十九条 (略)

2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

3～8 (略)

「おそれがあるため」の例

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）

（緊急時における対応）

第三十七条 政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第四十条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2・3 (略)

「特に…ことが必要」の例

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）

（広域的地域活性化基盤整備計画）

第五条 (略)

2 広域的地域活性化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 拠点施設に関する事項（広域的地域活性化のために拠点施設の整備を特に促進することが必要な場合にあっては、その拠点施設に関する事項及び重点地区の区域）

二～四 (略)

3～11 (略)

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（観光振興計画の作成等）

第六条 (略)

2 (略)

3 観光振興計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。

一 観光の振興を図るため観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養

文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十八条において同じ。)の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光振興地域」という。)の区域

二・三 (略)

4～11 (略)

「秘匿する」の例

○租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(抄)

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 (略)

2 (略)

3 税務署長は、法人がした金銭の支出のうちその相手方の氏名等を当該法人の帳簿書類に記載していないものがある場合においても、その記載をしていないことが相手方の氏名等を秘匿するためでないと認めるときは、その金銭の支出を第一項に規定する使途秘匿金の支出に含めないことができる。

4～8 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第四百十九号)(抄)

(秘密区分の指定、変更及び解除)

第二条 (略)

2 (略)

3 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必要がなくなつたとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。

4 (略)

※ 「テロリズム等防止」とは、⑦特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動）、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）の抑止及び…

「テロリズム」の例

○犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号) (抄)
(目的)

第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるときに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること(以下「犯罪による収益の移転防止」という。)が極めて重要であることにかんがみ鑑み、特定事業者による顧客等の本人確認本人特定事項(第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。)等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

○原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号) (抄)

第四条の二 国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で(…)人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号) (抄)

(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社

会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一・二 (略)

2・3 (略)

「大量破壊兵器関連(…)物資」の例

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十三号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 北朝鮮特定貨物 次のいずれかに該当する貨物(我が国から輸出しようとする貨物で外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項の規定による許可を受けなければならないもの及び同条第三項の規定による輸出の承認を受ける義務を課せられているもの並びに我が国から輸出した貨物で当該許可又は当該承認を受けたもの並びに我が国に輸入しようとする貨物で同法第五十二条の規定による輸入の承認を受ける義務を課せられているもの及び我が国に輸入した貨物で当該承認を受けたものを除く。)をいう。

イ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であつて政令で定めるもの

ロ (略)

二～四 (略)

「抑止」の例

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もつて海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

○警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)(抄)

(武器の使用)

第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条(正当防衛)若しくは同法第三十七条(緊急避難)に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一・二 (略)

⑦国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止をいう。

「外国における（…）騒乱」の例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号) (抄)

(在外邦人等の輸送)

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2 (略)

「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号) (抄)

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)

「被害の発生（…）拡大の防止」の例

○消費者安全法(平成二十一年法律第五十号) (抄)

(消費者への注意喚起)

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2・3 (略)

イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

「行政機関の長は、…あらかじめ、…に協議し、その同意を得なければならない」の例

○公文書の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号) (抄)
(行政文書管理規則)

第十条 1・2 (略)

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 (略)

「指定をしようとするときは、あらかじめ、…に協議し、その同意を得なければならない」の例

○水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号) (抄)
(保護水面の指定)

第十五条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3～7 (略)

「当該他の行政機関の長」の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)(抄)
(事案の移送)

第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報^が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

「…は、…有効期間を定めるものとする」の例

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）

（認定の有効期間）

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2・3 （略）

「有効期間が満了する時において」の例

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（船舶保安証書）

第十三条 （略）

2 前項の船舶保安証書（以下「船舶保安証書」という。）の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある国際航海日本船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3～8 （略）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）
（海洋汚染等防止証書）

第十九条の三十七 （略）

2 前項の海洋汚染等防止証書（以下「海洋汚染等防止証書」という。）の有効期間は、五年（平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間）とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3 （略）

「要件を満たす場合には、…」の例

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（資金の借入れ）

第二百十条 特定目的会社は、次に掲げる全ての要件を満たす場合には、取締役の決定

(取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定)により資金の借入れを行うことができる。

一・二 (略)

○卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)(抄)

(開設者の地位の承継の効果)

第十三条の四 前条第一項の規定による地位の承継後の中央卸売市場(以下この条において「新卸売市場」という。)に係る業務規程(以下この条において「新業務規程」という。)が次に掲げる要件を満たす場合には、同項の規定による地位の承継前の中央卸売市場(以下この条において「旧卸売市場」という。)の卸売業者(以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。)は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

一・二 (略)

2 新業務規程が次に掲げる要件を満たす場合には、旧卸売市場の仲卸業者(以下この条において「旧卸売市場仲卸業者」という。)は、新卸売市場において旧卸売市場における仲卸しの業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について仲卸しの業務を行う者として第三十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

一・二 (略)

3 (略)

「有効期間を延長するものとする」の例

○教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)(抄)

(有効期間の更新及び延長)

第九条の二 (略)

2～4 (略)

5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないうことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。

6 (略)

「…は、…ときは、…指定を解除しなければならない」の例

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)(抄)

(指定の解除)

第十七条 市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、

遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

2・3 (略)

「要件を欠くに至った」の例

○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

第二十六条 (略)

2 (略)

3 認定地方公共団体は、指定法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4・5 (略)

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（保証人の要件）

第四百五十条 (略)

2 保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。

3 (略)

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

「所掌事務の遂行上」の例

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）
（交流採用）

第十九条（略）

2～4（略）

5 交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、任命権者がその所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

6（略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）
（俸給の支給日等）

第八条（略）

2 次の各号のいずれかに掲げる場合に該当し、かつ、防衛大臣が特に必要と認めるときは、職員に対してその俸給の月額半額ずつを月二回に支給することができる。この場合において、俸給を支給する日は、法第十一条第一項ただし書の各期間内の日のうち防衛大臣の定める日とする。

一（略）

二 所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合

3～8（略）

「遂行上特段の必要がある場合に限り」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
（防衛秘密）

第九十六条の二（略）

2（略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4（略）

「契約業者」の例

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号（抄）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三條の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三條の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一～四 （略）

2 （略）

「役職員等」の例

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（抄）

（財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等）

第三十一條 （略）

2 （略）

3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一・二 （略）

三 役職員等名簿（役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。）

四～八 （略）

4～6 （略）

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価の実施

- ア 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、次に掲げる者とする。
- ・ 適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）
 - ・ 行政機関の長、国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

「取扱いの業務（を行わせる）」の例

○自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）（抄）
（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

「適性を有する」の例

○悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）（抄）

（臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等）

第十三条 環境大臣は、臭気指数等に係る測定に従事するのに必要な知識及び適性を有するかかどうかを判定するため、臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査を行う。

2～9 （略）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（選考による採用）

第五十七条 選考による職員の採用は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官の規定順の例

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（公務員の立候補制限）

第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八

号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員(特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。)は、この限りでない。

一 内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官

二～五 (略)

2・3 (略)

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号)(抄)

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。

○国家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)(抄)

(一般職及び特別職)

第二条 (略)

2 (略)

3 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一 内閣総理大臣

二 國務大臣

三 人事官及び検査官

四 内閣法制局長官

五 内閣官房副長官

五の二 内閣危機管理監

五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官

六 内閣総理大臣補佐官

七 副大臣

七の二 大臣政務官

八 内閣総理大臣秘書官及び國務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

九～十七 (略)

4～7 (略)

「職務の特性」の例

○国家公務員制度改革基本法(平成二十年法律第六十八号)(抄)

(議院内閣制の下での国家公務員の役割等)

第五条 政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大

臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 (略)

二 国家戦略スタッフ及び政務スタッフ（以下この号において「国家戦略スタッフ等」という。）の任用等については、次に定めるところによるものとする。

イ (略)

ロ 国家戦略スタッフ等を有効に活用できるものとするため、給与その他の処遇及び退任後の扱いについて、それぞれの職務の特性に応じた適切なものとする。

2 政府は、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～四 (略)

五 幹部職員等の任用、給与その他の処遇については、任命権者が、それぞれ幹部職員又は管理職員の範囲内において、その昇任、降任、昇給、降給等を適切に行うことができるようにする等その職務の特性並びに能力及び実績に応じた弾力的なものとするための措置を講ずるものとする。

3・4 (略)

○総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）

（職務の特性への配慮）

第十二条 この法律の運用に当たっては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならない。

（審査委員会）

第二十九条 支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。

2～10 (略)

「対象とすることが適当でない」の例

○地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）（抄）

第九十八条 (略)

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

○清酒製造業等の安定に関する特別措置法施行令（昭和四十五年政令第二百二十五号）（抄）

（単式蒸留しようちゆう製造業を廃止する者）

第四条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 前二号に掲げる者のほか、法第三条第二項第一号に掲げる事業の対象とすること
が適当でないと認められる者として財務省令で定める者

「職を占める者」の例

○東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）（抄）

（現地対策本部）

第十七条 (略)

2 (略)

3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

4・5 (略)

○国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）（抄）

（一般職及び特別職）

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

5～7 (略)

ウ 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる職員等の同意を得て、①特定有害活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

「ことが見込まれる（者）」の例

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（抄）

（除染実施計画）

第三十六条（略）

2・3（略）

4 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。

5（略）

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（市町村都市再生整備協議会）

第四十六条の二（略）

2（略）

3 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、前条第二項第二号イからへまでに掲げる事業（これらの事業と一体となってその効果を増大させることとなる事業等を含む。）を実施し、又は実施することが見込まれる者及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4・5（略）

「犯罪…経歴」の例

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）
（指定）

第三条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

一（略）

二 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超えるものであること。

イ～ヘ （略）

三 （略）

「情報の取扱い」の例

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条 （略）

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

第百六十七条 （略）

2 （略）

3 前項に規定するもののほか、捕虜収容所における被収容者に関する情報の取扱いについては、防衛省令で定める。

「非違」の例

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（監察の指示等）

第四十三条の二 都道府県公安委員会は、都道府県警察の事務又は都道府県警察の職員の非違に関する監察について必要があると認めるときは、都道府県警察に対する第三十八条第三項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとする事ができる。

2・3 （略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

（勤務成績の証明等）

第六条の十二 （略）

2 法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項に規定する政令で定める事由は、懲戒処分を受けるべき行為（職員の非違に当たる行為であつて、その非違

の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことその他防衛大臣の定める事由とする。

「あるかどうかという観点から」の例

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）（抄）

（評価、調整及び確認）

第九条（略）

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、調整者としての全体評語を付すことにより調整（次項に規定する再調整を含む。）を行うものとする。この場合において、調整者は、当該全体評語を付す前に、評価者に再評価を行わせることができる。

3 （略）

エ 当該職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他のウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。

「家族」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（介護休業給付金）

第六十一条の六 介護休業給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、対象家族（当該被保険者の配偶者、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。以下この条において同じ。）を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2～6 （略）

「同居人」の例

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ～ハ （略）

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハマまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 （略）

7・8

「氏名、生年月日、国籍…住所」の例

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）（抄）

（承認の申請）

第九条 第七条の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、氏名、生年月日、国籍、住所、外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国（次条において「資格取得国」という。）の国名、当該外国弁護士の名称その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出しなければならない。

「効果的かつ効率的に行う（実施する）」の例

○職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（抄）

（学生生徒等の職業紹介等）

第十五条 （略）

② （略）

③ 公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（基礎研究振興課の所掌事務）

第六十三条 基礎研究振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 （略）

五 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助一般に関すること。

六～九 （略）

3～5 （略）

オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

「必要な範囲内において」の例

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（年金受給者の書類の提出等）

第七十五条 連合会は、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 （略）

○商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）（抄）

（問合せ等）

第十三条 商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 （略）

「資料の提出を求め」の例

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条 （略）

2～5 （略）

6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

7～9 （略）

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（指名医による診療）

第六十三条 （略）

2 刑事施設の長は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等（以下この条において「指名医」という。）の診療方法を確認するため、又はその後その被収容者に対して刑事施設において診療を行うため必要があるときは、刑事施設の職員をしてその診療に立ち合わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

3・4 (略)

「(公務所又は(若しくは))公私の団体(その他の関係者)に照会して必要な事項の報告を求めることができる」の例

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)(抄)

(調査)

第二十八条 検察官は、犯罪被害財産支給手続における事務を行うため必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

○弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)(抄)

(資料の要求等)

第五条の五 法務大臣は、認定に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、申請者に対し必要な資料の提出を求め、又は公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)(抄)

第百九十七条 (略)

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等が特定秘密の取扱いの業務を行うことが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等がウの①～③についての調査の結果、特定秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

「特段の事情」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）
（その他の者との面会）

第八十一条 捕虜収容所長は、被収容者に対し、前条第一項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、面会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可することが捕虜収容所の管理運営上支障がないと認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これを許可することができる。

2～4 （略）

（防衛大臣による放免）

第一百四十九条 防衛大臣は、送還令書の発付を受けた被収容者について、送還実施計画に基づき送還することが当該被収容者の利益を著しく害すると認める特段の事情があるときは、捕虜収容所長に当該被収容者を放免するよう命ずることができる。

2 （略）

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

第一百一十二条の二 機構は、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持に資するため、金融機関（破綻金融機関、承継銀行及び第一百一十二条第二項に規定する特別危機管理銀行を除く。以下この条において同じ。）が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府令・財務省令で定める資産（以下この項において単に「貸付債権」という。）のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの（以下「特定回収困難債権」という。）の買取りを行うことができる。

2～5 （略）

「仮に…ことができる」の例

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）
（仮退院）

第四十条 第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一時退院させて経過を見ること

が適当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、六月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第七十四条 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄りの刑事施設にこれを留置することができる。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
- ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
 - イ 業務により特定秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

「取り扱うことを業務とする者」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 （略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 （略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 （略）

「業務により知得」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 （略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 （略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 （略）

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

「財物の（を）窃取」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（窃盗）

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

「施設への（に）侵入」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

「この法律の適用にあつて（当たつて）は、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつて（あつて）はならない」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

「この法律（本法）の施行の日の前日において」の例

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）（抄）

附 則

第六条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものについては、当該市町村の区域のうち同条に規定する市町村の合併が行われた日の前日において旧過疎活性化法の規定に基づく過疎地域であった区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

「施行日の前日において…施行日に（おいて）……とみなす。」の例

○日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）（抄）

附 則

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 施行日の前日において総務省の職員である者のうち、施行日において引き続き公社の職員となったものであって、施行日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から第百五十四条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十五年四月から始める。

○日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）（抄）

附 則

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 施行日に前日において、日本国有鉄道の総裁又はその委任を受けた者から第百五条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けている者

が、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第百五条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和六十二年四月から始める。

「指定されている…は（を）、指定した…とみなす」の例

○戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

1～5 （略）

（指定医療機関に関する経過措置）

6 この法律の施行の際、現に旧未帰還者援護法の規定により指定されている病院又は診療所は、第十二条の規定により厚生大臣が指定した病院又は診療所とみなす。

7～34 （略）

別表の項目名を表す際の用例

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号) (抄)

(合衆国軍隊の機密を侵す罪)

第六条 合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

別表

一 防衛に関する事項

- イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
- ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備
- ハ 部隊の任務、配備又は行動
- ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度
- ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二 編制又は装備に関する事項

- イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況
- ロ 編制又は装備の現況
- ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三 運輸又は通信に関する事項

- イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況
- ロ 軍用通信の内容
- ハ 軍用暗号

〈別表第2号〉

イ テロリズム等防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

「…のための措置又は」の例

- 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)(抄)

(指導及び助言)

第二十二條 国及び都道府県は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、承認企業立地計画に係る企業立地のための措置又は承認事業高度化計画に係る事業高度化のための措置を適確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

「措置(…)に関する計画」の例

- 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)(抄)

(政府実行計画等)

第二十条の二 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「政府実行計画」という。)を策定するものとする。

2～7 (略)

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)(抄)

(事業の廃止に伴う措置)

第十二条の六 (略)

2 製錬事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3～9 (略)

- | |
|--|
| ロ テロリズム等防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報 |
| ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 |
| ニ テロリズム等防止の用に供する暗号 |

「国際機関…外国の行政機関」の例

- 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）
（国際課）

第十二条 国際課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 所管行政に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
三 （略）

- 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）
（防衛政策局の所掌事務）

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～六 （略）
- 七 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関すること。
- 八 （略）

「…から得た情報」の例

- 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）
（消費者委員会の勧告等）

第四十三条 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

- 2 （略）

〈別表第3号〉

- | |
|----------------------------------|
| イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容 |
| ロ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針 |

「外国の政府…又は国際機関」の例

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）（抄）

（国際的協調のための施策）

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条 （略）

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一～四 （略）

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であって、これらの機関から委任されたものに従事する者

「外国（の）政府（…）との交渉…協力」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

三～二十九 （略）

「国際機関との交渉」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ・ロ （略）

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等に移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ (略)

二～五 (略)

2・3 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）
（保有個人情報の開示義務）

第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一～三 (略)

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五～七 (略)

「国際機関との（…）協力」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）
（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関すること。

四～二十九 (略)

「交渉の内容」の例

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）
（保険契約の承継等の申込み）

第二百六十七条 (略)

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

3・4 (略)

「協力の内容」の例

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）

(抄)

(特定研究開発等計画の認定)

第四条 (略)

2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)その他の者(以下「協力者」という。)がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

四 (略)

3 (略)

「…の方針」の例

○会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)

第三百九十条 (略)

2 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第三号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

一・二 (略)

三 監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

3・4 (略)

○景観法(平成十六年法律第百十号)(抄)

(景観計画)

第八条 (略)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

四 (略)

3～11 (略)

ハ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）

「貨物の輸出又は輸入の禁止」の例

○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一～三十一 (略)

三十二 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

三十三 (略)

2 (略)

「実施する(…)措置」の例

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「周辺事態」という。)に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

「措置…方針」の例

○官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号) (抄)

(保安上又は防火上危険である庁舎に対する措置)

第八条 (略)

2 各省各庁の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対して、これに対する措置の方針を通知し、且つ、その措置をしたときはその結果を通知しなければならない。

- ニ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）
ホ ニに掲げる情報の収集整理又はその能力

「条約その他の国際約束」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) (抄)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 条約その他の国際約束の締結に関すること。

五～二十九 (略)

「条約その他の国際約束に基づき」の例

○独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号) (抄)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの(以下この号及び第四十二条第二項第三号において「国民等の協力活動」という。)を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ (略)

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ・二 (略)

五～九 (略)

2・3 (略)

「保護することが必要な」の例

○環境基本法(平成五年法律第九十一号) (抄)

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 (略)

2 (略)

へ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

「外務省本省」の例

○外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)(抄)

(大使及び公使の待命)

第十二条 (略)

2 (略)

3 待命の大使又は公使は、特別の必要がある場合には、臨時に、第二条第一項第三号から第六号までに掲げる者の任務又はこれらに準ずる任務(以下「特派大使等の任務」という。)その他外務省本省の事務に従事させることができる。

4～6 (略)

「在外公館」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)

(設置)

第六条 外務省に、在外公館を置く。

2・3 (略)

「…との間の通信」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)(抄)

(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)

第十五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人又は宗教の職にある者(傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。)との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)(抄)

(船舶又は航空機に開設した外国の無線局)

第百三条の四 (略)

2 前項の無線局は、次に掲げる通信を行う場合に限り、運用することができる。

一 (略)

二 電気通信業務を行うことを目的とする無線局との間の通信

三 (略)

平成25年6月19日
内閣情報調査室

、 **NSC法案と本法案における「我が国の安全保障」の内容について
(本法案の対象となる3分野が「我が国の安全保障」に含まれるものとする
ことを前提)**

本法案においては、安全保障に関する事項のうち、その漏えいが「我が国の安全保障」に特に支障があるものを特定秘密として指定し、厳格な保護の対象とすることとしている。一方、現在、国会に提出されている「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案」による改正後の国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号。以下「NSC法案」という。）においても、「我が国の安全保障」を国家安全保障と定義し、国家安全保障会議が国家安全保障に関する重要な事項を審議する機関として規定されている（NSC法案第1条）。

ところで、安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するもの（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問主意書」（内閣衆質179第26号））であるところ、本法案においても「我が国の安全保障」の「安全保障」はこのような意味であり、この点については国家安全保障会議設置法における「我が国の安全保障」の「安全保障」も同様である（法制局説明資料「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の考え方」（以下「NSC法案法制局説明資料」という。）1頁）。

しかしながら、両法案は、それぞれ、趣旨・目的を異にし、NSC法案では、「我が国の安全保障」に関する重要事項」として、国家安全保障会議の審議対象を規定する一方、本法案では、「安全保障に関する事項であって、その漏えいが「我が国の安全保障」に著しく支障があるもの」として、特定秘密の指定対象を規定していることから、両法案の間では、「我が国の安全保障」という用語を使用して法が規定する対象は、次のとおり差異がある。

第一に、NSC法案においては、第2条第1項において、国家安全保障会議の審議対象事項を「国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項」（NSC法案第2条第1項第1号

～第9号)と、「重大緊急事態への対処に関する重要事項」(同項第10号)、「その他国家安全保障に関する重要事項」(同項第11号)と規定している。一方、本法案では、別表に典型的に秘匿する必要性が高い事項として、「防衛に関する事項」、「テロリズム等防止に関する事項」及び「安全保障に関する事項」を列挙し、その漏えいが「我が国の安全保障」に著しく支障を及ぼすおそれがあるものを特定秘密として指定することとしているが、その内容には、国家安全保障会議の審議の対象となる政策的な事項に限らず、例えば、「自衛隊の運用」(本法案別表第1号イ)、「テロリズム等防止のための措置」(同表第2号イ)といった実施段階の事項や、「武器(中略)の性能」(同表第1号チ)、「外交の用に関する暗号」(同表第3号へ)といった技術的な事実関係に関する事項も含まれている。

第二に、NSC法案では、重大緊急事態への対処に関する重要事項が国家安全保障会議の審議事項として規定されているところ(NSC法案第2条第1項第10号)、例えば、大規模自然災害や鳥インフルエンザ等の事案についても、大規模な事態に発展し、国家安全保障に重大な影響を及ぼすと判断されるような場合や、国全体にわたって国民生活の物的基盤が破壊されるような事態、暴動・騒擾を伴うなど通常の実処体制で適切に対処することが困難な事態となれば、国家安全保障会議の審議事項として、例えば、重大緊急事態への対処に関する重要事項になり得るものと考えられるとされている(NSC法案法制局説明資料2～3頁)。このように、NSC法案においては、我が国の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態で、通常の実処体制によっては適切に対処できない事態への対処に関する重要事項は、外交・安全保障の司令塔たる国家安全保障会議の性格から当然に審議事項となるが、本法案では、安全保障会議設置法の審議事項となり得る自然災害等に該当するとしても、当該自然災害等への対処に関する事項そのものが、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるものとして特定秘密に指定されることはない。これは、人為的に発生するものではない自然災害等に関する事項は、その漏えいを防止したとしても、発生を防止できるものでなく、また、外国やテロ組織等が関係情報を入手したとしても、対抗措置が講じられ、自然災害等への対処に直ちに支障が生じるといった性格のものではないからである。(ただし、自然災害等への対処そのものではなく、自然災害等への対処に伴って、例えば、警戒監視活動等の自衛隊等の運用に変更

が生じたときのその内容や、自然災害等に関して収集された情報であって当該情報から安全保障に関する情報収集能力が判明するようなとき（例えば、東日本大震災での被災地を撮像した衛星画像は、被災地を撮像しているという事実に関しては秘匿の必要性はないが、当該画像により情報収集衛星の撮像能力等が明らかになるため秘匿する必要がある）には、別表に規定する事項に該当し、特定秘密となるものもあると考えられるが、当該特定秘密の指定は、自然災害への対処であることを理由に指定がなされるものではなく、指定される事項が別表各号に該当するためである。）

最後に、「我が国の安全保障」に関する規定の構成について、NSC法案では、国家安全保障会議が我が国の外交・安全保障政策の司令塔として機能することが期待され（NSC法案法制局説明資料4頁及び6頁）、また、その中核が外交政策及び防衛政策に関する基本方針等である（同9頁）ことから、一連の「国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項」を国家安全保障会議の審議事項として規定した上で、その他の国家安全保障に関する重要事項を審議事項として規定しているのに対し、本法案では、特定秘密を厳格に管理し、その漏えいには重罰を科すこととしていることから、対象となる事項を理解し易く規定するため、対象分野がより特定されている「防衛」及び「テロリズム等防止」を先に規定し、その後に「安全保障」を規定することとしているが、いずれも特定秘密として保護を要することの重要性に異なるところはない。

なお、NSC法案の中では、国内外の組織によるテロ活動に関する言及はないが、例えば、「NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について」（平成13年4月16日内閣危機管理監決裁）において、大量殺傷型テロ事件（核物質、生物剤又は化学剤若しくはこれらを用いた大量破壊（殺傷）兵器を使用したテロ（NBCテロ）や大規模爆弾テロ）が、重大緊急事態（NSC法案第2条第1項第10号）に該当し、内閣総理大臣が必要と認めるときは、安全保障会議を開催し、特に重要な事項について審議することとされ、また、NSC法案法制局説明資料9頁に同法案第2条第1項第11号の「その他国家安全保障に関する重要事項」の例として「サイバーテロ防護手段の開発検討等」が挙げられていることに鑑みれば、テロについてもその規模や態様によっては国家安全保障会議の審議事項に含まれ得ると解される。

【参照条文】

○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（平成二十五年六月七日閣議決定）による改正後の国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（抄）

（設置）

第一条 我が国の安全保障（以下「国家安全保障」という。）に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。

一 国防の基本方針

二 防衛計画の大綱

三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱

四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）への対処に関する基本的な方針

五 武力攻撃事態等への対処に関する重要事項

六 周辺事態への対処に関する重要事項

七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項

八 国防に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）

九 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）

十 重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び次項の規定により第七号又は第八号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項

十一 その他国家安全保障に関する重要事項

2・3 （略）

【参考資料】

○衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質百七十九第二十六号）

問一 安全保障の定義如何。

〈問一について〉

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の考え方（平成25年5月30日セット版）（抄）

（1頁）

■ 「我が国の安全保障」（国家安全保障）とは何か。

- 1 安全保障という言葉の意味については、従来から必ずしも明確に定義されているわけではないが、一般に、外部からの侵略、武力による威嚇等の脅威に対して、外交、防衛等の手段により、国家及び国民の安全を保障することを意味するものと考えられている。

※質問主意書に対する政府答弁書（平23閣衆質179-26）を参考に作成

2 （略）

（2～3頁）

■ 国家安全保障に関する重要事項には、大規模自然災害や鳥インフルエンザ、エネルギー危機、食料危機への対処も入り得るのか。

このような事案が、大規模な事態に発展し、国家安全保障に重大な影響を及ぼすと判断されるような場合や、国全体にわたって国民生活の物的基盤が破壊されるような事態、暴動・騒擾を伴うなど通常の対処体制で適切に対処することが困難な事態となれば、国家安全保障会議の審議事項である国家安全保障に関する重要事項（例えば重大緊急事態への対処に関する重要事項）となり得るものと考えられる。

※平成10年の想定問答（過去の様々な想定を整理編纂したもの）を参

考に作成

(4頁)

【第3項】

- 1 「国家安全保障会議の創設に関する有識者会議」では、「危機管理については、内閣官房の機能強化の過程で、かなりカバーされてきたのではないか。」との意見が示された一方で、「危機管理に関しても、政治的な判断が必要な部分は、国家安全保障会議が絡む必要があるのではないか。」、「国家安全保障会議はオーバーオールな司令塔機能を有する必要があるのではないか。」との意見が示された。
- 2 そこで、既存の危機管理態勢を活かしつつ、国家安全保障会議が外交・安全保障政策の司令塔として適切に機能できるよう、各種の緊急事態のうち、特に高度に政治的な判断を求められるものと考えられる武力攻撃事態等、周辺事態及び重大緊急事態に関し、同会議が事態の分析及び評価等につき審議した結果、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について、内閣総理大臣に建議することができることを明記した。

(6頁)

■ **国家安全保障会議の性格はどのようなものか。**

- 1 本法案は、国家安全保障会議を我が国の外交・安全保障政策の司令塔として実効あるものとするため、現行の安全保障会議の必須諮問事項のほか、外交政策及び防衛政策の基本方針及び重要事項等について、平素から関係を有する4大臣（外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官）が議員となって、機動的かつ実質的に審議を行うことができる枠組みを設けることとした(第5条第1項第2号)。

2・3 (略)

(9頁)

- **外交・安全保障政策の司令塔となる「国家安全保障会議」の審議事項として、「基本方針」を「外交政策」及び「防衛政策」に限定するのは不適切ではない**

か。

- 1 外交政策及び防衛政策は、外交・安全保障に関する政策の中核を成すものであることから、これらに関する基本方針は、総論として、その他の様々な外交・安全保障に関する政策の前提となり得るものであると考え、審議事項として特に明記した。
- 2 なお、外交政策及び防衛政策に直接関係しない基本方針であっても、第1項第11号の「その他国家安全保障に関する重要事項」に該当する場合には、国家安全保障会議において審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

(9頁)

■ 「その他国家安全保障に関する重要事項」とは何か。

- 1 本事項に何が該当するかは、正に臨機応変かつ柔軟に国家安全保障会議の議長たる内閣総理大臣が判断すべきものと考えている。

2 このような基本的考え方を前提に、あえて想定される事項を申し上げれば、例えば、次のようなものが想定されるのではないかと考えている。

重要インフラなど国民生活を支えるシステムのダウンに関する検討（ダウンに強いシステムの研究、サイバーテロ防護手段の開発検討等）、近隣国からの大量避難民流入に関する検討（難民の規模の想定、難民が滞留する地域社会への影響等）、国家安全保障会議の在り方に関する検討等

○NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について（平成13年4月16日内閣危機管理監決裁）（抄）

（前略）

我が国において平成7年3月20日に発生した「地下鉄サリン事件」は、化学剤であるサリンを使用し無差別の大量殺傷を目的としたテロ事件として記憶になお新しいところであり、同年12月のテロ対策に関するオタワ閣僚宣言は、同事件に深い懸念を表明するとともに、核物質、生物剤又は化学剤若しくはこ

れらを用いた大量破壊（殺傷）兵器を使用したテロ（以下「NBCテロ」という。）を新たな脅威と位置付け、それへの対応に向けた各国の強力な取り組みを要請している。

このような国際的な要請をも踏まえ、我が国においては、テロ事案の防止及び発生時の対処体制の強化に向けた継続的な努力が行われており、平成10年4月10日の閣議においては「重大テロ事件等発生時の政府の初動措置について」を決定（以下「重大テロ対処閣議決定」という。）するなど、政府全体として対処体制の整備を着実に進めているところである。とりわけ、NBCテロや大規模爆弾テロ等大量殺傷型のテロ事件が発生した際の対処については、平成11年3月23日、重大テロ対処閣議決定に基づく対応マニュアルとして、「大量殺傷型テロ事件発生時において行うべき措置について」（平成11年3月23日内閣危機管理監決裁、平成12年8月31日同一部改正、平成12年12月28日同一部改正、平成13年1月6日同施行）が策定されたところである。

（中略）

記

第1 事件処理の基本

2 事件処理体制

（安全保障会議への諮問）

（2）内閣に対策本部が設置された場合において、大量殺傷型テロ事件が重大緊急事態に該当し、内閣総理大臣が必要と認めるときは、安全保障会議を開催し、特に重要な事項について審議する。

平成25年6月19日
内閣情報調査室

「テロリズム等防止に関する事項」について国家公務員法等を超える 厳しい規制を課す理由について

1 総論

これまでも、「非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるもの」（徴税トラの巻事件最高裁決定）は「職務上知ることのできた秘密」として、公務員にはいわゆる守秘義務が課せられており、これに違反して秘密を漏らした者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとされるなど（国家公務員法第100条第1項及び第109条第12号等）とされてきたところであるが、本法案では、「防衛に関する事項」、「安全保障に関する事項」と並んで「テロリズム等防止」、すなわち、

- ① 国内外の組織によるテロ活動の抑止
- ② 外国の利益を図る目的で行われる諜報活動の抑止
- ③ 外国の利益を図る目的で行われる大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動の抑止
- ④ 国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止

に関する事項のうち特に秘匿することが必要なものを「テロリズム等防止に関する事項」として別表に限定列挙し、特定秘密に指定したものについて、適性評価により特定秘密の取扱者を制限し、その漏えいに国家公務員法等よりも重い罰則を科すこととしている。

本法案において、厳格に管理を行う特定秘密は、安全保障に関するものであり、安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味し（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問主意書」

（内閣衆質179第26号））、ここにいう「国家及び国民の安全」は「国の安全」と同義であり、「国の安全」とは、「国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態で保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう」とされているところ（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61

頁)、「テロリズム等防止に関する事項」は国の安全に関することとして、次のとおり、国家公務員法等の秘密とは質的に異なるものであると考えられる。

- 「テロリズム等防止に関する事項」は、我が国が講じる措置等の手の内に関するものや、我が国が有する能力等に関するものであり、これ入手することができれば、その間隙をついて攻撃等を行ったり、対抗措置を講じて我が国が効果的な措置を講じることができなくすることができることから、テロ組織や大量破壊兵器関連物資の不正取引を行う者が入手を図り、また、外国の情報機関が我が国における諜報活動を行うために入手を図ろうとする事項であり、常に漏えいの危険に晒されており、これが漏えいした場合には、その性格から国の安全に及ぼす影響が極めて大きく、厳格な管理が必要である。
- テロリズム等防止のためには我が国と協力関係にある外国等からの信頼関係に基づく協力を得ることが重要であるが、このためには、我が国が協力国と同程度の秘密保全の措置を講ずることが求められている。例えば、平成23年6月21日の日米安全保障協議委員会共同発表においても「閣僚は、(中略)政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンター・インテリジェンスに関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の重要性を強調した。また、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。」とされているところ、仮に、一般の秘密と同程度の管理しか行われないう状態が続けば、我が国が協力国等からテロリズム等防止に関する情報を得ることが困難となり、我が国の対処能力等自体が低下するばかりでなく、国際的な協力・連携自体が阻害されることによって外国やテロ組織を利することとなり、我が国の安全保障に大きな影響をもたらすことになる。

①から④までのそれぞれについて、本法案の対象として、厳格な秘密の管理を行う具体的な理由は、次のとおりである。

2 国内外の組織によるテロ活動の抑止

本法案において、テロ活動は、「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」をいうが、このような活動は、近年のグローバル化や情報通信の高度化、

人の移動の拡大等に伴い、我が国を含む国際社会に大きな脅威をもたらしている。9.11同時多発テロのような大規模な破壊を伴うものはもとより、政府高官の暗殺や無差別爆弾テロといったテロ活動は、被害の程度を問わず、「国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態」（「国の安全」に関する前掲総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61頁）を害するものとして、抑止することが求められるものであり、我が国の防衛等と同様に、政府が取り組むべき最も重要な責務の1つである。

政府としては、テロ活動の抑止のため、テロ組織関係者の動向、組織の攻撃目標等の情報を収集するとともに、これを基に状況に応じて重要施設等の警戒警備を強化するなどの措置を講じ、また、テロが発生した場合に対処すべき計画を作成し、あるいは、その対処について不断に研究を行っている。政府がいかなる者の動向を把握し、攻撃目標をどのように分析・評価しているか、これを踏まえいかなる警備の措置を講じているか等が明らかとなれば、国内外のテロ組織は、政府の把握していない者を利用し、政府の監視の隙をついたり、政府の分析・評価の裏をかいて攻撃を行ったり、警備の手薄な施設や時間帯を狙って攻撃するなど、テロ活動を行うことが容易となることから、テロ組織は、これらテロ活動の抑止のために政府が講ずる措置に関する計画や収集する情報を常に入手しようと企図している。

また、テロ活動の抑止に当たる国内関係機関は、テロ組織関係者の自国内での活動状況や外国情報機関等が協力者から得たテロ組織の内部の情報等を外国情報機関等から提供を受け、テロ活動の抑止のために活用する一方で、外国情報機関等に自国テロ組織の国外での活動状況について調査協力を求めるなど、相互に協力・連携してテロ活動の抑止に当たっているが、当該情報が漏えいした場合、外国情報機関等が把握しているテロ組織関係者や外国情報機関等の協力者が明らかとなり、外国情報機関等の情報収集活動に支障を来したり、協力者に危険が及ぶことから、厳格な秘密保全が図られていることが前提となる。特に、国際テロ対策を推進するには、テロ組織関係者の国際的活動状況を相互に共有し、各国が連携・協力して対処していくことが重要となっているが、外国情報機関等と同等の厳格な秘密保全措置が我が国において講じられていなければ、十分な情報提供を受けることができず、我が国のテロ対策に支障を来すおそれがあるのみならず、外国情報機関等の情報収集能力がテロ組織に明らかになり、より巧妙な偽装工作を施すなどの対抗措置を講じられ、また、国際テロ組織を利することになり、我が国を含む国際社会全体へのテロの脅威が増大すること

となる。

3 外国の利益を図る目的で行われる諜報活動の抑止

本法案において、諜報活動は、「外国の利益を図る目的で行われる活動であって、」「国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」をいう。ここで、「国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報」には、防衛装備品の性能や外交交渉の対処方針に関する特定秘密を始めとした政府が管理する情報や、政府以外の民間の保有する情報であっても、例えば、大量破壊兵器関連の技術情報といったものが含まれる。

一般に、国家は自国の安全保障上の利益を増進するために、他国の防衛態勢や外交活動等に関する情報の収集を図っているが、他国が収集する情報のうち、「国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報」は、当該情報を他国が入手することにより、その情報の性格から、当該国が自衛隊の装備品の弱点をつくための兵器を入手したり、我が国との外交交渉を有利に進めたり、技術情報を軍事的に転用したりすることにより、我が国の安全保障に大きな影響を及ぼすおそれがある。特に、近年、新興国の台頭、地域紛争や国際テロの頻発、大量破壊兵器の拡散など国際情勢の複雑化に伴い、各国にとって、これまで以上に多様で質の高い情報を得ることが重要となっているところ、諜報活動の抑止は、我が国の安全保障を確保する上で不可欠のものとなっている。

政府としては、我が国における外国諜報機関等の活動実態を収集するとともに、秘密保全のための措置を講じ、諜報活動の抑止に努めているところであるが、政府が諜報活動をいかなる方法（例えば、動向把握の具体的な取組状況等）で、どの程度把握しているか、また、秘密保全のために具体的に講じている暗号等が明らかになれば、外国情報機関等がその隙について諜報活動を行うことが容易となることから、外国情報機関等は、これら事項を常に入手しようと企図している。

また、我が国は、外国諜報機関等の諜報活動の活動実態等の情報を同盟国や友好国の情報機関等から得ることがあるが、重要な情報の提供元となる協力国等と同等の厳格な秘密保全措置が我が国において講じられていなければ、十分な情報提供を受けることができず、我が国の諜報活動の抑止に支障を来すこととなる。さらに、協力国から提供を受けた情報が漏えいした場合には、当該協力国の情報収集能力が関係国に明らかとなり、対抗措置が講じられ、さらには、我が国を含む協力国間の連携が阻害され、相

手国の諜報機関等を利することとなる。

4 外国の利益を図る目的で行われる大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動の抑止

(1) 外国の利益を図る目的で行われる大量破壊兵器関連物資の不正取引の抑止

大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにこれらの関連物資の無秩序な拡散は、国際社会の平和と安全にとって脅威であり、我が国にとっても、これらの兵器が、敵対する国やテロ組織の入手するところとなり、我が国に対して使用されれば、甚大な被害を被り、国としての基本的な秩序の平穩が脅かされることになる点で、他の兵器関連物資や一般の禁制品の不正取引と性質を異にする。したがって、大量破壊兵器関連物資の不正取引の抑止に関する事項を保護することは、我が国の防衛に関し、武器等の防衛の用に供するものの性能等について特定秘密として保護するのと同様に、我が国の安全保障を確保する上で不可欠なものである。

現在、大量破壊兵器関連物資については、いくつかの国際的枠組みによってその国際的取引が制限されており、これらの制限に反する取引が行われないう、国際的な協力の下、監視等が行われているところ、我が国政府としてもこれら不正取引についての情報を収集し、関係国と情報を共有するとともに、関連する貨物の輸出入を阻止し、不正取引に従事する者を摘発する等により当該活動の抑止に努めているが、政府が関連企業のいかなる活動を把握しており、協力国等にいかなる情報を通報しているのか等が明らかになれば、不正取引に従事する者が各国による監視の隙をついて取引を行うことが容易になることから、これら不正取引の抑止のために政府が講ずる措置に関する計画や収集する情報を、大量破壊兵器関連物資を得たいと考えているテロ組織や外国の情報機関等は常に入手しようと企図している。

また、これらの物資の不正取引の抑止のための国際的な協力を行うに当たっては、我が国において厳格な秘密保全のための措置が講じられていなければ、十分な情報提供を受けることができず、さらに、我が国のみならず国際社会全体への大量破壊兵器の拡散による脅威が増大することとなることは、テロ活動の抑止の場合と同様である。

(2) 外国の利益を図る目的で行われるその他の国及び国民の安全を脅かす活動の抑止

上記(1)と同程度に、国及び国民の安全を脅かす活動の例としては、外国政府機関等による日本人の拉致が考えられるが、このような活動は、我が国の主権を侵して外国が組織的に国民を害する活動であることから、国としての基本的な秩序の平穩を脅かすものであるといえる。このような活動を抑止することは、国内外のテロ活動から国及び国民の安全を確保することと同様、政府が取り組むべき最も重要な責務の1つである。

外国政府機関等の工作人員等が不法に我が国に侵入し、不法な活動を行うことを抑止するために政府がどのような活動を行っているか等が明らかとなれば、工作人員等がその監視を逃れて活動を行うことが容易になることから、外国情報機関等は、自国の工作人員等が我が国において不法活動を行うことができるよう、政府が講じている措置や、政府が把握している工作人員等の活動実態について、常にその入手を企図している。

また、工作人員等の不法な活動を効果的に抑止するためには、我が国のみならず関係国が把握している工作人員等の活動状況を共有することが重要であるが、これに当たっても、我が国において厳格な秘密保全のための措置が講じられていることが前提となり、また、その漏えいが発生すれば当該協力国の情報収集活動に影響が生じ、さらには工作人員等の活動が容易となることは、他の場合と同様である。

5 国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止

(1) 国内外の組織によるテロ活動による被害の発生・拡大の防止

テロ活動が国としての基本的な秩序の平穩を脅かすものであることは上記2で述べたとおりであるが、例えば、水源地への毒物混入、爆発物の空港への設置、あるいは、重要施設に突入する目的でのハイジャックが行われた場合等、テロ活動の実行に着手されたものの、それによる被害は未だ発生・拡大していない場合がある。そのような場合、政府は、被害の発生・拡大の防止のため、更なる毒物混入や爆発物の設置を防止するための警戒、立ち入り禁止等の実施、航空機の誘導等、発生した事態に対処し、被害発生防止と被害の極小化を図るため、テロ活動の抑止とは異なる措置を講ずることとなるが、その際、政府が現状をどの程度把握しており、被害拡大防止のためにどのような措置を講じる予定であるのか明らかになれば、テロ組織等は政府の隙をついてテロ活動の効果の極大化を図ることが容易になる。このため、テロ活動による被害の発生・拡大の防止に関する

事項も、当該活動の抑止に関する事項と同様に特に秘匿することが必要である。

(2) 外国における騒乱の発生による被害の発生・拡大の防止

外国における邦人の保護は、一義的には当該国政府が行うものであるが、当該国において騒乱等が発生し、当該国の統治能力が低下したり、当該国から協力の求めがあったりした場合、我が国として、外交等あらゆる手段を用いて在留邦人の生命・身体の保護に努めることが必要となる。特に、グローバル化に伴い多くの邦人が海外渡航する現在、政情が不安定な海外において反政府組織や国際テロ組織から邦人が被害を受ける危険性が高まっているところ、外国における騒乱の発生による被害の発生・拡大を防止するために、あらゆる事態を想定して計画・研究を行い、対処措置を検討し、また、事態発生時には関係国と協力して対処することが重要となっている。

騒乱等が発生した場合に、在留邦人が国外退避するために、我が国としてどのような措置を講ずることを計画しているかといったことが明らかとなった場合、反政府組織は、その計画の不備をついた対抗措置を講じ、邦人の国外脱出自体を不可能とし、さらには、邦人を人質として利用するなどの事態も想定され、在留邦人自体の生命・身体に危険が及ぶ場合があり、特に秘匿することが必要である。

また、被害の発生・拡大の防止のためには当該国の政府から対処状況等（例えば、治安部隊の投入状況、反政府組織の活動状況等）の情報を得たり、関係国と協力して対処（例えば、同盟国や友好国に在留邦人の救出を依頼する等）することが重要であるが、これに当たっては我が国において厳格な秘密保全のための措置が講じられていることが前提となることは、テロ活動の抑止の場合と同様である。

(3) その他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態による被害の発生・拡大の防止

例えば、外形上テロリズムと同等な行為であるが、主義主張に基づくものではないためテロリズムに当たらない行為等（例えば、愉快犯による破壊活動等）が発生した場合の被害の発生・拡大の防止が想定されるが、これらの事態については、予め対象者を監視下に置いたり、重要施設の警戒警備を強化したりするなどにより抑止することはできないものの、これらの事態が発生した場合の被害の発生・拡大の防止は、上記(1)の国内外の組織によるテロ活動による被害の発生・拡大の防止と同様であり、また、これらの事態の発生時に政府がいかなる措置等を講じるのかが明らかにな

れば、政府の隙をついての破壊活動等の効果の極大化を図ることが容易となるため、テロ活動の抑止と同様に特に秘匿が必要である。

【参照条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 （略）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 （略）

（参考）

○徴税トラの巻事件最高裁決定（最決昭52年12月19日）（抜粋）

「（前略）国家公務員法一〇〇条一項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘極の指定をただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうと解すべきところ、原判決の認定事実によれば、本件「営業庶業等所得標準率表」及び「所得業種目別効率表」は、いずれも本件当時いまだ一般に了知されてはおらず、これを公表すると、青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿されるべきものであるといつて、これらが同条項にいわゆる「秘密」にあたるとした原判決の判断は正当である。（後略）」

○衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質179第26号）

問一 安全保障の定義如何。

〈問一について〉

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

○総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」35頁

〈事前通知の適用除外〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60・61頁

〈国の安全が害されるおそれ〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

○日米安全保障協議委員会共同発表（2011年6月21日）（仮訳）（抄）

Ⅲ. 日米同盟の安全保障及び防衛協力の強化

（3）日米同盟の基盤の強化

- ・ 閣僚は、これまでの進展を歓迎しつつ、情報保全についての日米協議で議論されてきたとおり、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンター・インテリジェンスに関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の重要性を強調した。閣僚は、また、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。

(参考) 諸外国の秘密保全に関する法制と我が国の現状

諸外国の秘密保全に関する法制と我が国の現状

秘密の管理に関する措置(セキュリティ・クリアランス)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	「カウンタートン・レジエンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月9日カウンタートン・レジエンス推進会議決定)	合衆国法典、行政命令	人的保全及び国家保安審査方針に関する政府声明、セキュリティ・ポリシーの枠組み	保安審査法	国防法典、国防秘密保全に関する政府間通達
調査内容	非公表	<p>＜本人に関するもの＞</p> <p>人定事項、暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与、犯罪歴、セキユリティ関係の非違歴、薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響、信用状態、学歴・職歴、渡航歴、等</p> <p>＜配偶者に関するもの＞</p> <p>人定事項、信用状態、職業等</p>	<p>＜本人に関するもの＞</p> <p>人定事項、スパイ・テロ等への関与、犯罪歴、薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響、信用状態、学歴・職歴、等</p> <p>＜配偶者に関するもの＞</p> <p>人定事項、信用状態、職業等</p>	<p>＜本人に関するもの＞</p> <p>人定事項、反憲法組織への関与、継続中の刑事・懲戒手続、信用状態、渡航歴、学歴・職歴、等</p> <p>＜配偶者に関するもの＞</p> <p>本人と同様の事項</p>	<p>＜本人に関するもの＞</p> <p>人定事項、学歴・職歴、渡航歴</p> <p>＜配偶者に関するもの＞</p> <p>本人と同様の事項</p>

罰則(主なもの)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	国家公務員法、自衛隊法、MDA秘密保護法等	合衆国法典	公務秘密法	刑法	刑法
漏えい	<p>守秘密義務違反</p> <p>【1年以下の懲役、罰金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防衛秘密の漏えい【5年以下の懲役】 特別防衛秘密の漏えい【10年以下の懲役等】 	<p>○ 外国を利する等の意図を有する者による外国政府への国防情報の漏えい【死刑、無期、有期刑】</p> <p>○ 行政機関の職員等による安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい【10年以下の自由刑、罰金】</p>	<p>○ 国の治安・利益を損なう目的による敵に有用な情報の漏えい【3年以上14年以下の自由刑】</p> <p>○ 公務員等による防衛情報、国際関係情報、犯罪を惹起する情報等の漏えい【2年以下の自由刑、罰金】</p>	<p>○ 外国勢力への漏えい、外国勢力に利益を与える等の目的による無権限者への漏えい【1年以上の自由刑】</p> <p>○ その他の国家機密の公表等【6年以上5年以下の自由刑等】</p> <p>○ 公務員による秘密の漏えい【5年以下の自由刑、罰金】</p>	<p>○ 国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい【15年以下の自由刑、罰金】</p> <p>○ 職務等に基づいて国防上の秘密を所持する者による漏えい【7年以下の自由刑、罰金】</p>
取得	<p>不当な方法又は我が国の安全を害すべき用途に供する目的による特別防衛秘密の探知収集【10年以下の懲役】</p>	<p>○ 外国を利する等の意図を有する者による国防情報の取得【10年以下の自由刑、罰金】</p> <p>○ 安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得【同上】</p>	<p>○ 国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得【3年以上14年以下の自由刑】</p>	<p>○ 漏えいするのための国家機密の取得【1年以上10年以下の自由刑】</p> <p>○ 公務員による秘密の漏えい【5年以下の自由刑、罰金】</p>	<p>○ 国民の基本的利益に関する情報を外国勢力へ漏えいする目的での収集【10年以下の自由刑、罰金】</p> <p>○ 国防上の秘密の取得【5年以下の自由刑、罰金】</p>

FW: 秘密保全法制: 関連資料の送付

送信日時: 2013年6月24日 9:40

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

内調 様

お世話になっております。

外務省からのコメントを送付させていただきます。時間がないため、恐縮ながら原課から出たコメントをそのまま貼り付ける形で送付させていただきます。

●ファイル「11適性評価における調査事項について」

→犯罪・懲戒歴や注意・指導歴について、調査事項に含めることに異論を唱えるものではありませんが、処分歴があることをもって「適性がない」ということには必ずしもならないことを確認させていただきたいと思えます(様々な背景事情があり得るため、一律に論じるのは適切ではないとの趣旨)。特に、以下関連記述の赤字部分は少し強いとの印象を受けています(「強く」は不要ではないか)。

<関連記述>

2 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

「犯罪及び懲戒の経歴」とは、過去に犯罪を犯し、罰せられた経歴及び懲戒処分を受けた経歴をいい、「犯罪及び懲戒の経歴に関する事項」として、評価対象者が過去に犯罪を犯し、罰せられたことがあるか及び懲戒処分を受けたことがあるか、ある場合には、犯罪を犯した、又は懲戒処分を受けた時期、動機、背景等を調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを強く示唆すると考えられることから、こうした事象が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れる蓋然性が高いと評価し得る。

3 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項(2に掲げるものを除く。)

「情報の取扱いに係る非違の経歴」とは、職場の服務規程、文書管理規則その他の規則における情報やシステムの管理に関する部分に違反し、監督上の注意・指導を受けた経歴をいい、「情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項」として、評価対象者が監督上の注意・指導を受けたことがあるか、ある場合、当該違反事実を起こした時期、動機、背景等を調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、犯罪や懲戒に至らなくとも、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れる蓋然性が高いと評価し得る。

外務省 様

平成25年6月24日
防衛省防衛政策局調査課

内閣情報調査室 御中

秘密保全法制に係る意見等の提出について

平成25年6月21日付で貴室からいただいた資料について、以下のとおり、意見及び質問を提出させていただきますので、よろしくお取り計らい願います。

1 「業務知得者と適性評価との関係について」について

P2(1の(1)の③)中「例：不審船や大規模テロに対する防衛出動事態を念頭において防衛省・自衛隊が予定している対処計画や…」とありますが、実態に照らして、次のとおり、修正していただきたい。

○ 「例：不審船や大規模テロ に対する防衛出動事態をも念頭において防衛省・自衛隊の各種検討に関する資料や…」

2 「特定秘密の保護に関する法律、自衛隊法、MDA秘密保護法の罰則の比較」について

P2「相違点とその理由」中「一方、本法案においては、業務知得者が特定秘密を漏えいした場合であっても、その漏えいがもたらす取扱業務者によるものと変わるところはなく」とありますが、「その漏えいがもたらす」の次に、例えば「事務の遂行上の支障は」等の主語を記入したほうがよいと考えます。

3 「別表第1号及び第3号に掲げる事項と特定有害活動との関係」について

P1に「自衛隊が治安出動して、テロリストの鎮圧、逮捕を行ったり」とありますが、治安出動時の自衛隊には、逮捕の権限は与えられていない(自衛隊法第89条)ため、当該「逮捕」の記述を削除してください。

4 「別表各号に掲げる各事項の対応関係と相違点及びその理由について」について

(1)〈第1号イの「運用」を、第2号イ及び第3号ハで「措置」とする理由〉の前段部分について

「第1号イにおいては、我が国の防衛のための措置として、自衛隊の運用のみを想定しているため『運用』と規定しているが」とありますが、ここは、防衛出

動時の自衛隊の運用のみを想定しているものではなく、防衛出動以外の自衛隊の運用であっても、防衛出動時の自衛隊の運用と共通するなど極めて密接な関連を有するものをも対象としているため、「運用」と規定しているものと考えます。

したがって、この部分は、以下のとおり、修正していただきたい。

- 第1号イにおける「自衛隊の運用」とは、自衛隊の運用に係る命令、行動基準その他の運用状況や運用実態をいい、我が国の防衛のための自衛隊の措置に限らず、我が国の防衛を任務とする自衛隊の運用一般を対象としているため、「運用」と規定しているが…

(2)〈第1号イの「運用」を、第2号イ及び第3号ハで「措置」とする理由〉の後段部分について

他方、「措置」については、テロリズム等防止又は安全保障のための「貨物の輸出又は輸入の禁止」、「サイバー攻撃に対処するために講じている防御措置」や「外国が軍事行動をとった場合に、これを支持又は非難する旨の声明の発出に関する方針」などの特定の目的のために実施されるものを対象としているため、「措置」と規定しているのではないのでしょうか。

かかる点を踏まえ、以下のとおり、修正していただきたい。

- …第2号イ及び第3号ハについては、テロリズム等防止又は安全保障のための「貨物の輸出又は輸入の禁止」、「サイバー攻撃に対処するために講じている防御措置」や「外国が軍事行動をとった場合に、これを支持又は非難する旨の声明の発出に関する方針」などの特定の目的のために実施されるものを対象としているため、「措置」と規定した。

RE:【追加】法制局持込資料(追加・法案概要)

1/1 ページ

RE:【追加】法制局持込資料(追加・法案概要)

送信日時: 2013年6月24日 14:20
宛先: 内閣職員061(内閣情報調査室); 内閣職員253(内閣情報調査室)
Cc: [REDACTED]
添付ファイル:【防衛省】意見等(250624)②.docx (19 KB)

内調 [REDACTED]様 [REDACTED]様

お世話になります。
先ほどいただいた概要3枚につきまして、添付のとおり、意見と質問をさせていただきます。
申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

※本日、何か上の方の内示が出る模様です・みんなソワソワしてます。

防衛省防衛政策局調査課
情報保全企画室総括・保全班

代表) 03-3268-3111
内線) [REDACTED]

-----Original Message-----

From: [REDACTED]
Sent: Monday, June 24, 2013 1:08 PM
To: [REDACTED]

Subject: 【追加】法制局持込資料(追加・法案概要)

関係省庁担当者各位

申し訳ございません、当方の手違いで、法案概要3紙の修正版を送付しておりませんでした。

本資料につきましては、本日法制局に持ち込むことを考えておりますが、今後、水曜日の2部長説明までに法制局との協議により変更することがありますので、ご意見があれば、なるべく早くお知らせいただければ幸いです。

よろしくお願いいたします。

内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]
〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL: 03-5253-2111 (内線: [REDACTED])
E-Mail: [REDACTED]

平成25年6月24日
防衛省防衛政策局調査課

内閣情報調査室 御中

秘密保全法制に係る意見等の提出について

平成25年6月24日付で貴室からいただいた資料に対し、以下のとおり、意見を提出させていただきますので、よろしくお取り計らい願います。

(意見)

1 これまで、当省としては、別表第1号の「防衛に関する事項」を新法第3条第1項第1号に基づき「防衛」上の秘匿の必要性から「特定秘密」に指定するに当たっては、防衛省はこれを単独で指定できるものの、防衛省以外の行政機関がこれを行うときは、事前に、防衛省に指定に係る協議を行っていただくよう意見を提出してきたところ、この点については、貴室において、本法の運用に当たり、このことを各省庁に対し周知・徹底していただくものと承知しております。

先般、内閣法制局第2部長より、「特定秘密」の指定の観点を「防衛」、「テロリズム等防止」及び「安全保障」の3つから（本法第3条第1項部分）、「安全保障」で一括りするよう指摘があったが、指定の運用上の混乱を局限する観点から、当省としては、引き続き、「特定秘密」の指定の観点（新法第3条第1項）は、「防衛」、「外交」及び「テロリズム等防止」の3つを設けていただきたいと考える。

2 別表第1号の「防衛に関する事項」を「特定秘密」に指定する際と、別表第2号の「外交に関する事項」を安全保障のうち「防衛」の観点で「特定秘密」に指定するに当たっては、

① 防衛省はこれを単独で指定できること

② 防衛省以外の行政機関がこれを行うときは、事前に、防衛省に指定に係る協議を行うこと

を貴室において、本法の運用に当たり、このことを各省庁に対し周知・徹底していただきたい。

(質問)

3

と考えられますが、このような理解でよろしいでしょうか。

法制局とのメモ及び法案概要について

1/1 ページ

法制局とのメモ及び法案概要について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月25日 10:57

宛先: 淡路 恵介(副長官補本室); 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); 丸山 洋平(安危本室); [REDACTED]

添付ファイル: 130624法案概要(3枚).pdf (193 KB); 法制局協議メモ.pdf (199 KB)

関係省庁各位

いつも大変お世話になっております。昨日、内閣法制局との審査につきましてメモを添付しておりますので、よろしくご査収願います。

なお、本日持ち込みますので、お手数なのですが意見等がございましたら14時までにご連絡いただければ幸いです。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線 [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]
.....

[REDACTED]
2023/06/25

無題のメッセージ

1/1 ページ

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月25日 10:59

宛先: 淡路 恵介(副長官補本室); 櫻井 壮太郎(副長官補本室); 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); 丸山 洋平(安危本室);

[Redacted]

関係省庁各位殿

さきほどの件につきまして、その他の資料については、微修正ということもありますので、後ほど送ります。よろしくお願ひします

.....
内閣官房 内閣情報調査室

[Redacted]
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線 [Redacted])

E-Mail: [Redacted]
.....

[Redacted]

2012508125

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

V安全保障Vに関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もってV国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関(※)の長は、別表に該当する事項(公になっていないものに限る。)であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間(上限5年)を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価の実施

ア 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- ・ 適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等(以下「職員等」という。)
- ・ 行政機関の長、国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

イ 適性評価の有効期間は、原則として5年とする。

ウ 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる職員等の同意を得て、①テロ活動(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。)及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正

な活動との関係に関する事項との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

エ 当該職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他のウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。

オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。

キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応する。

ク ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②適性を有するかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、行政機関個人情報保護法の規定にかかわらず、欠格条項等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

イ 業務により特定秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）（検討中）

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

(3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

- (4) 内閣法の一部改正に関する規定
内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

別表

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動防止（テロ活動による被害の発生・拡大の防止（テロ活動の抑止を含む。以下「テロ活動防止」という。以下同じ。））のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロ活動防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロ活動防止に関し収集した重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ テロ活動防止の用に供する暗号

【第4号（外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に関する事項）】

イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報活動その他の活動による被害の発生・拡大の防止（当該活動の抑止を含む。以下「外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止」という。以下同じ。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

ロ 外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他の外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に関し収集した重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止の用に供する暗号

6/24(月) 各省送付

平成25年6月24日

秘密保全法制 法制局持込み資料

一 法案概要

二 説明資料

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関(※)の長は、別表各号に該当する事項(公になっていないものに限る。)であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関等個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間(上限5年)を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価の実施

ア 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- ・ 適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等(以下「職員等」という。)
- ・ 行政機関の長、国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

イ 適性評価の有効期間は、原則として5年とする。

ウ 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる職員等の同意を得て、①特定有害活動(※)との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項について

の調査を実施し、当該職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

※ 「特定有害活動」とは、国内外の組織によるテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動）及び諜報活動その他の外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全に脅威となる活動をいう。

- エ 当該職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他のウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。
- オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。
- キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応する。
- ク ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②適性を有するかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、行政機関等個人情報保護法の規定にかかわらず、欠格条項等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
 - ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
 - イ 業務により特定秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）
- (2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。
- (3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

- (1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。
- (2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特

定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

- (3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定
自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。
- (4) 内閣法の一部改正に関する規定
内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様の仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（テロリズム等防止に関する事項）】

- イ テロリズム等防止（※）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
 ※ 「テロリズム等防止」とは、国内外の組織によるテロ活動又はこれに類する活動による被害の発生・拡大の防止（テロ活動の抑止を含む。）をいう。
- ロ テロリズム等防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ テロリズム等防止の用に供する暗号

【第4号（諜報活動等防止に関する事項）】

イ 諜報活動等防止（※）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

※ 「諜報活動等防止」とは、諜報活動その他の外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全に脅威となる活動による被害の発生・拡大の防止（当該活動の抑止を含む。）をいう。

ロ 諜報活動等防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他の諜報活動等防止に関し収集した重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 諜報活動等防止の用に供する暗号

説明資料

- 1 趣旨中の「適確に保護する体制」に類似の立法例
- 2 本法案における「行政機関」の範囲及び単位について
- 3 本法案の対象とする特定秘密の特質について
- 4 特定秘密の範囲を「公になっていないもの」及び「特に秘匿することが必要であるもの」とする理由
- 5 本法案に特定秘密の指定の解除と有効期間に関する規定を置く理由について
- 6 業務知得者と適性評価との関係について
- 7 特別職の国家公務員（本法に規定する行政機関の職員に限る。）の守秘義務の有無と適性評価の対象外となる職について
- 8 適性評価の有効期間を5年とすることについて
- 9 適性評価の実施に当たって同意を取得する理由について
- 10 適性評価における調査事項について
- 11 別表第1号及び第2号に掲げる事項と特定有害活動との関係について
- 12 特定有害活動との関係に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて
- 13 適性評価において公私の団体に照会を行う権限を規定することについて
- 14 適性評価の結果の通知を行う理由について
- 15 仮の適性評価の取扱いについて
- 16 適性評価制度と人事評価制度との比較
- 17 適性評価に関する個人情報の利用・提供の制限について
- 18 特定秘密の保護に関する法律、自衛隊法、MDA秘密保護法の罰則の比較
- 19 別表各号に該当する特定秘密と情報公開法第5条各号の不開示情報との対応関係について
- 20 別表各号に掲げる各事項の対応関係と相違点及びその理由について
- 21 別表第3号イとロの関係について
- 22 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第1条第3項に規定する事項と自衛隊法別表第4に掲げる事項において重複する事項について
- 23 拡張解釈の禁止に関する規定を設ける理由について

※1 業務知得者を罰則の対象とする理由についての説明資料は現在作成中。

※2 共有事項に係る特定秘密の指定の効果については、法案概要から当該記述を削除。

趣旨中の「適確に保護する体制」に類似の立法例

■「情報を適正に管理…ための体制」の例

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

第三十一条（略）

2～4（略）

5 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

6・7（略）

（情報を適正に管理するための体制の内容）

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（抄）

（体制の整備等）

第二十二條の七 法第三十一条第五項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一～四（略）

五 設備部門に第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報（以下この条及び次条において「接続関連情報」という。）の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

イ 接続の業務の用に供する目的以外の目的のために接続関連情報を取り扱うことができないものであること。

ロ 必要に応じて区分された接続関連情報ごとにそれぞれ当該区分された接続関連情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。

ハ 当該システムを使用して接続関連情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した接続関連情報の内容及び当該接続関連情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。

六～十六（略）

■「情報の管理及び秘密の保持の方法…を適正に遂行するための体制」の例

○消費者契約法（平成十二年五月十二日法律第六十一号）（抄）

（適格消費者団体の認定）

第十三条 （略）

2 （略）

3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一・二 （略）

三 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

四～七 （略）

4 前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。（略）

5 （略）

○消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）（抄）

（業務規程の記載事項）

第六条 （略）

一 （略）

二・三 （略）

四 差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

五～八 （略）

（情報の管理及び秘密の保持の方法の内容）

○適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン（平成19年2月16日制定・消費者庁企画課）（抄）

2. 適格消費者団体の認定

（8）業務規程の記載事項

エ 情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

規則第6条第4号に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項」とは、当該管理及び方法によれば、情報が適切に管理され、また、秘密が適切に保持される蓋然性が客観的に認められる具体的な事項をいい、例えば、当該情報及び秘密が記載されている文書等の管理及び保存の方法、責任者の設置、当該文書等の盗難防止策、当該文書等へのアクセス制御（情報を取り扱うことのできる者の範囲の特定等）、啓発・研修の実施、サービス規定の整備等、情報の管理及び秘密の安全管理のための組織的、物理的、技術的な措置に関する事項が該当する。（略）

■「保護するため、…（必要な）体制」の例

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

○地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

本法案における「行政機関」の範囲及び単位について

1 情報公開法等における「行政機関」の範囲の考え方

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）においては、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするべく、国政を執行するすべての行政機関を同法の適用対象とするため、第2条第1項に規定する範囲を「行政機関」としたものであり（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」（以下「詳解情公法」という。）17頁）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第1項においても、同様の趣旨から同法の「行政機関」の範囲を情報公開法と同一としている（「改訂逐条解説公文書管理法・施行令」（以下「逐条公文書管理法」という。）9～10頁、総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」（以下「解説行個法」という。）10頁）。

2 情報公開法等における「行政機関」の単位の考え方

情報公開法においては、行政文書の開示請求は府、省、委員会又は庁が処理すべきこととされるが、施設等機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の2）及び特別の機関（同法第8条の3）の中には、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、これを独立の対象機関とすることが適当なものがあり得ることから、これらの機関のうち政令で定めるものについては、その置かれている行政機関から分離し、独立の対象機関とするとの情報公開法法制の確立に関する意見（行政改革委員会行政情報公開部会平成8年12月16日）を受け、同法第2条第1項第4号及び第5号において、施設等機関及び特別の機関のうち、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、同法上の「行政機関」として、府、省、委員会及び庁と同様に扱うことが適当なものを政令で定

め、「行政機関」とすることができる（詳解情報公開法20～21頁）。そして、このような考え方については、行政機関個人情報保護法第2条第1項第4号及び第5号及び公文書管理法第2条第1項第4号及び第5号においても同様である（解説行個法11頁、逐条公文書管理法11～12頁）。したがって、情報公開法、行政機関個人情報及び公文書管理法においては、他の行政機関からの独立性や組織の実態をメルクマールとし、府、省、委員会及び庁レベルの行政機関を、情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行う「行政機関」の基本的な単位としているものと考えられる。

3 本法案における行政機関の範囲及び単位の考え方

本法案は、政府が、安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるものであることから、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に、すべての行政機関を範囲に含めることが適切である。

また、本法案と情報公開法、行政機関個人情報保護法、公文書管理法は、それぞれ秘密の保護、情報公開、個人情報の取扱い、公文書管理と、規律する分野は異なるものの、行政機関が保有する情報の取扱いに係るものであることは共通しており、特定秘密として指定される事項も、通常は、文書にそれが記録され、管理されるものであることから、特定秘密の指定、情報公開法に基づく開示・不開示の判断、文書管理という一連の取扱いを、同一の行政機関の長が、秘密の保護と国民への説明責任を果たすという観点から行うことが重要である。したがって、本法案における「行政機関」と情報公開法、行政機関個人情報保護法、公文書管理法の「行政機関」と同様のものにすることが合理的であると考えられる。

【参考条文】

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)
(抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 六 会計検査院
- 2 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)
(抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該

政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 (略)

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2～8 (略)

【参考資料】

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」

(17頁)

一 「行政機関」(第一項)

本項は、本法の適用対象となる「行政機関」の範囲を明らかにするものである。この「行政機関」は、開示請求に関する事務を処理する基本的な組織の単位となる。

政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするため、国政を執行するすべての行政機関を本法の適用対象としている。

(20～21頁)

(4) 「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの」

(2)及び(3)の府、省、委員会及び庁に置かれる施設等機関(附属機関のうち法律又は政令により設置される試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設(これらに類する機関及び施設を含む。)、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいう。)及び特別の機関(附属機関のうち審議会等及び施設等機関以外のもの。法律により設置される。)の中には、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、本法上の「行政機関」として、府、省、委員会及び庁と同様に扱うことが適当なものがあり、これらを政令で定めた場合には、本法上の「行政機関」とすることができることとした。

本号は、内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定めるものが本法上の独立の行政機関となることを規定したもので、具体的には、警察庁(国家公安委員会に置かれる特別の機関)が定められている(施行令第一条参照。)

(5) 「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」(第五号)

本号は、(4)と同様の趣旨で、各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定めた場合には、本法上の「行政機関」とすることができることとしたもので、具体的には、国

立大学、大学共同利用機関、大学評価・学位授与機構、国立学校財務センター（以上いずれも文部科学省に置かれる施設等機関）及び検察庁（法務省に置かれる特別の機関）が定められている（施行令第一条参照）。

※ 現在は、検察庁のみが指定されている。

○総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」

(10頁)

一 「行政機関」(第一項)

本項は、本法の適用対象となる「行政機関」の範囲と単位を明らかにしている。本法は、国のすべての行政機関を対象としており、後述のとおり、会計検査院も対象に含めている。なお、本項は、情報公開法第二条第一項と同様の規定となっている。

(11頁)

(4) 「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの」（第4号）

(5) 「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」（第5号）

(2)及び(3)の府、省、委員会及び庁に置かれる施設等機関（法律又は政令により設置される試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいう。）及び法律により設置される特別の機関の中には、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、本法上の「行政機関」として、府、省、委員会及び庁と同様に扱うことが適当なものがあり、これらを政令で定めることによりこれらの機関を本法上の「行政機関」とすることができることとした。

第四号は、内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定めるものを本法上の独立の行政機関とすることを規定したものである。具体的には、政令で警察庁（国家公安委員会に置かれる特別の機関）を規定している（施

行令第一条)。

第五号は、各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定めたものを本法上の独立の行政機関とすることを規定したものである。具体的には、政令で検察庁（法務省に置かれる特別の機関）を規定している（施行令第二条）。

○「改訂逐条解説公文書管理法・施行令」

(9～10頁)

1 行政機関（第1項）

本項は、国の全ての行政機関を本法の対象とする行政機関として規定している。これには、憲法上独立の機関である会計検査院も含まれる。本法は、国民への説明責任が全うされるようにするため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）と相まって、各行政機関が行っている文書管理について所要のルールを課すものである。そこで、本法の「行政機関」の範囲と単位は、行政機関情報公開法と同一のものとした（中略）。

(11頁)

- (4) 「内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの」（第4号）

その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、本法上の「行政機関」として、庁や委員会と同様に扱うことが適当なものである。公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「施行令」という。）第1条第1項において、国家公安委員会に置かれる特別の機関である警察庁を定めている。

- (5) 「国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの」（第5号）

その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、本法上の「行政機関」として、庁や委員会と同様に扱うことが適当なものである。施行令第1条第2項において、法務省に置かれる特別の機関である検察庁を定めている。

○情報公開法法制の確立に関する意見（行政改革委員会行政情報公開部会平成8年12月16日）

情報公開法要綱案の考え方

2 対象期間及び対象文書

(1) 開示請求権制度の対象となる機関（行政機関）

（前略）これらの行政機関は、それぞれが第二章の規定による行政文書の開示請求を処理する機関となる。したがって、国家行政組織法第八条から第九条までの規定により府、省、委員会又は庁に置かれる機関（審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局）の保有する行政文書についても、これらの機関が置かれている府、省、委員会又は庁が開示請求を処理すべきこととなる。しかしながら、施設等機関（同法第八条の二）及び特別の機関（同法第八条の三）の中には、その置かれている行政機関から独立性や組織の実態に即し、これを独立の対象機関とすることが適当なものがあり得ることから、これらの機関のうち政令で定めるものについては、その置かれている行政機関から分離し、独立の対象機関とすることができることとした（第二第1号ハ、ロかっこ書）。

13/06/24内調内検討済み

平成25年6月 日

内閣情報調査室

本法案の対象とする特定秘密の特質について

これまでも、「非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるもの」（徴税トラの巻事件最高裁決定）は、「職務上知ることのできた秘密」として、公務員にはいわゆる守秘義務が課せられており、これに違反して秘密を漏らした者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するなど（国家公務員法第100条第1項及び第109条第12号等）とされてきたところである。

しかしながら、国家公務員法等の守秘義務により保護される情報のうち、安全保障、すなわち、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障すること（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問主意書」（内閣衆質179第26号））に関するものは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態で保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61頁）を確保するという、国及び国民の安全に関わる最も重要な事項であり、これが漏れいしたときの影響は極めて大きい。

特に、近年、新興国の台頭、地域紛争や国際テロの頻発、大量破壊兵器の拡散など国際情勢の複雑化に伴い、我が国にとって、これまで以上に多様で質の高い情報を得ることが重要となっているところ、国及び国民の安全を確保するため、収集した情報を適確に保護し、同盟国等との信頼関係の下、安全保障上の様々な取組みを進めることが益々重要になっている。

安全保障に関する事項のうち、防衛に関するものについては、平成12年にいわゆる「 事件」（※）が発生し、改めて国の安全を害しかねないような秘密について、罰則強化による秘密漏えいに対する抑止力の強化の必要性が認識され、また、米国等各国との情報共有を推進していく上でも秘密の保護に万全を期することが必要と考えられたことから（防衛庁（当時）作成想定問答）、平成13年の自衛隊法の一部を改正する法律（平成13年法律第115号）により、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密について、防衛秘密としての指定その他の取扱いを規定し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がこれを漏れいした場合の罰則規定（5年以下の懲役）が設けられた。

※ 現職の海上自衛官が在日ロシア大使館付武官に秘密文書を漏えいし、逮捕された事件。

しかしながら、安全保障に関する事項は、防衛に関するものに尽きるものではなく、安全保障に関して外国の政府や国際機関との間で行う交渉又は協力、国内外の組織によるテロ活動や諜報活動による被害の発生・拡大の防止、日本人の拉致その他の外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全に脅威となる活動による被害の発生・拡大の防止等に関する事項も、国家公務員法等の守秘義務による保護を上回る保護の下に置く必要がある。

これら安全保障に関する事項は、我が国が講じる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙をついたり、対抗措置を講じて我が国が効果的な措置を講じることができなくすることができることから、我が国に脅威となる外国やテロ組織等が入手を図ろうとする事項であり、常に漏えいの危険に晒されている。

また、安全保障を確保するため、同盟国等の協力関係にある外国等からの信頼関係に基づく協力を得ることが重要であるが、このためには、我が国が協力国と同程度の秘密保全の措置を講ずることが求められている。例えば、平成23年6月21日の日米安全保障協議委員会共同発表においても「情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。」とされているところ、仮に、一般の秘密と同程度の管理しか行われない状態が続けば、我が国が協力国等から安全保障に関する情報を得ることが困難となり、安全保障を確保するための我が国自身の能力が低下するばかりでなく、国際的な協力・連携が阻害されることによって我が国と協力国に共通して脅威となる国家やテロ組織を利することとなり、我が国の安全保障に大きな影響をもたらすことになる。

そこで、本法案では、これまで防衛秘密とされてきた事項である「防衛に関する事項」に加え、「外交に関する事項」、「テロリズム等防止に関する事項」及び「諜報活動等防止に関する事項」のうち特に秘匿することが必要なものを別表に限定列挙し、特定秘密に指定したものについて、適性評価により特定秘密の取扱者を制限し、その漏えいに国家公務員法等よりも重い罰則を科すこととし、特定秘密の漏えいの防止を図り、国及び国民の安全を確保することとしている。

【参照条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 （略）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 （略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2・3 （略）

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

13/06/24内調内検討済み

- 5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
- 6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

【参考資料】

○徴税トラの巻事件最高裁決定（最決昭52年12月19日）（抜粋）

「（前略）国家公務員法一〇〇条一項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をしただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうと解すべきところ、原判決の認定事実によれば、本件「営業庶業等所得標準率表」及び「所得業種目別効率表」は、いずれも本件当時いまだ一般に了知されてはおらず、これを公表すると、青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿されるべきものであるというのであつて、これらが同条項にいわゆる「秘密」にあたるとした原判決の判断は正当である。（後略）」

○衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質179第26号）

問一 安全保障の定義如何。

〈問一について〉

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60・61頁

〈国の安全が害されるおそれ〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式

及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

○日米安全保障協議委員会共同発表（2011年6月21日）（仮訳）（抄）

Ⅲ. 日米同盟の安全保障及び防衛協力の強化

（3） 日米同盟の基盤の強化

- ・ 閣僚は、これまでの進展を歓迎しつつ、情報保全についての日米協議で議論されてきたとおり、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンター・インテリジェンスに関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の重要性を強調した。閣僚は、また、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。

（参考） 諸外国の秘密保全に関する法制と我が国の現状

諸外国の秘密保全に関する法制と我が国の現状

秘密の管理に関する措置(セキュリティ・クリアランス)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	「カウンタートーインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月9日カウンタートーインテリジェンス推進会議決定) 非公表	合衆国法典、行政命令	人的保全及び国家保安審査方針に関する政府声明、セキュリティ・ポリシーの枠組み	保安審査法	国防法典、国防秘密保全に関する政府間通達
調査内容	<本人に関するもの> 人定事項、暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与、犯罪歴、セキュリティ関係の非違歴、薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響、信用状態、学歴・職歴、渡航歴等 <配偶者に関するもの> 人定事項等	<本人に関するもの> 人定事項、スパイ・テロ等への関与、犯罪歴、薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響、信用状態、学歴・職歴、渡航歴等 <配偶者に関するもの> 人定事項、信用状態、職業等	<本人に関するもの> 人定事項、反憲法組織への関与、継続中の刑事・懲戒手続、信用状態、渡航歴、学歴・職歴等 <配偶者に関するもの> 本人と同様の事項	<本人に関するもの> 人定事項、学歴・職歴、渡航歴 <配偶者に関するもの> 本人と同様の事項	

罰則(主なもの)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	国家公務員法、自衛隊法、MDA秘密保護法等 守秘義務違反 【1年以下の懲役、罰金】 防衛秘密の漏えい【5年以下の懲役】 特別防衛秘密の漏えい【10年以下の懲役等】 不当な方法又は我が国の安全を害すべき用途に供する目的による特別防衛秘密の探知収集【10年以下の懲役】	合衆国法典 ○ 外国を利する等の意図を有する者による外国政府への国防情報の漏えい【死刑、無期・有期刑】 ○ 行政機関の職員等による安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい【10年以下の自由刑、罰金】 ○ 外国を利用する等の意図を有する者による国防情報の取得【10年以下の自由刑、罰金】 ○ 安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得【同上】	公務秘密法 ○ 国の治安・利益を損なう目的による敵に有用な情報の漏えい【3年以上14年以下の自由刑】 ○ 公務員等による防衛情報、国際関係情報、犯罪を惹起する情報等の漏えい【2年以下の自由刑、罰金】 国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得【3年以上14年以下の自由刑】	刑法 ○ 外国勢力への漏えい、外国勢力に利益を与える等の目的による無権限者への漏えい【1年以上の自由刑】 ○ その他の国家機密の公表等【6月以上5年以下の自由刑等】 ○ 公務員による秘密の漏えい【5年以下の自由刑、罰金】 漏えいするための国家機密の取得【1年以上10年以下の自由刑】	刑法 ○ 国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい【15年以下の自由刑、罰金】 ○ 職務等に基づいて国防上の秘密を所持する者による漏えい【7年以下の自由刑、罰金】 ○ 国民の基本的利益に関する情報を外国勢力へ漏えいする目的での収集【10年以下の自由刑、罰金】 ○ 国防上の秘密の取得【5年以下の自由刑、罰金】
漏えい					
取得					

特定秘密の範囲を「公になっていないもの」及び「特に秘匿することが必要であるもの」とする理由

本法案は、特定秘密の要件として、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項と同様に、「公になっていないもの」を明記しているが、「公になっていないもの」とは、非公知性を失っていないもの、つまり、不特定多数の人に知られていない状態をいうとされている（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）6頁）、町田充「防衛秘密保護法解説」35頁）。

これに加え、本法案では、特定秘密の要件として、自衛隊法第96条の2第1項と同様に、「特に秘匿することが必要であるもの」と規定している。これは、単なる秘匿の必要性だけでなく、秘匿度が通常以上に高いものであることをいうとされている（防秘解説7頁、平成13年10月25日外交防衛委員会における中谷防衛庁長官答弁）。

現行法上も「職務上知ることのできた秘密」として国家公務員法（昭和22年法律第120号）等により実質秘が保護されているが、実質秘とは「非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるもの」（徴税トラの巻事件最高裁決定）とされているところ、本法案で保護する特定秘密は、これが漏えいされた場合、我が国及び国民の安全に与える影響が大きいことから、「特に秘匿することが必要であるもの」との要件により、実質秘の中から特段の秘匿の必要性があるものを指定しようとするものである。

【参考条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であ

つて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 （略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第一条 （略）

2 （略）

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一・二 （略）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 （略）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 （略）

【参考】

○ 防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」

（6頁）

(5) 「公になつていないもの」

「公になつていないもの」とは、非公知性を失っていないもの、つまり、

不特定多数の人に知られていない状態をいう。

(7頁)

(6) 「我が国の防衛上特に秘匿することが必要」

(前略)「秘密(実質秘)」といった場合、非公知性と秘匿の必要性との2つの要件が必要であるとされ、防衛秘密についてもこの2つの要件は当然に必要なが、秘匿の必要性については、単なる秘匿の必要性だけでなく、秘匿度が通常以上に高いものであることが必要であるということから、「我が国の防衛上特に秘匿することが必要」としているものである。

○町田充「防衛秘密保護法解説」35頁

(14) 防衛秘密であるためには、「公になつていないもの」であることが必要であって、「公になつている」とは、不特定多数の人に知られている状態をいうのである。

○平成13年10月25日外交防衛委員会議事録

小池晃君 本法案で言う、大臣にお伺いしたいんですけれども、今度出されている法案で言う防衛秘密というのは一体どういうものなのか、何か。一体どういうものが防衛秘密になるのか、御説明願いたいと思います。

国務大臣(中谷元君) 自衛隊の改正法案の中に別表四というのを記しておりますけれども、自衛隊の運用等の見積もりとか研究、計画、また電波情報、画像、そして武器、弾薬、航空その他の種類とか数量とか、暗号とか通信網の構成図とか、そういう項目を十項目列挙しておりますけれども、この中でさらに公になっていないもの、さらにこの中で防衛上特に秘匿をすることが必要であるものと、さらにその中で防衛庁長官が指定したものとということになっておりまして、この防衛庁長官の指定によって秘密の範囲を明確に定めまして、現行の守秘義務に係る秘密の中からさらに防衛秘密の要件に該当するものに限って選び出すというふうに限定をいたしております。

小池晃君 限定していると言いますけれども、この十項目では余りに網羅的で、何が限定されるのかはわかりません。これは長官の専権事項で指定をするということであれば、やはりどういう基準で指定されるのかというのは極めて重要だと。この防衛上特に秘匿することが必要なものという

のは一体どういう意味なんですか、それでどういう基準でそれは指定されるんですか。長官、お答え願いたいと思います。

国務大臣（中谷元君） 防衛に該当するものの中で特に秘匿の程度が高いものという概念で、それぞれ業務をしている担当の者から、これは秘匿に値するというものを総合的に挙げさせまして、その中から我が国の防衛上特に秘匿することが必要だというふうに決定をいたすわけでありましてけれども、具体的には、それを秘匿しなければ、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対して我が国を防衛するという自衛隊の任務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあるということの意味するものでありますし、また実質秘というものがありませんけれども、非公開性と秘匿の必要性の二つの要件が必要でありまして、防衛秘密においてもこの二つの要件は当然に必要であります。秘匿の必要性については、単なる秘匿の必要性だけでなく秘匿度が通常以上に高いものであることが必要であるということから、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるというものにしていただいております。

○徴税トラの巻事件最高裁決定（最決昭52年12月19日）（抜粋）

「(前略) 国家公務員法一〇〇条一項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうと解すべきところ、原判決の認定事実によれば、本件「営業庶業等所得標準率表」及び「所得業種目別効率表」は、いずれも本件当時いまだ一般に了知されてはおらず、これを公表すると、青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿されるべきものであるというのであつて、これらが同条項にいわゆる「秘密」にあたることとした原判決の判断は正当である。(後略)」

本法案に特定秘密の指定の解除と有効期間に関する規定を置く 理由について

本法案においては、行政機関の長は、特定秘密の指定の要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならないとともに、特定秘密の指定の際には有効期間（上限5年）を定めることとしている（当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長する。）。

ところで、別表各号該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性という特定秘密指定の要件のうち、非公知性と特段の秘匿の必要性については指定後に要件充足性を欠くに至ることがあるが、かかる場合には当該秘密はもはや実質秘でなくなり、何らの措置を待つまでもなく当然に指定の効力は消滅する。

このため、防衛秘密制度においては、「防衛秘密としての要件が失われた場合には、長官の解除を待つまでもなく当然に防衛秘密でなくなることから、長官の解除を観念することはでき」ないとされ（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」36頁）、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の12第1項では「防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする」と規定し、通報を受けた防衛秘密管理者が直ちに標記の抹消等の措置を講ずることとしている（同条第2項）のみで、自衛隊法（昭和29年法律第165号）には、防衛秘密の指定の解除に関する規定は置かれていない。

しかしながら、特定秘密の指定の要件がなくなり、当然に特定秘密でなくなったとしても、指定がなされている限り、外形上、特定秘密として指定され、特定秘密として厳格な保護措置が講じられることから、速やかに外形上も指定を解除することが必要である。このため、本法案では、指定の外形の除去が確実かつ速やかに行われることを確保することが重要であることから、法律上、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に指定の解除を行うことを義務付けることとしている。

さらに、指定の解除は要件欠缺を行政機関の長が認識することで実施されるところ、特定秘密の保護に責任を有する行政機関の長が、特別秘密を取り巻く諸情勢の変化等を認識し、指定の要件が充足されているか否かを不断に

再検証することを前提に、本法案においては、行政機関の長が、指定に際して、当該指定の日から5年を超えない範囲内において、例えば1年、3年等と当該特定秘密の性質に照らして再検証を行うまでの期間として最も適当であると思料される期間を有効期間として設定し、少なくとも当該期間の満了時には、指定の要件充足性を確認することを法律上義務付け、要件充足性の再検証が適切に行われることを制度上担保することとした（なお、有効期間満了前であっても、指定の要件を欠くに至った場合に指定を解除することは当然である）。

加えて、特定秘密の指定が長期間行われるのではないかとの批判に応えるため、特定秘密の指定は長くても5年間であり、5年ごとに、要件該当性を再検証することと規定することにより、特定秘密が時間の経過とともに解除され、公開されるべきものであることを明らかにしている。

以上の通り、指定の要件を欠くに至った特定秘密については、当然に指定の効力は消滅するが、仮に指定の効力が消滅した後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなることから、そのような不適切な運用が行われることがないように二重三重に担保するよう、本法案では、指定に際しての有効期間の設定と指定の解除の制度を規定することとした。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行われなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 (略)

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

○自衛隊法（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置）

第百十三条の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

（期間と解除について規定したその他の例）

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）

（歴史的風致維持向上計画の認定）

第五条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 歴史的風致維持向上計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～五 (略)

六 計画期間

七 (略)

3～11 (略)

（歴史的風致形成建造物の指定）

第十二条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物を除く。）であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

2・3 （略）

（指定の解除）

第十七条 市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

2 市町村長は、歴史的風致形成建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。この場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定により歴史的風致形成建造物の指定を解除したときは、直ちに、その旨を当該歴史的風致形成建造物の所有者に通知しなければならない。

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
（抄）

（鳥獣保護区）

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域

二 都道府県知事にあつては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であつて前号の区域以外の区域

2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。

3～6 （略）

7 鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えることができない。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。

8 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

9～11 （略）

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（緊急指定種）

第五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

2 （略）

3 指定の期間は、三年を超えてはならない。

4・5 （略）

6 環境大臣は、指定の必要がなくなったと認めるときは、指定を解除しな

なければならない。

7 (略)

【参考資料】

○日本弁護士連合会「秘密保全法制に反対する決議」(平成24年5月25日)の提案理由(概要)(抄)

第4 「特別秘密」について

1 「特別秘密」の範囲・定義について

(1) (略)

(2) 「特別秘密」の定義と判断者について

○ (略)

○ 「高度の秘匿の必要性が認められる」との限定要件についても、抽象的で、行政機関が自ら認定するのであるから、行政機関の違法行為等について、恣意的な判断に基づく情報隠しが可能になってしまう。

○社団法人日本新聞協会「「秘密保全法制」に対する意見書」(平成23年11月29日)(抄)

政府が検討を進める秘密保全に関する法制の整備に関し、日本新聞協会の意見を表明する。日本新聞協会としては、保全すべき秘密の範囲が恣意的に広がるおそれや、罰則を恐れた公務員らが報道機関の取材に応じなくなる可能性があり、国民の「知る権利」や取材・報道の自由を阻害しかねない問題点が多い法制の整備には強く反対する。

(中略)

まず、報告書では、①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の3分野を対象に、国の存立に関わる重要事項を「特別秘密」に指定し、保全措置の対象とするとしているが、特別秘密の範囲が曖昧で政府・行政機関にとって不都合な情報を恣意的に指定したり、国民に必要な情報まで秘匿したりする手段に使われるおそれがある。(後略)

○衆議院安全保障委員会(平成25年4月2日)

(中山泰秀議員)

アルジェリアの邦人拘束事案のときに、自公でPTメンバーとして私も参加をさせていただきましたけれども、その際、行すべきことというのはこれだなと思ったことがございます。

それは何だったかという、日本における情報保全の問題。特に、機密事項、国家としての秘密、これをいかにして守っていくべきかということをしつかりつくっておかないと、アメリカとかオーストラリアとかはもとより、例えばフランス、ドイツ、イギリス、そういった日本の法的価値観、民主主義、それから同盟諸国、こういったところとの機密情報の交換、お互いにとって有益な情報に関する交換もなかなかスムーズにいかないことも同時に今回の事例から見られたことではないかというふうに私は思います。

その中で、日本で今、新聞各紙も、そしてまた内閣の方からも発表がございましたけれども、この秋に秘密保全法をしっかりと確立していくという議論をされるということであります。その際に、ぜひ目標とするべき先例というものが実はアメリカに、もしくはイギリスにあるんじゃないか。

特にアメリカでは、FOIAと言われる、フリーダム・オブ・インフォメーション・アクト、これは情報自由法と訳しておりますけれども、そういう民主主義国家における秘密は、情報の公開が前提であるということのもとに、例えば、十年後に公開する秘密、二十年後に公開する秘密、永久に公開しない秘密、そういうふうに、まずは時間軸で切る。それからあと、秘密のレベルですね。超機密情報か、そのAランク、Bランク、Cランクというものを決める。それを決めた上で、この情報自由法というものをアメリカはFOIAという形でしっかりと設けております。

秘密保全法制というと、何となく、国家にとってデメリットなものは情報を最初から隠蔽しようという秘密指定をするかもしれないということを、国民の一部の方はもしかしたら御心配をなさるかもしれない。そういうことを考えると、その懸念を払拭するという、そしてまた、アメリカとのアライアンスを考えると、アメリカの法体系と似たような法体系を最初から検討していくというのも政治が出し得る一つの知恵ではないかと私は思います。

その点に関して、このFOIA、どのようにこれから日本バージョンを検討されていくか、今どのようにお考えかをちょっとお伺いしたいと思います。

平成25年6月 日
内閣情報調査室

業務知得者と適性評価との関係について

1 自衛隊法における「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とそれ以外の防衛秘密にふれる者との区別

(1) 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第122条第1項は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。」と規定し、防衛秘密の漏えい行為に対する罰則の主体を「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」としている。「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、「業務」が「本来人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為」（昭和33年4月18日最高裁判決）を言うことから、「防衛秘密を取り扱うことを」「その地位に基づき反復・継続して行う」者を指す（平成13年9月28日付け防衛庁より内閣法制局に提出した資料（以下「平成13年法制局提出資料」という。）17頁）とされている。

具体的には、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には、防衛省の職員及び防衛省職員以外の一定の者が含まれる。

防衛省の職員については、防衛省と当該者との間に次の関係が成立する者をいう。

- ① 自衛隊の任務遂行上、当該者が防衛秘密を取り扱うことが（自衛隊にとって）必要であり、
- ② このため、現に、当該者は防衛秘密を取り扱っていること
- ③ ①及び②の状況が反復継続する可能性があること

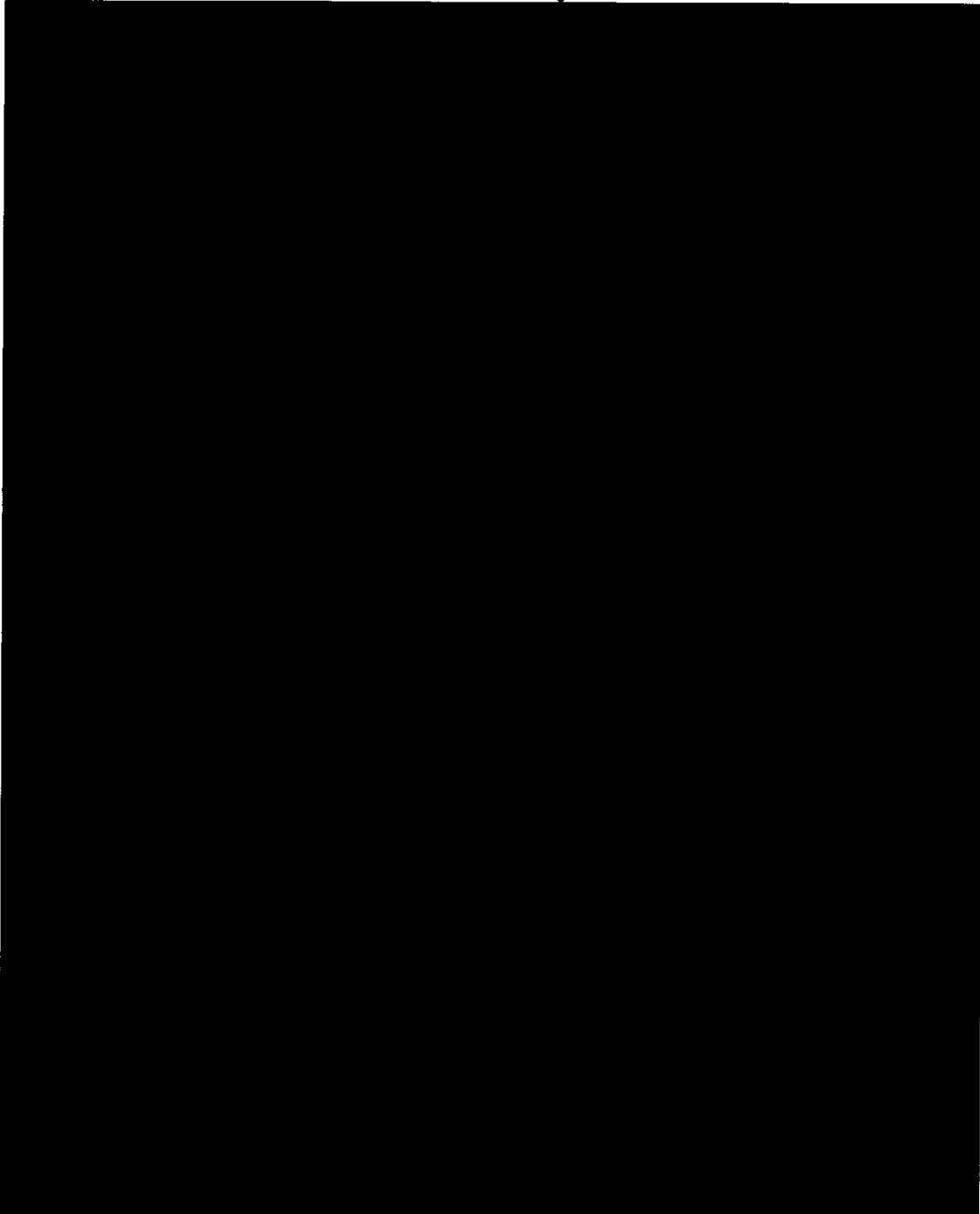
また、防衛省職員以外の者が防衛秘密を取扱いの業務を行う場合として、自衛隊法第96条の2第3項は、「防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」と規定しており、当該規定に基づき、防衛省から防衛秘密の提供を受けた者が防衛秘密を取り扱うことを業務とする者に該当することとなる。

自衛隊法第96条の2第3項に規定する必要性の判断基準については、「防衛秘密は我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものとされており、そのような秘密は、本来は防衛省内においてのみ使用されるべきものであることから、単に「必要な場合」や「特に必要な場合」といったときよりも、その必要性の程度が高いと認められる「特段の必要がある場合」として」おり、「防衛秘密を提供しなければ、防衛行政が立ち行かないような、いわば非代替性が認められる場合であるといえる」

13/06/24内調内検討済み

（「防衛秘密制度の解説」54頁）とされている。実際に、防衛省は、「他省庁等に対して、防衛省・自衛隊がその任務を遂行するために必要となる各種の調整等を実施する場合において、自衛隊の各種活動を円滑に実施するために必要となる関係省庁の協力を得るため当該省庁に対して、その所掌事務や所掌の案件に応じた防衛秘密を提供している」とされている（平成13年法制局提出資料18頁）。

防衛省職員以外の者で、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者に該当する者の具体例は以下のとおりである。



(2) (1)以外の者について**ア その他の行政作用**

この他、防衛省・自衛隊は、「例えば、自衛隊の任務の遂行上全ての前提となる物的・人的防衛力の整備について予算査定等を得るために財務省に対して装備品、施設等に係る防衛秘密を、自衛隊の任務の遂行上不可欠な無線通信の電波周波数割り当てについて承認等を得るために総務省に対して通信の方法（周波数）に係る防衛秘密を、日米共同技術研究の技術等の輸出について許可等を得るために経済産業省に対して日米共同技術研究のための日米間の合意事項を含む装備品等に係る防衛秘密を提供している」が、こうした提供については、「究極的には自衛隊の任務を遂行するために行われるものではあるものの、直接的には、当該許認可権限を有する行政機関の行政目的のために行われるものであって、自衛隊法第96条の2第3項に基づき提供されたものではないと解し、当該行政機関において防衛秘密にふれる者は、同法第122条第1項に規定する犯罪の主体たり得ないと解する」とされている（平成13年法制局提出資料23頁）。

イ 司法作用

「司法作用を担う（例えば、防衛秘密漏えい事件が起こった場合の）検察官、警察官、弁護士等については、当該事件に関して防衛秘密にふれることがあり得るが、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には該当しない」（平成13年法制局提出資料23頁）とされている。これらの者は、「刑事訴訟法その他の法令により、例えば、裁判のための証拠として、偶々防衛秘密にふれることになったものであり、防衛省・自衛隊から防衛省・自衛隊にとって「自衛隊の任務遂行上特段の必要がある」ために防衛秘密の提供を得ているものではない」（平成13年法制局提出資料23頁）と解されている。

2 本法における取扱業務者と業務知得者

1のとおり、自衛隊法では、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」と、それ以外で防衛秘密にふれる者との区別を設けているが、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、防衛省・自衛隊が任務を遂行する上で当該者に防衛秘密を取り扱わせなければ防衛行政が立ち行かないような必要性があることから、防衛大臣が防衛秘密を取り扱わせる者であるのに対し、それ以外で防衛秘密にふれる者とは、直接的には、当該者が所属する行政機関の行政目的のために防衛秘密にふれることが必要であったり、他の法令により、偶然防衛秘密にふれることになった者であり、当該者に防衛秘密を提供することは、防衛省・自衛隊の任務遂行上の必要性とは一義的には関連しない。

本法における「特定秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」という。）とそれ以外で特定秘密にふれる者（以下「業務知得者」）との区別についても、自衛隊法における「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とそれ以外で防衛秘密にふれる者との区別と同様である。

すなわち、取扱業務者には、ある行政機関において当該行政機関の所掌事務を遂行するために自らの保有する特定秘密を取り扱う必要がある当該行政機関の職員のほかに、当該行政機関の長が当該行政機関以外の行政機関の職員に自らの保有する特定秘密を取り扱わせなければ当該行政機関の所掌事務を遂行することができない場合に、特定秘密の取扱いの業務を行うこととなる当該行政機関以外の行政機関の職員が該当する。一方、特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の職員が当該行政機関の保有する特定秘密にふれる場合、例えば、犯罪の捜査等に従事する検察官、予算編成等を担当する財務省主計官等、許認可権限に基づき特定秘密の提出を受ける国家公務員等は、司法目的やそれぞれの行政機関の所掌事務遂行上特定秘密にふれることが必要となる者であって、一義的には、特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の所掌事務のために特定秘密にふれることとなるものであるから、業務知得者に該当する。

3 業務知得者が特定秘密にふれる場合に適性評価を要しない理由

(1) 業務知得者による特定秘密の知得と情報漏えい事件の実態

上記のとおり、業務知得者による特定秘密の知得は、特定秘密を保有する行政機関がその所掌事務を遂行する上で他の行政機関の職員に特定秘密の取り扱わせる必要があることから生じるものではなく、当該業務知得者の業務を遂行するために他の行政機関の保有する特定秘密にふれるもので、業務取扱者のように反復・継続性を有するものではなく、偶発的かつ短期的なものとなるのが通例である。

ところで、過去の秘密漏えい事件をみると、多くが、外国情報機関等からの働き掛けに応じて秘密を漏えいしたものである。そもそも、外国情報機関等が秘密を入手しようとする場合、行政機関に所属する職員の職務内容や役職から入手を企図する秘密にアクセスすることができると認められる者を選定し、選定した職員についてその生活実態等を調査し、女性関係、飲酒癖あるいは経済的に困窮していることなどを把握した上で、その者に対する組織的かつ計画的な工作を行うのが通例である。そして、工作では、対象者本人について把握した事項を利用・活用して、相当の長期間をかけて行われ、外国情報機関等に協力せざるを得ない関係を構築した後、秘密漏えいが働き掛けられるのが実態である。

したがって、特定秘密を入手しようとする場合、外国情報機関等が工作の対象として選定する者は、その職務内容や役職から特定秘密にアクセスすることができる者を特定することが可能な取扱業務者であり、特定秘密にふれているか否かも直ちには明らかとならず、また、仮に特定秘密にふれることがあるとしても、偶発的かつ短期的となることが通例となる業務知得者については、外国情報機関等の工作活動の対象となる

可能性は極めて低い。

(2) 適性評価の意義

本法案では、適性評価制度を導入し、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施して、漏えいの蓋然性がある者について特定秘密の取扱いを制限し、特定秘密の漏えいの防止を図ることとしている。

このため、適性評価においては、①特定有害活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項について、調査を実施することとしているが、①については「職員が自発的に特定秘密を漏えいする蓋然性」【蓋然性A】、①及び⑦については「職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏えいする蓋然性」【蓋然性B】、②、③、④、⑤、⑥及び⑦については「職員が意図せず（過失により）特定秘密を漏えいする蓋然性」【蓋然性C】と関連がある。

(3) 業務知得者について適性評価を要しない理由

業務知得者について、適性評価において評価しようとする蓋然性との関係を見ると、蓋然性Aの「職員が自発的に特定秘密を漏えいする蓋然性」については、過去の情報漏えい事件において特定有害活動との関係を有していることを理由に漏えいした事例は認められず、とりわけ業務知得者は偶発的に特定秘密をふれることになることから、あらかじめすべての業務知得者となり得るものについて調査を行うことは実際的でないと考えられる。

次に、蓋然性Bの「職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏えいする蓋然性」については、上記(1)のとおり、過去の漏えい事件の例から、業務取扱者が働き掛けの対象として選定されるのが常であり、偶発的かつ短期的に特定秘密にふれることとなる業務知得者がその対象となる可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、蓋然性Cの「職員が意図せず特定秘密を漏えいする蓋然性」は、継続的かつ反復して特定秘密を取り扱う業務取扱者とは異なり、業務知得者の場合には短期間特定秘密にふれるものであり、上司による指導の下、職員自身が通常よりも高い注意力を維持することが期待されることから、不注意による情報流出の可能性は業務取扱者に比して低減することができると考えられる。

したがって、特定秘密を取り扱うことが予定され、また、その取扱いが反復・継続する業務取扱者とは異なり、偶発的かつ短期的に特定秘密にふれる業務知得者については、調査に一定の時間を要する適性評価に本来なじみにくい部分があるところ、適性評価を行わなくとも、特定秘密を漏えいする危険性は、取扱業務者と比較して相当程度低いものと考えられることから、本法案では業務知得者を適性評価の対象としないこととする。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 （略）

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 （略）

防衛秘密を取り扱うことを業務とする者について

- 1 自衛隊法の一部を改正する法律（仮称）案による改正後の自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「改正自衛隊法」という。）第122条第1項は「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。」と定め、本件罰則の主体（正犯）を「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」としている。「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、「業務」が「本来人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為」（昭和33年4月18日、最高裁判所判決）を言うことから、「防衛秘密を取り扱うことを」「その地位に基づき反復・継続して行う」者を指す。
- 2 具体的には、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には、防衛庁の職員及び防衛庁職員以外の一定の者が含まれる。

防衛庁の職員については、防衛庁と当該者との間に次の関係が成立する者をいう。

 - ① 自衛隊の任務遂行上、当該者が防衛秘密を取り扱うことが（自衛隊にとって）必要であり、
 - ② このため、現に、当該者は防衛秘密を取り扱っていること
 - ③ ①及び②の状況が反復継続する可能性があること

一方、自衛隊の任務遂行上、どうしても、防衛庁の職員以外の者に対して、防衛秘密を取り扱わせる特段の必要がある場合があり（4以下参照）、このような者については、秘密保全の必要性とを併せかんがみて、防衛庁の職員の場合以上に限定的でなければならないことと解される。

そこで、防衛庁の職員以外の者については、防衛庁と当該者との間に次の関係が成立する者をいうものと解する。

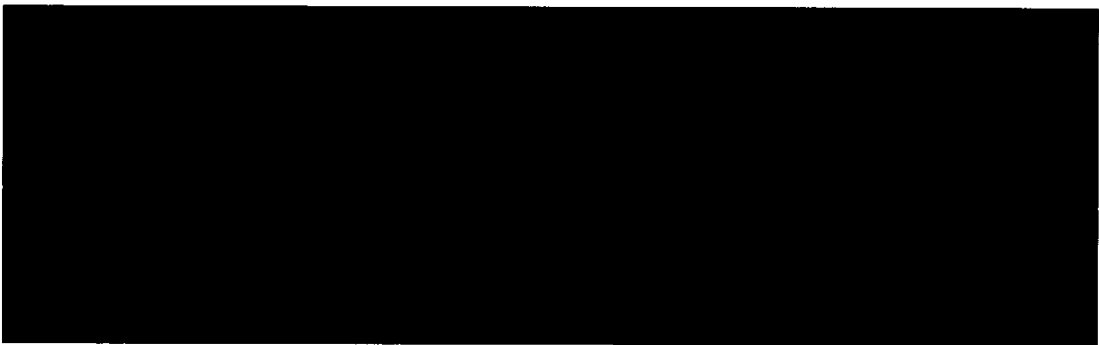
 - ① 自衛隊の任務遂行上、当該者が防衛秘密を取り扱うことが（自衛隊にとって）特段の必要があるものであり、
 - ② このため、現に、当該者は（防衛庁から防衛秘密の提供を受けて）防衛秘密を取り扱っていること
 - ③ ①及び②の状況が反復継続する可能性があること
- 3 改正自衛隊法では、その第96条の2第3項において、「長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業

とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」と定め、(防衛庁から防衛庁外に防衛秘密を提供することにより)防衛庁外において防衛秘密が取り扱われる場合があることを規定している。この場合は、単に必要なだけでなく、格別の必要性がある場合においてのみ、防衛庁の職員以外の一定の者に防衛秘密を取り扱わせることとすべきであって、極めて限定的な場合を想定しているものである。

4 防衛庁・自衛隊がその任務を遂行するため、防衛庁外の者に防衛秘密を取り扱わせている場合としては、次のものがある。

(1) 他省庁等との間で防衛庁・自衛隊がその任務を遂行するために必要となる各種の調整等を実施する場合((3)(4)及び(5)を除く。)

防衛庁・自衛隊は、他省庁等に対して、防衛庁・自衛隊がその任務を遂行するために必要となる各種の調整等を実施する場合において、自衛隊の各種活動を円滑に実施するために必要となる関係省庁の協力を得るため当該省庁に対して、その所掌事務や所要の案件に応じた防衛秘密を提供している。防衛庁・自衛隊による防衛秘密の提供状況の主要な例として以下のものがある。



[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

5 その他の場合

(1) その他の行政作用

この他、防衛庁・自衛隊は、例えば、自衛隊の任務の遂行上全ての前提となる

物的・人的防衛力の整備について予算査定等を得るために財務省に対して装備品、施設等に係る防衛秘密を、自衛隊の任務の遂行上不可欠な無線通信の電波周波数の割り当てについて承認等を得るために総務省に対して通信の方法(周波数)に係る防衛秘密を、日米共同技術研究の技術等の輸出について許可等を得るために経済産業省に対して日米共同技術研究のための日米間の合意事項を含む装備品等に係る防衛秘密を提供している。また、

これらの他省庁又は地方公共団体については、4の(3)、(4)又は(5)により直接的に自衛隊の任務を遂行するために防衛秘密を提供する場合は格別、そうではない場合、すなわち、行政機関の許認可権限に係る申請に際して、防衛秘密を提供する場合については、究極的には自衛隊の任務を遂行するために行われるものではあるものの、直接的には、当該許認可権限を有する行政機関の行政目的のために行われるものであって、改正自衛隊法第96条の2第3項に基づき提供されたものではないと解し、当該行政機関において防衛秘密にふれる者は、改正自衛隊法第122条第1項に規定する犯罪の主体たり得ないと解するのが相当であると考え。

(ただし、いわゆる有事法制の内容によっては、別途の考慮が必要となる場合もあり得よう。)

(2) 司法作用

司法作用を担う(例えば、防衛秘密漏洩事件が生じた際の)裁判官、検察官、警察官、弁護士等については、(当該事件に関して)防衛秘密にふれることがあり得るが、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には該当しない。

ただし、これらの者は、司法手続又はそれに関連する手続という別途の国家作用に関係する者であり、その一連の司法作用については、その手続の中で、別途手当てがなされるべきものであって、必ずしも本法によって、その対象とすることまで求められるべきものではないからである。

また、改正自衛隊法は、第96条の2第3項において、「長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」と定めているが、司法作用を担う上記の者は、刑事訴訟法その他の法令により、例えば、裁判のための証拠として、偶々防衛秘密にふれることとなったものであり、防衛庁・自衛隊から防衛庁・自衛隊にとって「自衛隊の任務遂行上特段の必要がある」ために防衛秘密の提供を得ているものではないと解される。

(3) 立法作用

立法作用を担う（例えば、秘密会において防衛秘密が提供された際の）国会議員については、（当該秘密会の委員等として）防衛秘密にふれることがあり得るが、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には該当しない。

けだし、これらの者は、立法という別途の国家作用に関係する者であり、これへの防衛秘密の開示は、昭和49年12月23日の参議院予算委員会において示されたように、公益の比較衡量によって決定されるべきものであって、改正自衛隊法第96条の2第3項に規定する「防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる」対象ではない。

また、防衛秘密は我が国の防衛上特に秘匿することが必要とされるものであることにかんがみれば、基本的に防衛秘密を提示・開示することは可能な限り回避すべきものであると考える。

（ただし、これは国会運営の現状を前提としており、将来における秘密会の運営によっては、別途の考慮が必要となろう。）

○特別職の国家公務員(本法に規定する行政機関の職員に限る。)の守秘義務の有無と適性評価の対象外となる職について

適性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠
○	内閣総理大臣	日本国憲法第6条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
○	国務大臣	日本国憲法第68条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
○	会計検査院長、検査官	会計検査院法第3条、第4条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
○	内閣法制局長官	内閣法制局設置法第2条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
○	内閣官房副長官	内閣法第14条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
○	副大臣	国家行政組織法第16条第5項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
○	大臣政務官	国家行政組織法第17条第5項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
	内閣総理大臣秘書官	内閣法第21条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
	国務大臣秘書官	内閣法第21条第1項 国家行政組織法第19条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
	人事院総裁秘書官	人事院規則二一三第3条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
	会計検査院長秘書官	会計検査院法第13条	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
	内閣法制局長官秘書官	内閣法制局設置法施行令第7条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
	宮内庁長官秘書官	宮内庁法第9条第4項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
○	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第29条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第39条
○	宮内庁長官	宮内庁法第8条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
	侍従長	宮内庁法第10条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
	侍従	宮内庁法第3条、第16条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)
	特命全權大使	外務公務員法第8条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用) 外務公務員法第4条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)
	特命全權公使	外務公務員法第8条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用) 外務公務員法第4条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)

守秘義務あり(官吏服務規律)

適性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠
○	人事院総裁、人事官	国家公務員法第4条第2項、第5条第1項	国家公務員法第6条第2項（同法第100条第1項を準用）
	内閣危機管理監	内閣法第15条第3項	内閣法第15条第4項（国家公務員法第100条第1項を準用）
	内閣情報通信政策監	内閣法第16条第3項（同法第15条第3項を準用）	内閣法第16条第3項（内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用）
	内閣官房副長官補	内閣法第17条第3項（同法第15条第3項を準用）	内閣法第17条第3項（内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用）
	内閣広報官	内閣法第18条第3項（同法第15条第3項を準用）	内閣法第18条第3項（内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用）
	内閣情報官	内閣法第19条第3項（同法第15条第3項を準用）	内閣法第19条第3項（内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用）
○	内閣総理大臣補佐官	内閣法第20条第4項（同法第15条第3項を準用）	内閣法第20条第4項（内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用）
○	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員法第14条第1項、第2項	国家公務員倫理法第18条1項
○	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法第7条第1項	公害等調整委員会設置法第11条第1項
○	中央労働委員会委員	労働組合法第19条の3第2項	労働組合法第23条
○	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法第4条第1項	情報公開・個人情報保護審査会設置法第4条第8項
○	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償に関する法律第113条第1項	公害健康被害の補償等に関する法律第123条
○	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法第19条の3第1項	会計検査院法第19条の2第8項
○	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法第19条の32第1項	政治資金規正法第19条の32第7項
○	調達価格等算定委員会委員	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第33条第1項	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第33条第9項
○	原子力規制委員会委員長、委員	原子力規制委員会設置法第7条第1項	原子力規制委員会設置法第11条第1項
○	国家公安委員会委員	警察法第7条第1項	警察法第10条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）
○	原子力委員会の委員長及び委員	変死力委員会設置法第5条第1項	原子力委員会設置法第10条
○	運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法第8条第1項	運輸安全委員会設置法第12条第1項
○	総合科学技術会議議員	内閣府設置法第29条第1項第6号	内閣府設置法第33条第1項
○	再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法第106条の8第1項	国家公務員法第106条の12第1項
○	証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法第12条第1項	金融庁設置法第16条第1項
○	公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法第37条の2第1項	公認会計士法第37条の6第1項

守秘義務あり（個別法）

適性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠
○	食品安全委員会委員	食品安全基本法第29条第1項	食品安全基本法第32条第1項
○	公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第35条第1項	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第39条第1項
○	国地方係争処理委員会委員	地方自治法第250条の9第1項	地方自治法第250条の9第13項
○	電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法第147条第1項	電気通信事業法第150条第1項
○	運輸審議会委員	国土交通省設置法第18条第1項	国土交通省設置法第21条第1項
○	土地鑑定委員会委員	地下公示法第15条第1項	地価公示法第18条第1項
○	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法第6条第2項	衆議院議員選挙区画定審議会設置法第6条第7項
○	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律第15条第2項	国会等の移転に関する法律第15条第8項
○	電波監理審議会委員	電波法第99条の3第1項	電波法第99条の4（国家公務員法第100条第1項を準用）
	特派大使	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）
	政府代表	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）
	全権委員	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）
	防衛省職員（自衛隊員）	自衛隊法第35条第1項	自衛隊法第59条第1項

守秘義務あり（個別法）

	東宮大夫	宮内庁法第12条第1項	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規第5の1
	式部官長	宮内庁法第13条第1項	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規第5の1
	侍従次長	宮内庁法第10条第2項	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規第5の1
	宮務主管	宮内庁組織令第3条第1項	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規第5の1
	皇室医務主管	宮内庁組織令第3条第1項	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規第5の1
	女官長及び女官	宮内庁組織令第4条第1項、第16条第1項	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規第5の1
	侍医長及び侍医	宮内庁組織令第4条第1項、第16条第1項	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規第5の1
	東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁組織令第5条第1項、第17条第1項	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規第5の1

守秘義務あり（内規）

	適性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠
守秘義務あり(内規)		東宮女官長及び東宮女官	宮内庁組織令第5条第1項、第17条第1項	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規第5の1
		東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁組織令第5条第1項、第17条第1項	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規第5の1
		宮務官	人事院規則一一五第2条第9号	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規第5の1
		侍女長	人事院規則一一五第2条第9号	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規第5の1

守秘義務なし	○	中央更正保護審査会委員長、委員	公正保護法第6条第1項	
	○	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法第22条第1項	
	○	地方財政審議会委員	総務省設置法第12条第1項	
	○	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法第27条第1項	
	○	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法第5条第1項	
	○	中央社会保険医療協議会委員	社会保険医療協議会法第3条第6項	
	○	中央選挙管理委員会委員	公職選挙法第5条の2第2項	
		日本ユネスコ国内委員会会長、副会長及び委員	ユネスコ活動に関する法律第9条第1項	
		日本学士院会員	日本学士院法第3条第1項	
		日本学術会議会員	日本学術会議法第7条第2項	

(参考1) 参議院議員栗原君提出官吏服務規律の解釈と運用の実態等に関する質問に対する答弁書(内閣参質93第2号)

一について

(1)から(3)まで

官吏服務規律(明治二十年勅令第39号)は、「官吏及傳給ヲ得テ公務ヲ掌ル者」の服務上の職務を定めたものであるが、昭和二十二年十二月三十一日限りで、その効力を失っている。

昭和二十三年一月一日以後は、国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏その他政府職員の任免等に関する法律(昭和二十二年法律第百二十一号、以下「法律第百二十一号」という。)の規定により、官吏その他政府職員の服務等に関する事項については、その職階について国家公務員法の規定が適用せられるまでの間、法律等をもって別段の定めがされない限り、従前の例によることとされている。特別職の国家公務員については、国家公務員法の規定が現在なお適用されていないため、特別職の職員のうち法律第百二十一号施行の際に存していた職にある職員の服務に関しては、他の法律等に別段の定めがない限り、なお官吏服務規律の規定の例によることとなるものである。

なお、特別職の職員のうち法律第百二十一号施行後に新たに特別職とされた職にある職員については、必要に応じ、関係法令において個別に服務に関する所定の規定が設けられているものである。

(4)及び(5)

職員の任用に当たり、その服務等に関する法令の適用関係を当該職員に告知することを要するものではない。

なお、官吏服務規律は既に失効しているため、現在同勅令を直接所管する府省庁は存しない。

(参考2) 衆議院議員西村眞悟君提出我が国における外国人諜報部員の把握に関する質問に対する答弁書(平09閣衆質第141第12号)

7について

一般職の国家公務員については、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第百条第一項において、秘密を守る義務が規定されている。

特別職の国家公務員についても、必要に応じて、個別の法令において秘密を守る義務が規定されている。また、特別職の国家公務員のうち国務大臣等については、「国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏その他政府職員の任免等に関する法律」(昭和22年法律第121号)第一項の規定により、他の法律をもって別段の定めがされた場合を除き、官吏服務規律(明治20年勅令第39号)の規定の例により、秘密を守る義務を課せられている。

参照条文

○官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）（抄）

第4条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

2 （略）

○国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十一号）（抄）

① 官吏その他政府職員の任免、叙級、休職、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、手当その他給与に関する事項及び服務に関する事項については、その官職について国家公務員法の規定が適用せられるまでの間、従前の例による。但し、法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て別段の定をなしたときは、その定による。

② （略）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤ （略）

守秘義務が課されていない職の任命・守秘義務の権限

1 中央更生保護審査会委員長、委員

○更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（抄）

（設置及び所掌事務）

第四条（略）

2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出をすること。
- 二 地方更生保護委員会がした決定について、この法律及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、審査を行い、裁決をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（委員長及び委員の任命）

第六条 委員長及び委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。

2～4（略）

2 社会保険審査会委員長、委員

○社会保険審査官及び社会保険審査会（昭和二十八年法律第二百六号）（抄）

（設置）

第十九条 健康保険法第百八十九条、船員保険法第百三十八条、厚生年金保険法第九十条、石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項、国民年金法第一条及び年金給付遅延加算金支給法第八条の規定による再審査請求並びに健康保険法第百九十条、船員保険法第百三十九条、厚生年金保険法第九十一条（同法第百六十九条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。）、石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項及び年金給付遅延加算金支給法第九条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査請求（年金給付遅延加算金支給法第九条の規定による厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係る保険給付遅延特別加算金に係るもの及び国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定による脱退一時金に係る給付遅延特別加算金に係るものを除く。第三十二条第二項において同じ。）の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、社会保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（委員長及び委員の任命）

第二十二条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命する。

2・3（略）

3 地方財政審議会委員

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第九条 地方財政審議会は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）、地方交付税法、競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）、モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第百四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 地方財政審議会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

3 地方財政審議会は、第一項の規定によりその権限に属させられた事項及びこれに影響を及ぼす制度に関し、関係機関に対し、意見を述べることができる。

（委員の任命）

第十二条 委員は、地方自治に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2～4 （略）

4 労働保険審査会委員

○労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）（抄）

（設置）

第二十五条 労働者災害補償保険法第三十八条及び雇用保険法第六十九条の規定による再審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、労働保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する再審査請求の事件を取り扱うほか、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第八十四条第一項の規定による審査の事務を取り扱う。

（委員の任命）

第二十七条 委員は、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命する。

2・3 （略）

5 公安審査委員会委員長、委員

○公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）（抄）

（任務）

第一条の三 委員会は、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）及び無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関し適正な審査及び決定を行うことを任務とする。

（所掌事務）

第二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 破壊的団体に対する規制に関する審査を行うこと。

二 破壊的団体に対する活動制限の処分を行うこと。

三 破壊的団体に対する解散の指定を行うこと。

四 無差別大量殺人行為を行つた団体に対する観察処分を行うこと。

五 無差別大量殺人行為を行つた団体に対する再発防止処分を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

（委員長及び委員の任命）

第五条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、団体の規制に関し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は社会に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2～4 （略）

6 中央社会保健医療協議会委員

○社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）（抄）

（所掌事務）

第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十八条第二項の規定による定めに関する事項

二 健康保険法第八十八条第四項の規定による定めに関する事項

三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第四号の規定による定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、船員保険法第五十四条第二項の規定による厚生労働省令、同法第六十五条第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項

2 地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することが

できる。

(組織)

第三条 (略)

2～5 (略)

6 中央協議会の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。

7～10 (略)

7 中央選挙管理委員会委員

○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(抄)

(選挙事務の管理)

第五条 この法律において選挙に関する事務は、特別の定めがある場合を除くほか、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙については中央選挙管理会が管理し、衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員、都道府県の議会の議員又は都道府県知事の選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理し、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙については市町村の選挙管理委員会が管理する。

(中央選挙管理会)

第五条の二 (略)

2 委員は、国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者の中から国会の議決による指名に基いて、内閣総理大臣が任命する。

3～17 (略)

8 日本ユネスコ国内委員会会長、副会長及び委員

○ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)(抄)

(所掌事務の範囲及び権限)

第六条 国内委員会は、関係各大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係各大臣に建議する。

一 ユネスコ総会における政府代表及びユネスコに対する常駐の政府代表の選考に関する事項

二 ユネスコ総会に対する議案の提出その他ユネスコ総会における議事に関する事項

三 ユネスコ総会以外のユネスコに関係のある国際会議への参加に関する事項

四 ユネスコに関係のある条約その他の国際約束の締結に関する事項

五 国の行うユネスコ活動の実施計画に関する事項

六 ユネスコの目的及びユネスコ活動に関する国民の理解の増進に関する事項

七 民間のユネスコ活動に対して行うべき助言、協力及び援助に関する事項

八 ユネスコ活動に関する法令の立案及び予算の編成についての基本方針に関する事項その他ユネスコ活動に関し必要な事項

2 前項の規定による国内委員会に対する関係各大臣の諮問及び国内委員会の関係各

大臣に対する建議は、関係各大臣が文部科学大臣以外の者であるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

- 3 国内委員会は、わが国におけるユネスコ活動の基本方針を策定するものとする。
- 4 国内委員会は、ユネスコ活動に関し、国内のユネスコ活動に関係のある機関及び団体等並びに第三条の機関及び団体等と必要な連絡を保ち、及び情報の交換を行う。
- 5 国内委員会は、ユネスコ活動に関する調査並びに資料の収集及び作成を行う。
- 6 国内委員会は、集会の開催、出版物の頒布その他ユネスコの目的及びユネスコ活動に関する普及のために必要な事項を行うことができる。
- 7 国内委員会は、ユネスコ活動に関し、地方公共団体、民間団体又は個人に対して必要な助言を与え、及びこれに協力することができる。

(委員の任命)

第九条 委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を文部科学大臣が任命する。この場合において、文部科学大臣は、第一号から第四号まで及び第七号に掲げる者については、第十三条の選考小委員会の選考を経て国内委員会から推薦されたものにつき、内閣の承認を経て、任命するものとする。

- 一 教育活動、科学活動及び文化活動の各領域を代表する者
十八人
- 二 教育、科学及び文化の普及に関する諸領域を代表する者
十二人
- 三 地域的なユネスコ活動の領域を代表する者
十二人
- 四 学識経験者
七人
- 五 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者
四人
- 六 参議院議員のうちから参議院の指名した者
三人
- 七 政府の職員
四人

2 (略)

(小委員会)

第十三条 国内委員会に、委員で組織する小委員会として運営小委員会、選考小委員会及び専門小委員会を置く。

2 (略)

3 選考小委員会は、国内委員会が文部科学大臣に対して委員の候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する。

4～6 (略)

9 日本学士院会員

○日本学士院法(昭和三十一年法律第二十七号)(抄)

(会員)

第三条 会員は、学術上功績顕著な科学者のうちから、日本学士院の定めるところにより、日本学士院において選定する。

2～4 (略)

(事業)

第八条 日本学士院は、次の事業を行う。

- 一 学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対する授賞
- 二 会員が提出し、又は紹介した学術上の論文を發表するための紀要の編集及び発行
- 三 その他学術の研究を奨励するため必要な事業で、日本学士院が行うことを相当とするもの

10 日本学術会議会員

○日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）（抄）

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

- 一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分
- 二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針
- 三 特に専門科学者の検討を要する重要施策
- 四 その他日本学術会議に諮問することを相当と認める事項

第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

- 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策
- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策
- 三 科学研究者の養成に関する方策
- 四 科学を行政に反映させる方策
- 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適當な事項

第七条 （略）

2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

3～8 （略）

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

平成25年6月 日
内閣情報調査室

適性評価の有効期間を5年とすることについて

本法案では、原則として、適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行う適性を有すると認められた職員等に限って特定秘密の取扱いの業務をすることができるとしているが、適性評価の有効期間は、適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から5年としている。

これは、ひとたび適性を有すると認められた職員等であっても、時間の経過とともに状況が変化することから、定期的に適性評価を実施し、適性を有すると認められるか否かを確認する必要があるためであるが、適性評価における調査事項に関し、職員が懲戒処分を受けるなど外形上明らかな変化があった場合には、臨時に適性評価を実施することとしていることや、適性評価を行う行政機関側のコストや評価対象者の負担を考慮すると、有効期間を短期間とすることは適当ではない。

一方、現在、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、国の行政機関の職員を対象に適格性の確認を実施し、適格性の確認を受けた者のみが特別管理秘密を取り扱うことができるところ、

また、諸外国においても、最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価においては、総じて概ね5年以内に何らかの適性の見直しを行うこととなっている。これら実態を踏まえると、我が国においても、諸外国と遜色ない信頼性を確保するためには、定期的な見直しの期間を5年とすることが適当であると考えられる。

なお、適性評価とは異なるが、定期的に身体的適性の有無を確認し、不的確な者を排除するために、運転免許証、海技免状、水先人の免許等に有効期間が設けられており、これら制度においても、対象者の身体的適性が時の経過に従って変化することを前提に、有効期間を最長5年としているところである。

○**道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）（抄）**

（免許証の有効期間）

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

免許証の交付又は更新を受けた者の区分	更新日等における年齢	有効期間の末日
優良運転者及び一般運転者	七十歳未満	満了日等の後のその者の五回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十歳	満了日等の後のその者の四回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十一歳以上	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
違反運転者等		満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
備考 (略)		

2～4 (略)

○**船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年四月十六日法律第百四十九号）（抄）**

（海技免状の有効期間）

第七条の二 海技免状の有効期間は、五年とする。

2～5 (略)

○**水先法（昭和二十四年五月三十日法律第百二十一号）（抄）**

（免許の更新）

第十条 水先人の免許の有効期間は、五年とする。ただし、二級水先人又は三級水先人であつて初めて水先人の免許を受けた者その他の国土交

通省令で定める者の免許の有効期間については、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間とする。

2～4 (略)

○水先法施行規則（昭和二十四年八月二十九日運輸省・経済安定本部令第一号）（抄）

（免許の更新）

第九条 法第十条第一項の規定による国土交通省令で定める者の国土交通省令で定める免許の有効期間は、次の各号に掲げる者に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 二級水先人又は三級水先人であつて初めて水先人の免許を受けた者 三年
- 二 水先人の免許を受け、又は更新をした日において満六十五歳以上である者 三年
- 三 水先人の免許を受け、又は更新をした日において満六十四歳である者 四年

2、3 (略)

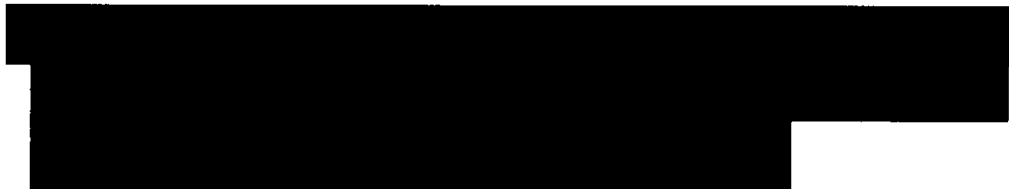
○カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）（抄）

第2部 政府統一基準

3 人的管理

(1) 秘密取扱者適格性確認制度

イ クリアランス手続の構成



○秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン（平成20年9月2日カウンターインテリジェンス推進会議承認）（抄）

V 適格性の見直し等

2 定期的な見直し



(参考) 諸外国における適性評価の有効期間

国	最も機密性の高い秘密情報を取り扱わせる者の適性評価に係る見直し時期	備考
アメリカ	5年	
イギリス	7年 (初回5年)	一部の民間事業者は3～5年
ドイツ	10年	5年ごとに調査表を提出
フランス	5年	

13/06/24内調内検討済み

平成25年6月 日

内閣情報調査室

適性評価の実施に当たって同意を取得する理由について

本法においては、適性評価を行うために、特定有害活動との関係に関する事項等についての調査を実施し、また、調査を実施するため必要な範囲内において、評価対象者本人や関係者に質問し、評価対象者本人に資料の提出を求め、又は公務所や公私の団体に照会して報告を求めることができることとしているが、これらの調査は、以下の理由から、評価対象者の明示的な同意を得てから開始することとしている。

まず、調査の実施に当たっては、評価対象者本人から、精神疾患の状態や経済的な状況を始めとして、幅広い事項を詳細に申告させることとしており、その際、適性評価の実施目的や調査事項について評価対象者が理解し、同意することが前提となり、また、事後の調査を円滑に実施するために必要不可欠である。

仮に、評価対象者の明示的な同意を得ないまま、行政機関の長等が関係者に質問し、又は公務所や公私の団体に照会して個人情報を取得することとなれば、評価対象者は自らの調査が行われることを知ることができず、どのような調査が行われているか不安を感じ、また、これを知った場合には、適性評価制度そのものに不信感を抱くおそれがあり、適性評価制度の円滑な実施を阻害することになりかねない。加えて、行政機関の長等が関係者に質問し、公務所や公私の団体に対し照会を行ったとしても、評価対象者が明示的な同意をしていなければ、質問を受けた関係者や照会を受けた公務所や公私の団体がこれに応じることをためらうことも見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれもある。

以上のことから、適性評価の円滑な実施と実効性を確保するためには、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることが必要であると考えられる。

なお、諸外国の適性評価においても、その手続の開始に当たって評価対象者の同意を取得することとしており、本法において適性評価の実施を評価対象者本人の明示的な同意に係らしめることは、妥当なものと考えられる。

適性評価における調査事項について

本法案は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査をすべき事項として次の事項を規定している。

- ・ 特定有害活動との関係に関する事項
- ・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ・ 精神疾患に関する事項
- ・ 飲酒についての節度に関する事項
- ・ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

これらの事項の調査内容と調査を行う理由は、次のとおりである。

1 特定有害活動との関係に関する事項

「特定有害活動」とは、国内外の組織によるテロ活動、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動をいうところ、「特定有害活動との関係」は、次の3つの場合が考えられる。

第1は、評価対象者が特定有害活動そのものを自ら行ったり、自らは特定有害活動を行ってはいないものの、精神的あるいは物的な支援を行うなど特定有害活動に関わったと認められる場合である。評価対象者自身が特定有害活動を自ら行ったり、これに関わったことが認められる場合、再び特定有害活動を行うために、特定秘密を漏えいする蓋然性が高い。

第2は、評価対象者が特定有害活動を行う団体の構成員となっていたり、特定有害活動を行う団体や個人を支援していると認められる場合である。特定有害活動を行う団体等として、例えば、テロ組織や外国情報機関等が考えられるが、これら団体等は、テロ組織であればテロ活動を実行するために重要防護施設の警備実施状況を、また、外国情報機関等であれば我が国の防衛計画や安全保障政策に関する重要事項といった特定秘密を入手し

ようと企図しており、評価対象者がこれら団体等の構成員である場合は当然のこと、これら団体等を支援している者である場合には、特定秘密を取り扱ったときに、自発的にこれら団体に対して、特定秘密を漏えいする蓋然性が高い。支援の形態としては、団体の活動に密接に関わっている場合はもとより、金銭的な支援を行っている場合やその言動から団体の活動を理解し、その活動をサポートしていると行動から認められるなど様々な形態が考えられる。

第3は、特定有害活動を行う団体又は個人から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを受けた場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められる場合である。団体等が影響力を行使する形態としては、例えば、団体等が多大の金銭の提供を行う、配偶者の本国に居住する親族に対し危害を及ぼす可能性を示唆するなど様々な形態が考えられる。我が国における過去の情報漏えい事件をみると、第1や第2の場合に該当する者による漏えいではなく、秘密を取り扱う職員に対し、外国情報機関等が様々な形で接触を図り、度重なる接触を経て、心理的に外国情報機関等に協力せざるを得ない関係となり、秘密の漏えいに至った事例が多い。こうした特定有害活動との関係は、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいする蓋然性を最も端的に示すものであり、適性を判断するに当たり、最も考慮すべき事項と考えられる。

これら「特定有害活動との関係」に関する事項として、適性評価においては、評価対象者に、第1から第3に該当する「特定有害活動との関係」を示すような活動や行動がないかを調査する。

2 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

「犯罪及び懲戒の経歴」とは、過去に犯罪を犯し、罰せられた経歴及び懲戒処分を受けた経歴をいい、「犯罪及び懲戒の経歴に関する事項」として、評価対象者が過去に犯罪を犯し、罰せられたことがあるか及び懲戒処分を受けたことがあるか、ある場合には、犯罪を犯した、又は懲戒処分を受けた時期、動機、背景等を調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解

13/06/24内調内検討済み

し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを強く示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れる蓋然性が高いと評価し得る。

3 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（2に掲げるものを除く。）

「情報の取扱いに係る非違の経歴」とは、職場の服務規程、文書管理規則その他の規則における情報やシステムの管理に関する部分に違反し、監督上の注意・指導を受けた経歴をいい、「情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項」として、評価対象者が監督上の注意・指導を受けたことがあるか、ある場合、当該違反事実を起こした時期、動機、背景等を調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、犯罪や懲戒に至らなくとも、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れる蓋然性が高いと評価し得る。

4 薬物の濫用及び影響に関する事項（2に掲げるものを除く。）

本項目は、評価対象者が、所持・使用等が禁止されている薬物を濫用したことのみならず、疾病のために処方された薬物を医師の指示に従わずに服用することがあるか、処方されている薬物を服用することにより、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じることがあるかを調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切か

つ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じること等があるという事実をもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、薬物の濫用及び影響の背景・理由、疾病の治療の見通し等を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

5 精神疾患に関する事項

本項目では、精神に係る事由を原因として、意識や記憶を失ったりしたことがあるか、アルコール依存症、躁うつ病、認知症等精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、精神疾患があることをもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、精神疾患の具体的症状、その後の治療の経過、再発の可能性を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいする蓋然性

を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

6 飲酒についての節度に関する事項

本項目では、飲酒を原因として、所持品の紛失、自傷その他の自己に損害を発生させる行動や他人との人間関係に悪影響を与える行動をとったことがあるかを調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、飲酒を原因として、トラブルを起こした事実があることをもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、評価対象者が起こしたトラブル等の具体的内容、その時期、背景・理由等を踏まえ、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

7 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

本項目は、評価対象者に住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるか、過去に自己破産したり、貸金・資産等を差し押さえられたことがあるか等を調査する。

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者は、自発的に特定秘密を漏らす蓋然性があると評価し得る。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者は、自発的に特定秘密を漏らす蓋然性があると評価し得る。

さらに、特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、調査の対象となる事実があることをもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、返済能力を超える債務を抱えているなど自ら進んで秘密を漏らす動機となり得る事情等を具体的に勘案して、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏れいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

平成25年6月 日
内閣情報調査室

別表第1号及び第2号に掲げる事項と特定有害活動との関係について

1 別表第1号「防衛に関する事項」

我が国を防衛する自衛隊や防衛の用に供する施設は、国及び国民の安全にとって重要な施設等であり、テロ組織が国家若しくは他人に自らの政治上その他の主義主張を強要し、又は社会に不安や恐怖を与える目的を最も効果的に果たせる対象として、テロの対象となるものである。自衛隊や防衛の用に供する施設に対するテロ活動を行うに当たり、その運用や施設の設計等の内部情報を入手すれば、部隊の配置が手薄な施設や時期を狙ったり、施設の比較的脆弱な部分から進入して攻撃することが可能となる。また、大規模なテロが発生し、「一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合」（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条第1項）等には、自衛隊が治安出動して、テロリストの鎮圧を行ったり、重要施設を警備したりすることとなるため、治安出動の際の自衛隊の運用計画を入手することで、テロ組織はその裏をかいて攻撃を行うことが可能となる。そのため、テロ組織は、本号に該当する特定秘密を常に入手しようと企図している。

さらに、一般に国家は自国の安全保障上の利益を増進するために、他国の防衛体制に関する情報の収集を図っており、自衛隊の運用や自衛隊の保有する武器の種類、数量、性能等を他国が入手し、我が国の防衛体制の間隙を、また、自衛隊の装備品の弱点をつくための兵器を開発するなどするために、外国情報機関等は、本号に該当する特定秘密を常に入手しようと企図している。

したがって、特定有害活動との関係を有する者については、特定有害活動を行うテロ組織や外国情報機関等に本号に該当する特定秘密を漏えいする蓋然性が高い。

2 別表第2号「外交に関する事項」

一般に国家は自国の安全保障上の利益を増進するために、他国の防衛体

13/06/24内調内検討済み

制に関する情報の収集を図っているところ、安全保障に関する外国政府等との交渉の方針を入手することにより、我が国が交渉に使用するカードや相手国の要求に対応可能なボトムラインが判明し、相手国は自国に有利な形で我が国との交渉を進めることが可能となることから、外国情報機関等は、本号に該当する特定秘密を常に入手しようと企図している。

このほか、大量破壊兵器関連物資等の管理の徹底を図ることは、我が国のみならず、各国の安全保障上も極めて重要な課題であり、我が国は、外国政府や国際機関と、大量破壊兵器関連物資等の不正取引を防止するための各種協力や取組を行っているところ、かかる協力の内容を入手することにより、国際的な協力の間隙について不正取引を実行することができることから、大量破壊兵器関連物資の不正取引等を企図する団体や個人は、本号に該当する特定秘密を常に入手しようと企図している。

したがって、特定有害活動との関係を有する者については、外国情報機関等や大量破壊兵器関連物資の不正取引等を企図する団体等に本号に該当する特定秘密を漏えいする蓋然性が高い。

○自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）

（命令による治安出動）

第七十八条 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2・3 （略）

13/06/24内調内検討済み

平成25年6月 日
内閣情報調査室

特定有害活動との関係に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて

本法においては、適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項として、

- ① 特定有害活動との関係に関する事項
- ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

を規定しており、①特定有害活動との関係に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるもの（以下「政令で定める予定の調査事項」という。）についても調査を実施することとしている。

1 政令で定める予定の調査事項を調査する必要性

②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項及び⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項で調査の対象とする事実については、原則として記録に残されるものであり、それぞれ市町村に対する照会、人事管理情報の確認及び信用情報機関への照会を適切に行うことで、行政機関の長は、評価対象者に該当する事実があるか否かを正確に把握することができる。また、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項及び⑥飲酒についての節度に関する事項で調査の対象とする事実については、頻繁に眠気を催している、突然意識を失うことがあるといった評価対象者の常日頃の行動に表れやすく、行政機関の長は、評価対象者に該当する事実があるか否かの端緒を入手することも可能である。

他方、特定有害活動は、その性質に鑑み秘密裡に、計画、準備、実行等

されるものであり、評価対象者と特定有害活動との関係も直ちに公となって判明するものではない。「特定有害活動との関係」としては、(イ)評価対象者が特定有害活動そのものを行ったり、支援を行うなど、自らが特定有害活動に関わったと認められる場合、(ロ)評価対象者が特定有害活動を行う団体の構成員となっていたり、支援者となっていると認められる場合、(ハ)特定有害活動を行う団体や個人から、特定秘密の漏えいについて働き掛けを受けた場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に団体等の影響を受けるおそれがあると認められる場合の3つに分けられる。これらのうち、(ハ)については、評価対象者の行動や活動を調査するだけでは、評価対象者が特定有害活動との関係を有しているか否かの端緒を得ることは困難であると言わざるを得ないが、外国情報機関等の働き掛けがあることから、政令で定める予定の調査事項について調査を実施することにより、端緒を得ることが可能である。

2 政令で定める予定の調査事項の具体的内容

政令で定める予定の調査事項の具体的内容は次のとおりであるが、評価対象者にこれらに該当する事実がある場合、当該評価対象者は、他の者に比べ、特定有害活動を行う団体等からの働き掛けに対し、脆弱性を有していると言えることから、当該評価対象者については、評価対象者本人や評価対象者の関係者に対し、評価対象者の職場外での活動、行動を詳細に質問するなどし、特定有害活動との関係に関する事項を調査することとしている。

(1) 評価対象者の家族（評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。）及び同居人の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所に関する事項

評価対象者の家族や同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が当該評価対象者と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられる。

(2) 国籍（過去に有していた国籍を含む。）に関する事項

評価対象者が外国籍であったり、評価対象者に帰化歴や国籍の選択に伴って失った国籍がある場合には、原籍国等の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられる。

(3) 学歴及び職歴に関する事項

評価対象者が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることがあり得ると考えられる。

(4) 国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項 (㊦、㊧及び㊨に掲げるものを除く。)

評価対象者が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことにより当該評価対象者の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることがあり得ると考えられる。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、外国情報機関等から情報提供の働き掛けを受けていることがあり得ると考えられる。

平成25年6月 日
内閣情報調査室

適性評価において公私の団体に照会を行う権限を規定することについて

実効性のある適性評価を実施するためには、評価対象者について調査事項に関する個人情報に正確かつ必要十分に把握する必要があるところ、本法案は、行政機関の長が、適性評価における調査を実施するため、必要な範囲内において、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨定めることとしている。

適性評価における調査は、評価対象者に、調査の対象となる事項をまとめた質問票に回答を記載させることから始まることとなるが、当該評価対象者に対する面接等を通して、質問票に記載された回答内容等について詳細な説明を受けたり、評価対象者からその申告を裏付ける資料の提出を受けることとなる。

こうして評価対象者本人から収集した情報を、行政機関の長が自ら保有する人事管理情報等を突き合わせて評価対象者の申告に疑義が生じる場合や、評価対象者の申告の真偽を確認する必要がある場合などには、当該行政機関の職員をして職場の上司や同僚といった評価対象者をよく知る関係者に質問させることに加え、評価対象者に関する個人情報を保有する公私の団体に照会することが必要不可欠である。

また、そもそも本法案の適性評価制度において調査の対象としている事項は、情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項を除き、基本的には職務との関連性が薄いものであり、行政機関の長が評価対象者本人から提供された情報や自らが保有する人事管理情報等により、十分な情報を入手することは困難を伴うところであるし、また、評価対象者本人から提供された情報を行政機関の長が適正に評価するためには、医者等の専門家の所見を必要とする場合もあることから、調査事項について、専門的な情報や知見を有する公私の団体に照会することが評価対象者に関する正確かつ必要十分な情報を入手するための唯一の手段といえる。

なお、現在、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づ

き、国の行政機関の職員を対象に適格性の確認を実施し、適格性の確認を受けた者のみが特別管理秘密を取り扱うことができるとしているところ、当該適格性の確認においては、実施権者が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象となった職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補充に限界があり、十分な調査が行えないといった支障が現に生じている。

また、本法案において適性評価制度を導入することにより、我が国においても、諸外国と遜色ない秘密保全制度を確立する必要があるところ、諸外国においても、評価対象者に関する調査を実施する上で、公私の団体への照会が主要な手段の一つとなっている。

なお、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第91条は、自らが収容する者に関する調査を実施するに当たり、公私の団体へ照会できることが規定されている。

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年五月二十五日法律第五十号）

（矯正処遇）

第八十四条 受刑者には、矯正処遇として、第九十二条又は第九十三条に規定する作業を行わせ、並びに第百三条及び第百四条に規定する指導を行う。

2 矯正処遇は、処遇要領（矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条において同じ。）に基づいて行うものとする。

3 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。

4 処遇要領は、必要に応じ、受刑者の希望を参酌して定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。

（公務所等への照会）

第九十一条 刑事施設の長は、受刑者の資質及び環境の調査のため必要

があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(参考)

処遇調査の対象となる「受刑者の資質」とは、その受刑者がもつ人格的・内面的特性、身体状況をいう。一般的な性格、規範意識の強弱、精神状態などの精神的な面のほか、社会復帰に影響するような疾病、身体障害の有無などの身体状況も含む。また、「(受刑者の)環境」とは、その受刑者を取り巻く外的な環境をいう。具体的には、家族関係、生育歴、職歴、所属する組織、交友関係など広く社会的な環境を含むものである。(林眞琴、北村篤、名取俊也「逐条解説刑事収容施設法」400頁)

受刑者の資質及び環境の調査は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用し、面接、診察、検査、行動観察その他の方法により行うものとされ、その調査に当たっては、当該刑事施設その他の矯正施設においてその者の処遇上作成した資料を活用することが基本とされている。

ただし、より正確な調査結果を得るためには、受刑者の面接等によって得られる情報や矯正施設が有する資料のみを活用することだけでは足りず、公務所や公私の団体(学校、会社等)から、処遇上参考となる情報を得る必要がある場合が考えられるのであって、そのような場合が「受刑者の資質及び環境の調査のため必要があるとき」に該当する。(同452頁)

13/06/24内調内検討済み

平成25年6月 日
内閣情報調査室

適性評価の結果の通知を行う理由について

適性評価制度を円滑に運営するためには、次のとおり、行政機関の長が評価対象者の適性についてどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができる仕組みを整備することが必要不可欠であることから、本法案では、行政機関の長が、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨規定している。

なお、人事評価制度においても、実施権者は、人事評価を実施したときは、能力評価及び業績評価の結果を、被評価者に対し通知することとされている。

- 適性評価が、行政機関の長がその職員や契約業者の従業員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であることから、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを評価対象者との関係において外形的に明らかにする必要がある。
- 適性を有すると認めるとの結果を評価対象者に通知しないこととした場合、適性を有すると認められた評価対象者は、行政機関の長から何ら通知を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うこととなるが、評価対象者は、適切な手続に基づいて特定秘密の取扱いの業務を行っていないのではないかと不安や疑念が生じる可能性がある。
- 適性評価の結果、適性を有しないと認められた場合には、行政機関の長は、当該評価対象者を特定秘密の取扱いの業務から除外したり、特定秘密の取扱いの業務を行うことのない職へ転任させるといった措置を講じることとなるが、仮に適性を有すると認められないとの結果を評価対象者に通知しないこととした場合、評価対象者は、転任等の措置がなぜ行われたのか必ずしも判然とせず、混乱が生じるおそれがある。

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年三月六日政令第三十一号）（抄）

（評価結果の開示）

第十条 実施権者は、前条第三項の確認を行った後に、被評価者の定期評価における能力評価の結果を、内閣府令で定めるところにより、当該被評価者に開示するものとする。

（能力評価の手続に関する規定の準用）

第十四条 第九条から第十一条までの規定は、定期評価における業績評価の手続について準用する。

○人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成二十一年三月六日内閣府令第三号）（抄）

（評価結果の開示内容等）

第三条 令第十条（令第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定に基づき開示された定期評価における能力評価（令第四条第一項の能力評価をいう。以下同じ。）若しくは業績評価（令第四条第一項の業績評価をいう。以下同じ。）又は特別評価の結果（以下単に「開示された評価結果」という。以下同じ。）は、それぞれ、令第九条第三項（令第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により実施権者により確認された全体評語（令第六条第一項又は第十六条第一項の全体評語をいう。以下同じ。）を含むものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる職員については、この限りでない。

一、二 （略）

2 （略）

13/06/24内調内検討済み

平成25年6月 日

内閣情報調査室

仮の適性評価の取扱いについて

1 当初案

適性評価が完了するには、通常、数か月程度の期間を要することも見込まれるところ、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けるなど早急に他の職員を補充する必要がある場合に、適性評価が完了するまで当該職員が特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなると、当該行政機関の事務の遂行に支障が生じるおそれがある。このため、特定有害活動との関係に関する事項、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項並びに情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項といった特定秘密を漏えいする蓋然性との関連性が高い調査事項の調査が終了している場合には、適性評価を実施中であっても、一定の条件の下、仮に適性を有するものと認め、3か月以内に限って特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとすることを検討していたところである。

2 修正案

仮の適性評価について規定する本法第10条を削除し、また、適性評価の実施について規定する本法第7条第1項第3号について「評価を実施することが特に必要であると認めるもの」を「評価を実施することが必要であると認めるもの」に、同条第2項について「行政機関の長は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき適性評価を実施するものとする。」を「行政機関の長は、適性評価に資するために次に掲げる事項についての調査を実施するものとする。」にそれぞれ修文し、次のとおり、当初案で検討していた仮の適性評価と同様の措置を講じることができることとする。

適性評価を実施中の者であっても、本法第7条第2項第1号（特定有害活動との関係に関する事項）、第2号（犯罪及び懲戒の経歴に関する事項）及び第3号（情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項）に掲げる事項

についての調査が終了したものについては、当該調査の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がなく、かつ、同項第4号（薬物の濫用及び影響に関する事項）、第5号（精神疾患に関する事項）、第6号（飲酒についての節度に関する事項）及び第7号（信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について、その時点までの調査の結果、特定秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情や当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がない場合には、3か月に限って適性を有するものと認めることとする。

このような取扱いについても、適性評価の実施について規定する本法第7条第2項から「その結果に基づき」との文言を削除することにより、適性評価を実施中の場合であっても、上記1に述べたような特段の事情があると、行政機関の長が判断した場合には、適性を有するものと認めることが本法で許容されているものと解することができる。

なお、このような適性評価の結果、適性を有すると認められる場合には、3か月を限度として適性を有するものと認めることとし、結果の通知の際に、その旨を明らかにする。また、本件のように特段の必要があつて、全ての事項についての調査が終了する前に適性を有すると認めた場合であっても、本法にいう適性評価を実施したことになるから、残る調査事項について調査を実施する場合には、修正後の本法第7条第1項第3号の「当該行政機関の長が特定秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが必要であると認めるもの」として、改めて適性評価を実施することとなることに留意する必要がある。

上記の取扱いについては、取扱いに誤解がないよう、ガイドライン等により統一的な基準を作成し、運用に支障なきを期することとする。

適性評価制度と人事評価制度との比較

	適性評価制度	人事評価制度
根拠	○特定秘密の保護に関する法律案	○国家公務員法(昭和22年法律第120号、以下「法」という。)70条の2から70条の4 ○人事評価の基準、方法等に関する政令(平成21年政令第31号、以下「政令」という。) ○人事評価の基準、方法等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第3号、以下「府令」という。) ○所轄庁の長が定める人事評価実施規程(本表作成に当たっては、内閣官房人事評価実施規程(平成21年7月22日内閣総理大臣決定、以下「規程」という。)を参照)
評価の趣旨・目的	○特定秘密を厳格に管理するために実施。 ○特定秘密の取扱いの業務を行う適性を有するか否かを評価。	○職員を採用後の任用、給与その他の人事管理は、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。【法27条の2】 一人人事評価は能力・実績に基づく人事管理の基礎となるものとして実施。
対象	○行政機関の職員・都道府県警察の職員・契約業者の役職員等 ・ 特別秘密の取扱いが見込まれることとなった者 ・ 特定秘密の保護を適切かつ確実にを行うためにその者の適性について評価することが特に必要であると認めたもの 等 ○行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官等は対象外。	○一般職に属する職を占める者【法24条4項・70条の3の1項】 ○非常勤職員、臨時的に任用された職員であって人事評価の結果を給与等へ反映する余地がない者、検事総長等には実施しないことができる。【政令3条】
実施権者	○行政機関の長 ○警察本部長	○所轄庁の長又は所轄庁の長が指定した部内の上級の職員【政令2条】
調査事項・評価項目	①特定有害活動との関係に関する事項 ②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 ③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 ④薬物の濫用及び影響に関する事項 ⑤精神疾患に関する事項 ⑥飲酒についての節度に関する事項 ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項 ※ このほか、①についての調査を効果的・効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるもの(評価対象者の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所等)を調査。	○能力評価…職員がその職務を遂行するに当たり発揮した発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価【政令4条1項】 ○業績評価…職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価【政令4条1項】 ※ 能力評価・業績評価の具体例【規程】 (能力評価:部長職の場合) ※職位によって差異がある。 ①倫理(国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行。) ②構想(所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、担当分野の重要課題について基本的な方針を示す。) ③判断(担当分野の責任者として、その重要な課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行う。) ④説明・調整(所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、局長を助け、困難な調整を行い、合意を形成する。) ⑤事務運営(国民の視点に立ち、不断の業務見直しを率先して取り組む。) ⑥組織統率(指導力を発揮し、部下の統率を行い、成果を挙げる。) (業績評価) ○評価者と被評価者の間で設定した目標等
同意の取得	○評価対象者の同意を得て調査を実施する。	○不要。
評価・調査の方法	○対象者本人やその関係者に質問。 ○対象者本人に資料の提出を要求。 ○行政機関や公私の団体に照会。 ※ いずれも調査を実施するために必要な場合に限る。	○評価期間中の発揮した能力・挙げた業績に関する自らの認識その他評価の参考となるべき事項について、被評価者本人から申告を行わせる。 【政令8条・13条、規程6条】 ○補助者(実施権者が指定)は、被評価者の職務遂行状況について情報提供することができる。【規程7条4項】
期間	○5年ごと。	○能力評価は1年ごと、業績評価は半年ごと。【政令5条3項・4項】
結果・理由の通知・開示	○実施権者は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に通知する。 ○その際に、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲で理由を通知。ただし、評価対象者が通知を希望しない場合は理由を通知しない。	○実施権者は、人事評価を実施したときは、能力・業績評価の全体評語を開示。 【政令10条・14条、府令第3条第1項、規程8条1項】 ○全体評語の開示を希望しない被評価者や、警察職員等のうち全体評語の開示により業務の遂行に著しく支障が生じるおそれがある職員として実施権者が指定する者には結果を開示しなくてもよい。【府令3条1項、規程8条1項】 ○ただし、全体評語が下位の場合には、いずれの被評価者に対しても当該全体評語を開示しなければならない。【府令3条2項、規程8条4項】 ○結果を通知する際に、理由その他参考となる事項を通知。【規程8条2項】
苦情への対応	○苦情に対応する制度を設け、適切に対応。	○苦情について適切に対応すると規定。【政令20条、府令4条、規程15条】

適性評価に関する個人情報の利用・提供の制限について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第8条第1項は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを禁止しているが、その例外として、同条第2項各号に規定する場合には、本来の利用目的以外に保有個人情報を利用することなどが認められている。これによれば、適性評価の実施に同意しなかったこと、適性を有すると認めるかどうかの結果及び適性評価の実施に当たって取得する個人情報（以下「適性評価に関する個人情報」という。）についても、適性を有すると認められた者以外の者が特定秘密を取り扱わないようにする目的以外での利用・提供が認められることとなるが、こうした目的外での適性評価に関する個人情報の利用・提供には、次のとおり問題がある。

① 本人の同意があるとき等（第1号）

本人の同意がある場合には、適性評価に関する個人情報を目的外利用することができることとなるが、評価対象者本人が、適性評価に関する個人情報を目的外利用することに同意した場合、適性を有しないと認められたことを理由に、又は適性を有すると認められたものの、飲酒に関する節度の問題が見受けられることを理由に、人事評価の実施権者が下位の人事評価を行う可能性があることが否定できない。適性評価は、評価対象者の能力を評価するものではなく、たとえ本人の同意があったとしても、これを人事評価に利用することが認められれば、評価対象者が正確な情報を提供することを躊躇し、適性評価の実効性を損なうことになりかねない。

また、適性を有すると認めるかどうかの結果は、特定秘密を厳格に保護するためのツールという公益性の強い側面を有しており、個人が自由に処分できる個人情報とし、その取扱いを個人の判断に委ねることは適当ではない。

② 行政機関内部で利用する場合であって、当該個人情報を利用すること

について相当の理由のあるとき（第2号）

例：適性を有しないと認められた職員について、特定秘密を取り扱うことはないものの、取扱いに注意を要する情報を取り扱う職に配置しないといた人事上の措置を執ることは、本号にいう「相当な理由のあるとき」として認められる場合がある。

③ 他の行政機関等に提供する場合であって、当該個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき（第3号）

例：適性を有しないと認められた職員を別の行政機関に出向させる場合に、出向先の職が特定秘密を取り扱う職ではないものの、取扱いに注意を要する情報を取り扱う職であることから、当該職員について適性を有しないと認められたことや、適性評価の過程で当該職員に自己の資力に照らし不相応な金銭消費があることが判明したことなどを通知することは、本号にいう「相当な理由のあるとき」として認められる場合がある。

②及び③について、適性評価において取得される個人情報は、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものを含んでおり、慎重な取扱いが求められるところ、例外的にせよ、目的外の利用・提供が認められるとすれば、評価対象者は適性評価の実施以外の目的のために、自らの個人情報が、人事上の措置等において利用・提供されるのではないかといった懸念が払拭できず、適性評価の実施に当たって、また、実施後も不信感や不安感が生じるおそれがある。また、こうしたプライバシーに深く関わる情報を取得して行う適性評価の実施について同意をしなかったこと又はかかる情報を取得した上で評価した結果である適性を有すると認めるかどうかの結果についても、適性を有すると認められた者以外の者が特定秘密を取り扱わないようにする目的以外での利用・提供が認められるとすれば、適性評価において取得される個人情報の場合と同様に、不信感や不安感が生じるおそれがあり、適性評価制度そのものの信頼性に疑問が生じ、適性評価を受けること自体を躊躇するなど、適性評価制度の実効性を損なうことにもなりかねない。

④ 統計の作成又は学術研究のために提供するときその他個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（第4号）

例：我が国と諸外国との適性評価制度の比較研究を行う機関に対し、
例えば、評価対象者の属性及び適性を有すると認めたかどうかの
結果を提供することは本号により認められる。

専ら統計の作成や学術研究のために個人情報を利用する場合には、特定個人が識別できない形で用いられるのが通常であることから、本号の規定に基づいて、適性評価に関する個人情報を目的外提供したとしても、②及び③の場合に生じたような適性評価制度の実効性を損なうおそれが生じることは考えにくい。しかしながら、適性を有すると認めるかどうかの結果について、適性評価を実施した行政機関、評価対象者の職位等の属性とを結びつけて分析、研究することで、適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となることがあり得る。評価基準が明らかとなれば、特定秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、適性評価制度の実効性の確保に支障が生じる可能性がある。

以上のとおり、適性評価に関する個人情報の目的外利用・提供を認めると、適性評価制度の実効性を損なう可能性があることから、行政機関個人情報保護法第8条第2項よりも、更に目的外利用・提供の範囲を制限し、適性を有すると認められた者以外の者が特定秘密を取り扱わないようにする目的以外での利用・提供を禁止することとする。

ただし、適性評価で調査する事項は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に規定する欠格条項、分限処分又は懲戒処分（以下「懲戒処分等」という。）の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価を実施するために行う調査において、評価対象者について懲戒処分等に該当する事由が明らかになることも想定される。このような個人情報を懲戒処分等のために、利用・提供することも禁止することとする場合、行政機関の長及び警察本部長において、懲戒処分等に該当する事由の存在を認識しながら、何らの措置を取ることができず、結果として職務を遂行することについての適格性を欠く者をその職位にとどまらせるという不合理な事態が生じることとなる。したがって、適性評価の実施によって懲戒処分等に該当する疑いが

生じたときに限って、個人情報の利用・提供を例外的に認めることとする。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十八号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3、4 （略）

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づき、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

【趣旨】

本条は、保有個人情報の利用・提供について、利用目的外の利用・提供を原則として禁止し、本人の利益や社会公共の利益になる場合など一定の場合にのみ、利用目的外に利用・提供することができることを定めるものである。

【解説】

一 保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の原則禁止(第一項)

ア 保有個人情報本来の利用目的以外の目的のために利用・提供された場合、本人の予期せぬ利用等による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させる。このため、法令に基づき、利用目的以外の利用・提供を原則として禁止したものである。

イ 他の「法令に基づき」を利用目的以外の利用・提供の原則禁止の対象から除外したのは、他の法令の規定は、それぞれの立法目的から保有個人情報の利用・提供を可能としており、合理性が認められるためである。

なお、本項は、他の法令に基づき、利用目的以外の利用・提供をし得るとする

ものであり、本項により利用・提供が義務付けられるものではない。実際に利用・提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。

(参考) 該当する法令の例

- ・ 国会法第百四条
- ・ 会計検査院法第二十四条から第二十八条まで
- ・ 総務省設置法第六条第二項
- ・ 国家公務員法第百条第四項
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の三から第五十八条の五まで
- ・ 土地改良法第百十八条第六項
- ・ 民事訴訟法第百八十六条、第二百二十三条第一項及び第二百二十六条
- ・ 刑事訴訟法第百九十七条第二項及び第五百七条

二 保有個人情報の利用目的以外の利用・提供制限の例外(第二項)

行政機関の保有する個人情報については、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、国民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、他の行政の遂行のために有効利用を図ることも必要であり、また、本人の利益や社会公共の利益のために利用目的以外に利用・提供することが要請される場合もある。このような場合にあつては、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を衡量し、例外的に利用目的以外の利用・提供ができることとしたものである。

(1) 「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」(本項ただし書)

第一号から第四号までに該当する場合であつても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報を利用・提供してはならないとしたものである。

(2) 「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」(第一号)

ア 本人の同意があるときや本人に提供するときは、一般的には本人の権利利益を侵害するおそれは少ないと考えられることから、利用目的以外に保有個人情報を利用・提供することができることとしたものである。

ただし、本人の同意があるときや本人に提供するときであつても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外に利用・提供することはできない。例えば、本人の同意があつたとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。

イ 「本人の同意」は、書面によることを要しない。なお、利用目的以外の利用・提供を行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用・提供が可能となるように利用目的を設定しておくべきである。

ウ 「本人に提供するとき」とは、行政機関の長の判断により本人に提供する場合をいい、

第十二条に基づく本人からの開示請求に応じて開示する場合は含まれない。

(3) 行政機関内部の利用(第二号)及び他の行政機関等への提供(第三号)

ア 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、それぞれ法令の定めるところにより公共性の高い事務を遂行しており、このような法令の定める事務又は業務を遂行するに当たり、国民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、行政機関が保有する保有個人情報を利用目的以外に利用することが必要な場合が考えられる。

第二号及び第三号は、保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の原則禁止の例外として、行政機関が保有個人情報を内部で利用する場合、又は行政機関から他の行政機関等が保有個人情報の提供を受けて利用する場合について、法令の定める当該機関の事務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由がある場合にのみ、保有個人情報を利用目的以外に利用・提供できることとしたものである。

イ 「相当な理由のあるとき」とは、行政機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当な理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の利用・提供が許容されるという本号の趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

(4) 行政機関等以外の者への提供(第四号)

ア 「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とは、保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。

専ら統計の作成や学術研究のために保有個人情報を利用する場合には、特定個人が識別できない形で用いられるのが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少ない、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の利用・提供の原則禁止の例外としたものである。

イ 「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」とは、例えば、緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合等が考えられる。

ウ 「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」とは、本来行政機関において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に即して、「相当な理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、①行政機関に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること、③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、正に特別の理由が必要とされる。

例えば、国際協力のため外国政府、国際機関等に提供する場合等が考えられる。

三 「保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない

解説 行政機関等個人情報保護法

総務省行政管理局

特定秘密の保護に関する法律、自衛隊法、MDA秘密保護法の罰則の比較

	特定秘密の保護に関する法律案	自衛隊法	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(MDA秘密保護法)(罰則)	相違点とその理由
漏えい	<p>第十六条 特定秘密を取り扱うこととを業務とする者がその業務により知り得た特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密を取り扱うこととを業務としなくなつた後に、<u>おいても、同様とする。</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うこととを業務とする者がその業務により知り得た防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うこととを業務としなくなつた後においても、同様とする。</p> <p>2 前項の未遂罪は、罰する。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>第三条 左の各号の<u>一年以下の懲役に処する。</u></p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>三 <u>特別防衛秘密を取り扱うこととを業務とする者で、その業務により知り得た、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの</u></p>	<p>本法案、自衛隊法とともに、取扱業務者の漏えい行為を処罰対象としているが、法定刑が異なる。</p> <p>自衛隊法第122条第1項は、漏えいながらもたらず影響として、自衛隊の任務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して防衛秘密の取扱業務者による漏えい罪の法定刑を5年以下の懲役としているが、本法案は、特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪(MDA秘密保護法第3条第1項第3号)及び営業秘密の故意の開示等の罪(不正競争防止法(平成5年法律第47号)第21条第1項第4号ないし第6号)の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスを考慮し、特定秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としている。</p> <p>また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、本法案では、罰金刑を任意的に併科することとしている。</p>

<p>漏えい</p>	<p>第十六条 (略) 2 前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。 3～5 (略)</p>	<p>第三百二十二条 (略) 2 前項の未遂罪は、罰する。 3～6 (略)</p>	<p>(罰則) 第三条 (略) 2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。 3 前二項の未遂罪は、罰する。</p>	<p>本法案では業務知得者の漏えい行為を処罰対象としているが、自衛隊法は処罰対象としていない。 防衛秘密制度創設時の想定では、 ○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が当該防衛秘密を漏えいする行為を厳格に防止し、秘密の漏えいをその根元において制止すれば、通常、秘密は十分に保全されるものであり、また、<u>刑罰法規の性質にかんがみ必要最小限の規制を行うこととした。</u> とされている（自衛隊法改正当時の想定）。 一方、本法案においては、業務知得者が特定秘密を漏えいした場合であっても、その結果がもたらす影響は取扱業務者によるものと変わるところはなく、本法案は業務知得者の漏えい行為をMDA秘密保護法と同様に処罰対象としているが、その処罰対象範囲はMDA秘密保護法よりも狭く、行政機関又は都道府県警察の職員に限定している。</p>
<p>漏えい</p>	<p>第十六条 (略) 2 (略) 3 前二項の罪の未遂は、罰する。 4・5 (略)</p>	<p>第三百二十二条 (略) 2 前項の未遂罪は、罰する。 3～6 (略)</p>	<p>(罰則) 第三条 (略) 2 (略) 3 前二項の未遂罪は、罰する。</p>	<p>本法案では、業務知得者による漏えい行為の未遂を処罰対象としているが、自衛隊法は処罰対象としていない。</p>

<p>過失漏えい</p>	<p>第十六条 (略) 2・3 (略) 4 過失により第一項の罪を犯した者は、<u>二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金</u>に処する。 5 (略)</p>	<p>第二百二十二条 (略) 2 (略) 3 過失により、<u>第一項の罪を犯した者</u>は、<u>一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金</u>に処する。 4～6 (略)</p>	<p>第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知り得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、<u>二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金</u>に処する。 第四条 (略) 2 前項に掲げる者を除き、業務により知り得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、<u>一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金</u>に処する。</p>	<p>本法案、自衛隊法とともに、取扱業務者の過失漏えい行為を処罰対象としているが、法定刑が異なる。 本法案では、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MD A 秘密保護法とのバランスを考慮し、2年以下の禁錮としている。</p> <p>本法案では、業務知得者の過失漏えい行為を処罰対象としているが、自衛隊法では処罰対象としていない。</p>
<p>取得</p>	<p>第十七条 次に掲げる行為により行政機関、都道府県警察又は契約業者が保有する特定秘密を取得した者は、<u>十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金</u>に処する。</p>	<p>(罰則) 第三条 左の各号の一に該当する者は、<u>十年以下の懲役に処する</u>。</p>	<p>本法案では、限定列挙された特定の取得行為を処罰対象としているが、自衛隊法では処罰対象としていない。 防衛秘密制度創設時の想定では、 ○ 秘密の漏えいについては、元来、秘密の事項を業務上正当に知得、領有した者が、よくこれを確保すれば、秘密が漏えいするおそれは極めて少ないものと考えられ、したがって、業務により防衛秘密を知得、領有する者が当該防衛秘密を漏えいする行為を厳格に防止し、秘密の漏えいをその根源において制止すれば、本来、秘密の保全は十分に保たれるものであると考えている。</p>	

<p>取得</p>	<p>一 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為</p> <p>二 財物の窃取</p> <p>三 施設への侵入</p> <p>四 施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特定秘密を保有する者(次号及び第八号において「保有者」という。)の同意なくは、</p> <p>五 映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為</p> <p>六 施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知してこれらの内部の音声を情報に変換する機能を用いる機器を使用する行為</p>	<p>一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>○ また、刑法の謙抑主義にかんがみれば、処罰対象を必要最小限に止める必要があるものと考えている。</p> <p>とされている(自衛隊法改正当時の想定)。</p> <p>しかし、財物の窃取、不正アクセス又は特定秘密の管理場所への侵入等、取扱業務者の管理を侵害する行為を手段として特定秘密を直接取得する場合には、取扱業務者等による漏えい行為が介在しないため、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できない。</p> <p>また、欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑え、特定秘密を取得する場合には、取扱業務者等に漏えいの故意がないなど、漏えい行為の処罰が困難な場合がある。</p> <p>このため、本法案では、MDA秘密保護法のように広く探知・収集行為を処罰するものとせず、特定秘密の管理場所への侵入等の管理侵害行為や欺罔・暴行・脅迫による特定秘密の取得行為を限定列挙して、例えば望遠鏡等による覗き見や聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為のようないくつかの例外を除き、一定水準に満たない不十分な管理を前提とするものを処罰の対象から除外している。</p>
------------------	--	--	---

<p>取得</p>	<p>七 有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為</p> <p>八 不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)、正当な理由がないのに刑法(明治四十年法律第四十五号)第六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による保有者の管理を害する行為</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 前項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の未遂罪は、罰する。</p>	<p>本法案では、限定列挙された特定の取得行為の未遂を処罰対象としているが、自衛隊法では処罰対象としていない。</p>
-----------	--	--	--	---

<p>共謀 独立教唆 煽動</p>	<p>第十八条 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。 2 (略)</p>	<p>第二百二十二条 (略) 2・3 (略) 4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。 5・6 (略)</p>	<p>第五条 第三條第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。 2 (略) 3 第三條第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。 4 (略)</p>	<p>本法案、自衛隊法ともに共謀、独立教唆、煽動行為を処罰対象としているが、法定刑が異なる。 本法案においては、取扱業務者による故意の漏えい罪及び取得罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MD A 秘密保護法のバランスを考慮して、5年以下の懲役とする こととしている。</p>
<p>第十八条 (略) 2 第十六條第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。</p>		<p>第五条 (略) 2 第三條第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。 3 第三條第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。</p>	<p>本法案では、業務知得者の漏えい行為の共謀、独立教唆、煽動を処罰対象としているが、自衛隊法では処罰対象としていない。</p>	

問10 「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」の内容について問う。また、正犯を「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とした理由について問う。

(答弁資料)

- 1 「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。「業務」とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではないと考えている。
- 2 「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」の主要な例としては、
 - ① 防衛秘密を担当する防衛庁職員
 - ② 防衛秘密の製作、修理等を行っている企業の工場等で、その仕事に当たっている（防衛秘密を担当する）従業員
 - ③ 情報交換等の一環として自衛隊から防衛秘密の提供を受けている外務省、内閣情報調査室等の（防衛秘密を担当する）職員が挙げられる。
- 3 なお、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が当該防衛秘密を漏えいする行為を厳格に防止し、秘密の漏えいをその根元において制止すれば、通常、秘密は十分に保全されるものであり、また、刑罰法規の性質にかんがみ必要最小限度の規制を行うこととしたことから、正犯の対象を「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」としたものである。

問24 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）では、探知・収集罪を設けているが、今回の自衛隊法の一部を改正する法律（仮称）案によって、自衛隊法（昭和29年法律第165号）に探知・収集罪を設けないこととした理由を問う。

- 1 秘密の漏えいについては、元来、秘密の事項を業務上正当に知得、領有した者が、よくこれを確保すれば、秘密が漏えいするおそれは極めて少ないものと考えられ、したがって、業務により特別秘密を知得、領有する者が当該特別秘密を漏えいする行為を厳格に防止し、秘密の漏えいをその根源において制止すれば、本来、秘密の保全は十分に保たれるものであると考えているところである。

（注） 実際、過去の防衛庁の秘密漏えい事件は、業務上正当に知得、領有した者から、秘密に該当する事項が、転々漏出していったケースばかりであり、業務上正当に知得、領有した者が介在しない事件は皆無である。

- 2 また、刑法の謙抑主義については、「あらゆる違法行為、あらゆる有責行為者を当然の対象とすべきではなく、刑罰は、必要やむをえない範囲においてのみ適用されるべきである」とする考え方であり、「謙抑主義は、刑法の立法においても、解釈においても、つねに考慮されるべき基本原理」とされているところである（大塚仁「刑法概説（総論）改訂版」有斐閣6ページ以下参照）が、こうした刑法の謙抑主義にかんがみれば、処罰対象を必要最小限に止める必要があるものと考えているところである。
- 3 以上を踏まえ、今回の自衛隊法の一部を改正する法律（仮称）案による改正後の自衛隊法（昭和29年法律第165号）には、探知・収集罪を設けないこととしたものである。
- 4 なお、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）においては、「防衛秘密」に関し、探知・収集罪を設けている。同法に規定する「防衛秘密」は、我が国の秘密ではあるが、一方で、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等に関する秘密であり、これが一旦漏えいすれば、以後アメリカ合衆国から装備品等に関する秘密の供与を受けることが困難になるおそれがあるなど、単に我が国だけの問題に止まらない可能性が高い。こうしたアメリカ合衆国の我が国の外交上・安全保障上の位置付けからみて、MDA秘密保護法においては、秘密保護に関して、探知・収集罪をも設け、その徹底を図ったものであり、今回の自衛隊法の一部を改正する法律（仮称）案により設けられる「特別秘密」の制度とは、その性質を異にするものであると考えているところである。

別表各号に該当する特定秘密と情報公開法第5条各号の不開示情報との対応関係について

1 情報公開法第5条第3号の不開示情報との関係

(1) 情報公開法第5条第3号の内容

行政機関の情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条は、不開示情報として、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を規定している（第3号）。

ここでいう「国の安全」とは、「国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態」をいい、具体的には、「直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外の脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなど」が該当するとされ、「国の安全が害されるおそれ」とは「これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益に対する侵害のおそれがあると考えられる場合を含む。）」と解されている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61頁。以下「詳解情報公開法」という。）。

次に、「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」（中略）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれ」をいい、具体的には、「公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する」と解されている（詳解情報公開法61頁）。

また、「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」と

は、「他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれ」をいい、具体的には、「交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が執ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報」が該当するとされている（詳解情報公開法62頁）。

(2) 本法案の別表各号に該当する特定秘密との関係について

本法案の別表各号に該当する特定秘密と情報公開法第5条第3号に掲げる不開示情報との関係は次のとおりである。

ア 別表第1号（防衛に関する事項）に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、例えば、自衛隊の運用状況、各部隊や自衛隊全体が保有する武器等の種類・個数等が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、我が国に対して侵略を企図する外国が自衛隊の部隊の配置の隙を狙って侵略を行ったり、自衛隊の装備品の弱点をつくための兵器を開発を行うなどし、この結果、「国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛する」という自衛隊の任務の円滑な遂行に支障及ぼすこととなるため、「国の安全」、すなわち、国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態が害される事態が生じ得る。

また、外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた防衛に関する情報が公になった場合、他国との間の約束に反するばかりか、他国の情報収集能力等が明らかとなって、他国に不当に不利益を与え、信頼関係を損なうことにもなりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「国の安全が害されるおそれ」又は「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」があり、情報公開法第5条第3号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

イ 別表第2号（外交に関する事項）に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、例えば、安全保障に関する外国の政府との協力、例えば、核実験を実施しようとする国に対して各国が協力してとる対応が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、国際的な協力の隙を突いた対抗措置が講じられ、結果、

「国の安全」、すなわち、国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態が害される事態が生じ得る。

また、外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた外国政府の内部事情に関する情報が公になった場合、他国との間の約束に反するばかりか、他国の情報収集能力等が明らかとなって、他国に不当に不利益を与え、信頼関係を損なうことにもなりかねない。

このほかにも、領域の保全に関する外国との交渉のための対処方針が公になった場合には、我が国が交渉を行う際の交渉戦略や最終的に譲歩可能と考えている条件が明らかとなり、我が国に不利な形で交渉が進められることとなる。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「国の安全が害されるおそれ」、「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」又は「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」があり、情報公開法第5条第3号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

ウ 別表第3号（テロリズム等防止に関する事項）に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、重要施設の警備の実施状況や重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、警備が手薄な施設や時期を狙ったり、治安機関の対応要領を逆手にとった手法によるテロ活動が行われ、「国の安全」、すなわち、国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態が害される事態が生じ得る。

また、外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた国際テロ組織関係者の動向や大量破壊兵器関連物質の不正取引に関する情報が公になった場合、他国との間の約束に反するばかりか、他国の情報収集能力等が明らかとなって、他国に不当に不利益を与え、信頼関係を損なうことにもなりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「国の安全が害されるおそれ」又は「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」がある情報といえることから、情報公開法第5条第3号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

エ 別表第4号（諜報活動等防止に関する事項）に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報やサイバー攻撃等の諜報活動等からの工作活動に対処するために講じている防御措置等が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、外国情報機関が監視の目を逃れて諜報活動を行ったり、我が国が講じている防御措置の脆弱性を突いたサイバー攻撃を行い、自衛隊の作戦計画や武器の性能等、他国が入手し悪意をもって使用することで我が国の国民の生命が脅威にさらされるおそれのある情報が外国情報機関を通じて他国政府等に渡り、その結果、「国の安全」、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態が害される事態が生じ得る。

また、国際機関又は外国の情報機関から秘密の保全を前提に得た諜報活動等防止に関する情報が公になった場合、他国との間の約束に反するばかりか、他国の情報収集能力等が明らかとなって、他国に不当に不利益を与え、信頼関係を損なうことにもなりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「国の安全が害されるおそれ」又は「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」があり、情報公開法第5条第3号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

2 情報公開法第5条第4号との関係**(1) 情報公開法第5条第4号の内容**

情報公開法第5条第4号は、不開示情報として、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を規定している。

ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する」とされているが、「刑事訴訟法以外の特別法以外により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、

暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの」や、「公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報」も本号に該当するとされている。(詳解情報公開法67～68頁)

(2) 本法案の別表各号に該当する特定秘密との関係について

本法案の別表各号に該当する特定秘密と情報公開法第5条第4号に掲げる不開示情報との関係は次のとおりである。

ア 別表第1号(防衛に関する事項)に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、自衛隊施設等の内部構造やその警備計画の内容に関する情報が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、テロ組織が、警備が手薄な時間を狙ったり、施設の比較的脆弱な部分から進入して攻撃することが可能となり、結果として、我が国に対するテロ行為を助長することになりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」があり、情報公開法第5条第4号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

イ 別表第2号(外交に関する事項)に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、国際テロ活動や大量破壊兵器関連物資の不正取引を防止するための国際的な協力の内容が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、各国が行っている協力の間隙について国際テロ組織が活動を拡大したり、大量破壊兵器関連物資の不正取引を実行することが可能となり、結果、我が国に対するテロ行為を助長することになりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」があり、情報公開法第5条第4号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

ウ 別表第3号(テロリズム等防止に関する事項)に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、重要施設の警備の実施状況や重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領が挙げられる

が、仮にこれらが公になった場合、警備が手薄な施設や時期を狙ったり、かつ、治安機関の対応要領を逆手にとった手法によるテロ活動を行うことが可能となり、結果として、我が国に対するテロ行為を助長することになりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」があり、情報公開法第5条第4号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

エ 別表第4号（諜報活動等防止に関する事項）に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報や大量破壊兵器関連物資の不正取引に関し治安機関が入手した情報等が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、外国情報機関や大量破壊兵器関連物資の不正取引に従事する者が、我が国が把握している情報を逆に利用して活動を行うことにより、違法な情報収集活動や不正取引の取締りから免れることが可能となりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」があり、情報公開法第5条第4号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

【参考条文】

**○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）
（抄）**

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・二 （略）

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑

13/06/24内調内検討済み

の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある
と行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五・六 (略)

別表第3号イとロの関係について

本法案別表第3号においては、

- ① 「安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力」（同号イ）の
 - 1) 「方針」として、安全保障に関する外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との交渉又は協力において我が国が達成すべき目標及びそれらを実現するための方策（例えば、外国による核実験に際して、当該国に対する関係国と共同して講じる対処措置についての方針が考えられる。）
 - 2) 「内容」として、安全保障に関する外国の政府等との交渉の過程や協力の具体的内容に関する事項（例えば、外国による核開発を放棄させるために当該国に対して他の関係国と協調して行う働き掛けの実施状況が考えられる。）
- ② 「安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）」（第3号ロ）として、安全保障に関して我が国として独自に講ずる様々な措置又はその方針（例えば、外国が弾道ミサイルを発射した場合に執る措置（入国禁止、貨物の輸出入の禁止、関係団体等の資産の凍結等）の方針が考えられる。）

を規定している。

このうち、第3号イの安全保障に関する外国政府等との協力の方針又は内容は、例えば、国際連合安全保障理事会の決議（以下「安保理決議」という。）に基づき外国に対して制裁措置を講ずる場合などにおいて、同号ロの安全保障のために我が国が実施する措置又はその方針との間で事項に重複する部分があるかのようにも見える。例えば、一定の物資の輸出禁止を加盟国に求める安保理決議を受けて、我が国においても当該物資の輸出を禁止した場合、協力国から情報を得て当該物資の我が国を経由した密輸出を防止するための措置を講ずれば、当該措置は安保理決議に基づく輸出禁止に抜け穴が生じな

いようにするための協力であると同時に、我が国の輸出禁止の実効性を確保するための措置でもあり得る。

しかしながら、第3号イの外国の政府等との協力に関する事項は、我が国の政府と外国の政府等とが様々な対応を一致して、又は役割分担の下に実施するに際して、それらの対応の総合的な実効性を確保すべく、我が国の政府と外国の政府等との間で信頼関係を維持し、協力の手の内が明らかになることを防止するために秘匿すべき事項である一方、同号ロの安全保障のために我が国が実施する措置に関する事項は、外国の政府等と協力して行う場合だけでなく、我が国が単独で実施する場合も含め、我が国が実施する措置そのものの実効性を確保すべく、当該措置の手の内が明らかになることを防止するために秘匿すべき事項である。したがって、上記の例に見られるように、我が国の対応が同号イとロのいずれにも該当する場合があるとしても、これら各号に規定している事項には概念的な重複があるわけではない。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第1条第3項に規定する事項と自衛隊法別表第4に掲げる事項において重複する事項について

MDA秘密保護法(第1条第3項)		自衛隊法別表第4	
第1号イ	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての構造又は性能	8号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法 ※6号の「防衛の用に要する通信網の構成又は通信の方法」及び7号の「防衛の用に供する「暗号」も該当する場合がある(以下この表において同じ。)
第1号ロ	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての製作、保管又は修理に関する技術	9号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は試験の方法
	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての製作、保管又は修理に関する技術		
	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての製作、保管又は修理に関する技術	9号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は試験の方法
第1号ハ	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての使用の方法	8号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
第1号ニ	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての品目及び数量	5号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
第2号	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、第1号イからハまでに掲げる事項に関するもの	8号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
		9号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は試験の方法

※1「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう(MDA秘密保護法第1条第2号)。

※2 MDA秘密保護法第1条第3項第2号に基づき特別防衛秘密に指定されるものとしては、「未だ我が国に供与されていない装備品等に関する知識をMSA協定に基づく援助として供与された場合」とされている。(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法精義(郡祐一著。柏林書房))

拡張解釈の禁止に関する規定を設ける理由について

本法案では、

- 防衛秘密と同様に秘密の対象となり得る事項を別表で具体的に限定列挙して秘密の範囲を明確化するとともに、行政機関の長が特定秘密の指定をし、指定の必要がなくなったものは速やかに指定を解除することを法律で規定すること等により恣意的な指定を排除する
- 適性評価制度について、対象者の同意を要件とし、調査事項を具体的に限定列挙して恣意的な調査を排除する
- 罰則について、判例法理により正当な取材活動は漏えいの教唆として処罰対象とならないこととなっていることに加え、処罰対象とすべき取得行為を具体的に限定列挙し、正当な取材活動が処罰される余地を排除する
- 附則で内閣法（昭和22年法律第5号）を改正し、内閣情報官に特別秘密の保護に関する総合調整等の事務を掌理させ、適切かつ統一的な運用を確保する

等により、適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っている。

しかしながら、特定秘密の特質から特定秘密そのものを条文に規定できるものではなく、また、罰則についても、漏えいの教唆は、一般の国民が処罰対象になり得、更に適性評価制度は他の法律に類を見ない制度を導入するものであることから、本法案に近い性格を有する日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「MDA秘密保護法」という。）第7条（この法律の解釈適用）に同様の規定があることを踏まえ、国民の知る権利や取材の自由等の国民の基本的人権を尊重し、政府として本法案の成立・施行後の適切な運用に万全を期すべきことを入念的に明らかにするものである。

なお、自衛隊法の防衛秘密にはこのような規定は置かれていないが、防衛秘密に係る自衛隊法の一部改正に関する国会審議において、参議院の附帯決議に「防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を侵害することがないように運用すること」が盛り込まれている。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

（拡張解釈を禁止するその他の例）

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）

（この法律の解釈適用）

第二条 この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

○破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）

（この法律の解釈適用）

第二条 この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

【参考資料】

○町田充「防衛秘密保護法解説」

（23～26頁）

かくて、衆議院では、政府原案通り可決されたが、参議院に送付されると、果然各派から修正案が提出される勢となった。（中略）このように、政府原案に対して三修正案が入り亂れ、一時は法案の成行が混とんとして、その成立が危ぶまれたが、最終的に自由黨、改進黨、綠風會が次の要領で調整を図ることとなったので、五月二六日別記のような附帯決議を附して参議院を通過し、同日衆議院に回付され、衆議院は参議院の回付案に同意したので、同

月二九日成立することとなつた。

(中略)

八 「この法律の適用に當つては、これを擴張して解釋し、國民の基本的人權を不當に侵害することがあつてはならない」旨の宣言規定を加える。

(58頁)

(趣旨) いうまでもなく、參議院の修正で追加された規定であつて、本法の濫用防止を戒めたものである。

一般に、法令の解釋には、文理解釋と論理解釋とに大別され、論理解釋には、さらに、擴張解釋、縮小解釋、反對對解釋、類推解釋等があるものとされている。本條にいう「擴張して解釋して」というのが、一切の擴張解釋まで禁止するものかどうか必ずしも明確ではないが、もつぱら本條を追加した趣旨が濫用防止にあるところから考えても、「國民の基本的人權を不當に侵害する」ことになるのでなければ、一つの解釋方法としての擴張解釋までも禁止したものと解すべきではなからう。

案文を所説いたします。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、テロ根絶に対する我が国の主体的な外交努力を一層進めるとともに、国連を中心とした国際的な枠組みの構築に努めること。
- 二、国民生活及び経済システムなどがテロによって脅かされることのないよう、包括的なテロ対策を講ずるとともに、あわせて邦人保護、テロ資金調達根絶対策等に万全を期すること。
- 三、アフガニスタンの平和と復興のために積極的なイニシアティブをとること。
- 四、自衛隊の派遣については、派遣先の状況の推移を十分に踏まえ、実施すること。
- 五、国連の承認の付議については、対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日から二十日以内であっても、可能な限り速やかに求めること。

右決議する。

以上でございませう。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敏三君) ただいま山本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(武見敏三君) 多数と認めます。よって、山本君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議することと決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田内閣官房長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。福田内閣官房長官

○國務大臣(福田康夫君) ただいま御決議のありましたいわゆるテロ対策特別措置法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重して努力してまいります。

○委員長(武見敏三君) 次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(武見敏三君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

木俣君から発言を求められておりますので、これを許します。木俣佳文君

○木俣佳文君 私は、ただいま可決されました自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を所説いたします。

自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、公共の安全と秩序の維持に関する責任は、第一義的に警察が担うとの原則を改めて確認し、いよいよ、この原則を逸脱することのないよう配慮すること。
- 二、自衛隊の部隊等による警備出動は、治安出動に至らない事態の下における自衛隊の活用という視点から、必要に応じ今後検討すること。
- 三、防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を侵害することがないよう運用すること。

右決議する。

以上でございませう。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敏三君) ただいま木俣君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(武見敏三君) 多数と認めます。よって、木俣君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議することと決定いたしました。

○國務大臣(中谷元君) ただいま御決議のありました自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、御趣旨を十分踏まえまして努力してまいります。

○委員長(武見敏三君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(武見敏三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

(参照)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する修正案

法制局持込み資料について

1/1 ページ

法制局持込み資料について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月25日 17:28

宛先: 淡路 恵介(副長官補本室); 櫻井 壮太郎(副長官補本室); 丸山 洋平(安危本室);

添付ファイル: 各省送付用.zip (4 MB)

関係省庁各位 殿

いつも大変お世話になっております。午前中に送りました資料につき、追加分を添付します。

昨日の法制局での指摘を踏まえて修正したものです。なお、法案概要につきましては、午後法制局より指摘があったものを修正しましたので、午前中に送りました法案概要とは異なりますので、よろしく願います。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail

.....

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関(※)の長は、別表に該当する事項(公になっていないものに限る。)であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間(上限5年)を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価の実施

ア 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

・ 適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等(以下「職員等」という。)

・ 行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者

イ 適性評価の有効期間は、原則として5年とする。

ウ 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる職員等の同意を得て、①テロ活動(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれ

を強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

エ 当該職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他のウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。

オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。

キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応する。

ク ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②適性を有するかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、行政機関個人情報保護法の規定にかかわらず、欠格条項等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

イ 業務により特定秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）（検討中）

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

(3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

(4) 内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。ち及びりにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動防止（テロ活動による被害の発生・拡大の防止（テロ活動の抑止を含む。以下「テロ活動防止」という。））のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

- ロ テロ活動防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロ活動防止に関し収集した重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

【第4号（外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止（当該活動の抑止を含む。以下「外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他の外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に関し収集した重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止の用に供する暗号

説明資料

※ 業務知得者に対する罰則については検討中。

- 1 趣旨中の「適確に保護する体制」に類似の立法例
- 2 本法案における「行政機関」の範囲及び単位について
- 3 本法案の対象とする特定秘密の特質について
- 4 特定秘密の範囲を「公になっていないもの」及び「特に秘匿することが必要であるもの」とする理由
- 5 本法案に特定秘密の指定の解除と有効期間に関する規定を置く理由について
- 6 業務知得者と適性評価との関係について
- 7 特別職の国家公務員（本法に規定する行政機関の職員に限る。）の守秘義務の有無と適性評価の対象外となる職について
- 8 適性評価の有効期間を5年とすることについて
- 9 適性評価の実施に当たって同意を取得する理由について
- 10 適性評価における調査事項について
- 11 別表第1号及び第2号に掲げる事項とテロ活動及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動との関係について
- 12 テロ活動及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動との関係に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて
- 13 適性評価において公私の団体に照会を行う権限を規定することについて
- 14 適性評価の結果の通知を行う理由について
- 15 適性評価制度と人事評価制度との比較
- 16 適性評価に関する個人情報の利用・提供の制限について
- 17 特定秘密の保護に関する法律、自衛隊法、MDA秘密保護法の罰則の比較
- 18 別表各号に該当する特定秘密と情報公開法第5条各号の不開示情報との対応関係について
- 19 別表各号に掲げる各事項の対応関係と相違点及びその理由について
- 20 別表第2号イとロの関係について
- 21 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第1条第3項に規定する事項と自衛隊法別表第4に掲げる事項において重複する事項について
- 22 拡張解釈の禁止に関する規定を設ける理由について

1 趣旨中の「適確に保護する体制」に類似の立法例

■「秘密の保護上必要な措置」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄） （特別防衛秘密保護上の措置）

第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（秘密の保護上必要な措置の内容）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号） （抄）

（秘密区分）

第一条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要度に応じて、機密、極秘又は秘のいずれかに区分しなければならない。

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4 第一項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び極秘に該当しないものをいう。

（秘密区分の指定、変更及び解除）

第二条 国の行政機関（内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（以下「各省庁の長」という。）で、アメリカ合衆国政府から特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件の供与を受けたものは、その特別防衛秘密につき、前条に規定する秘密区分の指定を行わなければならない。

2 前項の国の行政機関の長は、同項の規定により指定した秘密区分を変更することができる。

3 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必要がなくなつたとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。

4 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密について、前三項の規定により秘密区分を指定し、変更し、又は解除したときは、必要に応じ、その旨を関係行政機関に通知しなければならない。

（標記）

第三条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件につき、これらが特別防衛秘密に属し、かつ、機密、極秘又は秘のいずれかに区分されている旨の標記をしなければならない。

- 2 各省庁の長は、前条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、速やかに、前項の標記を変更し、又は抹消しなければならない。
- 3 第一項の標記の様式は、別記様式のとおりとする。

(通知)

第四条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件であつて、前条の規定による標記ができないもの若しくは標記をすることが適当でないものについては、関係者に対し、文書又は口頭により、これが特別防衛秘密に属し、かつ、機密、極秘又は秘のいずれかに区分されている旨の通知をしなければならない。

- 2 各省庁の長は、第二条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、必要に応じ、速やかに、その旨を関係者に対し、文書により、通知しなければならない。

(掲示)

第五条 各省庁の長は、その管理する施設内にある特別防衛秘密に属する物件について、必要があるときは、その物件に近接してはならない旨の掲示を行うものとする。

(委託中における特別防衛秘密保護上の措置)

第六条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密を製作、修理、実験、調査研究、複製等のため政府機関以外の者に委託する場合は、委託中における秘密の漏えいの危険を防止するため、契約条項に秘密保持に関する規定を設ける等必要な措置を講じなければならない。

(特別防衛秘密保護上の措置の実施細目)

第七条 第二条から前条までに規定するもののほか、各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件の複製、送達、伝達、接受、保管、破棄等その取扱いに関し、特別防衛秘密の保護上必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する特別防衛秘密の保護上必要な措置の実施細目については、各省庁の長が定める。

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

(他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務)

第百十三条の四 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

- 一 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。
- 二 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。
- 三 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

- 四 防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手續に関する事。
- 五 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関する事。
- 六 当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関する事。
- 七 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関する事。
- 八 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する事。

(秘密の保護上必要な措置の内容)

- 自衛隊法施行令第百十三條の四第一号から第七号までに掲げる措置。
- 上記以外の「防衛秘密の保護上必要な措置」として、防衛秘密の保護上必要な措置に係る規則を定めること、防衛秘密の保護上必要な措置に係る教育が職員に対して行われていること、容易に窃取等されない施設整備等を設置していること等が該当すると解されている。(防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」60頁)

■「保護するため、…（必要な）体制」の例

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

○地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

■「情報を適正に管理…ための体制」の例

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

第三十一条（略）

2～4（略）

5 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

6・7（略）

（情報を適正に管理するための体制の内容）

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（抄）

（体制の整備等）

第二十二條の七 法第三十一条第五項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一～四（略）

五 設備部門に第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報（以下この条及び次条において「接続関連情報」という。）の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

イ 接続の業務の用に供する目的以外の目的のために接続関連情報を取り扱うことができないものであること。

ロ 必要に応じて区分された接続関連情報ごとにそれぞれ当該区分された接続関連情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。

ハ 当該システムを使用して接続関連情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した接続関連情報の内容及び当該接続関連情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。

六～十六（略）

■「情報の管理及び秘密の保持の方法…を適正に遂行するための体制」の例

○消費者契約法（平成十二年五月十二日法律第六十一号）（抄）

（適格消費者団体の認定）

第十三条（略）

2（略）

3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一・二（略）

三 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

四～七（略）

4 前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。（略）

5（略）

○消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）（抄）

（業務規程の記載事項）

第六条（略）

一（略）

二・三（略）

四 差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

五～八（略）

（情報の管理及び秘密の保持の方法の内容）

○適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン（平成19年2月16日制定・消費者庁企画課）（抄）

2. 適格消費者団体の認定

（8）業務規程の記載事項

エ 情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

規則第6条第4号に規定する「差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項」とは、当該管理及び方法によれば、情報が適切に管理され、また、秘密が適切に保持される蓋然性が客観的に認められる具体的な事項をいい、例えば、当該情報及び秘密が記載されている文書等の管理及び保存の方法、責任者の設置、当該文書等の盗難防止策、当該文書等へのアクセス制御（情報を取り扱うことのできる者の範囲の特定等）、啓発・研修の実施、サービス規定の整備等、情報の管理及び秘密の安全管理のための組織的、物理的、技術的な措置に関する事項が該当する。（略）

平成25年6月25日
内閣情報調査室

2 本法案における「行政機関」の範囲及び単位について

1 情報公開法等における「行政機関」の範囲の考え方

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）においては、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするべく、国政を執行するすべての行政機関を同法の適用対象とするため、第2条第1項に規定する範囲を「行政機関」としたものであり（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」（以下「詳解情公法」という。）17頁）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第1項においても、同様の趣旨から同法の「行政機関」の範囲を情報公開法と同一としている（「改訂逐条解説公文書管理法・施行令」（以下「逐条公文書管理法」という。）9～10頁、総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」（以下「解説行個法」という。）10頁）。

2 情報公開法等における「行政機関」の単位の考え方

情報公開法においては、行政文書の開示請求は府、省、委員会又は庁が処理すべきこととされるが、施設等機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の2）及び特別の機関（同法第8条の3）の中には、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、これを独立の対象機関とすることが適当なものがあり得ることから、これらの機関のうち政令で定めるものについては、その置かれている行政機関から分離し、独立の対象機関とするとの情報公開法法制の確立に関する意見（行政改革委員会行政情報公開部会平成8年12月16日）を受け、同法第2条第1項第4号及び第5号において、施設等機関及び特別の機関のうち、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、同法上の「行政機関」として、府、省、委員会及び庁と同様に扱うことが適当なものを政令で定

め、「行政機関」とすることができる（詳解情報公開法20～21頁）。そして、このような考え方については、行政機関個人情報保護法第2条第1項第4号及び第5号及び公文書管理法第2条第1項第4号及び第5号においても同様である（解説行個法11頁、逐条公文書管理法11～12頁）。したがって、情報公開法、行政機関個人情報及び公文書管理法においては、他の行政機関からの独立性や組織の実態をメルクマールとし、府、省、委員会及び庁レベルの行政機関を、情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行う「行政機関」の基本的な単位としているものと考えられる。

3 本法案における行政機関の範囲及び単位の考え方

本法案は、政府が、安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるものであることから、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に、すべての行政機関を範囲に含めることが適切である。

また、本法案と情報公開法、行政機関個人情報保護法、公文書管理法は、それぞれ秘密の保護、情報公開、個人情報の取扱い、公文書管理と、規律する分野は異なるものの、行政機関が保有する情報の取扱いに係るものであることは共通しており、特定秘密として指定される事項も、通常は、文書にそれが記録され、管理されるものであることから、特定秘密の指定、情報公開法に基づく開示・不開示の判断、文書管理という一連の取扱いを、同一の行政機関の長が、秘密の保護と国民への説明責任を果たすという観点から行うことが重要である。したがって、本法案における「行政機関」と情報公開法、行政機関個人情報保護法、公文書管理法の「行政機関」と同様のものにすることが合理的であると考えられる。

【参考条文】

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)
(抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

2 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)
(抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該

政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 (略)

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2～8 (略)

【参考資料】

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」

(17頁)

一 「行政機関」(第一項)

本項は、本法の適用対象となる「行政機関」の範囲を明らかにするものである。この「行政機関」は、開示請求に関する事務を処理する基本的な組織の単位となる。

政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするため、国政を執行するすべての行政機関を本法の適用対象としている。

(20～21頁)

(4) 「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの」

(2)及び(3)の府、省、委員会及び庁に置かれる施設等機関(附属機関のうち法律又は政令により設置される試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設(これらに類する機関及び施設を含む。)、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいう。)及び特別の機関(附属機関のうち審議会等及び施設等機関以外のもの。法律により設置される。)の中には、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、本法上の「行政機関」として、府、省、委員会及び庁と同様に扱うことが適当なものがあり、これらを政令で定めた場合には、本法上の「行政機関」とすることができることとした。

本号は、内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定めるものが本法上の独立の行政機関となることを規定したもので、具体的には、警察庁(国家公安委員会に置かれる特別の機関)が定められている(施行令第一条参照。)

(5) 「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」(第五号)

本号は、(4)と同様の趣旨で、各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定めた場合には、本法上の「行政機関」とすることができることとしたもので、具体的には、国

立大学、大学共同利用機関、大学評価・学位授与機構、国立学校財務センター（以上いずれも文部科学省に置かれる施設等機関）及び検察庁（法務省に置かれる特別の機関）が定められている（施行令第一条参照）。

※ 現在は、検察庁のみが指定されている。

○総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」

(10頁)

一 「行政機関」(第一項)

本項は、本法の適用対象となる「行政機関」の範囲と単位を明らかにしている。本法は、国のすべての行政機関を対象としており、後述のとおり、会計検査院も対象に含めている。なお、本項は、情報公開法第二条第一項と同様の規定となっている。

(11頁)

(4) 「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの」（第4号）

(5) 「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」（第5号）

(2)及び(3)の府、省、委員会及び庁に置かれる施設等機関（法律又は政令により設置される試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいう。）及び法律により設置される特別の機関の中には、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、本法上の「行政機関」として、府、省、委員会及び庁と同様に扱うことが適当なものがあり、これらを政令で定めることによりこれらの機関を本法上の「行政機関」とすることができることとした。

第四号は、内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定めるものを本法上の独立の行政機関とすることを規定したものである。具体的には、政令で警察庁（国家公安委員会に置かれる特別の機関）を規定している（施

行令第一条)。

第五号は、各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定めたものを本法上の独立の行政機関とすることを規定したものである。具体的には、政令で検察庁（法務省に置かれる特別の機関）を規定している（施行令第二条）。

○「改訂逐条解説公文書管理法・施行令」

（9～10頁）

1 行政機関（第1項）

本項は、国の全ての行政機関を本法の対象とする行政機関として規定している。これには、憲法上独立の機関である会計検査院も含まれる。本法は、国民への説明責任が全うされるようにするため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）と相まって、各行政機関が行っている文書管理について所要のルールを課すものである。そこで、本法の「行政機関」の範囲と単位は、行政機関情報公開法と同一のものとした（中略）。

（11頁）

- (4) 「内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの」（第4号）

その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、本法上の「行政機関」として、庁や委員会と同様に扱うことが適当なものである。公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「施行令」という。）第1条第1項において、国家公安委員会に置かれる特別の機関である警察庁を定めている。

- (5) 「国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの」（第5号）

その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、本法上の「行政機関」として、庁や委員会と同様に扱うことが適当なものである。施行令第1条第2項において、法務省に置かれる特別の機関である検察庁を定めている。

○情報公開法法制の確立に関する意見（行政改革委員会行政情報公開部会平成8年12月16日）

情報公開法要綱案の考え方

2 対象期間及び対象文書

(1) 開示請求権制度の対象となる機関（行政機関）

（前略）これらの行政機関は、それぞれが第二章の規定による行政文書の開示請求を処理する機関となる。したがって、国家行政組織法第八条から第九条までの規定により府、省、委員会又は庁に置かれる機関（審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局）の保有する行政文書についても、これらの機関が置かれている府、省、委員会又は庁が開示請求を処理すべきこととなる。しかしながら、施設等機関（同法第八条の二）及び特別の機関（同法第八条の三）の中には、その置かれている行政機関から独立性や組織の実態に即し、これを独立の対象機関とすることが適当なものがあり得ることから、これらの機関のうち政令で定めるものについては、その置かれている行政機関から分離し、独立の対象機関とすることができることとした（第二第1号ハ、ロかっこ書）。

平成25年6月25日
内閣情報調査室

3 本法案の対象とする特定秘密の特質について

これまでも、「非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるもの」（徴税トラの巻事件最高裁決定）は、「職務上知ることのできた秘密」として、公務員にはいわゆる守秘義務が課せられており、これに違反して秘密を漏らした者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するなど（国家公務員法第100条第1項及び第109条第12号等）とされてきたところである。

しかしながら、国家公務員法等の守秘義務により保護される情報のうち、安全保障、すなわち、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障すること（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問主意書」（内閣衆質179第26号））に関するものは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態で保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61頁）を確保するという、国及び国民の安全に関わる最も重要な事項であり、これが漏えいしたときの影響は極めて大きい。

特に、近年、新興国の台頭、地域紛争や国際テロの頻発、大量破壊兵器の拡散など国際情勢の複雑化に伴い、我が国にとって、これまで以上に多様で質の高い情報を得ることが重要となっているところ、国及び国民の安全を確保するため、収集した情報を適確に保護し、同盟国等との信頼関係の下、安全保障上の様々な取組みを進めることが益々重要になっている。

安全保障に関する事項のうち、防衛に関するものについては、平成12年にいわゆる「 事件」（※）が発生し、改めて国の安全を害しかねないような秘密について、罰則強化による秘密漏えいに対する抑止力の強化の必要性が認識され、また、米国等各国との情報共有を推進していく上でも秘密の保護に万全を期することが必要と考えられたことから（防衛庁（当時）作成想定問答）、平成13年の自衛隊法の一部を改正する法律（平成13年法律第115号）により、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密について、防衛秘密としての指定その他の取扱いを規定し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がこれを漏えいした場合の罰則規定（5年以下の懲役）が設けられた。

※ 現職の海上自衛官が在日ロシア大使館付武官に秘密文書を漏えいし、逮捕された事件。

しかしながら、安全保障に関する事項は、防衛に関するものに尽きるものではなく、安全保障に関して外国の政府や国際機関との間で行う交渉又は協力、テロ活動による被害の発生・拡大の防止、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止に関する事項も、国家公務員法等の守秘義務による保護を上回る保護の下に置く必要がある。

これら安全保障に関する事項は、我が国が講じる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙をついたり、対抗措置を講じて我が国が効果的な措置を講じることができなくすることができることから、我が国に脅威となる外国やテロ組織等が入手を図ろうとする事項であり、常に漏えいの危険に晒されている。

また、安全保障を確保するため、同盟国等の協力関係にある外国等からの信頼関係に基づく協力を得ることが重要であるが、このためには、我が国が協力国と同程度の秘密保全の措置を講ずることが求められている。例えば、平成23年6月21日の日米安全保障協議委員会共同発表においても「情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。」とされているところ、仮に、一般の秘密と同程度の管理しか行われない状態が続けば、我が国が協力国等から安全保障に関する情報を得ることが困難となり、安全保障を確保するための我が国自身の能力が低下するばかりでなく、国際的な協力・連携が阻害されることによって我が国と協力国に共通して脅威となる国家やテロ組織を利することとなり、我が国の安全保障に大きな影響をもたらすことになる。

そこで、本法案では、これまで防衛秘密とされてきた事項である「防衛に関する事項」に加え、「外交に関する事項」、「テロ活動防止に関する事項」及び「外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に関する事項」のうち特に秘匿することが必要なものを別表に限定列挙し、特定秘密に指定したものについて、適性評価により特定秘密の取扱者を制限し、その漏えいに国家公務員法等よりも重い罰則を科すこととし、特定秘密の漏えいの防止を図り、国及び国民の安全を確保することとしている。

【参照条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 （略）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 （略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2・3 （略）

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

- 5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
- 6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

【参考資料】

○徴税トラの巻事件最高裁決定（最決昭52年12月19日）（抜粋）

「（前略）国家公務員法一〇〇条一項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をしただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうと解すべきところ、原判決の認定事実によれば、本件「営業庶業等所得標準率表」及び「所得業種目別効率表」は、いずれも本件当時いまだ一般に了知されてはならず、これを公表すると、青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿されるべきものであるというのであつて、これらが同条項にいわゆる「秘密」にあたるとした原判決の判断は正当である。（後略）」

○衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質179第26号）

問一 安全保障の定義如何。

〈問一について〉

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60・61頁

〈国の安全が害されるおそれ〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式

及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

○日米安全保障協議委員会共同発表（2011年6月21日）（仮訳）（抄）

Ⅲ. 日米同盟の安全保障及び防衛協力の強化

（3） 日米同盟の基盤の強化

- ・ 閣僚は、これまでの進展を歓迎しつつ、情報保全についての日米協議で議論されてきたとおり、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンター・インテリジェンスに関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の重要性を強調した。閣僚は、また、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。

（参考） 諸外国の秘密保全に関する法制と我が国の現状

平成25年6月25日
内閣情報調査室

4 特定秘密の範囲を「公になっていないもの」及び「特に秘匿することが必要であるもの」とする理由

本法案は、特定秘密の要件として、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項と同様に、「公になっていないもの」を明記しているが、「公になっていないもの」とは、非公知性を失っていないもの、つまり、不特定多数の人に知られていない状態をいうとされている（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）6頁）、町田充「防衛秘密保護法解説」35頁）。

これに加え、本法案では、特定秘密の要件として、自衛隊法第96条の2第1項と同様に、「特に秘匿することが必要であるもの」と規定している。これは、単なる秘匿の必要性だけでなく、秘匿度が通常以上に高いものであることをいうとされている（防秘解説7頁、平成13年10月25日外交防衛委員会における中谷防衛庁長官答弁）。

現行法上も「職務上知ることのできた秘密」として国家公務員法（昭和22年法律第120号）等により実質秘が保護されているが、実質秘とは「非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるもの」（徴税トラの巻事件最高裁決定）とされているところ、本法案で保護する特定秘密は、これが漏えいされた場合、我が国及び国民の安全に与える影響が大きいことから、「特に秘匿することが必要であるもの」との要件により、実質秘の中から特段の秘匿の必要性があるものを指定しようとするものである。

【参考条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であ

つて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 （略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第一条 （略）

2 （略）

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一・二 （略）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 （略）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 （略）

【参考】

○ 防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」

（6頁）

(5) 「公になつていないもの」

「公になつていないもの」とは、非公知性を失っていないもの、つまり、

不特定多数の人に知られていない状態をいう。

(7頁)

(6) 「我が国の防衛上特に秘匿することが必要」

(前略)「秘密(実質秘)」といった場合、非公知性と秘匿の必要性との2つの要件が必要であるとされ、防衛秘密についてもこの2つの要件は当然に必要であるが、秘匿の必要性については、単なる秘匿の必要性だけでなく、秘匿度が通常以上に高いものであることが必要であるということから、「我が国の防衛上特に秘匿することが必要」としているものである。

○町田充「防衛秘密保護法解説」35頁

(14) 防衛秘密であるためには、「公になつていないもの」であることが必要であって、「公になつている」とは、不特定多数の人に知られている状態をいうのである。

○平成13年10月25日外交防衛委員会議事録

小池晃君 本法案で言う、大臣にお伺いしたいんですけれども、今度出されている法案で言う防衛秘密というのは一体どういうものなのか、何か。一体どういうものが防衛秘密になるのか、御説明願いたいと思います。

国務大臣(中谷元君) 自衛隊の改正法案の中に別表四というのを記しておりますけれども、自衛隊の運用等の見積もりとか研究、計画、また電波情報、画像、そして武器、弾薬、航空その他の種類とか数量とか、暗号とか通信網の構成図とか、そういう項目を十項目列挙しておりますけれども、この中でさらに公になっていないもの、さらにこの中で防衛上特に秘匿をすることが必要であるものと、さらにその中で防衛庁長官が指定したものということになっておりまして、この防衛庁長官の指定によって秘密の範囲を明確に定めまして、現行の守秘義務に係る秘密の中からさらに防衛秘密の要件に該当するものに限って選び出すというふうに限定をいたしております。

小池晃君 限定していると言いますけれども、この十項目では余りに網羅的で、何が限定されるのかはわかりません。これは長官の専権事項で指定をするということであれば、やはりどういう基準で指定されるのかというのは極めて重要だと。この防衛上特に秘匿することが必要なものという

のは一体どういう意味なんですか、それでどういう基準でそれは指定されるんですか。長官、お答え願いたいと思います。

国務大臣（中谷元君） 防衛に該当するものの中で特に秘匿の程度が高いものという概念で、それぞれ業務をしている担当の者から、これは秘匿に値するというものを総合的に挙げさせまして、その中から我が国の防衛上特に秘匿することが必要だというふうに決定をいたすわけでありましてけれども、具体的には、それを秘匿しなければ、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対して我が国を防衛するという自衛隊の任務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあるということを意味するものでありますし、また実質秘というものがありますけれども、非公知性と秘匿の必要性の二つの要件が必要でありまして、防衛秘密においてもこの二つの要件は当然に必要でありますが、秘匿の必要性については、単なる秘匿の必要性だけでなく秘匿度が通常以上に高いものであることが必要であるということから、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるというものにしているものでございます。

○徴税トラの巻事件最高裁決定（最決昭52年12月19日）（抜粋）

「（前略）国家公務員法一〇〇条一項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうと解すべきところ、原判決の認定事実によれば、本件「営業庶業等所得標準率表」及び「所得業種目別効率表」は、いずれも本件当時いまだ一般に了知されてはおらず、これを公表すると、青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿されるべきものであるというのであつて、これらが同条項にいわゆる「秘密」にあたるとした原判決の判断は正当である。（後略）」

5 本法案に特定秘密の指定の解除と有効期間に関する規定を置く理由について

本法案においては、行政機関の長は、特定秘密の指定の要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならないとするとともに、特定秘密の指定の際には有効期間（上限5年）を定めることとしている（当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長する。）。

ところで、別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性という特定秘密指定の要件のうち、非公知性と特段の秘匿の必要性については指定後に要件充足性を欠くに至ることがあるが、かかる場合には当該秘密はもはや実質秘でなくなり、何らの措置を待つまでもなく当然に指定の効力は消滅する。

このため、防衛秘密制度においては、「防衛秘密としての要件が失われた場合には、長官の解除を待つまでもなく当然に防衛秘密でなくなることから、長官の解除を観念することはできない」とされ（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」36頁）、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の12第1項では「防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする」と規定し、通報を受けた防衛秘密管理者が直ちに標記の抹消等の措置を講ずることとしている（同条第2項）のみで、自衛隊法（昭和29年法律第165号）には、防衛秘密の指定の解除に関する規定は置かれていない。

しかしながら、特定秘密の指定の要件がなくなり、当然に特定秘密でなくなったとしても、指定がなされている限り、外形上、特定秘密として指定され、特定秘密として厳格な保護措置が講じられることから、速やかに外形上も指定を解除することが必要である。このため、本法案では、指定の外形の除去が確実かつ速やかに行われることを確保することが重要であることから、法律上、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に指定の解除を行うことを義務付けることとしている。

さらに、指定の解除は要件欠缺を行政機関の長が認識することで実施されるところ、特定秘密の保護に責任を有する行政機関の長が、特定秘密を取り巻く諸情勢の変化等を認識し、指定の要件が充足されているか否かを不断に

再検証することを前提に、本法案においては、行政機関の長が、指定に際して、当該指定の日から5年を超えない範囲内において、例えば1年、3年等と当該特定秘密の性質に照らして再検証を行うまでの期間として最も適当であると思料される期間を有効期間として設定し、少なくとも当該期間の満了時には、指定の要件充足性を確認することを法律上義務付け、要件充足性の再検証が適切に行われることを制度上担保することとした（なお、有効期間満了前であっても、指定の要件を欠くに至った場合に指定を解除することは当然である）。

加えて、特定秘密の指定が長期間行われるのではないかとの批判に応えるため、特定秘密の指定は長くても5年間であり、5年ごとに、要件該当性を再検証することと規定することにより、特定秘密が時間の経過とともに解除されるべきものであることを明らかにしている。

なお、特定秘密の指定の有効期間の上限を5年としているのは、特定秘密の秘匿の必要性は特定秘密を取り巻く諸情勢を踏まえ判断される点に着目し、現行法上、政府が定めた事柄について情勢の変化を勘案して一定の期間ごとに見直しを義務づける規定の中では、当該期間をおおむね5年とする例が最も多いことから、これを参考としたものである。

以上の通り、指定の要件を欠くに至った特定秘密については、当然に指定の効力は消滅するが、仮に指定の効力が消滅した後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなることから、そのような不適切な運用が行われることがないように二重三重に担保するよう、本法案では、指定に際しての有効期間の設定と指定の解除の制度を規定することとした。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行われなければならない。

- 一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。
- 二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。
- 3 (略)
- 4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

○自衛隊法（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置）

第百十三條の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六條の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三條の二の規定による標記及び第百十三條の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

（期間と解除について規定したその他の例）

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号） （抄）

（鳥獣保護区）

第二十八條 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその

鳥獣の保護のため重要と認める区域

二 都道府県知事にあつては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であつて前号の区域以外の区域

2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。

3～6 (略)

7 鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えることができない。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。

8 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないとき、その指定を解除しなければならない。

9～11 (略)

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）

（歴史的風致維持向上計画の認定）

第五条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 歴史的風致維持向上計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～五 (略)

六 計画期間

七 (略)

3～11 (略)

（歴史的風致形成建造物の指定）

第十二条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」と

いう。)内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財(文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。)の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物(重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群(同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。)を構成している建造物を除く。)であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの(これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。)を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

2・3 (略)

(指定の解除)

第十七条 市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

2 市町村長は、歴史的風致形成建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。この場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定により歴史的風致形成建造物の指定を解除したときは、直ちに、その旨を当該歴史的風致形成建造物の所有者に通知しなければならない。

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)(抄)

(緊急指定種)

第五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、そ

の種を緊急指定種として指定することができる。

2 (略)

3 指定の期間は、三年を超えてはならない。

4・5 (略)

6 環境大臣は、指定の必要がなくなつたと認めるときは、指定を解除しなければならない。

7 (略)

(情勢の変化を勘案して、変更・見直しを行う例：7例)

(期間を5年とする例：5例)

○海洋基本法（平成十九年四月二十七日法律第三十三号）（抄）

第十六条 政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。

2～4 (略)

5 政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6・7 (略)

○統計法（平成十九年五月二十三日法律第五十三号）（抄）

(基本計画)

第四条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2～5 (略)

6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。

○水産基本法（平成十三年六月二十九日法律第八十九号）（抄）

第十一条 政府は、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2～7 （略）

8 政府は、水産をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに水産に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

9 （略）

○食料・農業・農村基本法（平成十一年七月十六日法律第百六号）（抄）

第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2～6 （略）

7 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

8 （略）

○森林・林業基本法（昭和三十九年七月九日法律第百六十一号）（抄）

第十一条 政府は、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2～6 （略）

7 政府は、森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

8 （略）

〈期間を3年とする例：2例〉

○郵政民営化法（平成十七年十月二十一日法律第九十七号）（抄）

（所掌事務）

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三年ごとに、承継会社の経営状況及び国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。

二～四 (略)

2・3 (略)

○エネルギー政策基本法（平成十四年六月十四日法律第七十一号）（抄）

（エネルギー基本計画）

第十二条 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画（以下「エネルギー基本計画」という。）を定めなければならない。

2～4 (略)

5 政府は、エネルギーをめぐる情勢の変化を勘案し、及びエネルギーに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

6・7 (略)

【参考資料】

○日本弁護士連合会「秘密保全法制に反対する決議」（平成24年5月25日）の提案理由（概要）（抄）

第4 「特別秘密」について

1 「特別秘密」の範囲・定義について

(1) (略)

(2) 「特別秘密」の定義と判断者について

○ (略)

○ 「高度の秘匿の必要性が認められる」との限定要件についても、抽象的で、行政機関が自ら認定するのであるから、行政機関の違法行為等について、恣意的な判断に基づく情報隠しが可能になってしまう。

○社団法人日本新聞協会「秘密保全法制」に対する意見書（平成23年11月29日）（抄）

政府が検討を進める秘密保全に関する法制の整備に関し、日本新聞協会の意見を表明する。日本新聞協会としては、保全すべき秘密の範囲が恣意的に広がるおそれや、罰則を恐れた公務員らが報道機関の取材に応じなくなる可能性があり、国民の「知る権利」や取材・報道の自由を阻害しかねない問題点が多い法制の整備には強く反対する。

（中略）

まず、報告書では、①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の3分野を対象に、国の存立に関わる重要事項を「特別秘密」に指定し、保全措置の対象とするとしているが、特別秘密の範囲が曖昧で政府・行政機関にとって不都合な情報を恣意的に指定したり、国民に必要な情報まで秘匿したりする手段に使われるおそれがある。（後略）

○衆議院安全保障委員会（平成25年4月2日）

（中山泰秀議員）

アルジェリアの邦人拘束事案のときに、自公でPTメンバーとして私も参加をさせていただきましたけれども、その際、行うべきことというのはこれだなと思ったことがございます。

それは何だったかという、日本における情報保全の問題。特に、機密事項、国家としての秘密、これをいかにして守っていくべきかということをしっかりつくっておかないと、アメリカとかオーストラリアとかはもとより、例えばフランス、ドイツ、イギリス、そういった日本の法的価値観、民主主義、それから同盟諸国、こういったところとの機密情報の交換、お互いにとって有益な情報に関する交換もなかなかスムーズにいかないことも同時に今回の事例から見られたことではないかというふうに私は思います。

その中で、日本で今、新聞各紙も、そしてまた内閣の方からも発表がございましたけれども、この秋に秘密保全法をしっかりと確立していくという議論をされるということでもあります。その際に、ぜひ目標とするべき先例というものが実はアメリカに、もしくはイギリスにあるんじゃないか。

特にアメリカでは、FOIAと言われる、フリーダム・オブ・インフォメーシ

ジョン・アクト、これは情報自由法と訳しておりますけれども、そういう民主主義国家における秘密は、情報の公開が前提であるということのもとに、例えば、十年後に公開する秘密、二十年後に公開する秘密、永久に公開しない秘密、そういうふうに、まずは時間軸で切る。それからあと、秘密のレベルですね。超機密情報か、そのAランク、Bランク、Cランクというものを決める。それを決めた上で、この情報自由法というものをアメリカはFOIAという形でしっかりと設けております。

秘密保全法制というと、何となく、国家にとってデメリットなものは情報を最初から隠蔽しようという秘密指定をするかもしれないということを、国民の一部の方はもしかしたら御心配をなさるかもしれない。そういうことを考えると、その懸念を払拭するということを、そしてまた、アメリカとのアライアンスを考えると、アメリカの法体系と似たような法体系を最初から検討していくというのも政治が出し得る一つの知恵ではないかと私は思います。

その点に関して、このFOIA、どのようにこれから日本バージョンを検討されていくか、今どのようにお考えかをちょっとお伺いしたいと思います。

6 業務知得者と適性評価との関係について

1 自衛隊法における「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とそれ以外の防衛秘密にふれる者との区別

(1) 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第122条第1項は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。」と規定し、防衛秘密の漏えい行為に対する罰則の主体を「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」としている。「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、「業務」が「本来人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為」（昭和33年4月18日最高裁判決）を言うことから、「防衛秘密を取り扱うことを」「その地位に基づき反復・継続して行う」者を指す（平成13年9月28日付け防衛庁より内閣法制局に提出した資料（以下「平成13年法制局提出資料」という。）17頁）とされている。

具体的には、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には、防衛省の職員及び防衛省職員以外の一定の者が含まれる。

防衛省の職員については、防衛省と当該者との間に次の関係が成立する者をいう。

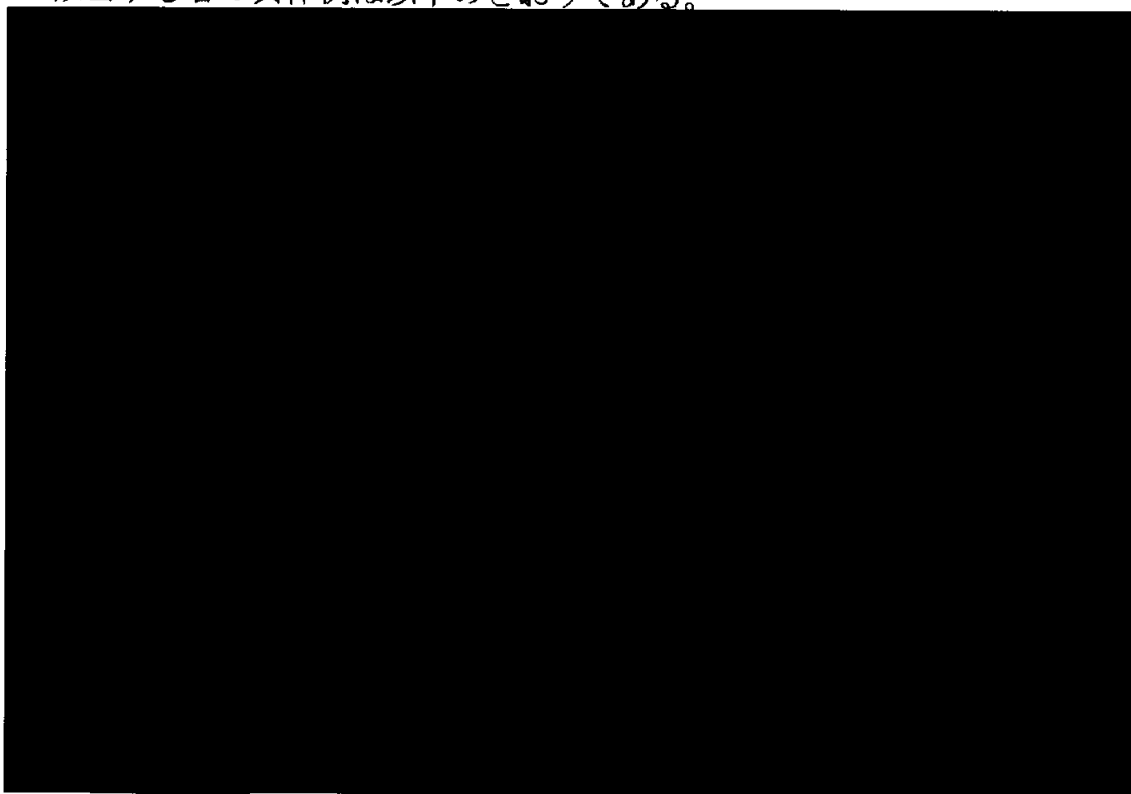
- ① 自衛隊の任務遂行上、当該者が防衛秘密を取り扱うことが（自衛隊にとって）必要であり、
- ② このため、現に、当該者は防衛秘密を取り扱っていること
- ③ ①及び②の状況が反復継続する可能性があること

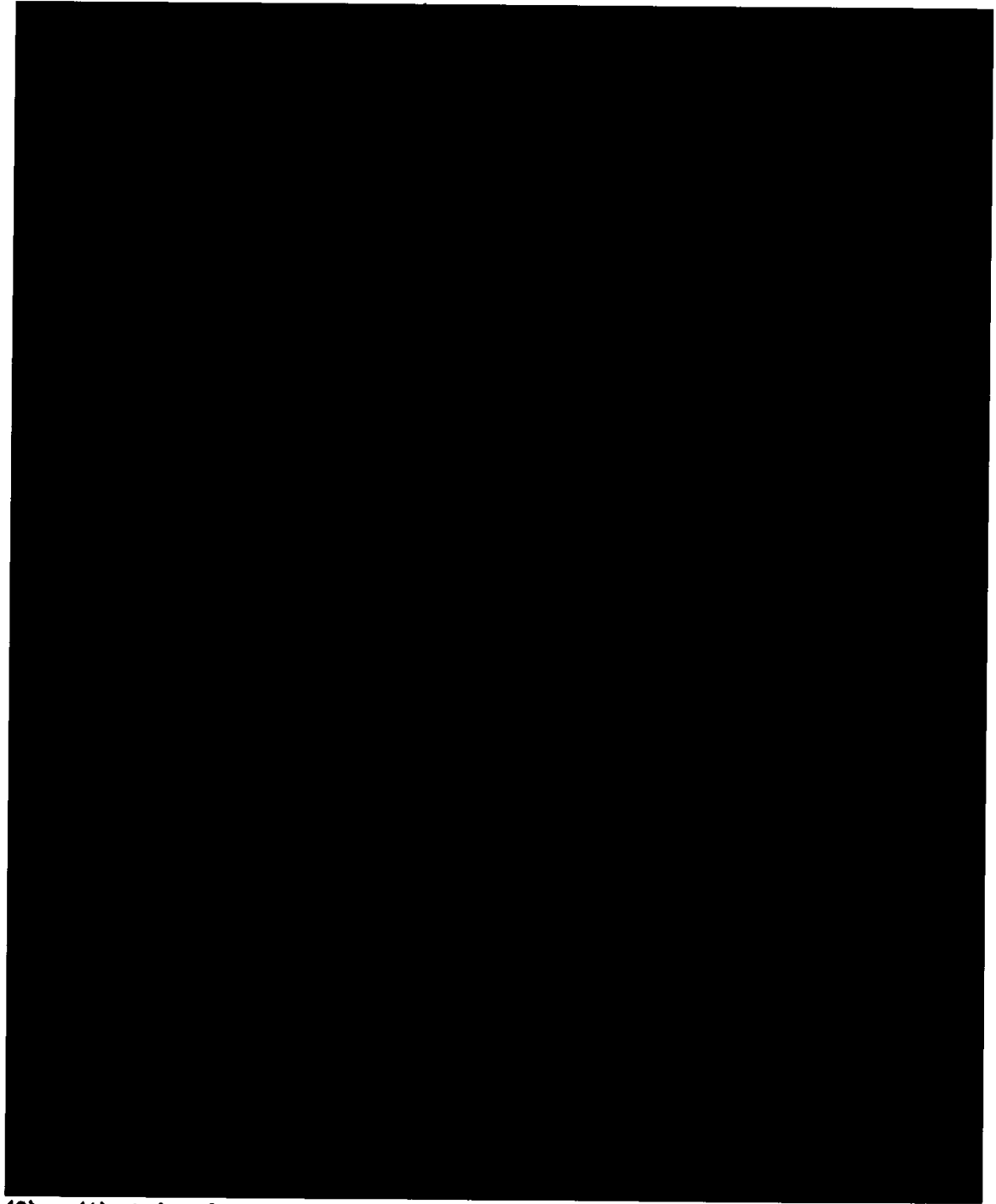
また、防衛省職員以外の者が防衛秘密を取扱いの業務を行う場合として、自衛隊法第96条の2第3項は、「防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるとこ

ろにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」と規定しており、当該規定に基づき、防衛省から防衛秘密の提供を受けた者が防衛秘密を取り扱うことを業務とする者に該当することとなる。

自衛隊法第96条の2第3項に規定する必要性の判断基準については、「防衛秘密は我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものとされており、そのような秘密は、本来は防衛省内においてのみ使用されるべきものであることから、単に「必要な場合」や「特に必要な場合」といったときよりも、その必要性の程度が高いと認められる「特段の必要がある場合」として」おり、「防衛秘密を提供しなければ、防衛行政が立ち行かないような、いわば非代替性が認められる場合であるといえる」（「防衛秘密制度の解説」54頁）とされている。実際に、防衛省は、「他省庁等に対して、防衛省・自衛隊がその任務を遂行するために必要となる各種の調整等を実施する場合において、自衛隊の各種活動を円滑に実施するために必要となる関係省庁の協力を得るため当該省庁に対して、その所掌事務や所掌の案件に応じた防衛秘密を提供している」とされている（平成13年法制局提出資料18頁）。

防衛省職員以外の者で、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者に該当する者の具体例は以下のとおりである。





(2) (1)以外の者について

ア その他の行政作用

この他、防衛省・自衛隊は、「例えば、自衛隊の任務の遂行上全ての前提となる物的・人的防衛力の整備について予算査定等を得るために財務省に対して装備品、施設等に係る防衛秘密を、自衛隊の任務の遂行上不可欠な無線通信の電波周波数割り当てについて承認等を得るために総務省に対して通信の方法（周波数）に係る防衛秘

密を、日米共同技術研究の技術等の輸出について許可等を得るために経済産業省に対して日米共同技術研究のための日米間の合意事項を含む装備品等に係る防衛秘密を提供している」が、こうした提供については、「究極的には自衛隊の任務を遂行するために行われるものではあるものの、直接的には、当該許認可権限を有する行政機関の行政目的のために行われるものであって、自衛隊法第96条の2第3項に基づき提供されたものではないと解し、当該行政機関において防衛秘密にふれる者は、同法第122条第1項に規定する犯罪の主体たり得ないと解する」とされている（平成13年法制局提出資料23頁）。

イ 司法作用

「司法作用を担う（例えば、防衛秘密漏えい事件が起こった場合の）検察官、警察官、弁護士等については、当該事件に関して防衛秘密にふれることがあり得るが、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には該当しない」（平成13年法制局提出資料23頁）とされている。これらの者は、「刑事訴訟法その他の法令により、例えば、裁判のための証拠として、偶々防衛秘密にふれることになったものであり、防衛省・自衛隊から防衛省・自衛隊にとって「自衛隊の任務遂行上特段の必要がある」ために防衛秘密の提供を得ているものではない」（平成13年法制局提出資料23頁）と解されている。

2 本法における取扱業務者と業務知得者

1のとおり、自衛隊法では、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」と、それ以外で防衛秘密にふれる者とに区別を設けているが、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、防衛省・自衛隊が任務を遂行する上で当該者に防衛秘密を取り扱わせなければ防衛行政が立ち行かないような必要性があることから、防衛大臣が防衛秘密を取り扱わせる者であるのに対し、それ以外で防衛秘密にふれる者とは、直接的には、当該者が所属する行政機関の行政目的のために防衛秘密にふれることが必要であったり、他の法令により、偶然防衛秘密にふれることになった者であり、当該者に防衛秘密を提供することは、防衛省・自衛隊の任務遂行上の必要性とは一義的には関連しない。

本法における「特定秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」という。）とそれ以外で特定秘密にふれる者（以下「業務知得者」）との区別についても、自衛隊法における「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とそれ以外で防衛秘密にふれる者との区別と同様である。

すなわち、取扱業務者には、ある行政機関において当該行政機関の所掌事務を遂行するために自らの保有する特定秘密を取り扱う必要がある当該行政機関の職員のほかに、当該行政機関の長が当該行政機関以外の行政機関の職員に自らの保有する特定秘密を取り扱わせなければ当該行政機関の所掌事務を遂行することができない場合に、特定秘密の取扱いの業務を行うこととなる当該行政機関以外の行政機関の職員が該当する。一方、特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の職員が当該行政機関の保有する特定秘密にふれる場合、例えば、犯罪の捜査等に従事する検察官、予算編成等を担当する財務省主計官等、許認可権限に基づき特定秘密の提出を受ける国家公務員等は、司法目的やそれぞれの行政機関の所掌事務遂行上特定秘密にふれることが必要となる者であって、一義的には、特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の所掌事務のために特定秘密にふれることとなるものであるから、業務知得者に該当する。

3 業務知得者が特定秘密にふれる場合に適性評価を要しない理由（情報漏えい事件の実態を踏まえて）

上記のとおり、業務知得者による特定秘密の知得は、特定秘密を保有する行政機関がその所掌事務を遂行する上で他の行政機関の職員に特定秘密の取り扱わせる必要があることから生じるものではなく、当該業務知得者の業務を遂行するために他の行政機関の保有する特定秘密にふれるもので、取扱業務者のように反復・継続性を有するものではなく、偶発的かつ短期的なものとなるのが通例である。

ところで、過去の情報漏えい事件をみると、多くが、外国情報機関等からの働き掛けに応じて秘密を漏えいしたものである。そもそも、外国情報機関等が秘密を入手しようとする場合、行政機関に所属する職員の職務内容や役職から入手を企図する秘密にアクセスすることができると認められる者を選定し、選定した職員についてその生活実態等を調査し、飲酒癖あるいは経済的に困窮していることなどを把握した上で、その者に対する組

織的かつ計画的な工作を行うのが通例である。そして、工作では、対象者本人について把握した事項を利用・活用して、相当の長期間をかけて行われ、外国情報機関等に協力せざるを得ない関係を構築した後、情報漏えいが働き掛けられるのが実態である。

したがって、特定秘密を入手しようとする場合、外国情報機関等が工作の対象として選定する者は、その職務内容や役職から特定秘密にアクセスすることができる者を特定することが可能な取扱業務者であり、特定秘密にふれているか否かも直ちには明らかとならず、また、仮に特定秘密にふれることがあるとしても、偶発的かつ短期的となることが通例となる業務知得者については、外国情報機関等の工作活動の対象となる可能性は極めて低い。

したがって、特定秘密を取り扱うことが予定され、また、その取扱いが反復・継続する取扱業務者とは異なり、偶発的かつ短期的に特定秘密にふれる業務知得者については、特定秘密を漏えいする危険性は、取扱業務者と比較して相当程度低いものと考えられることから、本法案では業務知得者を適性評価の対象としないこととする。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 （略）

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2～6 （略）

防衛秘密を取り扱うことを業務とする者について

- 1 自衛隊法の一部を改正する法律（仮称）案による改正後の自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「改正自衛隊法」という。）第122条第1項は「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。」と定め、本件罰則の主体（正犯）を「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」としている。「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、「業務」が「本来人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為」（昭和33年4月18日、最高裁判所判決）を言うことから、「防衛秘密を取り扱うことを」「その地位に基づき反復・継続して行う」者を指す。
- 2 具体的には、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には、防衛庁の職員及び防衛庁職員以外の一定の者が含まれる。

防衛庁の職員については、防衛庁と当該者との間に次の関係が成立する者をいう。

 - ① 自衛隊の任務遂行上、当該者が防衛秘密を取り扱うことが（自衛隊にとって）必要であり、
 - ② このため、現に、当該者は防衛秘密を取り扱っていること
 - ③ ①及び②の状況が反復継続する可能性があること

一方、自衛隊の任務遂行上、どうしても、防衛庁の職員以外の者に対して、防衛秘密を取り扱わせる特段の必要がある場合があり（4以下参照）、このような者については、秘密保全の必要性とを併せかんがみて、防衛庁の職員の場合以上に限定的でなければならぬことと解される。

そこで、防衛庁の職員以外の者については、防衛庁と当該者との間に次の関係が成立する者をいうものと解する。

 - ① 自衛隊の任務遂行上、当該者が防衛秘密を取り扱うことが（自衛隊にとって）特段の必要があるものであり、
 - ② このため、現に、当該者は（防衛庁から防衛秘密の提供を受けて）防衛秘密を取り扱っていること
 - ③ ①及び②の状況が反復継続する可能性があること
- 3 改正自衛隊法では、その第96条の2第3項において、「長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業

とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」と定め、(防衛庁から防衛庁外に防衛秘密を提供することにより)防衛庁外において防衛秘密が取り扱われる場合があることを規定している。この場合は、単に必要なだけでなく、格別の必要性がある場合においてのみ、防衛庁の職員以外の一定の者に防衛秘密を取り扱わせることとすべきであって、極めて限定的な場合を想定しているものである。

4 防衛庁・自衛隊がその任務を遂行するため、防衛庁外の者に防衛秘密を取り扱わせている場合としては、次のものがある。

(1) 他省庁等との間で防衛庁・自衛隊がその任務を遂行するために必要となる各種の調整等を実施する場合((3)(4)及び(5)を除く。)

防衛庁・自衛隊は、他省庁等に対して、防衛庁・自衛隊がその任務を遂行するために必要となる各種の調整等を実施する場合において、自衛隊の各種活動を円滑に実施するために必要となる関係省庁の協力を得るため当該省庁に対して、その所掌事務や所要の案件に応じた防衛秘密を提供している。防衛庁・自衛隊による防衛秘密の提供状況の主要な例として以下のものがある。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

5 その他の場合

(1) その他の行政作用

この他、防衛庁・自衛隊は、例えば、自衛隊の任務の遂行上全ての前提となる

物的・人的防衛力の整備について予算査定等を得るために財務省に対して装備品、施設等に係る防衛秘密を、自衛隊の任務の遂行上不可欠な無線通信の電波周波数の割り当てについて承認等を得るために総務省に対して通信の方法(周波数)に係る防衛秘密を、日米共同技術研究の技術等の輸出について許可等を得るために経済産業省に対して日米共同技術研究のための日米間の合意事項を含む装備品等に係る防衛秘密を提供している。また、

これらの他省庁又は地方公共団体については、4の(3)、(4)又は(5)により直接的に自衛隊の任務を遂行するために防衛秘密を提供する場合は格別、そうではない場合、すなわち、行政機関の許認可権限に係る申請に際して、防衛秘密を提供する場合については、究極的には自衛隊の任務を遂行するために行われるものではあるものの、直接的には、当該許認可権限を有する行政機関の行政目的のために行われるものであって、改正自衛隊法第96条の2第3項に基づき提供されたものではないと解し、当該行政機関において防衛秘密にふれる者は、改正自衛隊法第122条第1項に規定する犯罪の主体たり得ないと解するのが相当であると考えらる。

(ただし、いわゆる有事法制の内容によっては、別途の考慮が必要となる場合もあり得よう。)

(2) 司法作用

司法作用を担う(例えば、防衛秘密漏洩事件が生起した際の)裁判官、検察官、警察官、弁護士等については、(当該事件に関して)防衛秘密にふれることがあり得るが、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には該当しない。

けだし、これらの者は、司法手続又はそれに関連する手続という別途の国家作用に関係する者であり、その一連の司法作用については、その手続の中で、別途手当てがなされるべきものであって、必ずしも本法によって、その対象とすることまで求められるべきものではないからである。

また、改正自衛隊法は、第96条の2第3項において、「長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」と定めているが、司法作用を担う上記の者は、刑事訴訟法その他の法令により、例えば、裁判のための証拠として、偶々防衛秘密にふれることとなったものであり、防衛庁・自衛隊から防衛庁・自衛隊にとって「自衛隊の任務遂行上特段の必要がある」ために防衛秘密の提供を得ているものではないと解される。

(3) 立法作用

立法作用を担う（例えば、秘密会において防衛秘密が提供された際の）国会議員については、（当該秘密会の委員等として）防衛秘密にふれることがあり得るが、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には該当しない。

けだし、これらの者は、立法という別途の国家作用に関係する者であり、これへの防衛秘密の開示は、昭和49年12月23日の参議院予算委員会において示されたように、公益の比較衡量によって決定されるべきものであって、改正自衛隊法第96条の2第3項に規定する「防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる」対象ではない。

また、防衛秘密は我が国の防衛上特に秘匿することが必要とされるものであることにかんがみれば、基本的に防衛秘密を提示・開示することは可能な限り回避すべきものであると考える。

（ただし、これは国会運営の現状を前提としており、将来における秘密会の運営によっては、別途の考慮が必要となる。）

7 特別職の国家公務員(本法に規定する行政機関の職員に限る。)の守秘義務の有無と適性評価の対象外となる職について

(適性評価の対象外となる類型)

「A」…行政機関の長であるため。

「B」…国務大臣(Aを除く。)であるため。

「C」…内閣官房副長官、副大臣であるため。

「D」…内閣総理大臣補佐官であるため。

「E」…大臣政務官であるため。

「F」…合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするものであるため。

適性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠	法定刑と根拠
○ (A)	内閣総理大臣	日本国憲法第6条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
○ (B)	国務大臣	日本国憲法第68条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
○ (F)	検査官	会計検査院法第4条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
○ (A)	内閣法制局長官	内閣法制局設置法第2条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
○ (C)	内閣官房副長官	内閣法第14条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
○ (C)	副大臣	国家行政組織法第16条第5項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
○ (E)	大臣政務官	国家行政組織法第17条第5項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
	内閣総理大臣秘書官	内閣法第21条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
	国務大臣秘書官	内閣法第21条第1項 国家行政組織法第19条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
	人事院総裁秘書官	人事院規則二一三第3条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
	会計検査院長秘書官	会計検査院法第13条	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
	内閣法制局長官秘書官	内閣法制局設置法施行令第7条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
	宮内庁長官秘書官	宮内庁法第9条第4項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
○ (A)	宮内庁長官	宮内庁法第8条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
	侍従長	宮内庁法第10条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—
	侍従	宮内庁法第3条、第16条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務紀律第4条第1項を適用)	—

法律上の守秘義務あり(官吏服務紀律)

選性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠	法定刑と根拠
○ (F)	人事官	国家公務員法第5条第1項	国家公務員法第6条第2項(同法第100条第1項を準用)	-
○ (F)	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第29条第2項	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第93条)
	内閣危機管理監	内閣法第15条第3項	内閣法第15条第4項(国家公務員法第100条第1項を準用)	-
	内閣情報通信政策監	内閣法第16条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第16条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	-
	内閣官房副長官補	内閣法第17条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第17条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	-
	内閣広報官	内閣法第18条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第18条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	-
	内閣情報官	内閣法第19条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第19条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	-
○ (D)	内閣総理大臣補佐官	内閣法第20条第4項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第20条第4項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	-
○ (F)	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員法第14条第1項	国家公務員倫理法第18条第1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(国家公務員倫理法第46条)
○ (F)	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法第7条第1項	公害等調整委員会設置法第11条第1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(公害等調整委員会設置法第20条)
○ (F)	中央労働委員会委員	労働組合法第19条の3第2項	労働組合法第23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金(労働組合法第29条)
○ (F)	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法第4条第1項	情報公開・個人情報保護審査会設置法第4条第8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(情報公開・個人情報保護審査会設置法第18条)
○ (F)	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償に関する法律第113条第1項	公害健康被害の補償等に関する法律第123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金(公害健康被害の補償等に関する法律第145条)
○ (F)	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法第19条の3第1項	会計検査院法第19条の2第8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金(会計検査院法第19条の5)
○ (F)	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法第19条の32第1項	政治資金規正法第19条の32第7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(政治資金規正法第26条の7)
○ (F)	調達価格等算定委員会委員	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第33条第1項	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第33条第9項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第44条)
○ (F)	原子力規制委員会委員長、委員	原子力規制委員会設置法第7条第1項	原子力規制委員会設置法第11条第1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(原子力規制委員会設置法第29条)
○ (F)	国家公安委員会委員	警察法第7条第1項	警察法第10条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)	-
○ (F)	原子力委員会委員長、委員	原子力委員会設置法第5条第1項	原子力委員会設置法第10条	-
○ (F)	運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法第8条第1項	運輸安全委員会設置法第12条第1項	-
○ (F)	総合科学技術会議議員	内閣府設置法第29条第1項第6号	内閣府設置法第33条第1項	-
○ (F)	再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法第106条の8第1項	国家公務員法第106条の12第1項	-
○ (F)	証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法第12条第1項	金融庁設置法第16条第1項	-
○ (F)	公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法第37条の2第1項	公認会計士法第37条の6第1項	-

法律上の守秘義務あり(個別法)

適性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠	法定刑と根拠
○ (F)	食品安全委員会委員	食品安全基本法第29条第1項	食品安全基本法第32条第1項	—
○ (F)	公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第35条第1項	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第39条第1項	—
○ (F)	国地方係争処理委員会委員	地方自治法第250条の9第1項	地方自治法第250条の9第13項	—
○ (F)	電気通信紛争処理委員会委員	電気通信事業法第147条第1項	電気通信事業法第150条第1項	—
○ (F)	運輸審議会委員	国土交通省設置法第18条第1項	国土交通省設置法第21条第1項	—
○ (F)	土地鑑定委員会委員	地価公示法第15条第1項	地価公示法第18条第1項	—
○ (F)	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法第6条第2項	衆議院議員選挙区画定審議会設置法第6条第7項	—
○ (F)	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律第15条第2項	国会等の移転に関する法律第15条第8項	—
○ (F)	電波監理審議会委員	電波法第99条の3第1項	電波法第99条の4（国家公務員法第100条第1項を準用）	—
	特命全權大使	外務公務員法第8条第1項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（外務公務員法第27条）
	特命全權公使	外務公務員法第8条第1項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（外務公務員法第27条）
	特派大使	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（外務公務員法第27条）
	政府代表	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（外務公務員法第27条）
	全權委員	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（外務公務員法第27条）
	政府代表又は全權委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全權委員の顧問及び職員	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項（国家公務員法第100条第1項を準用）	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（外務公務員法第27条）
	防衛省職員（自衛隊員）	自衛隊法第35条第1項	自衛隊法第59条第1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（自衛隊法第118条第1項）

法律上の守秘義務あり（個別法）

	東宮大夫	宮内庁法第12条第1項	—	—
	式部官長	宮内庁法第13条第1項	—	—
	侍従次長	宮内庁法第10条第2項	—	—
	宮務主管	宮内庁組織令第3条第1項	—	—
	皇室医務主管	宮内庁組織令第3条第1項	—	—
	女官長及び女官	宮内庁組織令第4条第1項、第16条第1項	—	—
	侍医長及び侍医	宮内庁組織令第4条第1項、第16条第1項	—	—

法律上の守秘義務なし

選任評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠	法定刑と根拠
	東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁組織令第5条第1項、第17条第1項	-	-
	東宮女官長及び東宮女官	宮内庁組織令第5条第1項、第17条第1項	-	-
	東宮侍従区長及び東宮侍従	宮内庁組織令第5条第1項、第17条第1項	-	-
	宮務官	人事院規則一一五第2条第9号	-	-
	侍女長	人事院規則一一五第2条第9号	-	-
○ (F)	中央更生保護審査会委員長、委員	更生保護法第6条第1項	-	-
○ (F)	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法第22条第1項	-	-
○ (F)	地方財政審議会委員	総務省設置法第12条第1項	-	-
○ (F)	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法第27条第1項	-	-
○ (F)	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法第5条第1項	-	-
○ (F)	中央社会保険医療協議会公益を代表する委員	社会保険医療協議会法第3条第6項	-	-
○ (F)	中央選挙管理委員会委員	公職選挙法第5条の2第2項	-	-
	日本ユネスコ国内委員会委員	ユネスコ活動に関する法律第9条第1項	-	-
	日本学士院会員	日本学士院法第3条第1項	-	-
	日本学術会議会員	日本学術会議法第7条第2項	-	-

法律上の守秘義務なし

参照条文等

○**官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）（抄）**

第4条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス
2 （略）

○**国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十一号）（抄）**

- ① 官吏その他政府職員の任免、叙級、休職、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、手当その他給与に関する事項及び服務に関する事項については、その官職について国家公務員法の規定が適用せられるまでの間、従前の例による。但し、法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て別段の定をなしたときは、その定による。
- ② （略）

○**国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）**

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤ （略）

（参考1）

○**衆議院議員西村眞悟君提出我が国における外国人諜報部員の把握に関する質問に対する答弁書（平09閣衆質第141第12号）**

7について

一般職の国家公務員については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第百条第一項において、秘密を守る義務が規定されている。

特別職の国家公務員についても、必要に応じて、個別の法令において秘密を守る義務が規定されている。また、特別職の国家公務員のうち国務大臣等については、「国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏その他政府職員の任免等に関する法律」（昭和22年法律第121号）第一項の規定により、他の法律をもって別段の定めがされた場合を除き、官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）の規定の例により、秘密を守る義務を課せられている。

（参考2）

○**参議院議員秦豊君提出官吏服務紀律の解釈と運用の実態等に関する質問に対する答弁書（内閣参質93第2号）**

一について

(1) から (3) まで

官吏服務紀律(明治二十年勅令第三十九号)は、「官吏及俸給ヲ得テ公務ヲ奉スル者」の服務上の義務を定めたものであるが、昭和二十二年十二月三十一日限りで、その効力を失っている。

昭和二十三年一月一日以後は、国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏その他政府職員の任免等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十一号。以下「法律第二百一十一号」という。)の規定により、官吏その他政府職員の服務等に関する事項については、その官職について国家公務員法の規定が適用せられるまでの間、法律等をもつて別段の定めがされない限り、従前の例によることとされている。特別職の国家公務員については、国家公務員法の規定が現在なお適用されていないため、特別職の職員のうち法律第二百一十一号施行の際に存していた職にある職員の服務に関しては、他の法律等に別段の定めがない限り、なお官吏服務紀律の規定の例によることとなるものである。

なお、特別職の職員のうち法律第二百一十一号施行後に新たに特別職とされた職にある職員については、必要に応じ、関係法令において個別に服務に関する所要の規定が設けられているものである。

(4) 及び (5)

職員の任用に当たり、その服務等に関する法令の適用関係を当該職員に告知することを要するものではない。

なお、官吏服務紀律は既に失効しているため、現在同勅令を直接所管する府省庁は存しない。

平成25年6月25日
内閣情報調査室

8 適性評価の有効期間を5年とすることについて

本法案では、原則として、適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行う適性を有すると認められた職員等に限って特定秘密の取扱いの業務をすることができるとしているが、適性評価の有効期間は、適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から5年としている。

これは、ひとたび適性を有すると認められた職員等であっても、時間の経過とともに状況が変化することから、定期的に適性評価を実施し、適性を有すると認められるか否かを確認する必要があるためであるが、適性評価における調査事項に関し、職員が懲戒処分を受けるなど外形上明らかな変化があった場合には、臨時に適性評価を実施することとしていることや、適性評価を行う行政機関側のコストや評価対象者の負担を考慮すると、有効期間を短期間とすることは適当ではない。

一方、現在、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、国の行政機関の職員を対象に適格性の確認を実施し、適格性の確認を受けた者のみが特別管理秘密を取り扱うことができるとしているところ、

また、諸外国においても、最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価においては、総じて概ね5年以内に何らかの適性の見直しを行うこととなっている。これら実態を踏まえると、我が国においても、諸外国と遜色ない信頼性を確保するためには、定期的な見直しの期間を5年とすることが適当であると考えられる。

なお、適性評価とは異なるが、定期的に身体的適性の有無を確認し、不的確な者を排除するために、運転免許証、海技免状、水先人の免許等に有効期間が設けられており、これら制度においても、対象者の身体的適性が時の経過に従って変化することを前提に、有効期間を最長5年としているところである。

○道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（免許証の有効期間）

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第一百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日を経過するまでの期間とする。

免許証の交付又は更新を受けた者の区分	更新日等における年齢	有効期間の末日
優良運転者及び一般運転者	七十歳未満	満了日等の後のその者の五回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十歳	満了日等の後のその者の四回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十一歳以上	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
違反運転者等		満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
備考 (略)		

2～4 (略)

○船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）（抄）

（海技免状の有効期間）

第七条の二 海技免状の有効期間は、五年とする。

2～5 (略)

○水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）（抄）

（免許の更新）

第十条 水先人の免許の有効期間は、五年とする。ただし、二級水先人又は三級水先人であつて初めて水先人の免許を受けた者その他の国土交通省令で定める者の免許の有効期間については、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間とする。

2～4 (略)

○水先法施行規則（昭和二十四年八月二十九日運輸省・経済安定本部令第一号）（抄）

（免許の更新）

第九条 法第十条第一項の規定による国土交通省令で定める者の国土交通省令で定める免許の有効期間は、次の各号に掲げる者に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 二級水先人又は三級水先人であつて初めて水先人の免許を受けた者 三年
- 二 水先人の免許を受け、又は更新をした日において満六十五歳以上である者 三年
- 三 水先人の免許を受け、又は更新をした日において満六十四歳である者 四年

2、3 (略)

○カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）（抄）

第2部 政府統一基準

3 人的管理

(1) 秘密取扱者適格性確認制度

イ クリアランス手続の構成



○秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン（平成20年9月2日カウンターインテリジェンス推進会議承認）（抄）

V 適格性の見直し等

2 定期的な見直し





(参考) 諸外国における適性評価の有効期間

国	最も機密性の高い秘密情報を取り扱わせる者の適性評価に係る見直し時期	備考
アメリカ	5年	
イギリス	7年(初回5年)	一部の民間事業者は3～5年
ドイツ	10年	5年ごとに調査表を提出
フランス	5年	

平成25年6月25日
内閣情報調査室

9 適性評価の実施に当たって同意を取得する理由について

本法においては、適性評価を行うために、テロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。）及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動との関係に関する事項等についての調査を実施し、また、調査を実施するため必要な範囲内において、評価対象者本人や関係者に質問し、評価対象者本人に資料の提出を求め、又は公務所や公私の団体に照会して報告を求めることができることとしているが、これらの調査は、以下の理由から、評価対象者の明示的な同意を得てから開始することとしている。

まず、調査の実施に当たっては、評価対象者本人から、精神疾患の状態や経済的な状況を始めとして、幅広い事項を詳細に申告させることとしており、その際、適性評価の実施目的や調査事項について評価対象者が理解し、同意することが前提となり、また、事後の調査を円滑に実施するために必要不可欠である。

仮に、評価対象者の明示的な同意を得ないまま、行政機関の長等が関係者に質問し、又は公務所や公私の団体に照会して個人情報を取得することとなれば、評価対象者は自らの調査が行われることを知ることができず、どのような調査が行われているか不安を感じ、また、これを知った場合には、適性評価制度そのものに不信感を抱くおそれがあり、適性評価制度の円滑な実施を阻害することになりかねない。加えて、行政機関の長等が関係者に質問し、公務所や公私の団体に対し照会を行ったとしても、評価対象者が明示的な同意をしていなければ、質問を受けた関係者や照会を受けた公務所や公私の団体がこれに応じることをためらうことも見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれもある。

以上のことから、適性評価の円滑な実施と実効性を確保するためには、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることが必要であると

考えられる。

なお、諸外国の適性評価においても、その手続の開始に当たって評価対象者の同意を取得することとしており、本法において適性評価の実施を評価対象者本人の明示的な同意に係らしめることは、妥当なものと考えられる。

平成25年6月25日
内閣情報調査室

10 適性評価における調査事項について

本法案は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査をすべき事項として次の事項を規定している。

- ・ テロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。）及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動（以下「特定有害活動」という。）との関係に関する事項
 - ・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - ・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
 - ・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
 - ・ 精神疾患に関する事項
 - ・ 飲酒についての節度に関する事項
 - ・ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- これらの事項の調査内容と調査を行う理由は、次のとおりである。

1 特定有害活動との関係に関する事項

「特定有害活動との関係」は、次の3つの場合が考えられる。

第1は、評価対象者が特定有害活動そのものを自ら行ったり、自らは特定有害活動を行ってはいないものの、精神的あるいは物的な支援を行うなど特定有害活動に関わったと認められる場合である。評価対象者自身が特定有害活動を自ら行ったり、これに関わったことが認められる場合、再び特定有害活動を行うために、特定秘密を漏えいする蓋然性が高い。

第2は、評価対象者が特定有害活動を行う団体の構成員となっていたり、特定有害活動を行う団体や個人を支援していると認められる場合である。特定有害活動を行う団体等として、例えば、テロ組織や外国情報機関等が考えられるが、これら団体等は、テロ組織であればテロ活動を実行するた

めに重要防護施設の警備実施状況を、また、外国情報機関等であれば我が国の防衛計画や安全保障政策に関する重要事項といった特定秘密を入手しようと企図しており、評価対象者がこれら団体等の構成員である場合は当然のこと、これら団体等を支援している者である場合には、特定秘密を取り扱ったときに、自発的にこれら団体に対して、特定秘密を漏えいする蓋然性が高い。支援の形態としては、団体の活動に密接に関わっている場合はもとより、金銭的な支援を行っている場合やその言動から団体の活動を理解し、その活動をサポートしていると行動から認められるなど様々な形態が考えられる。

第3は、特定有害活動を行う団体又は個人から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを受けた場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められる場合である。団体等が影響力を行使する形態としては、例えば、団体等が多大の金銭の提供を行う、配偶者の本国に居住する親族に対し危害を及ぼす可能性を示唆するなど様々な形態が考えられる。我が国における過去の情報漏えい事件をみると、第1や第2の場合に該当する者による漏えいではなく、秘密を取り扱う職員に対し、外国情報機関等が様々な形で接触を図り、度重なる接触を経て、心理的に外国情報機関等に協力せざるを得ない関係となり、秘密の漏えいに至った事例が多い。こうした特定有害活動との関係は、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいする蓋然性を最も端的に示すものであり、適性を判断するに当たり、最も考慮すべき事項と考えられる。

これら「特定有害活動との関係」に関する事項として、適性評価においては、評価対象者に、第1から第3に該当する「特定有害活動との関係」を示すような活動や行動がないかを調査する。

2 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

「犯罪及び懲戒の経歴」とは、過去に犯罪を犯し、罰せられた経歴及び懲戒処分を受けた経歴をいい、「犯罪及び懲戒の経歴に関する事項」として、評価対象者が過去に犯罪を犯し、罰せられたことがあるか及び懲戒処分を受けたことがあるか、ある場合には、犯罪を犯した、又は懲戒処分を受けた時期、動機、背景等を調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを強く示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れる蓋然性が高いと評価し得る。

3 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（2に掲げるものを除く。）

「情報の取扱いに係る非違の経歴」とは、職場の服務規程、文書管理規則その他の規則における情報やシステムの管理に関する部分に違反し、監督上の注意・指導を受けた経歴をいい、「情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項」として、評価対象者が監督上の注意・指導を受けたことがあるか、ある場合、当該違反事実を起こした時期、動機、背景等を調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、犯罪や懲戒に至らなくとも、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れる蓋然性が高いと評価し得る。

4 薬物の濫用及び影響に関する事項（2に掲げるものを除く。）

本項目は、評価対象者が、所持・使用等が禁止されている薬物を濫用したことのみならず、疾病のために処方された薬物を医師の指示に従わずに服用することがあるか、処方されている薬物を服用することにより、眠気

・ふらつき等の薬理効果が生じることがあるかを調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じること等があるという事実をもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、薬物の濫用及び影響の背景・理由、疾病の治療の見通し等を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏れいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

5 精神疾患に関する事項

本項目では、精神に係る事由を原因として、意識や記憶を失ったりしたことがあるか、アルコール依存症、躁うつ病、認知症等精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、精神疾患があることをもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、精神疾患の具体的症状、その後の治療の経過、

再発の可能性を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

6 飲酒についての節度に関する事項

本項目では、飲酒を原因として、所持品の紛失、自傷その他の自己に損害を発生させる行動や他人との人間関係に悪影響を与える行動をとったことがあるかを調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、飲酒を原因として、トラブルを起こした事実があることをもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、評価対象者が起こしたトラブル等の具体的内容、その時期、背景・理由等を踏まえ、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

7 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

本項目は、評価対象者に住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるか、過去に自己破産したり、貸金・資産等を差し押さえられたことがあるか等を調査する。

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる

る目的で多額の債務を抱えている者は、自発的に特定秘密を漏らす蓋然性があると評価し得る。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者は、自発的に特定秘密を漏らす蓋然性があると評価し得る。

さらに、特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくとも特定秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、調査の対象となる事実があることをもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、返済能力を超える債務を抱えているなど自ら進んで秘密を漏らす動機となり得る事情等を具体的に勘案して、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

平成25年6月25日
内閣情報調査室

11 別表第1号及び第2号に掲げる事項とテロ活動及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動との関係について

1 別表第1号「防衛に関する事項」

我が国を防衛する自衛隊や防衛の用に供する施設は、国及び国民の安全にとって重要な施設等であり、テロ組織が国家若しくは他人に自らの政治上その他の主義主張を強要し、又は社会に不安や恐怖を与える目的を最も効果的に果たせる対象として、テロの対象となるものである。自衛隊や防衛の用に供する施設に対するテロ活動を行うに当たり、その運用や施設的设计等の内部情報を入手すれば、部隊の配置が手薄な施設や時期を狙ったり、施設の比較的脆弱な部分から進入して攻撃することが可能となる。また、大規模なテロが発生し、「一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合」（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条第1項）等には、自衛隊が治安出動して、テロリストの鎮圧を行ったり、重要施設を警備したりすることとなるため、治安出動の際の自衛隊の運用計画を入手することで、テロ組織はその裏をかくて攻撃を行うことが可能となる。そのため、テロ組織は、本号に該当する特定秘密を常に入手しようと企図している。

さらに、一般に国家は自国の安全保障上の利益を増進するために、他国の防衛体制に関する情報の収集を図っており、自衛隊の運用や自衛隊の保有する武器の種類、数量、性能等を他国が入手し、我が国の防衛体制の間隙を、また、自衛隊の装備品の弱点をつくための兵器を開発するなどするために、外国情報機関等は、本号に該当する特定秘密を常に入手しようと企図している。

したがって、テロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。）及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動（以下「特定有害活動」という。）との関係

を有する者については、特定有害活動を行うテロ組織や外国情報機関等に本号に該当する特定秘密を漏えいする蓋然性が高い。

2 別表第2号「外交に関する事項」

一般に国家は自国の安全保障上の利益を増進するために、他国の防衛体制に関する情報の収集を図っているところ、安全保障に関する外国政府等との交渉の方針を入手することにより、我が国が交渉に使用するカードや相手国の要求に対応可能なボトムラインが判明し、相手国は自国に有利な形で我が国との交渉を進めることが可能となることから、外国情報機関等は、本号に該当する特定秘密を常に入手しようと企図している。

このほか、大量破壊兵器関連物資等の管理の徹底を図ることは、我が国のみならず、各国の安全保障上も極めて重要な課題であり、我が国は、外国政府や国際機関と、大量破壊兵器関連物資等の不正取引を防止するための各種協力や取組を行っているところ、かかる協力の内容を入手することにより、国際的な協力の間隙について不正取引を実行することができることから、大量破壊兵器関連物資の不正取引等を企図する団体や個人は、本号に該当する特定秘密を常に入手しようと企図している。

したがって、特定有害活動との関係を有する者については、外国情報機関等や大量破壊兵器関連物資の不正取引等を企図する団体等に本号に該当する特定秘密を漏えいする蓋然性が高い。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（命令による治安出動）

第七十八条 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2・3 （略）

平成25年6月25日
内閣情報調査室

12 テロ活動及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動との関係に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて

本法においては、適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項として、

- ① テロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。）及び外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動（以下「特定有害活動」という。）との関係に関する事項
- ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

を規定しており、①特定有害活動との関係に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるもの（以下「政令で定める予定の調査事項」という。）についても調査を実施することとしている。

1 政令で定める予定の調査事項を調査する必要性

②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項及び⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項で調査の対象とする事実については、原則として記録に残されるものであり、それぞれ市町村に対する照会、人事管理情報の確認及び信用情報機関への照会を適切に行うことで、行政機関の長は、評価対象者に該当する事実があるか否かを正確に把握することができる。また、④薬物の濫用及び影響に関

する事項、⑤精神疾患に関する事項及び⑥飲酒についての節度に関する事項で調査の対象とする事実については、頻繁に眠気を催している、突然意識を失うことがあるといった評価対象者の常日頃の行動に表れやすく、行政機関の長は、評価対象者に該当する事実があるか否かの端緒を入手することも可能である。

他方、特定有害活動は、その性質に鑑み秘密裡に、計画、準備、実行等されるものであり、評価対象者と特定有害活動との関係も直ちに公となって判明するものではない。「特定有害活動との関係」としては、(イ)評価対象者が特定有害活動そのものを行ったり、支援を行うなど、自らが特定有害活動に関わったと認められる場合、(ロ)評価対象者が特定有害活動を行う団体の構成員となっていたり、支援者となっていると認められる場合、(ハ)特定有害活動を行う団体や個人から、特定秘密の漏えいについて働き掛けを受けた場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に団体等の影響を受けるおそれがあると認められる場合の3つに分けられる。これらのうち、(ハ)については、評価対象者の行動や活動を調査するだけでは、評価対象者が特定有害活動との関係を有しているか否かの端緒を得ることは困難であると言わざるを得ないが、外国情報機関等の働き掛けがあることから、政令で定める予定の調査事項について調査を実施することにより、端緒を得ることが可能である。

2 政令で定める予定の調査事項の具体的内容

政令で定める予定の調査事項の具体的内容は次のとおりであるが、評価対象者にこれらに該当する事実がある場合、当該評価対象者は、他の者に比べ、特定有害活動を行う団体等からの働き掛けに対し、脆弱性を有していると言えることから、当該評価対象者については、評価対象者本人や評価対象者の関係者に対し、評価対象者の職場外での活動、行動を詳細に質問するなどし、特定有害活動との関係に関する事項を調査することとしている。

- (1) 評価対象者の家族（評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。）及び同居人の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及

び住所に関する事項

評価対象者の家族や同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が当該評価対象者と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられる。

(2) 国籍（過去に有していた国籍を含む。）に関する事項

評価対象者が外国籍であったり、評価対象者に帰化歴や国籍の選択に伴って失った国籍がある場合には、原籍国等の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられる。

(3) 学歴及び職歴に関する事項

評価対象者が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることがあり得ると考えられる。

(4) 国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項（㉠、㉡及び㉢に掲げるものを除く。）

評価対象者が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことによつて当該評価対象者の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることがあり得ると考えられる。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、外国情報機関等から情報提供の働き掛けを受けていることがあり得ると考えられる。

平成25年6月25日
内閣情報調査室

13 適性評価において公私の団体に照会を行う権限を規定することについて

実効性のある適性評価を実施するためには、評価対象者について調査事項に関する個人情報を正確かつ必要十分に把握する必要があるところ、本法案は、行政機関の長が、適性評価における調査を実施するため、必要な範囲内において、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨定めることとしている。

適性評価における調査は、評価対象者に、調査の対象となる事項をまとめた質問票に回答を記載させることから始まることとなるが、当該評価対象者に対する面接等を通して、質問票に記載された回答内容等について詳細な説明を受けたり、評価対象者からその申告を裏付ける資料の提出を受けることとなる。

こうして評価対象者本人から収集した情報を、行政機関の長が自ら保有する人事管理情報等を突き合わせて評価対象者の申告に疑義が生じる場合や、評価対象者の申告の真偽を確認する必要がある場合などには、当該行政機関の職員をして職場の上司や同僚といった評価対象者をよく知る関係者に質問させることに加え、評価対象者に関する個人情報を保有する公私の団体に照会することが必要不可欠である。

また、そもそも本法案の適性評価制度において調査の対象としている事項は、情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項を除き、基本的には職務との関連性が薄いものであり、行政機関の長が評価対象者本人から提供された情報や自らが保有する人事管理情報等により、十分な情報を入手することは困難を伴うところであるし、また、評価対象者本人から提供された情報を行政機関の長が適正に評価するためには、医者等の専門家の所見を必要とする場合もあることから、調査事項について、専門的な情報や知見を有する公私の団体に照会することが評価対象者に関する正確かつ必要十分な情報を入手するための唯一の手段といえる。

なお、現在、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、国の行政機関の職員を対象に適格性の確認を実施し、適格性の確認を受

けた者のみが特別管理秘密を取り扱うことができるとしているところ、当該適格性の確認においては、実施権者が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象となった職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があり、十分な調査が行えないといった支障が現に生じている。

また、本法案において適性評価制度を導入することにより、我が国においても、諸外国と遜色ない秘密保全制度を確立する必要があるところ、諸外国においても、評価対象者に関する調査を実施する上で、公私の団体への照会が主要な手段の一つとなっている。

なお、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第91条は、自らが収容する者に関する調査を実施するに当たり、公私の団体へ照会できることが規定されている。

<管理下にある者等の調査について部外への照会権限を規定する例>

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（矯正処遇）

第八十四条 受刑者には、矯正処遇として、第九十二条又は第九十三条に規定する作業を行わせ、並びに第百三条及び第百四条に規定する指導を行う。

2 矯正処遇は、処遇要領（矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条において同じ。）に基づいて行うものとする。

3 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。

4 処遇要領は、必要に応じ、受刑者の希望を参酌して定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。

（公務所等への照会）

第九十一条 刑事施設の長は、受刑者の資質及び環境の調査のため必要が

あるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め
ることができる。

(参考)

処遇調査の対象となる「受刑者の資質」とは、その受刑者がもつ人格的・内面的特性、身体状況をいう。一般的な性格、規範意識の強弱、精神状態などの精神的な面のほか、社会復帰に影響するような疾病、身体障害の有無などの身体状況も含む。また、「(受刑者の)環境」とは、その受刑者を取り巻く外的な環境をいう。具体的には、家族関係、生育歴、職歴、所属する組織、交友関係など広く社会的な環境を含むものである。(林眞琴、北村篤、名取俊也「逐条解説刑事収容施設法」400頁)

受刑者の資質及び環境の調査は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用し、面接、診察、検査、行動観察その他の方法により行うものとされ、その調査に当たっては、当該刑事施設その他の矯正施設においてその者の処遇上作成した資料を活用することが基本とされている。

ただし、より正確な調査結果を得るためには、受刑者の面接等によって得られる情報や矯正施設が有する資料のみを活用することだけでは足りず、公務所や公私の団体(学校、会社等)から、処遇上参考となる情報を得る必要がある場合が考えられるのであって、そのような場合が「受刑者の資質及び環境の調査のため必要があるとき」に該当する。(同452頁)

14 適性評価の結果の通知を行う理由について

適性評価制度を円滑に運営するためには、次のとおり、行政機関の長が評価対象者の適性についてどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができる仕組みを整備することが必要不可欠であることから、本法案では、行政機関の長が、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨規定している。

なお、人事評価制度においても、実施権者は、人事評価を実施したときは、能力評価及び業績評価の結果を、被評価者に対し通知することとされている。

- 適性評価が、行政機関の長がその職員や契約業者の従業員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であることから、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを評価対象者との関係において外形的に明らかにする必要がある。
- 適性を有すると認めるとの結果を評価対象者に通知しないこととした場合、適性を有すると認められた評価対象者は、行政機関の長から何ら通知を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うこととなるが、評価対象者は、適切な手続に基づいて特定秘密の取扱いの業務を行っていないのではないかとの不安や疑念が生じる可能性がある。
- 適性評価の結果、適性を有しないと認められた場合には、行政機関の長は、当該評価対象者を特定秘密の取扱いの業務から除外したり、特定秘密の取扱いの業務を行うことのない職へ転任させるといった措置を講じることとなるが、仮に適性を有すると認められないとの結果を評価対象者に通知しないこととした場合、評価対象者は、転任等の措置がなぜ行われたのか必ずしも判然とせず、混乱が生じるおそれがある。

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）
（抄）

（評価結果の開示）

第十条 実施権者は、前条第三項の確認を行った後に、被評価者の定期評価における能力評価の結果を、内閣府令で定めるところにより、当該被評価者に開示するものとする。

（能力評価の手続に関する規定の準用）

第十四条 第九条から第十一条までの規定は、定期評価における業績評価の手続について準用する。

○人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第三号）（抄）

（評価結果の開示内容等）

第三条 令第十条（令第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定に基づき開示された定期評価における能力評価（令第四条第一項の能力評価をいう。以下同じ。）若しくは業績評価（令第四条第一項の業績評価をいう。以下同じ。）又は特別評価の結果（以下単に「開示された評価結果」という。以下同じ。）は、それぞれ、令第九条第三項（令第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により実施権者により確認された全体評語（令第六条第一項又は第十六条第一項の全体評語をいう。以下同じ。）を含むものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる職員については、この限りでない。

一・二 （略）

2 （略）

15 適性評価制度と人事評価制度との比較

	適性評価制度	人事評価制度
根拠	○特定秘密の保護に関する法律案	○国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「法」という。)70条の2から70条の4 ○人事評価の基準、方法等に関する政令(平成21年政令第31号。以下「政令」という。) ○人事評価の基準、方法等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第3号。以下「府令」という。) ○所轄庁の長が定める人事評価実施規程(本表作成に当たっては、内閣官房人事評価実施規程(平成21年7月22日内閣総理大臣決定。以下「規程」という。)を参照)
評価の趣旨・目的	○特定秘密を厳格に管理するために実施。 ○特定秘密の取扱いの業務を行う適性を有するか否かを評価。	○職員を採用後の任用、給与その他の人事管理は、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。【法27条の2】 →人事評価は能力・実績に基づく人事管理の基礎となるものとして実施。
対象	○行政機関の職員・都道府県警察の職員・契約業者の役職員等 ・ 特別秘密の取扱いが見込まれることとなった者 ・ 特定秘密の保護を適切かつ確実にを行うためにその者の適性について評価することが特に必要であると認めたもの 等 ○行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官等は対象外。	○一般職に属する職を占める者【法2条4項・70条の3の1項】 ○非常勤職員、臨時的に任用された職員であって人事評価の結果を給与等へ反映する余地がない者、検事総長等には実施しないことができる。【政令3条】
実施権者	○行政機関の長 ○警察本部長	○所轄庁の長又は所轄庁の長が指定した部内の上級の職員【政令2条】
調査事項・評価項目	①テロ活動(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。)及び外国の利益を害する目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる謀報その他の不正な活動との関係に関する事項 ②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 ③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 ④薬物の濫用及び影響に関する事項 ⑤精神疾患に関する事項 ⑥飲酒についての節度に関する事項 ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項 ※ このほか、①についての調査を効果的・効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるもの(評価対象者の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所等)を調査。	○能力評価…職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価【政令4条1項】 ○業績評価…職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価【政令4条1項】 ※ 能力評価・業績評価の具体例【規程】 (能力評価：部長職の場合) ※職位によって差異がある。 ①倫理(国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行。) ②構想(所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、担当分野の重要課題について基本的な方針を示す。) ③判断(担当分野の責任者として、その重要な課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行う。) ④説明・調整(所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、局長を助け、困難な調整を行い、合意を形成する。) ⑤事務運営(国民の視点に立ち、不断の業務見直しを率先して取り組む。) ⑥組織統率(指導力を発揮し、部下の統率を行い、成果を挙げる。) (業績評価) ○評価者と被評価者の間で設定した目標等
同意の取得	○評価対象者の同意を得て調査を実施する。	○不要。
評価・調査の方法	○対象者本人やその関係者に質問。 ○対象者本人に資料の提出を要求。 ○行政機関や私法の団体に照会。 ※ いずれも調査を実施するために必要な場合に限る。	○評価期間中の発揮した能力・挙げた業績に関する自らの認識その他評価の参考となるべき事項について、被評価者本人から申告を行わせる。 【政令8条・13条、規程6条】 ○補助者(実施権者が指定)は、被評価者の職務遂行状況について情報提供することができる。【規程7条4項】
期間	○5年ごと。	○能力評価は1年ごと、業績評価は半年ごと。【政令5条3項・4項】
結果・理由の通知・開示	○実施権者は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に通知する。 ○その際、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲で理由を通知。ただし、評価対象者が通知を希望しない場合は理由を通知しない。	○実施権者は、人事評価を実施したときは、能力・業績評価の全体評語を開示。 【政令10条・14条、府令第3条第1項、規程8条1項】 ○全体評語の開示を希望しない被評価者や、警察職員等のうち全体評語の開示により業務の遂行に著しく支障が生じるおそれがある職員として実施権者が指定する者には結果を開示しなくてもよい。【府令3条1項、規程8条1項】 ○ただし、全体評語が下位の場合には、いずれの被評価者に対しても当該全体評語を開示しなければならない。【府令3条2項、規程8条4項】 ○結果を通知する際に、理由その他参考となる事項を通知。【規程8条2項】
苦情への対応	○苦情に対応する制度を設け、適切に対応。	○苦情について適切に対応すると規定。【政令20条、府令4条、規程15条】

16 適性評価に関する個人情報の利用・提供の制限について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第8条第1項は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを禁止しているが、その例外として、同条第2項各号に規定する場合には、本来の利用目的以外に保有個人情報を利用することなどが認められている。これによれば、適性評価の実施に同意しなかったこと、適性を有すると認めるかどうかの結果及び適性評価の実施に当たって取得する個人情報（以下「適性評価に関する個人情報」という。）についても、適性を有すると認められた者以外の者が特定秘密を取り扱わないようにする目的以外での利用・提供が認められることとなるが、こうした目的外での適性評価に関する個人情報の利用・提供には、次のとおり問題がある。

① 本人の同意があるとき等（第1号）

本人の同意がある場合には、適性評価に関する個人情報を目的外利用することができることとなるが、評価対象者本人が、適性評価に関する個人情報を目的外利用することに同意した場合、適性を有しないと認められたことを理由に、又は適性を有すると認められたものの、飲酒に関する節度の問題が見受けられることを理由に、人事評価の実施権者が下位の人事評価を行う可能性があることが否定できない。適性評価は、評価対象者の能力を評価するものではなく、たとえ本人の同意があつたとしても、これを人事評価に利用することが認められれば、評価対象者が正確な情報を提供することを躊躇し、適性評価の実効性を損なうことになりかねない。

また、適性を有すると認めるかどうかの結果は、特定秘密を厳格に保護するためのツールという公益性の強い側面を有しており、個人が自由に処分できる個人情報とし、その取扱いを個人の判断に委ねることは適当ではない。

② 行政機関内部で利用する場合であつて、当該個人情報を利用すること

について相当の理由のあるとき（第2号）

例：適性を有しないと認められた職員について、特定秘密を取り扱うことはないものの、取扱いに注意を要する情報を取り扱う職に配置しないとといった人事上の措置を執ることは、本号にいう「相当な理由のあるとき」として認められる場合がある。

③ 他の行政機関等に提供する場合であって、当該個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき（第3号）

例：適性を有しないと認められた職員を別の行政機関に出向させる場合に、出向先の職が特定秘密を取り扱う職ではないものの、取扱いに注意を要する情報を取り扱う職であることから、当該職員について適性を有しないと認められたことや、適性評価の過程で当該職員に自己の資力に照らし不相応な金銭消費があることが判明したことなどを通知することは、本号にいう「相当な理由のあるとき」として認められる場合がある。

②及び③について、適性評価において取得される個人情報は、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものを含んでおり、慎重な取扱いが求められるところ、例外的にせよ、目的外の利用・提供が認められるとすれば、評価対象者は適性評価の実施以外の目的のために、自らの個人情報が、人事上の措置等において利用・提供されるのではないかといった懸念が払拭できず、適性評価の実施に当たって、また、実施後も不信感や不安感が生じるおそれがある。また、こうしたプライバシーに深く関わる情報を取得して行う適性評価の実施について同意をしなかったこと又はかかる情報を取得した上で評価した結果である適性を有すると認めるかどうかの結果についても、適性を有すると認められた者以外の者が特定秘密を取り扱わないようにする目的以外での利用・提供が認められるとすれば、適性評価において取得される個人情報の場合と同様に、不信感や不安感が生じるおそれがあり、適性評価制度そのものの信頼性に疑問が生じ、適性評価を受けること自体を躊躇するなど、適性評価制度の実効性を損なうことにもなりかねない。

④ 統計の作成又は学術研究のために提供するときその他個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（第4号）

例：我が国と諸外国との適性評価制度の比較研究を行う機関に対し、例えば、評価対象者の属性及び適性を有すると認められたかどうかの結果を提供することは本号により認められる。

専ら統計の作成や学術研究のために個人情報を利用する場合には、特定個人が識別できない形で用いられるのが通常であることから、本号の規定に基づいて、適性評価に関する個人情報を目的外提供したとしても、②及び③の場合に生じたような適性評価制度の実効性を損なうおそれが生じることは考えにくい。しかしながら、適性を有すると認めるかどうかの結果について、適性評価を実施した行政機関、評価対象者の職位等の属性とを結びつけて分析、研究することで、適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となることがあり得る。評価基準が明らかとなれば、特定秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、適性評価制度の実効性の確保に支障が生じる可能性がある。

以上のとおり、適性評価に関する個人情報の目的外利用・提供を認めると、適性評価制度の実効性を損なう可能性があることから、行政機関個人情報保護法第8条第2項よりも、更に目的外利用・提供の範囲を制限し、適性を有すると認められた者以外の者が特定秘密を取り扱わないようにする目的以外での利用・提供を禁止することとする。

ただし、適性評価で調査する事項は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に規定する欠格条項、分限処分又は懲戒処分（以下「懲戒処分等」という。）の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価を実施するために行う調査において、評価対象者について懲戒処分等に該当する事由が明らかになることも想定される。このような個人情報を懲戒処分等のために、利用・提供することも禁止することとする場合、行政機関の長及び警察本部長において、懲戒処分等に該当する事由の存在を認識しながら、何らの措置を取ることができず、結果として職務を遂行することについての適格性を欠く者をその職位にとどまらせるという不合理な事態が生じることとなる。したがって、適性評価の実施によって懲戒処分等に該当する疑いが

生じたときに限って、個人情報の利用・提供を例外的に認めることとする。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 （略）

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

【趣旨】

本条は、保有個人情報の利用・提供について、利用目的外の利用・提供を原則として禁止し、本人の利益や社会公共の利益になる場合など一定の場合にのみ、利用目的外に利用・提供することができることを定めるものである。

【解説】

一 保有個人情報の利用目的以外利用・提供の原則禁止（第一項）

ア 保有個人情報が本来の利用目的以外の目的のために利用・提供された場合、本人の予期せぬ利用等による不安、懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させる。このため、法令に基づく場合を除き、利用目的以外利用・提供を原則として禁止したものである。

イ 他の「法令に基づく場合」を利用目的以外利用・提供の原則禁止の対象から除外したのは、他の法令の規定は、それぞれの立法目的から保有個人情報の利用・提供を可能としており、合理性が認められるためである。

なお、本項は、他の法令に基づく場合は、利用目的以外利用・提供をし得るとする

ものであり、本項により利用・提供が義務付けられるものではない。実際に利用・提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。

(参考) 該当する法令の例

- ・ 国会法第百四条
- ・ 会計検査院法第二十四条から第二十八条まで
- ・ 総務省設置法第六条第二項
- ・ 国家公務員法第百条第四項
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の三から第五十八条の五まで
- ・ 土地改良法第百十八条第六項
- ・ 民事訴訟法第百八十六条、第二百二十三条第一項及び第二百二十六条
- ・ 刑事訴訟法第百九十七条第二項及び第五百七条

二 保有個人情報の利用目的以外の利用・提供制限の例外(第二項)

行政機関の保有する個人情報については、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、国民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、他の行政の遂行のために有効利用を図ることも必要であり、また、本人の利益や社会公共の利益のために利用目的以外に利用・提供することが要請される場合もある。このような場合にあつては、個人の権利利益の保護の必要性和個人情報の有用性を衡量し、例外的に利用目的以外の利用・提供ができることとしたものである。

(1) 「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」(本項ただし書)

第一号から第四号までに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報を利用・提供してはならないとしたものである。

(2) 「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」(第一号)

ア 本人の同意があるときや本人に提供するときは、一般的には本人の権利利益を侵害するおそれは少ないと考えられることから、利用目的以外に保有個人情報を利用・提供することができることとしたものである。

ただし、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外に利用・提供することはできない。例えば、本人の同意があつたとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報他に第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。

イ 「本人の同意」は、書面によることを要しない。なお、利用目的以外の利用・提供を行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用・提供が可能となるように利用目的を設定しておくべきである。

ウ 「本人に提供するとき」とは、行政機関の長の判断により本人に提供する場合をい、

第十二条に基づき本人からの開示請求に応じて開示する場合は含まれない。

(3) 行政機関内部の利用(第二号)及び他の行政機関等への提供(第三号)

ア 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、それぞれ法令の定めるところにより公共性の高い事務を遂行しており、このような法令の定める事務又は業務を遂行するに当たり、国民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、行政機関が保有する保有個人情報を利用目的以外に利用することが必要な場合が考えられる。

第二号及び第三号は、保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の原則禁止の例外として、行政機関が保有個人情報を内部で利用する場合、又は行政機関から他の行政機関等が保有個人情報の提供を受けて利用する場合について、法令の定める当該機関の事務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由がある場合にのみ、保有個人情報を利用目的以外に利用・提供できることとしたものである。

イ 「相当な理由のあるとき」とは、行政機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当な理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の利用・提供が許容されるという本号の趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

(4) 行政機関等以外の者への提供(第四号)

ア 「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とは、保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。

専ら統計の作成や学術研究のために保有個人情報を利用する場合には、特定個人が識別できない形で用いられるのが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の利用・提供の原則禁止の例外としたものである。

イ 「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」とは、例えば、緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合等が考えられる。

ウ 「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」とは、本来行政機関において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当な理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、①行政機関に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること、③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、正に特別の理由が必要とされる。

例えば、国際協力のため外国政府、国際機関等に提供する場合等が考えられる。

三 「保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではな

解説 行政機関等個人情報保護法

総務省行政管理局

17 特定秘密の保護に関する法律、自衛隊法、MDA秘密保護法の罰則の比較
 (前回家を基に作成。業務知得者への罰則については、なお検討中。)

漏えい	特定秘密の保護に関する法律案	自衛隊法	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(MDA秘密保護法)(罰則)	相違点とその理由
	<p>第十六条 特定秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密を取り扱うこと又は業務となつた後に、<u>おいても、同様とする。</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、<u>五年以下の懲役に処する。</u>防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。</p> <p>2 前項の未遂罪は、罰する。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>第三条 左の各号の一に該当する者は、<u>十年以下の懲役に処する。</u></p> <p>一 (略)</p> <p>二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者</p> <p>三 特別防衛秘密を取り扱うことを業とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの</p>	<p>本法案、自衛隊法ともに、取扱業務者の漏えい行為を処罰対象としているが、法定刑が異なる。</p> <p>自衛隊法第122条第1項は、漏えいをもたらす影響として、自衛隊の任務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して防衛秘密の取扱業務者による漏えい罪の法定刑を5年以下の懲役としているが、本法案は、特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪(MDA秘密保護法第3条第1項第3号)及び営業秘密の故意の開示等の罪(不正競争防止法(平成5年法律第47号)第21条第1項第4号ないし第6号)の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスを考慮し、特定秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としている。</p> <p>また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、本法案では、罰金刑を任意的に併科することとしている。</p>

漏えい	<p>第十六条 (略)</p> <p>2 前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。</p> <p>3 前二項の未遂罪は、罰する。</p>	<p>本法案では業務知得者の漏えい行為を処罰対象としているが、自衛隊法は処罰対象としていない。(検討中)</p> <p>防衛秘密制度創設時の想定では、</p> <p>○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が当該防衛秘密を漏えいする行為を厳格に防止し、秘密の漏えいをその根元において制止すれば、通常、秘密は十分に保全されるものであり、また、刑罰法規の性質にかんがみ必要最小限の規制を行うこととした。</p> <p>とされている (自衛隊法改正当時の想定)。</p>	<p>第16条第2項と同じ。</p> <p>(罰則)</p> <p>第二百二十二条 (略)</p> <p>2 前項の未遂罪は、罰する。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>4・5 (略)</p>
-----	--	--	--	--

過失漏えい	<p>第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 過失により第一項の罪を犯した者は、<u>二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金</u>に処する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>第二百二十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 過失により、<u>第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金</u>に処する。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、<u>二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金</u>に処する。</p>	<p>本法案、自衛隊法とともに、取扱業務者の過失漏えい行為を処罰対象としているが、法定刑が異なる。</p> <p>本法案では、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法とのバランスを考慮し、2年以下の禁錮としている。</p>
取得	<p>第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 過失により第二項の罪を犯した者は、<u>一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金</u>に処する。</p>		<p>第四条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、<u>一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金</u>に処する。</p>	<p>第16条第2項と同じ。</p>
取得	<p>第十七条 次に掲げる行為により行政機関、都道府県警察又は契約業者が保有する特定秘密を取得した者は、<u>十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金</u>に処する。</p>		<p>(罰則)</p> <p>第三条 左の各号の一に該当する者は、<u>十年以下の懲役に処する</u>。</p>	<p>本法案では、<u>限定列挙された特定の取得行為を処罰対象としているが、自衛隊法では処罰対象としていない。</u></p> <p>防衛秘密制度創設時の想定では、</p> <p>○ 秘密の漏えいについては、元来、秘密の事項を業務上正当に知得、領有した者が、よくこれを確保すれば、秘密が漏えいするおそれは極めて少ないものと考えられ、したがって、業務により防衛秘密を知得、領有する者が当該防衛秘密を漏えいする行為を厳格に防止し、秘密の漏えいをその根源において制止すれば、本来、秘密の保全是十分に保たれるものであると考えている。</p>

<p>取得</p>	<p>一 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為</p> <p>二 財物の窃取</p> <p>三 施設への侵入</p> <p>四 施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特定秘密を保有する者(次号及び第八号において「保有者」という。)の同意なくは、又は音声を送信する機能又は録音若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為</p> <p>六 施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知してこれらの内部の音声に係る情報に変換する機能を有する機器を使用する行為</p>	<p>一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>○ また、刑法の謙抑主義にかんがみれば、処罰対象を必要最小限に止める必要があるものと考えている。</p> <p>とされている(自衛隊法改正当時の想定)。</p> <p>しかし、財物の窃取、不正アクセス又は特定秘密の管理場所への侵入等、取扱業務者の管理を侵害する行為を手段として特定秘密を直接取得する場合には、取扱業務者等による漏えい行為が介在しないため、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できない。</p> <p>また、欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、特定秘密を取得する場合には、取扱業務者等に漏えいの故意がないなど、漏えい行為の処罰が困難な場合がある。</p> <p>このため、本法案では、MDA 秘密保護法のように広く探知・収集行為を処罰するものとせず、特定秘密の管理場所への侵入等の管理侵害行為や欺罔・暴行・脅迫による特定秘密の取得行為を限定列挙して、例えば望遠鏡等による覗き見や聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とするものを処罰の対象から除外している。</p>
-----------	--	--	---

取得	<p>七 有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為</p> <p>八 不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)、正当な理由がないのに刑法(明治四十年法律第四十五号)第六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による保有者の管理を害する行為</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 前項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>3 (略)</p>
		<p>(罰則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の未遂罪は、罰する。</p>
		<p>第17条第1項と同じ。</p>

<p>共謀 独立教唆 煽動</p>	<p>第十八条 第十六条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。(略)</p> <p>2</p>	<p>第二百二十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。(略)</p> <p>4</p>	<p>本法案、自衛隊法ともに共謀、独立教唆、煽動行為を処罰対象としているが、法定刑が異なる。</p> <p>本法案においては、取扱業務者による故意の漏えい罪及び取得罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MD A 秘密保護法のバランスを考慮して、5年以下の懲役とすることとしている。</p>
<p>第十八条 (略)</p> <p>2 第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。</p>		<p>第五条 (略)</p> <p>2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。</p> <p>3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。</p>	<p>第16条第2項と同じ。</p>	

問10 「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」の内容について問う。また、正犯を「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とした理由について問う。

(答弁資料)

- 1 「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。「業務」とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではないと考えている。
- 2 「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」の主要な例としては、
 - ① 防衛秘密を担当する防衛庁職員
 - ② 防衛秘密の製作、修理等を行っている企業の工場等で、その仕事に当たっている（防衛秘密を担当する）従業員
 - ③ 情報交換等の一環として自衛隊から防衛秘密の提供を受けている外務省、内閣情報調査室等の（防衛秘密を担当する）職員が挙げられる。
- 3 なお、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が当該防衛秘密を漏えいする行為を厳格に防止し、秘密の漏えいをその根元において制止すれば、通常、秘密は十分に保全されるものであり、また、刑罰法規の性質にかんがみ必要最小限度の規制を行うこととしたことから、正犯の対象を「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」としたものである。

問24 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）では、探知・収集罪を設けているが、今回の自衛隊法の一部を改正する法律（仮称）案によって、自衛隊法（昭和29年法律第165号）に探知・収集罪を設けないこととした理由を問う。

- 1 秘密の漏えいについては、元来、秘密の事項を業務上正当に知得、領有した者が、よくこれを確保すれば、秘密が漏えいするおそれは極めて少ないものと考えられ、したがって、業務により特別秘密を知得、領有する者が当該特別秘密を漏えいする行為を厳格に防止し、秘密の漏えいその根源において制止すれば、本来、秘密の保全は十分に保たれるものであると考えているところである。

（注） 実際、過去の防衛庁の秘密漏えい事件は、業務上正当に知得、領有した者から、秘密に該当する事項が、転々漏出していったケースばかりであり、業務上正当に知得、領有した者が介在しない事件は皆無である。

- 2 また、刑法の謙抑主義については、「あらゆる違法行為、あらゆる有責行為者を当然の対象とすべきではなく、刑罰は、必要やむをえない範囲においてのみ適用されるべきである」とする考え方であり、「謙抑主義は、刑法の立法においても、解釈においても、つねに考慮されるべき基本原理」とされているところである（大塚仁「刑法概説（総論）改訂版」有斐閣6ページ以下参照）が、こうした刑法の謙抑主義にかんがみれば、処罰対象を必要最小限に止める必要があるものと考えているところである。

- 3 以上を踏まえ、今回の自衛隊法の一部を改正する法律（仮称）案による改正後の自衛隊法（昭和29年法律第165号）には、探知・収集罪を設けないこととしたものである。

- 4 なお、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）においては、「防衛秘密」に関し、探知・収集罪を設けている。同法に規定する「防衛秘密」は、我が国の秘密ではあるが、一方で、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等に関する秘密であり、これが一旦漏えいすれば、以後アメリカ合衆国から装備品等に関する秘密の供与を受けることが困難になるおそれがあるなど、単に我が国だけの問題に止まらない可能性が高い。こうしたアメリカ合衆国の我が国の外交上・安全保障上の位置付けからみて、MDA秘密保護法においては、秘密保護に関して、探知・収集罪をも設け、その徹底を図ったものであり、今回の自衛隊法の一部を改正する法律（仮称）案により設けられる「特別秘密」の制度とは、その性質を異にするものと考えているところである。

平成25年6月25日
内閣情報調査室

18 別表各号に該当する特定秘密と情報公開法第5条各号の不開示情報との対応関係について

1 情報公開法第5条第3号の不開示情報との関係

(1) 情報公開法第5条第3号の内容

行政機関の情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条は、不開示情報として、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を規定している（第3号）。

ここでいう「国の安全」とは、「国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態」をいい、具体的には、「直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外の脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなど」が該当するとされ、「国の安全が害されるおそれ」とは「これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益に対する侵害のおそれがあると考えられる場合を含む。）」と解されている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61頁。以下「詳解情報公開法」という。）。

次に、「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」（中略）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれ」をいい、具体的には、「公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する」と解されている（詳解情報公開法61頁）。

また、「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」と

は、「他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれ」をいい、具体的には、「交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が執ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報」が該当するとされている（詳解情報公開法62頁）。

(2) 本法案の別表各号に該当する特定秘密との関係について

本法案の別表各号に該当する特定秘密は情報公開法第5条第3号に掲げる不開示情報に該当すると考えられるが、その理由は次のとおりである。

ア 別表第1号（防衛に関する事項）に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、例えば、自衛隊の運用状況、各部隊や自衛隊全体が保有する武器等の種類・個数等が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、我が国に対して侵略を企図する外国が自衛隊の部隊の配置の隙を狙って侵略を行ったり、自衛隊の装備品の弱点をつくための兵器を開発を行うなどし、この結果、「国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛する」という自衛隊の任務の円滑な遂行に支障及ぼすこととなるため、「国の安全」、すなわち、国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態が害される事態が生じ得る。

また、外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた防衛に関する情報が公になった場合、他国との間の約束に反するばかりか、他国の情報収集能力等が明らかとなって、他国に不当に不利益を与え、信頼関係を損なうことにもなりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「国の安全が害されるおそれ」又は「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」があり、情報公開法第5条第3号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

イ 別表第2号（外交に関する事項）に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、例えば、安全保障に関する外国の政府との協力、例えば、核実験を実施しようとする国に対して各国が協力してとる対応が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、国際的な協力の隙を突いた対抗措置が講じられ、結果、

「国の安全」、すなわち、国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態が害される事態が生じ得る。

また、外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた外国政府の内部事情に関する情報が公になった場合、他国との間の約束に反するばかりか、他国の情報収集能力等が明らかとなり、他国に不当に不利益を与え、信頼関係を損なうことにもなりかねない。

このほかにも、領域の保全に関する外国との交渉のための対処方針が公になった場合には、我が国が交渉を行う際の交渉戦略や最終的に譲歩可能と考えている条件が明らかとなり、我が国に不利な形で交渉が進められることとなる。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「国の安全が害されるおそれ」、「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」又は「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」があり、情報公開法第5条第3号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

ウ 別表第3号（テロ活動防止に関する事項）に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、重要施設の警備の実施状況や重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、警備が手薄な施設や時期を狙ったり、治安機関の対応要領を逆手にとった手法によるテロ活動が行われ、「国の安全」、すなわち、国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態が害される事態が生じ得る。

また、外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた国際テロ組織関係者の動向や大量破壊兵器関連物質の不正取引に関する情報が公になった場合、他国との間の約束に反するばかりか、他国の情報収集能力等が明らかとなり、他国に不当に不利益を与え、信頼関係を損なうことにもなりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「国の安全が害されるおそれ」又は「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」がある情報といえることから、情報公開法第5条第3号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

エ 別表第4号（外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に

関する事項) に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報やサイバー攻撃等の諜報活動等からの工作活動に対処するために講じている防御措置等が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、外国情報機関が監視の目を逃れて諜報活動を行ったり、我が国が講じている防御措置の脆弱性を突いたサイバー攻撃を行い、自衛隊の作戦計画や武器の性能等、他国が入手し悪意をもって使用することで我が国の国民の生命が脅威にさらされるおそれのある情報が外国情報機関を通じて他国政府等に渡り、その結果、「国の安全」、すなわち、国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態が害される事態が生じ得る。

また、国際機関又は外国の情報機関から秘密の保全を前提に得た諜報活動等防止に関する情報が公になった場合、他国との間の約束に反するばかりか、他国の情報収集能力等が明らかとなって、他国に不当に不利益を与え、信頼関係を損なうことにもなりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「国の安全が害されるおそれ」又は「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」があり、情報公開法第5条第3号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

2 情報公開法第5条第4号との関係

(1) 情報公開法第5条第4号の内容

情報公開法第5条第4号は、不開示情報として、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を規定している。

ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する」とされているが、「刑事訴訟法以外の特別法以外により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、

暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの」や、「公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報」も本号に該当するとされている。(詳解情報公開法67～68頁)

(2) **本法案の別表各号に該当する特定秘密との関係について**

本法案の別表第3号及び第4号に該当する特定秘密は情報公開法第5条第4号に掲げる不開示情報に該当すると考えられるが、その理由は次のとおりである。

ア 別表第3号(テロ活動に関する事項)に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、重要施設の警備の実施状況や重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、警備が手薄な施設や時期を狙ったり、かつ、治安機関の対応要領を逆手にとった手法によるテロ活動を行うことが可能となり、結果として、我が国に対するテロ行為を助長することになりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」があり、情報公開法第5条第4号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

イ 別表第4号(外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に関する事項)に該当する特定秘密

本号に該当する特定秘密の具体例として、外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報や大量破壊兵器関連物資の不正取引に関し治安機関が入手した情報等が挙げられるが、仮にこれらが公になった場合、外国情報機関や大量破壊兵器関連物資の不正取引に従事する者が、我が国が把握している情報を逆に利用して活動を行うことにより、違法な情報収集活動や不正取引の取締りから免れることが可能となりかねない。

したがって、本号に該当する特定秘密は、その開示により「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」があり、情報公開法第5条第4号に規定する不開示情報に該当すると考えられる。

【参考条文】

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)
(抄)

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・二 (略)

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五・六 (略)

20 別表第2号イとロの関係について

本法案別表第2号においては、

- ① 「安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力」(同号イ)の
 - 1) 「方針」として、安全保障に関する外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)との交渉又は協力において我が国が達成すべき目標及びそれらを実現するための方策(例えば、外国による核実験に際して、当該国に対する関係国と共同して講じる対処措置についての方針が考えられる。)
 - 2) 「内容」として、安全保障に関する外国の政府等との交渉の過程や協力の具体的内容に関する事項(例えば、外国による核開発を放棄させるために当該国に対して他の関係国と協調して行う働き掛けの実施状況が考えられる。)
- ② 「安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。)」(第2号ロ)として、安全保障に関して我が国として独自に講ずる様々な措置又はその方針(例えば、外国が弾道ミサイルを発射した場合に執る措置(入国禁止、貨物の輸出入の禁止、関係団体等の資産の凍結等)の方針が考えられる。)を規定している。

このうち、第2号イの安全保障に関する外国政府等との協力の方針又は内容は、例えば、国際連合安全保障理事会の決議(以下「安保理決議」という。)に基づき外国に対して制裁措置を講ずる場合などにおいて、同号ロの安全保障のために我が国が実施する措置又はその方針との間で事項に重複する部分があるかのようにも見える。例えば、一定の物資の輸出禁止を加盟国に求める安保理決議を受けて、我が国においても当該物資の輸出を禁止した場合、協力国から情報を得て当該物資の我が国を經由した密輸出を防止するための措置を講ずれば、当該措置は安保理決議に基づく輸出禁止に抜け穴が生じな

いようにするための協力であると同時に、我が国の輸出禁止の実効性を確保するための措置でもあり得る。

しかしながら、第2号イの外国の政府等との協力に関する事項は、我が国の政府と外国の政府等とが様々な対応を一致して、又は役割分担の下に実施するに際して、それらの対応の総合的な実効性を確保すべく、我が国の政府と外国の政府等との間で信頼関係を維持し、協力の手の内が明らかになることを防止するために秘匿すべき事項である一方、同号ロの安全保障のために我が国が実施する措置に関する事項は、外国の政府等と協力して行う場合だけでなく、我が国が単独で実施する場合も含め、我が国が実施する措置そのものの実効性を確保すべく、当該措置の手の内が明らかになることを防止するために秘匿すべき事項である。したがって、上記の例に見られるように、我が国の対応が同号イとロのいずれにも該当する場合があるとしても、これら各号に規定している事項には概念的な重複があるわけではない。

21 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第1条第3項に規定する事項と自衛隊法別表第4に掲げる事項において重複する事項について

MDA秘密保護法(第1条第3項)

自衛隊法別表第4

第1号イ	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての構造又は性能	8号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法 ※6号の「防衛の用に要する通信網の構成又は通信の方法」及び7号の「防衛の用に供する「暗号」も該当する場合がある(以下この表において同じ。)
	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての製作、保管又は修理に関する技術	9号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての製作、保管又は修理に関する技術		
第1号ロ	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての製作、保管又は修理に関する技術	9号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての使用の方法	8号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
第1号ハ	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等についての品目及び数量	5号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、第1号イからハまでに掲げる事項に関するもの	8号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
第2号	日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、第1号イからハまでに掲げる事項に関するもの	9号	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

※1「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう(MDA秘密保護法第1条第2号)。
 ※2MDA秘密保護法第1条第3項第2号に基づき特別防衛秘密に指定されるものとしては、「未だ我が国に供与されていない装備品等に関する知識をMSA協定に基
 く援助として供与された場合」とされている。(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法精義(郡祐一著。柏林書房))

22 拡張解釈の禁止に関する規定を設ける理由について

本法案では、

- 防衛秘密と同様に秘密の対象となり得る事項を別表で具体的に限定列挙して秘密の範囲を明確化するとともに、行政機関の長が特定秘密の指定をし、指定の必要がなくなったものは速やかに指定を解除することを法律で規定すること等により恣意的な指定を排除する
- 適性評価制度について、対象者の同意を要件とし、調査事項を具体的に限定列挙して恣意的な調査を排除する
- 罰則について、判例法理により正当な取材活動は漏えいの教唆として処罰対象とならないこととなっていることに加え、処罰対象とすべき取得行為を具体的に限定列挙し、正当な取材活動が処罰される余地を排除する
- 附則で内閣法（昭和22年法律第5号）を改正し、内閣情報官に特別秘密の保護に関する総合調整等の事務を掌理させ、適切かつ統一的な運用を確保する

等により、適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っている。

しかしながら、特定秘密の特質から特定秘密そのものを条文に規定できるものではなく、また、罰則についても、漏えいの教唆は、一般の国民が処罰対象になり得、更に適性評価制度は他の法律に類を見ない制度を導入するものであることから、本法案に近い性格を有する日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「MDA秘密保護法」という。）第7条（この法律の解釈適用）に同様の規定があることを踏まえ、国民の知る権利や取材の自由等の国民の基本的人権を尊重し、政府として本法案の成立・施行後の適切な運用に万全を期すべきことを入念的に明らかにするものである。

なお、自衛隊法の防衛秘密にはこのような規定は置かれていないが、防衛秘密に係る自衛隊法の一部改正に関する国会審議において、参議院の附帯決議に「防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を侵害することがないように運用すること」が盛り込まれている。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

（拡張解釈を禁止するその他の例）

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）

（この法律の解釈適用）

第二条 この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

○破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）

（この法律の解釈適用）

第二条 この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

【参考資料】

○町田充「防衛秘密保護法解説」

（23～26頁）

かくて、衆議院では、政府原案通り可決されたが、参議院に送付されると、果然各派から修正案が提出される勢となつた。（中略）このように、政府原案に對して三修正案が入り亂れ、一時は法案の成行が混とんとして、その成立が危ぶまれたが、最終的に自由黨、改進黨、緑風會が次の要領で調整を図ることとなつたので、五月二六日別記のような附帯決議を附して参議院を通過し、同日衆議院に回付され、衆議院は参議院の回付案に同意したので、同

月二十九日成立することとなつた。

(中略)

八 「この法律の適用に當つては、これを擴張して解釋し、國民の基本的人權を不當に侵害することがあつてはならない」旨の宣言規定を加える。

(58頁)

(趣旨) いうまでもなく、參議院の修正で追加された規定であつて、本法の濫用防止を戒めたものである。

一般に、法令の解釋には、文理解釋と論理解釋とに大別され、論理解釋には、さらに、擴張解釋、縮小解釋、反對對解釋、類推解釋等があるものとされている。本條にいう「擴張して解釋して」というのが、一切の擴張解釋まで禁止するものかどうか必ずしも明確ではないが、もつぱら本條を追加した趣旨が濫用防止にあるところから考えても、「國民の基本的人權を不當に侵害する」ことになるのでなければ、一つの解釋方法としての擴張解釋までも禁止したものと解すべきではなからう。

案文を朗読いたします。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づいて人道的措置に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の重点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、テロ根絶に対する我が国の主体的な外交努力を一層進めるとともに、国連を中心とした国際的な枠組みの構築に努めること。
- 二、国民生活及び経済システムなどがテロによって脅かされることのないよう、包括的なテロ対策を講ずるとともに、あわせて邦人保護、テロ資金源根絶対策等に万全を期すること。
- 三、アフガニスタンの和平と復興のために積極的なイニシアティブをとること。
- 四、自衛隊の派遣については、派遣先の状況の推移を十分に踏まえ、実施すること。
- 五、国会の承認の付議については、対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日から二十日以内であっても、可能な限り速やかに求めること。

右決議する。
以上でございませう。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敏三) ただいま山本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
(賛成者挙手)
○委員長(武見敏三) 多数と認めます。よって、山本君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田内閣官房長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。福田内閣官房長官。

○国務大臣(福田康夫) ただいま御決議のありましたいわれるテロ対策特別措置法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重して努力してまいります。

○委員長(武見敏三) 次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(武見敏三) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員(菅原孝) 本委員から発言を求められておりますので、これを許します。本委員(菅原孝)。

○委員(菅原孝) 私は、ただいま可決されました自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党・民進党・新緑風会及び公明党の各党共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、公共の安全と秩序の維持に関する責任は、第一義的に警察が担うとの原則を改めて確認し、いよいよ、この原則を徹底すること。
- 二、自衛隊の部隊等による警備出動は、治安出動に手ならない事態の下における自衛隊の活用という観点から、必要に応じて今後検討すること。
- 三、防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を侵害することがないように運用すること。

以上でございませう。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敏三) ただいま本委員から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
(賛成者挙手)
○委員長(武見敏三) 多数と認めます。よって、木俣君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中谷防衛庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中谷防衛庁長官。

○国務大臣(中谷元) ただいま御決議のありました自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、御趣旨を十分踏まえまして努力してまいります。

○委員長(武見敏三) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に第一任願いたし存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと答へ者あり)
○委員長(武見敏三) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時二十二分散会

(参議院)
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づいて人道的措置に関する特別措置法案に

賛成の方の挙手を願います。
(賛成者挙手)
○委員長(武見敏三) 多数と認めます。よって、山本君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

質問に対する回答について

1/1 ページ

質問に対する回答について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月26日 16:25

宛先:

Cc:

添付ファイル:【防衛省】意見等(250624、230618)への回答.docx (23 KB)

様
(CC 様)

いつも大変お世話になっております。先般当室に対する回答を添付しましたので、よろしくご査収願います。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

防衛省 担当者 殿

事務連絡
平成 25 年 6 月 日
内閣情報調査室

「秘密保全法制に係る意見等の提出について」に対する回答について

標記について、貴省からの 6 月 18 日及び 24 日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1. 「業務知得者と適性評価との関係について」について

P 2 (1) の (1) の③) 中「例：不審船や大規模テロに対する防衛出動事態を念頭において防衛省・自衛隊が予定している対処計画や…」とありますが、実態に照らして、次のとおり、修正していただきたい。

○ 「例：不審船や大規模テロ に対する防衛出動事態をも念頭において防衛省・自衛隊の各種検討に関する資料や…」

2. 「特定秘密の保護に関する法律、自衛隊法、MDA 秘密保護法の罰則の比較」について

P 2 「相違点とその理由」中「一方、本法案においては、業務知得者が特定秘密を漏えいした場合であっても、その漏えいをもたらす取扱業務者によるものと変わるところはなく」とありますが、「その漏えいをもたらす」の次に、例えば「事務の遂行上の支障は」等の主語を記入したほうがよいと考えます。

3. 「別表第 1 号及び第 3 号に掲げる事項と特定有害活動との関係」について

P 1 に「自衛隊が治安出動して、テロリストの鎮圧、逮捕を行ったり」とありますが、治安出動時の自衛隊には、逮捕の権限は与えられていない（自衛隊法第 89 条）ため、当該「逮捕」の記述を削除してください。

4. 「別表各号に掲げる各事項の対応関係と相違点及びその理由について」について

(1) 〈第 1 号イの「運用」を、第 2 号イ及び第 3 号ハで「措置」とする理由〉の前段部分について

「第 1 号イにおいては、我が国の防衛のための措置として、自衛隊の運用のみを想定しているため『運用』と規定しているが」とありますが、ここは、防衛出動時の自衛隊の運用のみを想定しているものではなく、防衛出動以外の自衛隊の運用であっても、防衛出動時の自衛隊の運用と共通するなど極めて密接な関連を有するものをも対象としているため、「運用」と規定しているものと考えます。

したがって、この部分は、以下のとおり、修正していただきたい。

○ 第 1 号イにおける「自衛隊の運用」とは、自衛隊の運用に係る命令、行動基

準その他の運用状況や運用実態をいい、我が国の防衛のための自衛隊の措置に限らず、我が国の防衛を任務とする自衛隊の運用一般を対象としているため、「運用」と規定しているが…

(2)〈第1号イの「運用」を、第2号イ及び第3号ハで「措置」とする理由〉の後段部分について

他方、「措置」については、テロリズム等防止又は安全保障のための「貨物の輸出又は輸入の禁止」、「サイバー攻撃に対処するために講じている防御措置」や「外国が軍事行動をとった場合に、これを支持又は非難する旨の声明の発出に関する方針」などの特定の目的のために実施されるものを対象としているため、「措置」と規定しているのではないのでしょうか。

かかる点を踏まえ、以下のとおり、修正していただきたい。

- …第2号イ及び第3号ハについては、テロリズム等防止又は安全保障のための「貨物の輸出又は輸入の禁止」、「サイバー攻撃に対処するために講じている防御措置」や「外国が軍事行動をとった場合に、これを支持又は非難する旨の声明の発出に関する方針」などの特定の目的のために実施されるものを対象としているため、「措置」と規定した。

(1. から4. までのご意見への回答)

ご指摘の趣旨を踏まえ、資料を修正しました。

(意見)

5. これまで、当省としては、別表第1号の「防衛に関する事項」を新法第3条第1項第1号に基づき「防衛」上の秘匿の必要性から「特定秘密」に指定するに当たっては、防衛省はこれを単独で指定できるものの、防衛省以外の行政機関がこれを行うときは、事前に、防衛省に指定に係る協議を行っていただくよう意見を提出してきたところ、この点については、貴室において、本法の運用に当たり、このことを各省庁に対し周知・徹底していただくものと承知しております。

先般、内閣法制局第2部長より、「特定秘密」の指定の観点を「防衛」、「テロリズム等防止」及び「安全保障」の3つから（本法第3条第1項部分）、「安全保障」で一括りするよう指摘があったが、指定の運用上の混乱を局限する観点から、当省としては、引き続き、「特定秘密」の指定の観点（新法第3条第1項）は、「防衛」、「外交」及び「テロリズム等防止」の3つを設けていただきたいと考える。

6. 別表第1号の「防衛に関する事項」を「特定秘密」に指定する際と、別表第2号の「外交に関する事項」を安全保障のうち「防衛」の観点で「特定秘密」に指定するに当たっては、

- ① 防衛省はこれを単独で指定できること
- ② 防衛省以外の行政機関がこれを行うときは、事前に、防衛省に指定に係る協議を行うこと

を貴室において、本法の運用に当たり、このことを各省庁に対し周知・徹底していただきたい。

【機2】秘密保全法制協議依頼(罰則関係)

1/1 ページ

【機2】秘密保全法制協議依頼(罰則関係)

内調職員191(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月26日 17:36

宛先:

Cc: 内調職員061(内閣情報調査室)

添付ファイル: 130625業務知得者を罰則の対象とすることについて.rtd (74 KB); (参考資料)業務知得者を処罰の対象とすることについて.rtd (71 KB)

法務省 防衛省 担当者各位

いつも大変お世話になっております。内閣情報調査室の[]と申します。

別添資料について、これは現在担当官レベルのものですが、当該資料を基に後日室内検討を行い、それが終われば、金曜日に法制局に持ち込むことを考えております。
つきましては、お気付きの点がございましたら、なるべく早くご意見いただけると幸いです。
御多忙の折大変恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

内閣情報調査室

総務部 []

〒100-8968 東京都千代田区

永田町1-6-1

Tel: 03-5253-2111(内線 [])

Fax: 03-3592-2307

E-mail: []

業務知得者を罰則の対象とすることについて

1 取扱業務者の漏えい行為の処罰

特定秘密の指定を行った行政機関の長は、自らの所掌事務を遂行するために、当該行政機関の職員に特定秘密を取り扱わせるほか、当該行政機関の所掌事務を遂行するために特段の必要がある場合には、特定秘密を他の行政機関の職員に取り扱わせることができる。これら特定秘密を取り扱うことを業務とする者（以下「取扱業務者」という。）は、特定秘密に触れる程度や頻度が高く、また、その職務上特定秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特定秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる。したがって、取扱業務者による特定秘密の漏えいは、他の者による場合と比べ、法益侵害の危険性が高く、また、非難可能性も大きいと考えられ、本法案では、「特定秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、」いわゆる守秘義務を定める国家公務員法等より重い法定刑を定めることとし、特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）第3条第1項第3号）等とのバランスを考慮し、自由刑の上限を10年とすることとしている。

2 取扱業務者以外で特定秘密に触れる者

しかしながら、特定秘密に触れることとなる者は、上記の取扱業務者に限られるものではなく、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいに当たらない」（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）54頁）と考えられる場合には、取扱業務者以外の者が特定秘密の伝達を受け、特定秘密を知得する場合がある。例えば、①特定秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において特定秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき特

定秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により特定秘密の提出を受けた地方公務員、また、⑤国家間の協力のために特定秘密に接することになった米国関係者についても、取扱業務者に該当しないと解される（防秘解説71頁）。

さらに、これら法益の比較衡量によって特定秘密の伝達を受ける場合以外にも、報道関係者が、取材活動中、行政機関の職員からのリークにより特定秘密を入手する場合や、一般人が遺失物を拾得したところ、その中に特定秘密文書等が含まれていた場合なども考えられる。

このように、取扱業務者以外でも、（頻度は必ずしも高いわけではないにせよ、）様々な者が特定秘密に触れる場合が考えられ、特定秘密は、その漏えいが国及び国民の安全という極めて重要な法益を保護するものであることに鑑み、何人であっても、その知得した特定秘密を漏らしたときは、罰則の対象とすることも考えられる。

しかしながら、知得した特定秘密を漏らしたといっても、一般人が遺失物を拾得したところ、その中に特定秘密文書等が含まれていた上記事例のように、偶然に特定秘密を知得するに至った者まで、当該特定秘密を漏えいすれば処罰の対象となることは過酷であり、厳格な保護措置を講じることにより、特定秘密の保護を図ろうとする本法案の対象とするものでもない。

3 MDA秘密保護法にいう「業務により知得」

ところで、MDA秘密保護法は、「特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し」た特別防衛秘密を他人に漏らした者（第4条第1項）のほか、「業務により知得した」特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者についても（同条第2項）罰則を定めている。「業務により」とは、「自己の従事する業務に起因して、当然知るべくして知っている」ことをいい、「新聞記者が偶然知得し、あるいは取材活動として探知したものは、当然知るべくして知っているものとはいえないから、業務には該当しない」とされている（町田充「防衛秘密保護法」（以下「MDA秘密保護法解説」という。）48頁）。

また、その趣旨について、「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」（注：平成13年の自衛隊法の一部を改正する法律（平

成13年法律第115号)による改正前は、現在の「特別防衛秘密」を「防衛秘密」と呼称していた。)を処罰することとしていたMDA秘密保護法の政府原案第3条第1項第3号(注:同号は参議院において修正され、現行MDA秘密保護法の第3条第1項第3号及び同条第2項となった。)に関し、「政府原案が、業務上の防衛秘密漏せつ罪を重く罰することとしたのは、業務上防衛秘密を知得し、又は領有している者は、公務員たるといなどを問わず、国の信頼を受けて、防衛秘密を託されているのであるから、かかる者がこれを漏らすことは、国家に対する不信行為であり、また、国家の国際的信用を失墜することにもなるし、防衛秘密の漏えいの甚大さにおいて、この罪より大きいものはないと考えたからである。」とした上で、修正後のMDA秘密保護法第3条第2項に関し、「広く「業務」といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当ではないと考えられたので、前者についてのみ10年以下の懲役とし、後者については、単に防衛秘密を漏らした者として5年以下の懲役とするよう国会で修正されたのである」としている(MDA秘密保護法解説49頁)。

以上のことからすると、MDA秘密保護法では、いわゆる業務取扱者以外の者について、業務により特別防衛秘密を知得した者は、偶然ではなく、特別防衛秘密を正当な権限により、行政機関から特別防衛秘密が提供され、知得するに至ったものであり、国の信頼を受け、特別防衛秘密を知得しているものであるから、その漏えいが処罰されるものであると考えることができる。

4 本法案の処罰対象

本法案においても、取扱業務者以外の者については、上記3のとおり、特定秘密を偶然知得した者を対象とするのではなく、特定秘密を業務により知得した者に限って、その漏えい行為を処罰対象とすることが適切である。そこで、本法案においては、取扱業務者以外の者で、業務により知得した特定秘密を漏らした者を処罰することとし、故意の漏えいに対する自由刑は、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にして、5年以下の懲役とすることとする。

なお、自衛隊法は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」による防衛秘密の漏えい行為のみを処罰の対象とし（自衛隊法第122条第1項）、それ以外の業務により防衛秘密を取り扱う者による防衛秘密の漏えい行為については、処罰の対象とはしていないが、そもそも自衛隊の任務等を定めることを目的とする自衛隊法とは異なり、本法案は、広く特定秘密の漏えいの防止を図るために制定するものであることから、取扱業務者以外の業務知得者についても、その漏えいを処罰対象とすることが適当と考えられる。

【条文イメージ】

第十六条 特定秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項の場合に掲げる者を除き、~~行政機関又は都道府県警察の職員がその~~業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 (略)

2 第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 (略)

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ、又は三万円以下の罰金に処する。

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2 (略)

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

MDA秘密保護法の政府原案と修正案

政府原案 (昭和29年3月23日 国会提出)	修正案(成立) (昭和29年5月26日 参・法務委員会に提出)
<p>第3条 左の各号の一に該当する者は十年以下の懲役に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>防衛秘密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者</u></p> <p>三 <u>業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第3条 左の各号の一に該当する者は十年以下の懲役に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>わが国の安全を害する目的をもって、防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>三 <u>防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>2 <u>前項第二号又は第三号に該当する者を除き、防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>第4条 <u>業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により漏らした者は、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第4条 <u>防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。</u></p>

■ 政府原案の「業務により」についての説明 (昭和29年5月17日 参・法務委員会) (政府委員(上村健太郎君))

この業務によりという言葉は或いは法務省からお答え願うほうが適當かと思ひますが、自分の従事する業務に基因いたしまして当然知るべくして知つておるといふことであります。従ひまして例を挙げますと、新聞記者の例でございますが、新聞記者は防衛秘密を知ること直接の業務、当然知るべくして知るということではない、偶然取得し、或いは取材活動として了知した者はこの業務に当らないといふふうに考へます。併しながら先ほども例を挙げました検察官、或いは令状執行の裁判官、或いは外務省の係り官といふようなものは防衛秘密を知ることが本来の業務として基因して知ることになるのでありまして、そういうものを業務によりといふふうに解釈いたしてあります。

(参考)

○国防保安法(昭和16年1月29日国会提出)

第3条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国(外国ノ為ニ行動スル者及ビ外国人ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

○国防保安法案の「業務ニ因リ」についての説明（昭和16年2月1日）

（三宅政府委員）

一寸私カラ附加シテ御説明ヲ申上ゲマス「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領得シタル者」ト云フ、此ノ「業務ニ因リ」ト云フコトハ、是ハ例ヘバ新聞記者ガ国家機密ヲ唯知ツタト云フヤウナノヲ「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シタル者」ト、斯ウ解スルノデアリマシテ、即チ此ノ「業務」ト云フノハ、国家機密ヲ取扱フコトガ即チ其ノ業務ノ全部若シクハ一部ヲ成シテ居ル者ガ、其ノ業務上知得シタル国家機密ト、斯ウ云フ風ニ第三条或ハ第六条ト云フヤウナノ、解釈スルノデアリマス、尤モ新聞記者ト云ウヤウナモノガ全然関係ガナイト云フノデハゴザイマセヌノデ、第五条ノ場合ノ如キニ於テハ、新聞記者モヤハリ適用ガゴザイマス、即チ其ノ「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者」ト云フノハ、サウ云フ意味ダト御諒承ヲ願イタイト思ヒマス

（江原委員）

サウシマスト「業務ニ因リ」ト云フ範囲内ニハ、議員ガ帝国議會ノ秘密会ニ列席シタ場合ニハ、是ハ「業務」ト斯ウ解釈シテ宜シウゴザイマスガ、其ノ他ハ入ラヌ、新聞記者ノヤウナ場合ニハ是ハ入ラナイト、斯ウ理解シテ宜シウゴザイマスカ

（三宅政府委員）

御説ノ通りデアリマス

■ 修正案の説明（昭和29年05月26日 参・法務委員会）

（一松定吉君）

それからその第三条の第三号は、原案では「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」とありますこの「業務」という文字が、どうも不明確でありますので、これは余り又広く何でもかんでも業務をやっている者とはなりませんと、非常に立法者の趣旨にも反するように思いましたので、私はこれを防衛秘密を取扱うことに関係のある者にしほりたいという意味におきまして、その関係ある者と、関係はなくてもその秘密を知得、若しくは領有したものにこう二つに分けて、そうしてこれの区分をすることが穏当であると、かように考えまして、原案の「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」というのを二つに分けまして、その修正の第三号といたしまして、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らしたもの」これは十年でもよろしい。併しながら、その防衛秘密を取扱うことを業務とする者でなくて、ただ何らかの機会に防衛秘密を知った、その者が他人に漏らしたときは、防衛秘密を取扱う者が漏らしたより情状が軽いのであるからして、これは科刑を軽くする、半分にする、こういう意味におきまして、さような者は五年以下の懲役に処するという、この第三号で今申上げましたように業務に関係ある者を罰して、そうして別に二項を設けまして、第二項には、業務に関係ない者は五年以下の懲役に処するというを一項これは加えたのでございます。こういたしますと、今非常に世間で問題になっております、例えば裁判官とか、弁護士とか、或いは検事、警察官とか、或いは国会議員が国会の決議によつてそういう工場を視察して秘密を領得するというようなものは、いわゆるこれを漏らしたとしても十年以下

の懲役でなくて五年以下の懲役と、こういうふうに二つに分けることが必要だと思つてこの修正をいたしたのでございます。

それからその次の第四条は、今と同じように原案には「業務により」とありますのを、第三条の「業務により」ということを修正したのと同じ意味におきまして「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者でその業務により」かように修正いたしたいのであります。そして科刑の点は同じようにやはり、「二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金」こういうふうに修正し、なお第四条に第二項を入れます。それはつまり業務により知得し、若しくは領有したものを過失により漏らしたのですが、そういう業務等によつて漏らした者以外に、第三条第二項を設けましたように、そういうような防衛秘密に関係のない者が漏らしたときにはどうするか、そこでこれはそういう場合にはやはりこれを過失によつて漏らしてもこれを処罰しなければならない。そうかと言つて一般に誰でもが過失によつて漏らしたときに罰するということは、これは政府当局の考えてもいないところであるという御説明でありますので、又私どももそこまで範囲を拡げて罰するということはよくないと思ひます。やはりここに「前項に掲げる者を除き、」即ち業務に関係ある者を除き、「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を」かようにいたしました。一般国民が全部包含しないということになつて業務により知得し若しくは領有した秘密ということになるのでありますから、即ち新聞記者とか或いは裁判官、検事、警察官、或いは国会議員というような、そういう業務によつて知得した者が過失によつて漏らしたときには、これを業務によつて知得した者が過失によつて漏らしたときよりも刑を軽くする必要があるということで、「一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。」というように、かようにこれを修正補足いたしましたのであります。

■ 町田充「一日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法—防衛秘密保護法解説」

○「三 業務上知得した領有した秘密を漏らす罪

(7) 政府原案では、単に「業務」とあり、「業務」とは、各人が社会上の地位に基き、継続して行う仕事をいうのであつて、公務はもちろん、その他の職業、営業を含むものとされていた。

従つて、「業務により」とは、自己の従事する業務に基因して、当然知るべくして知っていることであつて、新聞記者が偶然知得し、あるいは取材活動として探知したるものは、当然知るべくして知っているものとはいえないから、業務によりというには該当しない。これは、旧軍機保護法、旧国防保安法の国会審議の際及びその後の取扱においてもとられた解釈である。本法違反の被疑事件を担当する検察官、弁護人等がその刑事事件の手續の過程において知得することは、「業務により」に該当するが、担当者以外の者が偶然知得し、あるいは窃盗事件等他の事件の手續において知得することは、業務によりというに該当しないと解されていた。

このように、政府原案が、業務上の防衛秘密漏せつ罪を重く罰することとしたのは、業務上防衛秘密を知得し、又は領有している者は、公務員たるといなとを問わず、国の信頼を受けて、防衛秘密を託されているのであるから、かかる者がこれを漏らすことは、国家に対する不信行為であり、また、国家の国際

的信用を失墜することにもなるし、防衛秘密の漏えいの実害の甚大さにおいて、この罪より大きいものはないと考えたからである。漏せつの対象となる防衛秘密につき、不当な方法でなければ探知収集することができないようなものというように制限を設けず、すべての防衛秘密の漏せつを処罰することとしたのも、この趣旨からである。しかし、広く「業務」といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当ではないと考えられたので、前者についてのみ10年以下の懲役とし、後者については、単に防衛秘密を漏らした者として5年以下の懲役とするよう国会で修正されたものである。ここに「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、防衛庁の防衛秘密を担当する職員、MSA供与兵器の修理者等が含まれるのである。」(48・49頁)

○「第4条 (略)

(解説) (1) (前略) 本条にいう防衛秘密が通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないというようなものであることは、前条第一項第二号及び第三号並びに第二項の場合と同様である。政府原案では、ここに業務上知得領有した者のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者とその他の業務を業務とする者とを区別していなかったのであるが、両者に対して同一の刑をもって臨むことは、前条について述べたと同様の趣旨から不適當と考えられたので、前者については二年以下の禁こ又は五万円以下の罰則、後者については、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金と刑を区別するよう国会で修正されたのである。後者には、本法違反事件を担当する警察官、検察官、裁判官等の係官、弁護人等が含まれるだろう。」(52・53頁)

【機2】秘密保全法制協議依頼(罰則関係)

1/1 ページ

【機2】秘密保全法制協議依頼(罰則関係)

内調職員191(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月26日 17:36

宛先:

Cc: 内調職員061(内閣情報調査室)

添付ファイル: 130625業務知得者を罰則の対象とすることについて.jtd (74 KB); (参考資料)業務知得者を処罰の対象とすることについて.jtd (71 KB)

法務省 防衛省 担当者各位

いつも大変お世話になっております。内閣情報調査室の[REDACTED]と申します。

別添資料について、これは現在担当官レベルのものですが、当該資料を基に後日室内検討を行い、それが終われば、金曜日に法制局に持ち込むことを考えております。
つきましては、お気付きの点がございましたら、なるべく早くご意見いただけると幸いです。
御多忙の折大変恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

内閣情報調査室

総務部 [REDACTED]

〒100-8968 東京都千代田区

永田町1-6-1

Tel: 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

Fax: 03-3592-2307

E-mail: [REDACTED]

業務知得者を罰則の対象とすることについて

1 取扱業務者の漏えい行為の処罰

特定秘密の指定を行った行政機関の長は、自らの所掌事務を遂行するために、当該行政機関の職員に特定秘密を取り扱わせるほか、当該行政機関の所掌事務を遂行するために特段の必要がある場合には、特定秘密を他の行政機関の職員に取り扱わせることができる。これら特定秘密を取り扱うことを業務とする者（以下「取扱業務者」という。）は、特定秘密に触れる程度や頻度が高く、また、その職務上特定秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特定秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる。したがって、取扱業務者による特定秘密の漏えいは、他の者による場合と比べ、法益侵害の危険性が高く、また、非難可能性も大きいと考えられ、本法案では、「特定秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、」いわゆる守秘義務を定める国家公務員法等より重い法定刑を定めることとし、特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）第3条第1項第3号）等とのバランスを考慮し、自由刑の上限を10年とすることとしている。

2 取扱業務者以外で特定秘密に触れる者

しかしながら、特定秘密に触れることとなる者は、上記の取扱業務者に限られるものではなく、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいに当たらない」（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）54頁）と考えられる場合には、取扱業務者以外の者が特定秘密の伝達を受け、特定秘密を知得する場合がある。例えば、①特定秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において特定秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき特

定秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により特定秘密の提出を受けた地方公務員、また、⑤国家間の協力のために特定秘密に接することになった米国関係者についても、取扱業務者に該当しないと解される（防秘解説71頁）。

さらに、これら法益の比較衡量によって特定秘密の伝達を受ける場合以外にも、報道関係者が、取材活動中、行政機関の職員からのリークにより特定秘密を入手する場合や、一般人が遺失物を拾得したところ、その中に特定秘密文書等が含まれていた場合なども考えられる。

このように、取扱業務者以外でも、（頻度は必ずしも高いわけではないにせよ、）様々な者が特定秘密に触れる場合が考えられ、特定秘密は、その漏えいが国及び国民の安全という極めて重要な法益を保護するものであることに鑑み、何人であっても、その知得した特定秘密を漏らしたときは、罰則の対象とすることも考えられる。

しかしながら、知得した特定秘密を漏らしたといっても、一般人が遺失物を拾得したところ、その中に特定秘密文書等が含まれていた上記事例のように、偶然に特定秘密を知得するに至った者まで、当該特定秘密を漏れれば処罰の対象となることは過酷であり、厳格な保護措置を講じることにより、特定秘密の保護を図ろうとする本法案の対象とするものでもない。

3 MDA秘密保護法にいう「業務により知得」

ところで、MDA秘密保護法は、「特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得した特別防衛秘密を他人に漏らした者（第4条第1項）のほか、「業務により知得した」特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者についても（同条第2項）罰則を定めている。「業務により」とは、「自己の従事する業務に起因して、当然知るべくして知っている」ことをいい、「新聞記者が偶然知得し、あるいは取材活動として探知したものは、当然知るべくして知っているものとはいえないから、業務には該当しない」とされている（町田充「防衛秘密保護法」（以下「MDA秘密保護法解説」という。）48頁）。

また、その趣旨について、「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」（注：平成13年の自衛隊法の一部を改正する法律（平

成13年法律第115号)による改正前は、現在の「特別防衛秘密」を「防衛秘密」と呼称していた。)を処罰することとしていたMDA秘密保護法の政府原案第3条第1項第3号(注:同号は参議院において修正され、現行MDA秘密保護法の第3条第1項第3号及び同条第2項となった。)に関し、「政府原案が、業務上の防衛秘密漏せつ罪を重く罰することとしたのは、業務上防衛秘密を知得し、又は領有している者は、公務員たるといなどを問わず、国の信頼を受けて、防衛秘密を託されているのであるから、かかる者がこれを漏らすことは、国家に対する不信行為であり、また、国家の国際的信用を失墜することにもなるし、防衛秘密の漏えいの甚大さにおいて、この罪より大きいものはないと考えたからである。」とした上で、修正後のMDA秘密保護法第3条第2項に関し、「広く「業務」といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当ではないと考えられたので、前者についてのみ10年以下の懲役とし、後者については、単に防衛秘密を漏らした者として5年以下の懲役とするよう国会で修正されたのである」としている(MDA秘密保護法解説49頁)。

以上のことからすると、MDA秘密保護法では、いわゆる業務取扱者以外の者について、業務により特別防衛秘密を知得した者は、偶然ではなく、特別防衛秘密を正当な権限により、行政機関から特別防衛秘密が提供され、知得するに至ったものであり、国の信頼を受け、特別防衛秘密を知得しているものであるから、その漏えいが処罰されるものであると考えることができる。

4 本法案の処罰対象

本法案においても、取扱業務者以外の者については、上記3のとおり、特定秘密を偶然知得した者を対象とするのではなく、特定秘密を業務により知得した者に限って、その漏えい行為を処罰対象とすることが適切である。そこで、本法案においては、取扱業務者以外の者で、業務により知得した特定秘密を漏らした者を処罰することとし、故意の漏えいに対する自由刑は、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にして、5年以下の懲役とすることとする。

なお、自衛隊法は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」による防衛秘密の漏えい行為のみを処罰の対象とし（自衛隊法第122条第1項）、それ以外の業務により防衛秘密を取り扱う者による防衛秘密の漏えい行為については、処罰の対象とはしていないが、そもそも自衛隊の任務等を定めることを目的とする自衛隊法とは異なり、本法案は、広く特定秘密の漏えいの防止を図るために制定するものであることから、取扱業務者以外の業務知得者についても、その漏えいを処罰対象とすることが適当と考えられる。

【条文イメージ】

第十六条 特定秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 ~~前項の場合に掲げる者を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特定秘密を漏らしたとき者は、~~五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 （略）

2 第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 (略)

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ、又は三万円以下の罰金に処する。

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2 (略)

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

MDA秘密保護法の政府原案と修正案

政府原案 (昭和29年3月23日 国会提出)	修正案 (成立) (昭和29年5月26日 参・法務委員会に提出)
<p>第3条 左の各号の一に該当する者は十年以下の懲役に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>防衛秘密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者</u></p> <p>三 <u>業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第3条 左の各号の一に該当する者は十年以下の懲役に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>わが国の安全を害する目的をもって、防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>三 <u>防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>2 <u>前項第二号又は第三号に該当する者を除き、防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>第4条 <u>業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により漏らした者は、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第4条 <u>防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。</u></p>

■ 政府原案の「業務により」についての説明 (昭和29年5月17日 参・法務委員会)
(政府委員 (上村健太郎君))

この業務によりという言葉は或いは法務省からお答え願うほうが適当かと思いますが、自分の従事する業務に基因いたしまして当然知るべくして知っておるということであります。従いまして例を挙げますと、新聞記者の例でございますが、新聞記者は防衛秘密を知るところを直接の業務、当然知るべくして知るということではない、偶然取得し、或いは取材活動として了知した者はこの業務に当らないというふうに考えます。併しながら先ほども例を挙げました検察官、或いは令状執行の裁判官、或いは外務省の係り官というようなものは防衛秘密を知ることが本来の業務として基因して知ることになるのでありまして、そういうものを業務によりというふうに解釈いたしております。

(参考)

○国防保安法 (昭和16年1月29日国会提出)

第3条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国 (外国ノ為ニ行動スル者及ビ外国人ヲ含ム以下之ニ同ジ) ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

○国防保安法案の「業務ニ因リ」についての説明（昭和16年2月1日）

（三宅政府委員）

一寸私カラ附加シテ御説明ヲ申上ゲマス「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領得シタル者」ト云フ、此ノ「業務ニ因リ」ト云フコトハ、是ハ例ヘバ新聞記者ガ国家機密ヲ唯知ツタト云フヤウナノヲ「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シタル者」ト、斯ウ解スルノデアリマシテ、即チ此ノ「業務」ト云フノハ、国家機密ヲ取扱フコトガ即チ其ノ業務ノ全部若シクハ一部ヲ成シテ居ル者ガ、其ノ業務上知得シタル国家機密ト、斯ウ云フ風ニ第三条或ハ第六条ト云フヤウナノ、解釈スルノデアリマス、尤モ新聞記者ト云ウヤウナモノガ全然関係ガナイト云フノデハゴザイマセヌノデ、第五条ノ場合ノ如キニ於テハ、新聞記者モヤハリ適用ガゴザイマス、即チ其ノ「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者」ト云フノハ、サウ云フ意味ダト御諒承ヲ願イタイト思ヒマス

（江原委員）

サウシマスト「業務ニ因リ」ト云フ範囲内ニハ、議員ガ帝国議會ノ秘密会ニ列席シタ場合ニハ、是ハ「業務」ト斯ウ解釈シテ宜シウゴザイマスガ、其ノ他ハ入ラヌ、新聞記者ノヤウナ場合ニハ是ハ入ラナイト、斯ウ理解シテ宜シウゴザイマスカ

（三宅政府委員）

御説ノ通りデアリマス

■ 修正案の説明（昭和29年05月26日 参・法務委員会）

（一松定吉君）

それからその第三条の第三号は、原案では「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」とありますこの「業務」という文字が、どうも不明確でありますので、これは余り又広く何でもかんでも業務をやっている者とはなりませんと、非常に立法者の趣旨にも反するように思いましたので、私はこれを防衛秘密を取扱うことに関係のある者にしぼりたいという意味におきまして、その関係ある者と、関係はなくてもその秘密を知得、若しくは領有したものとこう二つに分けて、そうしてこれの区分をすることが穏当であると、かように考えまして、原案の「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」というのを二つに分けまして、その修正の第三号といたしまして、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らしたもの」これは十年でもよろしい。併しながら、その防衛秘密を取扱うことを業務とする者でなくて、ただ何らかの機会に防衛秘密を知った、その者が他人に漏らしたときは、防衛秘密を取扱う者が漏らしたより情状が軽いのであるからして、これは科刑を軽くする、半分にする、こういう意味におきまして、さような者は五年以下の懲役に処するという、この第三号で今申し上げましたように業務に関係ある者を罰して、そうして別に二項を設けまして、第二項には、業務に関係ない者は五年以下の懲役に処するというを一項これは加えたのでございます。こういたしますと、今非常に世間で問題になっております、例えば裁判官とか、弁護士とか、或いは検事、警察官とか、或いは国会議員が国会の決議によつてそういう工場を視察して秘密を領得するというようなものは、いわゆるこれを漏らしたとしても十年以下

の懲役でなくて五年以下の懲役と、こういうふうに二つに分けることが必要だと思つてこの修正をいたしたのでございます。

それからその次の第四条は、今と同じように原案には「業務により」とありますのを、第三条の「業務により」ということを修正したのと同じ意味におきまして「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者でその業務により」かように修正いたしたいのであります。そして科刑の点は同じようにやはり、「二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金」こういうふうに修正し、なお第四条に第二項を入れます。それはつまり業務により知得し、若しくは領有したものを過失により漏らしたのですが、そういう業務等によつて漏らした者以外に、第三条第二項を設けましたように、そういうような防衛秘密に関係のない者が漏らしたときにはどうするか、そこでこれはそういう場合にはやはりこれを過失によつて漏らしてもこれを処罰しなければならない。そうかと言つて一般に誰でもが過失によつて漏らしたときに罰するということは、これは政府当局の考えてもいないところであるという御説明でありますので、又私どももそこまで範囲を拡げて罰するということはよくないと思ひます。やはりここに「前項に掲げる者を除き、」即ち業務に関係ある者を除き、「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を」かようにいたしました。一般国民が全部包含しないということになつて業務により知得し若しくは領有した秘密ということになるのでありますから、即ち新聞記者とか或いは裁判官、検事、警察官、或いは国会議員というような、そういう業務によつて知得した者が過失によつて漏らしたときには、これを業務によつて知得した者が過失によつて漏らしたときよりも刑を軽くする必要があるので、「一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。」というように、かようにこれを修正補足いたしたのであります。

■ 町田充「一日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法—防衛秘密保護法解説」

○「三 業務上知得した領有した秘密を漏らす罪

(7) 政府原案では、単に「業務」とあり、「業務」とは、各人が社会上の地位に基き、継続して行ふ仕事をいうのであつて、公務はもちろん、その他の職業、営業を含むものとされていた。

従つて、「業務により」とは、自己の従事する業務に基因して、当然知るべくして知っていることであつて、新聞記者が偶然知得し、あるいは取材活動として探知したるものは、当然知るべくして知っているものとはいえないから、業務によりというには該当しない。これは、旧軍機保護法、旧国防保安法の国会審議の際及びその後の取扱においてもとられた解釈である。本法違反の被疑事件を担当する検察官、弁護士等がその刑事事件の手續の過程において知得することは、「業務により」に該当するが、担当者以外の者が偶然知得し、あるいは窃盗事件等他の事件の手續において知得することは、業務によりというに該当しないと解されていた。

このように、政府原案が、業務上の防衛秘密漏せつ罪を重く罰することとしたのは、業務上防衛秘密を知得し、又は領有している者は、公務員たるといなとを問わず、国の信頼を受けて、防衛秘密を託されているのであるから、かかる者がこれを漏らすことは、国家に対する不信行為であり、また、国家の国際

的信用を失墜することにもなるし、防衛秘密の漏えいの実害の甚大さにおいて、この罪より大きいものはないと考えたからである。漏せつの対象となる防衛秘密につき、不当な方法でなければ探知収集することができないようなものというように制限を設けず、すべての防衛秘密の漏せつを処罰することとしたのも、この趣旨からである。しかし、広く「業務」といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当ではないと考えられたので、前者についてのみ10年以下の懲役とし、後者については、単に防衛秘密を漏らした者として5年以下の懲役とするよう国会で修正されたものである。ここに「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、防衛庁の防衛秘密を担当する職員、MSA供与兵器の修理者等が含まれるのである。」(48・49頁)

○「第4条 (略)

(解説) (1) (前略) 本条にいう防衛秘密が通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないというようなものであることは、前条第一項第二号及び第三号並びに第二項の場合と同様である。政府原案では、ここに業務上知得領有した者のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者その他の業務を業務とする者とを区別していなかったのであるが、両者に対して同一の刑をもって臨むことは、前条について述べたと同様の趣旨から不適當と考えられたので、前者については二年以下の禁こ又は五万円以下の罰則、後者については、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金と刑を区別するよう国会で修正されたのである。後者には、本法違反事件を担当する警察官、検察官、裁判官等の係官、弁護士等が含まれるだろう。」(52・53頁)

【機2】秘密保全法制 法制局検討(130627)結果等の送付

1/1 ページ

【機2】秘密保全法制 法制局検討(130627)結果等の送付

内調職員191(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年6月27日 12:23

宛先: 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); 丸山 洋平(安危本室); [REDACTED]

Cc: 内調職員107(内閣情報調査室); 内調職員061(内閣情報調査室)

添付ファイル: ①130626法制局協議メモ.pdf (165 KB); ②法案概要(6月26日指摘後修正).pdf (131 KB); ③過去の漏えい事件における防衛秘密の提供.pdf (135 KB); ④別表の文言用例 (2段組).pdf (313 KB)

関係省庁担当者各位

いつも大変お世話になっております。内閣情報調査室の [REDACTED] と申します。

見出しの件につきまして、別添のとおり、結果概要と、昨日の指摘を受けて修正を施した法案概要を送付させていただきます。

なお、別添③及び④につきましては、2部長説明に当たり法制局から急遽作成を求められたもので、既に持ち込んでおります。これらについても参考までに送付させていただきます。

内閣情報調査室

総務部 [REDACTED]

〒100-8968 東京都千代田区

永田町1-6-1

Tel: 03-5253-2111(内線 [REDACTED])

Fax: 03-3592-2307

E-mail: [REDACTED]

683/710

2013/07/02

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になっていないものに限る。）であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者についてはこの限りでない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、当該行政機関に属さない職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる職員等の同意を得て、①外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下

- 同じ。との関係に関する事項（当該職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。
- イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- ロ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。
- ハ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応する。
- ニ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②適性を有するかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、国家公務員法の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
- ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
- イ 業務により特定秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）（検討中）
- (2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。
- (3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

- (1) 拡張解釈の禁止に関する規定
- 本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。
- (2) 施行期日に関する規定
- 公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。
- (3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

機密性2情報

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止（当該活動の抑止を含む。以下「外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止」という。）のための措置

- 又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他の外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に関し収集した重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ 外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動防止（テロ活動による被害の発生・拡大の防止（テロ活動の抑止を含む。以下「テロ活動防止」という。））のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロ活動防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロ活動防止に関し収集した重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

平成25年6月26日
内閣情報調査室

過去の防衛秘密漏えい事件における検察官への防衛秘密の提供について

平成20年に情報本部所属の一等空佐が、「中国潜水艦の動向」に関する情報を、防衛秘密に該当する情報を含むことを認識した上で、部外者に口頭により伝達した事件がある。当該事件については、警務隊が所要の捜査を行い、東京地検に被疑者を書類送検したが、防衛省は東京地検に対し、防衛秘密として指定された、本件漏えいの元となった中国潜水艦の動向について記載された文書を送致している。これは、東京地検に対して、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第3項の規定に基づく防衛秘密の取扱いの業務を行わせたものではなく、防衛秘密を開示することによって得られる公益性に鑑み、防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）第29条第1項に基づき防衛大臣の承認を得て、防衛秘密を伝達したものである。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2～6 （略）

○防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）（抄）

（外部への交付及び伝達）

第29条 法第96条の2第3項に規定する場合のほか、防衛省以外の者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。

2～4 （略）

別表に用いられている文言の用例

特定秘密の保護に関する法律案 別表	用例
<p>第一号（防衛に関する事項）</p> <p>イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究</p> <p>ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報</p> <p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究</p> <p>ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む）及びこれらにおいて同じ。）の種類又は数量</p> <p>ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法</p> <p>ト 防衛の用に供する暗号</p> <p>チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法</p> <p>リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法</p> <p>又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）</p>	<p>第一号（防衛に関する事項）に用いられている文言の例</p> <p>○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）</p> <p>別表第四（第九十六条の二関係）</p> <p>一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究</p> <p>二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報</p> <p>三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究</p> <p>五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む）及び第九号において同じ。）の種類又は数量</p> <p>六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法</p> <p>ト 防衛の用に供する暗号</p> <p>チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法</p> <p>九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法</p> <p>十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）</p>
<p>第二号（外交に関する事項）</p> <p>イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容</p>	<p>「安全保障」の例</p> <p>○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）</p> <p>（委員の任命）</p> <p>第九十五条 委員は、人格が高潔であつて、安全保障に関する識見を</p>

有し、かつ、第三条约その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、防衛大臣が任命する。

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

ロ 二 (略)

ニ 二十九 (略)

○国家安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(平成二十五年六月七日閣議決定)(抄)(注：下線部は改正部分)

国家安全保障会議設置法

(設置)

第一条 日本国の安全保障(以下「国家安全保障」という。)に関する重要な事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議(以下「会議」という。)を置く。

「外国の政府」又は「国際機関」の例

○海外の文化遺産の保護に関する国際的な協力の推進に関する法律(平成十八年法律第九十七号)(抄)

(国際的協調のための施策)

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

○不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)(抄)
(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)

第十八条(略)

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一、四(略)

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であつて、これらの機関から委任されたものに従事する者

「外国(の)政府(….)との交渉・協力」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)に関する事務の処理に関すること。

二 三(略)

「国際機関との交渉」

○公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)(抄)

(特定歴史公文書等の請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている

場合

イ・ロ (略)

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ (略)

二〇五 (略)

二〇三 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号) (抄)

(保有個人情報の開示義務)

第四條 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」といふ)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることに関する情報

二 五〇七 (略)

「国際機関との(…)協力」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) (抄)

(所掌事務)

第四條 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

秘密保持2情報

(第二号イの続き)

- 一・二 (略)
- 三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み(以下「国際機関等」という。)への参加並びに国際機関等との協力に関する事。
- 四 二十九 (略)

「...の方針」の例

○会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)
第三百九十条 (略)

- 2 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第三号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

一・二 (略)

- 三 監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定
- 四 (略)

○景観法(平成十六年法律第百十号)(抄)

第八条

- 2 景観計画(略)は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

- 三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の申請書は、景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。

四 (略)

3 11 (略)

「交渉の内容」の例

○保険業法(平成七年法律第百五号)(抄)
(保険契約の承継等の申込み)

(第二号イの続き)

ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(第一号イ若しくは二、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。)

第二百六十七条 (略)

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

3・4 (略)

「協力の内容」の例

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)(抄)

(特定研究開発等計画の認定)

第四条 (略)

2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三 (略)

三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十号)

第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)その他の者(以下「協力者」といす。)がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその協力の内容

四 (略)

3 (略)

「安全保障」の例

別表第二号イの用例に記す

「貨物の輸出又は輸入の禁止」の例

○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)(抄)第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該

違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一、三十一 (略)

三十二 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

三十三 (略)

2 (略)

「実施する(…)措置」の例

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「周辺事態」という。)に対処して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

「措置(…)」の例

○官公庁施設の建設に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号) (抄)

第八條 (保安上又は防火上の安全を確保する庁舎に対する措置)

2 各省各庁の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対して、これに対する措置の方針を通知し、且つ、その措置をしたときはその結果を通知しなければならない。

「安全保障」の例

ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護す

ることが必要な情報その他の重要な情報（第一号口、第三号口又は第四号口に掲げるものを除く。）

別表第二号イの用例に記載。

「条約その他の国際約束」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 条約その他の国際約束の締結に関すること。

五 二十九 （略）

「条約その他の国際約束に基づき」の例

○独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）（抄）

（業務の範囲）

第三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 三 （略）

二 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等が事業活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であつて、当該事業活動の地域を当該国民等が対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号及び第四十二号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、援助するため、次の業務を行うこと。

イ （略）

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ 二 （略）

五 九 （略）

二 三 （略）

(第二号ハの続き)

ニハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する
略号

「保護することが必要な」の例

○環境基本法(平成五年法律第九十一号) (抄)

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 採捕、損傷その他の行為であつて、保護することが必要な野生

生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護

に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するた

めに必要な規制の措置

五 (略)

2 (略)

「ニに掲げる情報の収集整理又はその能力」の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

○外務省本省の例

(第二号ホの続き)

第六条 外務省に、在外公館を置く。
2・3 (略)

「…との間の通信」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第三百七十七号)(抄)

(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)

第十五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人又は宗教の職にある者(傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。)(との間の通信)については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

○電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)(抄)

船舶又は航空機に開設した外国の無線局)

第四百二条の四 (略)

前項の無線局は、次に掲げる通信を行う場合に限り、運用することができる。

- 一 電波の伝送を行うことを目的とする無線局との間の通信
- 二 電波の伝送を行うことを目的とする無線局との間の通信
- 三 (略)

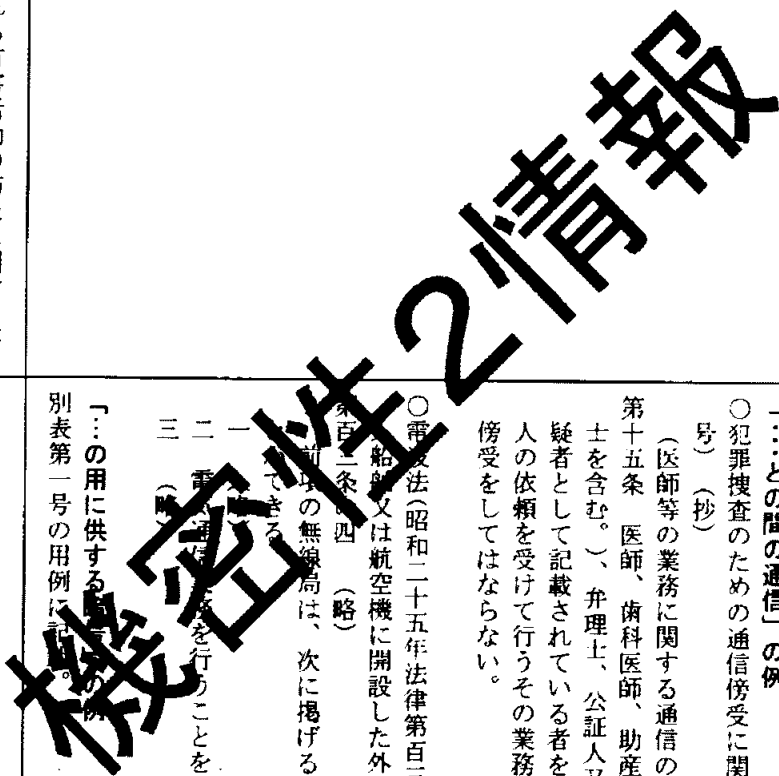
「…の用に供する」の例
別表第一号の用例に記す。

「…の利益を図る目的で」の例

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第四百十七号)(抄)

第二号(外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に関する事項)

イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止(当該活動の抑止を含む。以下「外国の利益を図る目的で行わ



れる有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

（役員又は構成員等の禁止行為）
第九条（略）

2 前条に規定する処分を受けている団体の役員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 四（略）

五 当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該団体の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ること。

3（略）

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

第三十一条の二 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して事業の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において「威力利用資金獲得行為」という。）を行つて他人の生命、身体又は財産を侵害したとき、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

一（略）

二 当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者が専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによつて行われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当該代表者等に過失がないとき。

「安全への（に対する）脅威」の例

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっており、その脅威は近隣の我が国にとつて特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第千八百七十四号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定め、ことにより、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第百二十八号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐり同理事会決議による当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を相手とする北朝鮮の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

「被害の発生（…）の防止」の例

○消費者安全法（平成二十二年法律第五十号）（抄）

（消費者への注意喚起）

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起

する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2・3 (略)

「抑止」の例

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、海に開かれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為の抑止に効率的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

○警察官職務執行法(昭和三十二年法律第三十六号)(抄)

(武器の使用)

第七条 警察官は、職務上必要と認めるときは、逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は職務上必要な行為の遂行に對する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要な限度において、武器を使用することができる。
但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条(正当防衛)若しくは同法第三十七条(緊急避難)に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一・二 (略)

「…のための措置又は」の例

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号) (抄)

(指導及び助言)

第二十二條 国及び都道府県は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、承認企業立地計画に係る企業立地のための措置又は承認事業高度化計画に係る事業高度化のための措置を適確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

「措置(…)に関する計画」の例

○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号) (抄)
(政府実行計画等)

第二條の二 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「政府実行計画」という。)を策定するものとする。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号) (抄)

(事業の廃止に伴う措置)

第十二條の六

2 製錬事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 9 (略)

「計画若しくは研究」の例

(第二号イの続き)

ロ 外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に関し国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他の外国の利益を図る目的で行われる有害活動の防止に関し収集した重要な情報

別表第一号の用例に記載。

「…の利益を図る目的で」の例
別表第三号イの用例に記載。

「国際機関：…外国の行政機関」の例

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）
（国際課）

第十二条 国際課においては、次の事務をつかさどる。

一 (略)

二 所管行政に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

三 (略)

（防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）
（防衛政策局の所掌事務）

防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

六 (略)

七 防衛省及び防衛庁の行政機関その他の機関との渉外に関すること。

八 (略)

「…から得た情報」の例

○消費者安全法（平成四年法律第五十号）（抄）
（消費者委員会の勧告等）

第四十三条 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

2 (略)

(第二号口の続き)

ハ コに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 外国の利益を図る目的で行われる有害な活動の防止の用に供する
暗号

第四号 (テロ活動防止に関する事項)

イ テロ活動防止 (テロ活動による被害の発生・拡大の防止 (テロ活動の抑止を含む。以下「テロ活動防止」という。)) のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

※ 「テロ活動」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。

「…に関し収集した…情報その他の(…)重要な情報」の例
別表第一号の用例に記載。

「…に掲げる情報の収集整理又はその能力」の例
別表第一号の用例に記載。

「…の利益を図る目的で」の例
別表第三号イの用例に記載。

「…の用に供する暗号」の例
別表第一号の用例に記載。

「被害の発生(…)拡大の防止」の例
「抑止」の例

「…のための措置又は」の例
別表第一号の用例に記載。

「計画若しくは研究」の例
別表第一号の用例に記載。

「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で(…)人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号) (抄)
(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若

(第四号イの続き)

ロ テロ活動防止に関し国際機関又は外国の行政機関等から得た情報
その他のテロ活動防止に関し収集した重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ テロ活動防止の用に供する暗号

しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える
目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行
為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の
必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護の
ため部隊等の出動を命ずることができる。

2・3 (略)

「国際機関…外国の行政機関」の例

「…から得た情報」の例
別表第三号ロの用例に記載。

「…に関し収集した…情報その他の(…)重要な情報」の例
別表第一号の用例に記載。

「…に掲げる情報の収集整理又はその能力」の例
別表第二号の用例に記載。

「…の暗号」の例
別表第一号の用例に記載。

機密性2情報

RE: 質問に対する回答について

1/1 ページ

RE: 質問に対する回答について

送信日時: 2013年6月27日 15:24
宛先: 内調職員061(内閣情報調査室)
Cc: [Redacted]
添付ファイル: [防衛省]意見等(250627).docx (21 KB)

内調 [Redacted] 様
大変お世話になります。
昨日頂いた回答につきまして、添付のとおり、再意見を提出させていただきます。
よろしくお取り計らい願います。

防衛省防衛政策局調査課
情報保全企画室総括・保全班

代表) 03-3268-3111
内線) [Redacted]

-----Original Message-----

From: [Redacted]
Sent: Wednesday, June 26, 2013 4:26 PM
To: [Redacted]
Cc: [Redacted]
Subject: 質問に対する回答について

[Redacted] 様

(cc [Redacted] 様)

いつも大変お世話になっております。先般当室に対する回答を添付しましたので、よろしくご査収願います。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

[Redacted]
〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL: 03-5253-2111 (内線: [Redacted])
E-Mail: [Redacted]
.....

平成25年6月27日
防衛省防衛政策局調査課

内閣情報調査室 御中

秘密保全法制に係る意見等の提出について

平成25年6月26日に貴室からいただいた回答に対し、以下のとおり、再意見を提出させていただきますので、よろしくお取り計らい願います。

(当省からの既意見)

5. これまで、当省としては、別表第1号の「防衛に関する事項」を新法第3条第1項第1号に基づき「防衛」上の秘匿の必要性から「特定秘密」に指定するに当たっては、防衛省はこれを単独で指定できるものの、防衛省以外の行政機関がこれを行うときは、事前に、防衛省に指定に係る協議を行っていただくよう意見を提出してきたところ、この点については、貴室において、本法の運用に当たり、このことを各省庁に対し周知・徹底していただくものと承知しております。

先般、内閣法制局第2部長より、「特定秘密」の指定の観点「防衛」、「テロリズム等防止」及び「安全保障」の3つから（本法第3条第1項部分）、「安全保障」で一括りするよう指摘があったが、指定の運用上の混乱を局限する観点から、当省としては、引き続き、「特定秘密」の指定の観点（新法第3条第1項）は、「防衛」、「外交」及び「テロリズム等防止」の3つを設けていただきたいと考える。

6. 別表第1号の「防衛に関する事項」を「特定秘密」に指定する際と、別表第2号の「外交に関する事項」を安全保障のうち「防衛」の観点で「特定秘密」に指定するに当たっては、

① 防衛省はこれを単独で指定できること

② 防衛省以外の行政機関がこれを行うときは、事前に、防衛省に指定に係る協議を行うこと

を貴室において、本法の運用に当たり、このことを各省庁に対し周知・徹底していただきたい。

(上記の既意見に対する貴室からの回答)

法案概要（3枚）のご指摘の部分については、6月14日の内閣法制局における協議を受けて「安全保障」としたものであり、当該協議においては、当方より、これまでの貴省の懸念を踏まえ、防衛に関する事項は防衛の観点から指定するという考え方を取っており、支障を与えるおそれを安全保障でまとめると、例えば、テロリズム等防止の観点から防衛に関する事項を指定できる

のではないかといった懸念が生じる旨述べたところ、法制局担当参事官から、防衛に関する事項は防衛の観点から指定することになるのは自明であり、指定の考え方自体は、これまでの考え方を変える必要はないとの考え方が示されました。したがって、特定秘密を指定するに際して、防衛に関して重要かどうかは、貴省と防衛政策を含めた重要政策の総合調整等をつかさどる内閣官房しか判断できないということではないか（平成24年4月25日の内閣法制局担当参事官の指摘）という点について変更はなく、法案概要（3枚）の当該部分は「安全保障」を維持させていただきます。

また、以上の趣旨については、今後、本法の運用に当たり、各省庁に対して周知・徹底することも踏まえ、検討して参ります。
なお、平成25年6月18日付けで貴省から頂いた、上記5.のご意見と同趣旨のご意見への回答も、以上の回答をもって代えさせていただきます。

（上記の貴室からの回答に対する当省の再意見）

1 貴室からの御回答により、内閣法制局参事官の御見解（防衛に関する事項は防衛の観点から指定することになるのは自明であり、指定の考え方自体は、これまでの考え方を変える必要はないとの考え方）は理解しましたが、防衛省としては、これまで防衛秘密制度を運用してきており、新法施行後も引き続き、防衛に関する事項を我が国の防衛の観点から指定することとなることに加え、防衛省以外の省庁が防衛の観点から指定しようとする際には、必ず、事前に、防衛省に協議していただくよう徹底していただきたいと考えています。

このことを踏まえ、指定の運用上の混乱を局限する観点から、少なくとも、当該「安全保障」の規定の前に「防衛」を例示していただきたい。

2 特定秘密への指定の観点が「安全保障」に一括りにされる案が作成されて以降の貴室との意見交換を踏まえると、別表第1号は言うまでもなく、また、別表第2号も勿論のことであるが、別表第3号及び第4号についても、我が国の防衛の観点から特定秘密に指定し得るものと考えられます。

したがって、別表第3号及び第4号の事項を安全保障のうち「防衛」の観点で「特定秘密」に指定するに当たっては、

- ① 防衛省はこれを単独で指定できること
- ② 防衛省以外の行政機関がこれを行うときは、事前に、防衛省に指定に係る協議を行うこと

を貴室において、本法の運用に当たり、このことを各省庁に対し周知・徹底していただきたい。